

ルトキ

三、作業ニ必要ナル圖面、傳票等ヲ紛失又ハ毀損シタルトキ

第四十五條 作業ニ關シテハ所屬係員以外ノ人ト直接應答シ又ハ自己ノ作業ナキ場所ニ立入ルヘカラス

第四十六條 仕様書、圖面若クハ作業傳票ニ加筆シ又ハ張りニ他人ニ示シ若クハ謄寫スヘカラス

第四十七條 自己ノモノタルト他人ノモノタルトヲ問ハス私用ニ屬スル物品ヲ製造シ又ハ修理スヘカラス

第四十八條 作業時間中左ノ行為ヲ嚴禁ス  
一、喫煙、雜談、放歌若クハ演說ヲナシ又ハ印刷物ヲ配付スル等他人ノ作業ヲ妨害スルコト  
二、張りニ自己ノ作業所ヲ離レ又ハ所定ノ場所以外ニ於テ作業ヲ爲スコト

三、作業ニ必要ナキ火氣ヲ使用スルコト  
四、勝手ニ休憩シ又ハ碁、將棋其他ノ遊戯ヲナスコト

第四十九條 不注意ニ因リ不良品ヲ製作シタル場合ニハ該職ノ上作業者ノ自費ヲ以テ改修若クハ代品ノ製作ヲ命スルコトアルヘシ

第五十條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ急病其他不時ノ災厄ニ罹リタルモノアルトキハ直チニ之ヲ係員ニ申出ツヘシ

第五十一條 工場法施行規則第八條ニ揭ケル疾病ニ罹リ又ハ工場衛生上若クハ本人ノ健康上就業ヲ有害ナリト認ムルコトアルヘシ

### 第六章 衛生及災害防止

第五十二條 工場内ニ於テ痰壺以外ニ痰ヲ吐キ一定ノ場所以外ニ於テ洗面手洗等ヲナシ又ハ汚水ヲ捨ツルヘカラス

第五十三條 保健ノ必要上隨時健康診断所又ハ防疫注射ヲ行フ此場合正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十四條 會社ニ差出ス病氣診斷書ハ已ムテ得サル場合ノ外ハ會社診療所發行ノモノタルコトヲ要ス然ラサル場合ニハ更ニ診療所ヲシテ檢診セシムルコトアルヘシ

第五十五條 工場内ニ於テ危險ト認ムヘキ作業所又ハ機械器具ニ對シテハ居常細心ノ注意ヲ拂ヒテ危險ヲ防止スヘシ

第五十六條 火氣ハ嚴重ニ注意シ焚火等ヲナササルハ勿論喫煙ト雖モ所定ノ場所以外ニ於テナスヘカラス

第五十七條 電氣、瓦斯其他引火シ易キ藥品ノ取扱ニ對シテハ特ニ注意シ若シ異狀ヲ發見シタルトキハ係員ニ急報スルト共ニ適當ノ處置ヲナスヘシ

第五十八條 工場内ニ掲ケラレタル災害防止規則及安全規則ハ嚴格ニ遵守スヘシ

第五十九條 左ノ場合ニハ該職ノ上臨時賞與金ヲ支給ス  
一、作業ニ關スル機械工具ヲ發明又ハ改良シ審査實驗ノ結果有効ト認メラレタルトキ  
二、加工方法其他作業能率ノ増進ニ關シテ有益ナル方法又ハ材料若クハ消耗品ノ節約ニ關スル有効ナル

第六十條 職務ニ勉勵シ成績良好ナル者ニハ毎半年期ノ決算ヲ終リタル後工數、皆勤等ヲ除キ上賞與金ヲ支給スルコトアルヘシ

第六十一條 一ヶ月間ニ於テ缺勤、遅刻、外出及早退皆無ノ者ニハ別ニ定メタル皆勤手当ヲ支給ス但左記各號ノ一ニ該當スル場合ニハ皆勤手当給與ニ關スル事故ノ計算ニ加算セサルモノトス  
一、徴兵檢査及簡閱點呼ノ當日缺勤シタル場合  
二、徹夜作業ノ翌日休養シタル場合  
三、選舉權行使ノ爲メ遅刻、外出又ハ早退ヲ願出テ許可セラレタル場合

第六十二條 懲戒處分ハ讀責、減給、出勤停止及解雇ノ四種トス  
讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

トキハ期間ヲ定メテ休業ヲ命スヘシ

第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ讀責、減給若クハ出勤停止ノ處分ヲナス  
一、本規則ニ違反シタルトキ  
二、遅刻一ヶ月間十回以上ニ及ビタルトキ  
三、無届缺勤六日以上ニ及ビタルトキ  
四、出勤簿ノ捺印ヲ他人ニ依頼シ又ハ他人ノ依頼ヲ受ケテ之ヲナシタルトキ  
五、窃ニ構外ニ出テ又ハ所定ノ出入口以外ヨリ出入シタルトキ  
六、工場内ニ於テ不正行爲又ハ賭博若クハ之ニ類スル行爲アリタルトキ  
七、工場内ニ於テ風紀ヲ紊ス行爲アリタルトキ  
八、許可ヲ得スシテ工場内ニ於テ集會ヲナシタルトキ  
九、張りニ會社ノ掲示ヲ剽シ或ハ塗抹シ若クハ所定ノ場所ト雖モ許可ヲ得スシテ掲示ヲナシタルトキ

第六十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ即時解雇ス  
但シ情狀ニ依リテハ第六十二條第三項若クハ第四項ヲ適用スルコトアルヘシ  
一、氏名又ハ經歷ヲ詐リ其他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルトキ  
二、會社ノ仕様書、圖面其他ノ用品ヲ窃ニ持出シ又ハ持出サントシタルトキ  
三、作業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ曝露シタルトキ  
四、暴行ヲ敢テシ又ハ不法ニ脅迫ヲナシタルトキ

第六十三條 方法ヲ考案シタルトキ  
三、災害又ハ危險ノ起ルヘキ異狀ヲ發見シテ之ヲ未然ニ防止シ若クハ其ノ損害ヲ輕減セシメタルトキ  
四、火災其他非常ノ際ニ人命ヲ救助シ其他拔群ノ傑作ヲナシタルトキ

第六十四條 手當ヲ支給セス  
第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ讀責、減給若クハ出勤停止ノ處分ヲナス  
一、本規則ニ違反シタルトキ  
二、遅刻一ヶ月間十回以上ニ及ビタルトキ  
三、無届缺勤六日以上ニ及ビタルトキ  
四、出勤簿ノ捺印ヲ他人ニ依頼シ又ハ他人ノ依頼ヲ受ケテ之ヲナシタルトキ  
五、窃ニ構外ニ出テ又ハ所定ノ出入口以外ヨリ出入シタルトキ  
六、工場内ニ於テ不正行爲又ハ賭博若クハ之ニ類スル行爲アリタルトキ  
七、工場内ニ於テ風紀ヲ紊ス行爲アリタルトキ  
八、許可ヲ得スシテ工場内ニ於テ集會ヲナシタルトキ  
九、張りニ會社ノ掲示ヲ剽シ或ハ塗抹シ若クハ所定ノ場所ト雖モ許可ヲ得スシテ掲示ヲナシタルトキ

第六十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ即時解雇ス  
但シ情狀ニ依リテハ第六十二條第三項若クハ第四項ヲ適用スルコトアルヘシ  
一、氏名又ハ經歷ヲ詐リ其他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルトキ  
二、會社ノ仕様書、圖面其他ノ用品ヲ窃ニ持出シ又ハ持出サントシタルトキ  
三、作業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ曝露シタルトキ  
四、暴行ヲ敢テシ又ハ不法ニ脅迫ヲナシタルトキ

第六十六條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

トキハ期間ヲ定メテ休業ヲ命スヘシ

第五十二條 工場内ニ於テ痰壺以外ニ痰ヲ吐キ一定ノ場所以外ニ於テ洗面手洗等ヲナシ又ハ汚水ヲ捨ツルヘカラス

第五十三條 保健ノ必要上隨時健康診断所又ハ防疫注射ヲ行フ此場合正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十四條 會社ニ差出ス病氣診斷書ハ已ムテ得サル場合ノ外ハ會社診療所發行ノモノタルコトヲ要ス然ラサル場合ニハ更ニ診療所ヲシテ檢診セシムルコトアルヘシ

第五十五條 工場内ニ於テ危險ト認ムヘキ作業所又ハ機械器具ニ對シテハ居常細心ノ注意ヲ拂ヒテ危險ヲ防止スヘシ

第五十六條 火氣ハ嚴重ニ注意シ焚火等ヲナササルハ勿論喫煙ト雖モ所定ノ場所以外ニ於テナスヘカラス

第五十七條 電氣、瓦斯其他引火シ易キ藥品ノ取扱ニ對シテハ特ニ注意シ若シ異狀ヲ發見シタルトキハ係員ニ急報スルト共ニ適當ノ處置ヲナスヘシ

第五十八條 工場内ニ掲ケラレタル災害防止規則及安全規則ハ嚴格ニ遵守スヘシ

第五十九條 左ノ場合ニハ該職ノ上臨時賞與金ヲ支給ス  
一、作業ニ關スル機械工具ヲ發明又ハ改良シ審査實驗ノ結果有効ト認メラレタルトキ  
二、加工方法其他作業能率ノ増進ニ關シテ有益ナル方法又ハ材料若クハ消耗品ノ節約ニ關スル有効ナル

### 第七章 賞 罰

第六十條 職務ニ勉勵シ成績良好ナル者ニハ毎半年期ノ決算ヲ終リタル後工數、皆勤等ヲ除キ上賞與金ヲ支給スルコトアルヘシ

第六十一條 一ヶ月間ニ於テ缺勤、遅刻、外出及早退皆無ノ者ニハ別ニ定メタル皆勤手当ヲ支給ス但左記各號ノ一ニ該當スル場合ニハ皆勤手当給與ニ關スル事故ノ計算ニ加算セサルモノトス  
一、徴兵檢査及簡閱點呼ノ當日缺勤シタル場合  
二、徹夜作業ノ翌日休養シタル場合  
三、選舉權行使ノ爲メ遅刻、外出又ハ早退ヲ願出テ許可セラレタル場合

第六十二條 懲戒處分ハ讀責、減給、出勤停止及解雇ノ四種トス  
讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第六十三條 方法ヲ考案シタルトキ  
三、災害又ハ危險ノ起ルヘキ異狀ヲ發見シテ之ヲ未然ニ防止シ若クハ其ノ損害ヲ輕減セシメタルトキ  
四、火災其他非常ノ際ニ人命ヲ救助シ其他拔群ノ傑作ヲナシタルトキ

第六十四條 手當ヲ支給セス  
第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ讀責、減給若クハ出勤停止ノ處分ヲナス  
一、本規則ニ違反シタルトキ  
二、遅刻一ヶ月間十回以上ニ及ビタルトキ  
三、無届缺勤六日以上ニ及ビタルトキ  
四、出勤簿ノ捺印ヲ他人ニ依頼シ又ハ他人ノ依頼ヲ受ケテ之ヲナシタルトキ  
五、窃ニ構外ニ出テ又ハ所定ノ出入口以外ヨリ出入シタルトキ  
六、工場内ニ於テ不正行爲又ハ賭博若クハ之ニ類スル行爲アリタルトキ  
七、工場内ニ於テ風紀ヲ紊ス行爲アリタルトキ  
八、許可ヲ得スシテ工場内ニ於テ集會ヲナシタルトキ  
九、張りニ會社ノ掲示ヲ剽シ或ハ塗抹シ若クハ所定ノ場所ト雖モ許可ヲ得スシテ掲示ヲナシタルトキ

第六十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ即時解雇ス  
但シ情狀ニ依リテハ第六十二條第三項若クハ第四項ヲ適用スルコトアルヘシ  
一、氏名又ハ經歷ヲ詐リ其他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルトキ  
二、會社ノ仕様書、圖面其他ノ用品ヲ窃ニ持出シ又ハ持出サントシタルトキ  
三、作業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ曝露シタルトキ  
四、暴行ヲ敢テシ又ハ不法ニ脅迫ヲナシタルトキ

第六十六條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第六十七條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第六十八條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第六十九條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十一條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十二條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十三條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十四條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十五條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十六條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

第七十七條 讀責ハ懲戒事項ニ對シテ始末書ヲ徴シ且將來ニ對シテ戒告ヲナス  
減給ノ額ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ五分ヲ超エサル範圍ニ於テ一日ニ付日給ノ半額以內トス  
出勤停止ノ期間ハ懲戒事項ノ輕重ニ依リ七日以內トシ其ノ期間中ハ賃金ヲ支給セス  
懲戒處分ニ依ル解雇ニ對シテハ豫告ヲナサス又ハ解雇

- 五、刑罰ニ觸レタルトキ
- 六、故意ニ工場ノ機械、器具其他ノ設備ヲ破壊シテ會社ニ損害ヲ加ヘタルトキ
- 七、故意ニ工場ノ秩序ヲ亂シ又ハ會社ノ信用ヲ毀ルル行爲アリタルトキ
- 八、故意ニ危害豫防ニ關スル規則又ハ指揮命令ニ違反シタルトキ
- 九、數回制裁ヲ加フルモ尙改悛ノ見込ナキトキ
- 十、正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤十四日以上ニ及ヒタルトキ
- 十一、許可ヲ得スシテ在籍ノ儘他ノ雇傭ニ應シタルトキ
- 十二、其他職工ノ實ニ歸スヘキ事由ニ依リ己ムコトヲ得サルトキ

附 則

第六十五條 本規則ハ大正十五年七月一日ヨリ實施ス  
第六十六條 本規則ニ明文ナキ事項ハ工場法及關係法令ノ定ムル所ニ依ル

厚友會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ沖電氣株式會社厚友會ト稱シ會社保護ノ下ニ會員及其ノ家族ヲ救濟スルヲ以テ目的トス  
第二條 本會ハ沖電氣株式會社製作部研究部技術部所屬員ヲ以テ組織ス

第三條 前條ノ所屬ニ就職シタル者ハ本會員タルノ義務アルモノトス

第四條 會員ヲ分チ左ノ二種トス

一、特別會員

特別會員トハ本會ノ總旨ニ賛シ金員其他ノ物資ヲ本會ニ寄附シ又ハ本會ニ對シ特ニ功勞アルモノニシテ委員會ニ於テ推薦シタル者ヲ云フ

第五條 會員ハ左ノ場合ニ於テ資格ヲ失フ

一、死亡シタル時

一、第二條ノ所屬部以外ニ轉任シタル時

一、會社又ハ自己ノ都合ニヨリ退職シタル時

第二章 役 員

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、委員長 一名

一、委員 三十六名以内

內職員 六名以内(但シ委員長ヲ含ム)

職員 七名以内

職工 二十名以内

定夫見習生 三名以内

一、會計係 一名(職員委員)

一、書記 三名以内

第七條 本會會長ハ沖電氣株式會社製作部長之ニ任ス

第八條 本會委員長ハ職員委員中ヨリ全委員ノ互選ニヨリ當選者ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 委員ハ總會員中ヨリ選舉シ會計係及ヒ書記ハ會長之ヲ任命ス

第十條 職員及備員並ニ職工定夫見習生ハ其ノ會員中ニ於テ第六條ノ割合ニ則リ委員ヲ選舉シ其ノ選出人員數ハ常務委員會之ヲ定ム

第十一條 委員中ニ於テ常務委員ヲ互選ス其ノ選出區分及人員數ノ常務委員會之ヲ定ム

一、職員 四名以内

一、備員 三名以内

一、職工 九名以内

第十二條 會長ハ本會ノ會務ヲ統轄ス

委員ハ會長ヲ補佐シ會員ノ發議提案救濟等ニ關スル事項ヲ調査シ常務委員ニ報告ス

常務委員ハ前項ノ報告ヲ受ケ之ヲ審議シ會長ノ承認ヲ得テ之ヲ處理ス

會計係ハ會長ノ命ヲ承ケ會計事務ヲ處理ス

書記ハ會長ノ命ヲ承ケ本會ニ關スル總テノ記録文書ヲ處理ス

第十三條 委員會計係及書記ノ任期ハ一ヶ年トス但シ重任ヲ妨ケス

第十四條 委員缺員ヲ生シタル場合ハ次點者ヲ以テ補缺ス

會長ハ必要ト認ムルトキハ委員會ノ開催ヲ命スルコトヲ得

第十五條 委員會ニ於ケル議長ハ會長之ヲ兼リ會長事故マルトキハ委員長ヲシテ之レニ代ラシム

委員ハ必要アリト認メタル場合ハ其ノ過半數ノ同意ヲ得テ委員會ノ開催ヲ會長ニ求ムルコトヲ得

第十六條 委員會ハ決議ハ出席委員過半數以上ノ同意ヲ得テ決定ス

第三章 會 計

第十七條 本會會員ハ毎月金十二錢ヲ會費トシテ納付スルモノトス

但シ一ヶ月以上負傷疾病休業ノ場合ハ其休業中會費ヲ免除スルコトアルヘシ

既納ノ會費ハ返戻セサルモノトス

第十八條 會員ハ毎月末日ノ給料支拂日ニ於テ其月分ノ會費ヲ徴收スルモノトス

第十九條 會費 審附金、會社補助金(會員一名ニ付一ヶ月三十錢宛)及基本金ハ會長ノ指定シタル方法ニ依リ保管ス但シ預金スル場合ハ會長ノ名義ヲ以テス

第二十條 本會ノ基本金ヲ支出スル場合ハ委員會ノ決議ニ依ルモノトス

第二十一條 委員及書記ニ對シテハ一ヶ年左記ノ割合ヲ以テ報酬ヲ爲ス

委員 金二圓

常務委員 金五圓

本部書記 金十二圓

分工場書記 金七圓  
第二十二條 會費寄附金救濟金及諸費ノ收支計算ハ毎年一月十日迄ニ前年度分ノ計算書ヲ作り會社内ニ揭示報告スルモノトス

### 第四章 救濟

第二十三條 本會ニ於テ會員及家族ヲ救済スル場合並ニ金額左ノ如シ

- 一、會員死亡シタルトキ 金二十五圓
- 二、停年傷病又ハ老衰及死亡ノ爲メ退職シタルトキ或ハ會社ノ都合ニ依リ解雇セラレ若クハ製作部技術部研究部以外ニ轉動シタルトキハ勤続年數滿一ケ年ニ付金二圓五十錢ニ相當スル錢別金(但シ年端數ハ支給セス)
- 三、自己ノ都合ニ依リ退職ヲ願出許可セラレタルトキハ第二號ノ半額トス(但シ勤続年數滿一ケ年以上ノモノニ限ル)
- 四、火災水難其他不可抗ノ事變ニ罹リタルトキ見舞金(但シ水難ハ滿一ケ年ニ付一回限り)金三十圓以内
- 五、父母又ハ配偶者死亡シタルトキ 弔慰金 金二十五圓
- 六、子ノ死亡シタルトキ(但シ死産早産ニシテ産婆又ハ警察ノ證明アルモノヲ含ム) 弔慰金 金十圓

七、在職ノ儘始メテ兵役ニ服スル爲人替シタルトキ 錢別金 金十圓

但シ戰時召集入營ノ場合

錢別金 金二十圓

第二十四條 第二十三條ノ救濟期間ハ事件發生後滿一ケ年以内トシ第五號ノ父母又ハ配偶者及第六號ノ子ハ會員ト同一戸籍内ニアルヲ要シ分家シタル實父母ハ此ノ限りニアラス  
但シ同一戸籍内ニアラサル父母、配偶者又ハ子ト雖モ同棲一ケ年以上ニ亙リ扶養ノ義務ヲ盡シ居ルトキハ會員ノ届出ト委員ノ調査證明アルトキハ救済ヲ求ムルコトヲ得

第二十五條 第二十三條第四號ノ災厄ノ程度ハ所屬委員ニ於テ取調ヘ常務委員會ノ決議ニ依リ支給金額ヲ定メ第五號第六號ノ救済ヲ受クルモノハ戸籍謄本又ハ死亡診斷書ヲ提出スヘク第七號ノ場合ハ所屬委員ニ於テ召集令狀ヲ閲覧シタル後ニ支給スルモノトス

第二十六條 第二十三條第四號ニ該當スル會員ニシテ罹災以前ニ其住所ノ届出ナキモノハ見舞金ヲ支給セス  
但シ住所ヲ變更シテ二週間以内ニ事件發生シタルトキハ當該常務委員會ノ調査報告ニ基キ會長ノ承認ヲ求メ決定スルモノトス

第二十七條 第二十三條第一號弔慰金ヲ受クルモノノ順位左ノ如シ  
一、配偶者、子、父母、祖父母

## 第十五款 製造工業

- 大日本製糖株式會社……………(一三九九)
- 塩水港製糖株式會社……………(一三八二)
- 湯淺蓄電池製造株式會社……………(一三八五)
- ダンロップ護謨極東株式會社……………(一三八七)
- 森永製菓株式會社……………(一三九〇)

第十五卷 興業工業

森永製菓株式會社  
 大日本製糖株式會社  
 大日本製糖株式會社  
 大日本製糖株式會社

目次

大日本製糖株式會社

出身校別初任給……………(一五九)  
 職制及階級……………(一五九)  
 昇給、賞與、休暇……………(一五九)  
 職工共濟會……………(一六〇)  
 會則……………(一六〇)  
 共救會決算報告……………(一六〇)  
 職工賃金表……………(一六一)

鹽水港製糖株式會社

職工數及賃金……………(一六一)  
 昇給、賞與……………(一六一)  
 退職手當金……………(一六一)  
 恩給金……………(一六一)  
 職工扶助規程……………(一六一)  
 慶弔金……………(一六一)  
 懲戒規程……………(一六一)

湯淺蓄電池製造株式會社

出身校別初任給……………(一六四)  
 昇給……………(一六四)  
 階級……………(一六四)  
 賞與手當……………(一六五)  
 旅費……………(一六五)  
 諸施設……………(一六六)  
 職工賃金……………(一六六)

ダンロツプ

護謨極東株式會社

出身校別初任給……………(一六六)  
 賞與……………(一六六)  
 積立金……………(一六六)  
 職工賃金及賞與……………(一六六)  
 職工別賃金表……………(一六六)  
 獎勵金……………(一六六)  
 解雇手當……………(一六六)

# 森永製菓株式会社

就業規則

- 總則 (一五九)
- 雇傭 (一六〇)
- 入退場及欠勤 (一六〇)
- 就業、休憩、休日 (一六〇)
- 給料 (一六〇)
- 従業員ノ負擔 (一六一)
- 積立金 (一六一)
- 衛生 (一六二)
- 夜賞 (一六二)
- 懲戒 (一六三)
- 解雇 (一六三)
- 賞與 (一六三)
- 出資者ノ負擔 (一六三)

## 大日本製糖株式会社

### 目次

- 就業規則 (一六三)
- 賞與 (一六三)
- 出資者ノ負擔 (一六三)
- 衛生 (一六二)
- 夜賞 (一六二)
- 懲戒 (一六三)
- 解雇 (一六三)
- 賞與 (一六三)
- 出資者ノ負擔 (一六三)
- 衛生 (一六二)
- 夜賞 (一六二)
- 懲戒 (一六三)
- 解雇 (一六三)
- 賞與 (一六三)
- 出資者ノ負擔 (一六三)

# 大日本製糖株式会社

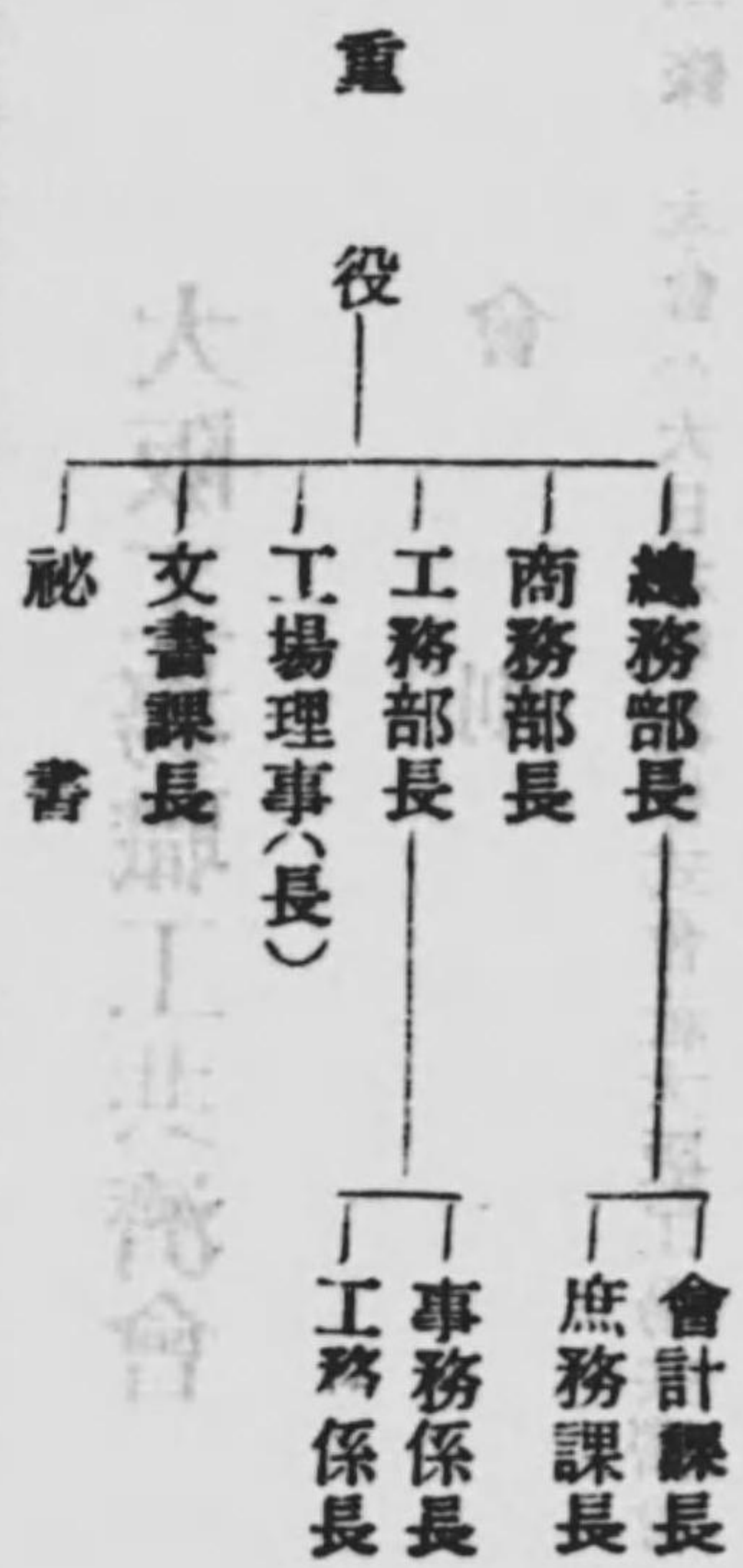
本社 東京府南葛飾郡砂町  
 營業所 東京市丸之町二丁目一八

## 各出身學校別初任給

帝國大學	初給	月俸 2,500程度
各私立大學	初給	月俸 2,000程度
(大學令ニ依ル)		
私大專門部	初給	月俸 1,500程度
專門學校	初給	月俸 1,000程度
中等學校	初給	月俸 800程度

專門學校以上ニシテ採用セル場合ハ當初事務員補又ハ技手補トシテ採用シ其ノ人物ノ成績手腕等ニ依リ多少ノ差異アルモ二年内外ニシテ事務員又ハ技手ニ昇給セシム

## 職制及階級



大日本製糖株式会社

### 重役

事務員—事務員補—雇員—備員  
 技師—技手—技手補—工手

### 昇給

一定ノ昇給規定ナキモ其ノ人物手腕成績等ヲ考慮シテ二年乃至三年ニテ俸給ノ一割内外ノ昇給ヲ爲ス

### 賞與

年二回六月及十二月ニ行ヒ半期間ニ俸給ノ二ヶ月乃至三ヶ月程度ノ賞與ヲ給與ス賞與ノ算定方法ハ左記ニ依リ之ヲ決定ス

勤務日數×一定率×月俸額

### 休暇

内地勤務者 一年間ニ 七日間  
 臺灣勤務者 二年間ニ 一ヶ月  
 (但シ往復日數ヲ除ク)

### 忌引及弔慰金

父母妻子	忌引	弔慰金
兄弟姉妹	七日	三十圓
祖父母	五日	二十圓

但シ事情ニ依リテ弔慰金ニ代ヘ花輪等ヲ以テスルコトアリ

### 大阪工場職工共濟會

#### 會 則

- 第一條 本會ハ大日本製糖株式會社大阪工場共濟會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員互ニ福福相分ツテ以テ目的トス
- 第三條 當工場本職工及雜員(雇員ヲ除ク)ハ本會ニ加入スヘキモノトス
- 第四條 會費ハ昭和二年一月分ヨリ之ヲ徵收セス
- 第五條 新ニ會員ニ加入セシモノハ入會金壹圓ヲ納付スヘシ
- 第六條 既納ノ會費及入會金一切還付セス
- 第七條 會員ハ當工場ヲ退職ト同時ニ其資格ヲ失フモノトス
- 第八條 本會ハ昭和二年一月一日現在ノ基金及之ヨリ生スル利息並ニ入會金ヲ以テ維持スルモノトス
- 第九條 基金ハ當社記念預金ニヨリ管理ス一割ノ利息ヲ附ス
- 第十條 每年四月十月各末日ヲ以テ決算ヲ行ヒ會員ニ報告スルモノトス
- 第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一 會長(理事) 一名
  - 一 副會長(工務長) 一名
  - 一 委員(會員ノ所屬スル職員) 若干名
- 第十二條 會長ハ會ニ關スル一切ノ事項ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ニ代ルモノトス
- 委員ハ會ニ關スル諸般ノ會務ヲ處理スルモノトス

- 一 會員結婚ノ場合
- 二 會員出產ノ場合
- 三 社員現役入隊ノ場合
- 四 會員出征ノ場合
- 五 會員災害ニ罹リシ場合
- 但シ被害ノ程度ニヨリ救濟ノ必要アリト認めシ場合ニ限ル
- 六 會員ノ父母夫妻子醫療ニ週間以上ノ場合
- 但内縁ハ同居者ニ限ル
- 七 會員ノ父母夫妻子死亡ノ場合
- 但内縁ハ同居者ニ限ル
- 以上各一件毎ニ金五圓ヲ支給ス
- 第十四條 本會ハ調査上必要アル場合其事實ヲ證明スヘキ書類ヲ徵スル事アルヘシ
- 第十五條 第十三條第六項ノ場合ニ於テ其長期ニ亘ル者ニ對シテハ最初ハ規定ニヨリ支給シ次回以後ハ事情ニヨリ應分ノ支給ヲ爲ス事アルヘシ
- 第十六條 支給金ヲ受クヘキ事由生シタル時ハ遲滞無ク所屬委員ニ届出ツヘシ
- 第十七條 本則ハ必要ニ應シ役員協議ノ上變更スル事ヲ得

### 共濟會昭和六年度 上半期決算報告

#### 收入之部

前期繰越金 1,006.66  
 期間利息 104.27  
 入會金 1.00  
 合計 1,111.93

#### 支出之部

期間贈與金 225.00  
 後期繰越金 1,010.00  
 合計 1,235.00

#### 昭和六年四月大阪工場職工賃銀表

男工	普通賃金 2.13	普通 2.10	最高 3.33	最低 1.91	労働時間 十一時間
女工	1.01	1.11	1.06	0.6	九時間

### 鹽水港製糖株式會社

本社 臺灣臺南州新營郡新營庄  
 出張所 東京市芝區月見町二丁目三

#### 精糖能力並職工數

東京工場 (一晝夜) 250噸  
 男工 29名  
 女工 8名

大阪工場 (一晝夜) 200噸  
 男工 73名  
 女工 9名

#### 職工賃銀表

東京工場之部  
 男工 最高 二圓九十五錢 最低 一圓三十錢  
 女工 最高 一圓〇八錢 最低 八十一錢

大阪工場之部  
 男工 最高 二圓七十八錢 最低 一圓〇三錢  
 女工 最高 一圓〇五錢 最低 八十五錢

昇給率 日給ノ六〇程度年一回行ヒ來レルモ最近ハ昇給ヲ行ハス

労働時間 午前七時ヨリ午後五時迄十一時間トス 内一時間 時間外歩増 一時間一步増

休憩(晝夜ニ交替制)

早引選刻 一時間一歩引

公休日 月二回(有給)

半期賞與、半期間皆勤者ニハ日給四十五日分ヲ支給サル

退職手當 (解雇手當ナシ)

滿六ヶ月以上一ヶ年未滿 日給ノ十日分以上二十日分以内

滿二ヶ年 日給ノ三十五日分

滿三ヶ年 同 五十日分

滿四ヶ年 同 六十五日分

滿五ヶ年 同 八十五日分

滿六ヶ年 同 九十五日分

滿七ヶ年 同 百十日分

滿八ヶ年 同 百廿五日分

滿九ヶ年 同 百四十日分

滿十ヶ年 同 百五十五日分

積立金 日給ノ一日分

社員中ヨリ毎月參拾圓ヲ共済組合交友會ニ補助

シ職工ノ慶弔金ニ充ツ

慶弔金額五圓乃至拾圓程度

保證人 (紹介)一名

保證金 ナシ

食堂 工場内ニ食堂ヲ設ケ會社年貳千圓ヲ補助支給ス

朝食一食 拾錢 晩食一食 拾七錢

慰安及娯樂 (機關別ニナシ)

春秋二回運動會(主トシテ旅行)開催シ費用全部會社之ヲ負擔

費用一回一人當リ四圓位)稻荷祭ニ酒肴ヲ給ハス

醫局並囑託醫

工場内ニ醫局ヲ設ケ簡單ナル傷疾ノ爲メニ備フ

囑託醫ハ内科眼科外科ト各專門醫ヲ囑託シ重傷者ハ收容加療

セシム

疾病傷疾 工場法施行令ニヨル

懲戒規程

一 刑ニ觸レタル場合

一 無届缺勤一週間ニ達シタルトキ

一 工場ノ秩序ヲ紊亂シタルトキ

一 工場内ノ風紀ヲ紊亂シタルトキ

右ノ場合解雇スルモノトス

恩給金 二十五年間以上勤続シ四十五歳ニ達シタルトキ

ハ退職ニ際シ養老恩給金ヲ支給ス十年以上勤続シタルモノニ

シテ四十五歳ニ達シタル場合亦同シ、但シ恩給金ニ多大ノ差

額アリ

十年勤続者ノ場合ハ退職手當ヲ含メテ四百五十日分以上ヲ支

給スルモノトス

功勞賞 發明又ハ危急ニ際シ功勞賞ヲ與フ

職工扶助規程

第一條 當會社ノ職工ニシテ自己ノ重大ナル過失ニ因リテシテ

業務上重傷及疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合本則ニ因

リ扶助ヲ爲スモノトス

第二條 扶助條項

五 女子ノ外観ニ醜痕ヲ殘シタルトキ 日給ノ百八十分以上

六 身體舊ニ復スルコト能ハサルモノ 日給ノ四十日分以上

第八條 公務ニ基因シテ死亡シタルトキハ日給ノ三百六十日分

以上五百日分ヲ遺族ニ支給ス

第九條 前條ニ因リ遺族ハ工場法施行令第十條第十一條第十二

條ニヨル

第十條 死亡シタルトキ遺族ノ葬祭ヲ行フモノニ對シテハ三十

圓以上百圓以内ノ範圍ニ於テ葬祭料ヲ支給ス

第十一條 日給ヲ定ムルニハ工場法第十六條第十七條ニヨル

第十二條 前條ニ因リ算出スルコト能ハサルトキハ五拾錢以上

貳圓迄ノ範圍ニ於テ査定シ算出ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本規定ニ因リ

扶助ハ爲ササルコトアルヘシ

一 解雇一ヶ年ヲ經過シテ扶助料ヲ請求シタルトキ

但シ己ニ受ケタル扶助原因タル負傷又ハ疾病ニ基

キ請求スルトキハ此ノ限リニアラス

二 解雇前又ハ解雇後一ヶ年以内ニ請求シタル扶助原因

タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルコト亦同シ

三 扶助ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病カ解雇後再

發シタルトキ

第十四條 死亡負傷疾病カ自己ノ重大ナル過失ニ基因セルモノ

ト確認スル證據明ナル場合ハ本規定ニヨル扶助ヲ爲サ

サルコトアルヘシ

- 一、治療 二、療養費 三、休業手當 四、一時扶助料
  - 五、身體障害扶助料 六、遺族扶助料 七、葬祭料
- 第三條 負傷又ハ疾病ニ罹リタルトキハ社費ヲ以テ治療ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ給ス但シ其費用ヲ給シ療養セシムル場合ハ其費用ハ毎月一回支給ス
- 第四條 自己ノ重大ナル過失ニ因リ公務上負傷又ハ疾病ニ罹リタルトキハ應急治療ノミチ施シ又ハ費用ヲ支給スルコトアルヘシ
- 第五條 治療ノ爲メ常務ニ服スルコト能ハスシテ賃金ヲ受取ラサルトキハ其療養中左ノ區別ニヨリ休業手當ヲ支給ス
- 一 療養中ハ一日ニ就キ賃金ノ二分ノ一
  - 二 三ヶ月以上ニ亙ルトキハ同三分ノ一
- 第六條 前條ノ休業手當療養開始後三ヶ年ヲ經過スルモ尙治愈ニ至ラサルトキハ日給額ノ五百四十日分ヲ一時ニ支給シテ以後扶助ヲ爲ササルモノトス
- 第七條 左記ノ各號ニ該當スル者ニ對シテハ障害扶助料ヲ給ス但シ身體障害程度ノ診定ハ當社囑託醫ノ診斷ニヨル
- 一 終身自用ヲ辨シ得サルモノ 日給ノ五百四十日分以上
  - 二 終身勞働ニ服スルコト能ハサルモノ 日給ノ三百六十日分以上
  - 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ 日給ノ百八十分以上
  - 四 身體舊ニ復スルコト能ハサルモノ 日給ノ百八十分以上

# 大日本製糖株式會社

本社 東京府南葛飾郡砂町  
營業所 東京市丸之町二丁目一八

## 各出身學校別初任給

帝國大學 初給 月俸 六〇〇〇程度  
 各私立大學 (大學令ニ依ル) 初給 月俸 五〇〇〇程度  
 私大專門部 初給 月俸 三〇〇〇程度  
 專門學校 初給 月俸 二〇〇〇程度  
 中等學校 初給 月俸 一〇〇〇程度

專門學校以上ニシテ採用セル場合ハ當初事務員補又ハ技手補トシテ採用シ其ノ人物ノ成績手腕等ニ依リ多少ノ差異アルモ二年内外ニシテ事務員又ハ技手ニ昇給セシム

## 職制及階級



重役 事務員 事務員補 雇員 備員  
技師 技手 技手補 工手

## 昇給

一定ノ昇給規定ナキモ其ノ人物手腕成績等ヲ考査シテ二年乃至三年ニテ昇給ノ一割内外ノ昇給ヲ爲ス

## 賞與

年二回六月及十二月ニ行ヒ半期間ニ俸給ノ二ヶ月乃至三ヶ月程度ノ賞與ヲ給與ス賞與ノ算定方法ハ左記ニ依リ之ヲ決定ス

勤務日數×一定率×月俸額

## 休暇

内地勤務者 一年間ニ 七日間  
臺灣勤務者 二年間ニ 一ヶ月  
(但シ往復日數ヲ除ク)

## 忌引及弔慰金

父母	妻子	忌引	弔慰金
兄弟	姉妹	五日	三十圓
祖父母	母	五日	二十圓

但シ事情ニ依リテ弔慰金ニ代ヘ花輪等ヲ以テスルコトアリ

# 湯淺蓄電池製造株式會社

大阪府三島郡高槻町

## 各出身學校別初任給

帝大工科出身者 初給 月俸 八〇〇〇  
 私立大學出身者 初給 月俸 七〇〇〇  
 高等工業出身者 初給 月俸 六〇〇〇  
 高等商業出身者 初給 月俸 五〇〇〇  
 甲種工業出身者 初給 日給 一〇〇〇  
 甲種商業出身者 初給 日給 一〇〇〇  
 中學校出身者 初給 日給 一〇〇〇  
 小學校卒業者 初給 日給 一〇〇〇

## 註記

甲種工業出身者ハ半ク年間見習トシテ採用シ勤務及技術成績考査ノ上優秀ナル者ヨリ準社員タラシメ月俸四十五圓ヲ支給シ其他中等程度ノ者ハ四十圓ヲ給シ順次社員ニ登用ス

小學校卒業者及普通雇入職工ハ全部技工(技術部採用者ニ對シ)ト稱シコレ亦勤務成績佳良ナル者ヨリ順次準社員、社員タラシム

技工中ニテ毎年末技術ノ優劣、勤怠等ヲ參酌シテ組長模範技工ヲ選舉セシム準社員ニ採用サル者ハ若クハ此ノ中ニアリ組長模範技工ノ數ハ漸次増加シ來リ現ニ技工全數ノ三分ノ一ニ達ス

## 昇給

社員帝大工科、高工、私立大學、高商出身者ハ一年一回、本俸ノ一割内外ノ昇給ヲ行フ

甲種商業、甲種工業等一般中等學校出身者ハ最初雇員、技工或ハ準社員トシテ採用シ凡テ日給ニテ、昇給ハ年二回(八月十二月)五錢乃至六錢内外ノ昇給アリ、社員ニ登用後ハ一年一回、本俸ノ一割内外ナリ

## 階級

事務部 部長 課長 事務員 事務見習 給仕  
技術部 工場長 技手 技術助手 技工(現場監督) 小使

## 賞與

普通賞與並手當 年二回、半期末毎ニ之ヲ支給ス其額ハ社員ニアリテハ平均本俸ノ二ヶ月乃至三ヶ月分、準社員ニアリテハ平均本俸ノ一ヶ月乃至二ヶ月分ナリ

役付社員(部長、課長)ハ二ヶ月乃至四ヶ月分ヲ支給サル

特別賞與 專賣特許或ハ新案特許ノ考案者ニ對シ獎勵金トシテ支給スルモノニシテ每營業期間中五六名ノ人員特選シ三百圓乃至六百圓ヲ支給シ研究ヲ誘發シ居レリ  
皆勤賞與 職工ニシテ半月間無缺勤ノ者ニ對シテハ日



給ノ一日分ヲ支給ス  
 積立金 月俸百分ノ五以上ヲ積立テシム  
 但シ積立金ニ對シテハ會社ニテ年一割ノ利息ヲ附スルカ故ニ常ニ積立金額ハ規定以上ニ上ル  
 宿直手當 一回六十錢乃至八十錢ヲ支給ス  
 保證人 入社ノ際ハ一名ノ保證人ヲ要シ誓約書ヲ差入ルモノトス  
 傷病ノ場合 公傷ハ凡テ工場法ノ規定ニ依ル  
 兵役 中 現役ニテ服務ノ際ハ一時的退職者トシテ退職手當ヲ支給シ演習ノ場合ハ月給ノ三分ノ一乃至二分ノ一ヲ支給ス  
 退職手當 別ニ規定ナキモ每期社員、技工優待資金トシテ金三千五百圓乃至五千圓ヲ積立テ退職ノ際本人ノ勤務成績功勞等ヲ斟酌ノ上適宜之ヲ支給ス  
 公休 日 各日曜日ハ休日トシ内二日ハ日給者ニハ日給ヲ支給ス休日出勤者ニハ賃金ノ一割ヲ増給ス  
 旅費 規定 技工旅費ハ實費ヲ支給シ且ツ手當トシテ日給ヲ増給ス外別ニ規定ヲ設ケテ相應ニ支給ス  
 物品ノ廉賣 販賣部ヲ設ケ諸種ノ生活必需品ヲ廉賣ス市價ニ比シ約一割内外ノ安價ナリ  
 住宅 目下三十戸ノ住宅ヲ建設シ家賃一ヶ月三圓内外ニテ之レヲ貸與シ居レリ  
 娛樂設備 俱樂部ヲ設ケ野球、庭球、ビンゴ、圍碁將棋、撞球ヲ置キ自由ニ娛樂セシム  
 因ニ出勤時間ハ午前七時半ヨリ午後五時迄トシ、午前、午後

二回ニ各十分、晝飯時三十分ノ休憩ヲ爲ス

職工賃金

職工	最高日給	最低日給	平均日給
機械工	三〇〇円	二〇〇円	二五〇円
木工	二五〇円	二〇〇円	二二五円
鉛工	二〇〇円	一五〇円	一七五円
電氣工	二〇〇円	一五〇円	一七五円
瓦斯工	二〇〇円	一五〇円	一七五円

但シ鉛工ニ對シテハ日給十分ノ一ヲ増給ス

ダンロツプ護謨  
 極東株式會社

神戸市臨濱町

各出身學校別初任給

技術員	初給	月俸
帝國大學出身者	初給	八〇〇〇
高等工業出身者	初給	自五五〇〇至六〇〇〇
高等商業出身者	初給	六〇〇〇

採用後一ヶ月間ヲ試履トシ取扱フモノトス

年末賞與

皆勤賞

毎年本俸ノ一ヶ月分乃至一ヶ月半分ノ程度トス  
 月俸百圓未満ノ社員ニ對シテハ毎月月給額ノ一割ヲ皆勤賞トシテ附與スルモノトス

積立金

一 職員ハ在職中相當ノ積立金ヲナシ信用金トシテ之レヲ本社ニ寄託スルノ義務アルモノトス

ダンロツプ護謨極東株式會社

- 積立金ノ程度及ヒ其ノ時季ハ別ニ之レヲ定ム
- 積立金ハ特別ノ方法ヲ設ケテ之レヲ保管シ退社ノ時ニ限り還付スルモノトス
- 職員ヨリ本社ニ辨償金ヲ納メシムルトキハ先ツソノ積立金ヲ充用セシムルモノトス
- 本積立金ノ規定ハ之レヲ各工場職工及ヒ事務員ニモ準用スルモノトス
- 本規定以外ニ於テ從事員ニ對スル懲戒規定ヲ設ケ其ノ過怠金ヲ場合ニ依リテ其積立金ヨリ控除スルコトアルヘシ

社員人員(昭和六年五月末現在)

事務員	計	男	女
男(邦人)	三二名		
男(英人)	一二名		
看護婦	二名		
合計	四六名		
技術員	九〇名		
合計	一四〇名		

職工賃金

(別項工場勤務参照)

初任賃金

年齢十八歳以上男工 初給 一八〇(十時間)  
 年齢十七歳以上女工 初給 一五〇(十時間)

昇給

定額賃金ノ昇給ハ一ケ年勤務ニ付キ五錢ノ割ヲ以テ行フ十ケ年  
 勤続者ノ男女工定額賃金左ノ如シ  
 十ケ年後 定額賃金 男 工 日給 二〇〇  
 女 工 日給 一〇五  
 備考 右賃金率ハ定給日額ナリ

皆勤賞與

一ケ月皆勤賞 日給 一日分  
 二ケ月皆勤賞(繼續) 日給 二日分  
 但シ二ケ月以上ノ皆勤者カ一日缺勤シタル場合、其ノ月ノ賞與  
 ハ之ヲ給與セザルモノトス

年末賞與

前年十二月ヨリ十一月迄ノ十二ケ月間ノ總勤務時間ニ日給率  
 (補助額ヲ含マス)ヲ乗シタルモノヲ二分シ夫レニ左記賞與率ヲ  
 乗シタルモノトス

皆勤月數	賞與率
十二ケ月	三%
十一ケ月及十ケ月	一〇%

九ケ月及八ケ月 八%

七ケ月及六ケ月 六%

五ケ月及四ケ月 四%

年末賞與ノミニ限リ左記ノ場合ニ於ケル已ムテ得サル缺勤ハ皆  
 勤ト看做ス  
 一 配偶者、自己及配偶者ノ祖父母、父母、子、兄弟姉妹ノ死  
 亡  
 但シ各法規上ノ者ナル事、死亡證明書ノ提出ナキハ無効ト  
 ス

日給率及時間拂

出来高拂ヒ時間拂ヒチ間ハス工賃以外ノ支給ハ左ノ率ニ依ルモ  
 ノトス(例ヘハ年末賞與、解雇手當等)

賃金	本給	補助額	計
男工(滿十八歳以上ニテ)	一〇三	一〇三	二〇六
男工(勤務十二ケ月未滿)	一〇三	一〇三	二〇六
女工(滿十七歳以上ニテ)	一〇三	一〇三	二〇六
女工(勤務十二ケ月未滿)	一〇三	一〇三	二〇六

各職別職工數及賃金

(一日十時間ニ對スル)

職別	人員	平均給
自動車タイヤ	二九	一〇四
チユーブ工場	九	一〇四
自轉車タイヤ	二〇	一〇〇
チユーブ工場	二〇	一〇〇
人力車タイヤ	三	一〇〇
製造工場	三	一〇〇
ホース及醫療	二〇	一〇〇
器工製造	二〇	一〇〇
ゴム材料工場	二〇	一〇〇
倉庫	二〇	一〇〇
検査工場	二〇	一〇〇
原動機仕上工	三	一〇〇
掃除夫	三	一〇〇
守衛	一	一〇〇
小計	一〇七	一〇〇
計	一〇七	一〇〇

改良ニ關スル獎勵金

各自ノ使用シツアル機械、或ハ仕事ノ段取、工程ニ對シ改良  
 ダンロップ護謨株式会社

ノ建言ヲ獎勵スル目的ニテ此種ノ提案ニ對シテハ毎年其実績  
 審テ議シ左ノ賃金ヲ授與サル

級	賃金
A 級	六〇〇〇
B 級	三〇〇〇
C 級	一〇〇〇

解雇手當

會社事業閑散ノ爲メ減員等ノ都合ニ依リ解雇スル解雇手當ハ豫  
 告手當モ加算シテ左ノ如ク是レヲ給與スルモノトス

勤続月數	二ケ月迄	日給ノ十九日分
勤続月數	二ケ月以上	日當ノ二十四日分
勤続月數	六ケ月迄	日當ノ三十九日分
勤続月數	十二ケ月迄	日當ノ三十九日分
勤続月數	十二ケ月以上	日當ノ三十九日分

勤続月數滿十二ケ月以上ニ就キ一ケ月ヲ増ス毎ニ三日分ヲ増給  
 スルモノトス  
 尙解雇手當ハ十二ケ年ヲ以テ最高年度トス

# 森永製菓株式会社

東京市芝罘田町一丁目一二番地

## 工場従業員就業規則 (昭和七年十一月改正)

### 第一章 總 則

- 第一條 本則ハ當會社ノ各工場従業員ニ適用ス
- 第二條 本則ニ於テ従業員ト稱スルハ工場法ニ依ル職工ヲ云フ
- 第三條 本則ノ交付ヲ受ケタル従業員ハ遲滞ナク受領證ヲ提出スヘシ
- 第四條 従業員ノ扶助規則、積立金規定其ノ他公示ヲ必要トスルモノハ工場内ニ揭示ス

### 第二章 雇 傭

- 第五條 雇傭スル従業員ハ年齢十四才以上ニシテ義務教育ヲ修了シタル者タルコトヲ要ス
- 第六條 従業員志望者ハ履歷書、戸籍謄本及身元證明書ヲ差出スヘシ、適當ト認メタル者ニ對シテハ体格検査ヲ行ヒ合格者ニ限り之ヲ雇傭シ一ヶ月ノ見習期間ヲ經テ採用ス但シ右要習期間ハ短縮スルコトアルヘシ

ハ見習期間中ノモノニハ之ヲ適用セス

- 第七條 採用セラレタル従業員ハ遲滞ナク別ニ定メタル契約書ヲ差出スヘシ
- 第八條 採用後住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ
- 第九條 従業員ハ始業合圖前ニ入門シ所定ノ作業服ヲ着シ同合圖ト共ニ就業スヘシ
- 第十條 遲到者ハ入門ノ際必ス守衛ニ申出テ遲到證ヲ受取リ事務所ニ由告シ其ノ指揮ニ從フヘシ
- 始業時刻ヨリ三十分ヲ超ヘタル遲到者ニ對シテハ其ノ日ノ就業ヲ拒絶スルコトアルヘシ
- 第十一條 病氣其ノ他已ムテ得サル事故ノ爲早退セムトスルトキハ其旨受持主任ニ申告シ出門證ヲ受取リ退出ノ際守衛ニ差出スヘシ
- 第十二條 病氣其ノ他已ムテ得サル事故ノ爲メ欲勤セムトスルトキハ始業時刻迄ニ書面ヲ以テ欲勤日數及其ノ事由ヲ届出ツヘシ
- 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ許サス
  - 一、酒氣ヲ含メタル者
  - 二、酒類、火氣、兇器、其他嫌忌スヘキ物件ヲ携帯スルモノ
  - 三、工場法施行規則第八條ノ規定ニ依リ就業シ得サル者
  - 四、産後六週日ヲ經過セザル者

ニヨリ醫師カ支障ナシト認メタルトキハ此ノ限リニ在ラス

### 第三章 就業、休憩、休日

- 第十四條 就業時間ハ午前七時半ヨリ午後五時迄トス但シ季節ニ依リ變更スルコトアルヘシ
- 第十五條 仕事ノ都合ニヨリ定時間外早出、残業若クハ休日ニ作業ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合第四章中所定ノ増歩ヲ支給ス
- 第十六條 休憩時間ハ正午ヨリ三十分間トス
- 第十七條 休憩時間中ニ食食ヲ爲スヘシ
- 第十八條 休憩時間外ハ外來者ト面會スルコトヲ得ス但シ己ムテ得サル事アル場合ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第十九條 休日ハ左ノ通り定ム但シ作業ノ都合又ハ特別ノ事由ニ依リ廢止又ハ變更スルコトアルヘシ
  - 一、日曜日
  - 二、紀元節、天長節
  - 三、會社記念日 (二月二十三日、八月十五日)
  - 四、正月三ヶ日

### 第四章 給 料

- 第二十一條 給料ハ月給日給、出來高給ノ三稱トス
  - 月給ハ勤務日數又ハ勤務時間數ニヨリ給料ノ増歩引ヲ爲ササルモノトス
  - 第二十二條 月給ヲ日額ニ換算スル必要アルトキハ月給ノ三十分ノ一トス但シ法令ニ規定アルモノハ此限リニアラス
  - 第二十三條 日給ハ定時間ヲ以ツテ一日トシ勤務日數又ハ勤務時間數ニ應ジ支給ス
  - 第二十四條 日給者ハ早出、残業等定時間外ノ就業ヲ命シタルトキハ延長一時間毎ニ日給ノ九分ノ一ハ割合ヲ以テ給料ノ増歩ヲ支給ス
  - 日給者遲刻、早退ヲ爲シ定時間ノ勤務ヲ爲ササルトキハ欲加時間延長一時間毎ニ日給ノ九分ノ一ノ割合ヲ以テ給料ノ歩引ヲ爲スモノトス
  - 第二十五條 出來高給ハ仕事ノ出來方ニヨリ給料ヲ支給ス其ノ賃金率ハ別ニ之ヲ定ム
  - 第二十六條 出來高給者ニ對スル日割計算ノ割合ハ總テ本人ニ

第二十七條 對シテ定メラレタル日給額ヲ以テスヘシ

第二十八條 第十九條第二號、第三號及第四號ニ作樂ヲ命シタルトキハ日給額ハ出來高給ノ外ニ各日給ノ一日分ヲ増給ス但シ前項ノ休日ニ前後連續缺勤シタルトキハ本條ヲ適用セズ

第二十九條 會社ノ都合又ハ不可抗力其他特別ノ事由ニ依リ休業シ又ハ缺勤ヲ命シタル場合日給額及ヒ出來高給者ニハ一日ニ付日給ノ半額ヲ支給ス但シ不可抗力ニ基因スル休業カ二週間ヲ超過スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第三十條 棚卸又ハ大掃除ノ爲出動シタル日給額及ヒ出來高給者ニハ勤務時間數ニ應ジ給料ヲ支給シ出勤セザルモノニハ給料ヲ支給セズ  
日曜日、國祭日(第十九條第二號ノ場合ヲ除ク)地方各種ノ祭日、祝賀盆會、年末休日其他一般ノ儀禮ニ準シ休業シタル場合日給額及ヒ出來高給者ニハ給料ヲ支給セズ

第三十一條 削除  
第三十二條 給料ノ支給期日ハ左ノ如シ但支給日休日ニ當ルトキハ一日繰上ケ支給ス  
一、男子従業員  
月給者 毎月二十七日  
日給者 前月廿四日ヨリ當月廿三日迄ノ分 毎月二十七日

第二、女子従業員  
月給者 毎月二十七日  
日給者 前月廿四日ヨリ當月廿三日迄ノ分 毎月二十七日

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ前條ノ規定ニ拘ラス即時給料ヲ支拂フ

一、従業員死亡シタルトキ  
二、解雇又ハ辭職シタルトキ  
三、一ヶ月以上ニ亘リ歸郷スルトキ  
四、結婚、葬儀等ノ爲出費スルトキ  
五、其他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第三十四條 食費及作業服ハ従業員ノ自辨トス  
第三十五條 従業員カ會社ヨリ買受ケタル物品代ハ給料ヨリ差引クヘシ

第五章 従業員ノ負擔

第六章 積立金

第三十六條 従業員ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ積立金ヲ爲スヘキモ積立金ハ在職積立金、特別積立金ノ二種トス但シ在職積立金ハ日給者ニ之ヲ適用セズ  
第三十七條 前條ノ積立金ニ對シテハ別ニ定ムル所ニヨリ利子

ヲ附ス

第三十八條 削除

第三十九條 削除

第七章 衛生

第四十條 従業員ニ對シ毎年二回健康診斷ヲ行フ但シ都合ニ依リ一回ニ止ムルコトアルヘシ

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ期間ヲ定メテ出勤ヲ停止ス  
一、衛生上又ハ本人ノ健康ニ害アリト定ムルモノ  
二、工場法令ニ依リ就業ヲ禁止スヘキ疾病アルモノ  
三、職工ノ出勤カ工場ノ秩序ヲ亂シ又ハ事業ノ安全ヲ危クスル場合又ハ本人ノ反省ヲ促スニ必要ナル場合

第四十二條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ直ニ醫局又ハ囑託醫ノ診斷ヲ受クヘシ

第四十三條 工場内ニ掲ケタル衛生ニ關スル注意事項ハ嚴重ニ之ヲ遵守スヘシ

第八章 危害豫防

第四十四條 工場内ニ掲ケタル災害防止心得ハ嚴重ニ之ヲ遵守スヘシ

第四十五條 工場内ニ於テハ事務外ノ火氣ヲ嚴禁ス喫煙ハ休憩時間中所定ノ場所ニ於テ之ヲ爲ヘシ

第四十六條 災害ノ發生又ハ發生ノ虞アルコトヲ覺知シタルト

キハ直ニ主任若クハ適當ノ者ニ通知スヘシ

第九章 褒賞

第四十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ定時又ハ臨時褒賞ス  
一、補助者  
二、有益ナル機器器具ヲ發明又ハ改良シタル者  
三、原料材料若ハ消耗品ノ節約其他事業上有利ノ方法ヲ案出シタル者  
四、重大ナル險害ヲ未然ニ防止シ又ハ災害ヲ迅速ニ防止シタル者  
五、事變ニ際シ人命ヲ救助シ其ノ他拔群ノ行爲アリタル者  
六、品行方正技術優秀ニシテ業ノ模範タル者

第十章 懲戒

第四十八條 懲戒ハ讀賣減給即時解雇ノ三種トス  
第四十九條 讀賣ハ戒告ノ上始末書ヲ提出セシメ減給ハ其ノ額ヲ給料ヨリ差引キ解雇ハ豫告期間ヲ置カスシテ即時決行スルモノトス

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ讀賣ニ處ス  
一、本則ニヨリ従業員ノ遵守スヘキ事項ニ違背シタル者  
二、本則第四十三條乃至第四十五條ニ違背スルモ反則ノ輕微ナルカ又ハ改悛ノ情顯著ナル者

第五十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ減給ニ處ス

- 一、誹謗三回以上ニ及ヒタル者
- 二、過失ニ因リ物品ヲ毀損亡失シ又ハ製作ヲ誤リタル者
- 三、火氣ノ取扱ヲ疎漏ニシ又ハ獲ニ所定以外ノ場所ニ於テ焚火喫煙ヲ爲シタル者
- 四、就業中横臥シ睡眠シ又ハ猥ニ受持場所ヲ離レ其ノ他著シク懶惰ノ行爲アリタル者
- 五、工場内ニ於テ喧嘩口論ヲナシタル者
- 第五十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ減給又ハ即時解雇ニ處ス本條ニ依リ解雇スル者ニハ豫告其他ノ手當ヲ支給セズ
- 一、住所氏名經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ入社シタル者
- 二、無病缺勤二週間以上ニ及フ者
- 三、工場内ニ於テ賭博又ハ之ニ類スル行爲アリタル者
- 四、男女關係ニ付工場ノ風紀ヲ紊ルノ行爲アリタル者
- 五、工場ノ秘密ヲ洩シタル者
- 六、工場物品ヲ窃ニ持出サルトスル者
- 七、事務員又ハ従業員ニ對シ暴行ヲ加ヘ又ハ不法ノ脅迫ヲ爲シタル者
- 八、故意ニ工場ノ設備又ハ機械器具ヲ毀損シタル者
- 九、故意ニ工場又ハ會社ノ名譽信用ヲ害シ又ハ不法ノ損害ヲ加フルノ行爲アリタル者
- 第五十三條 減給ハ一回ニ付日給一日分ノ三分ノ一以下トシ總額ニ於テ日給三分ヲ超ヘサルモノトス

### 第十一章 解雇

- 第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二週間ノ豫告ヲ以テ解雇シ又ハ二週間分ノ給料ニ相當スル手當ヲ支給シ即時解雇ス
- 一、身体虛弱ニシテ作業ニ適セスト認メタルトキ
- 二、技術發達ノ見込ナシト認メタルトキ
- 三、事業上ノ都合ニヨルトキ
- 第五十五條 従業員辭職セントスルトキハ已ムテ得サル事由アル場合ノ外ハ二週間前ニ事由ヲ具シ願出ツヘシ

### 附則

- 一、従業員ニシテ工場内ニ於テ會合ヲ爲サシトスル時ハ其前日迄ニ其責任者會合ノ目的及時間等ヲ事務課長又ハ事務主任ニ届出テ承認ヲ受クヘシ
- 二、本則ノ範圍ニ於テ爲ス揭示ハ本則ニ準スルモノトス
- 三、本則中第一章第四條、第二章第八條、第三章、第四章、第五章第二十一條、第二十二條、第三十二條乃至第六章乃至第十一章ハ従業員以外ノ工場員ニ準用ス
- 四、本則ハ昭和七年十一月一日ヨリ實施ス

## 第十六款 化學工業

- 日本窒素肥料株式会社……………(一三九七)
- 日本染料製造株式会社……………(一四〇〇)
- 大日本セルロイド株式会社……………(一四一七)
- 大日本セルロイド株式会社参照ノ部……………(一四一七)
- 三國セルロイド株式会社……………(一四一七)
- 日本セルロイド株式会社……………(一四一七)
- 南海晒粉株式会社……………(一四一七)
- 日本擬革株式会社……………(一四一七)
- ローヤルセルロイド株式会社……………(一四一七)
- 大阪セルロイド株式会社……………(一四一七)
- 日本擬革株式会社……………(一四一七)
- 東京セルロイド株式会社……………(一四一七)
- 東洋乾板株式会社……………(一四一七)

# 第十六卷 化學工業

日本窒素肥料株式會社  
 日本染料製造株式會社  
 大日本セルロイド株式會社  
 關係諸會社  
 出身校別初任給  
 昇給・賞與  
 男女職工別賃金

## 目次

### 日本窒素肥料株式會社

社員初任給	(三九八)
昇給・賞與	(三九八)
職工賃金	(三九八)
賞與及手当	(三九八)
消費組合	(三九九)
白米供給	(三九九)
共濟組合	(三九九)
社宅及合宿所	(三九九)
慰安設備	(四〇〇)
備員退職手当	(四〇〇)
職工扶助規程	(四〇〇)
總則	(四〇〇)
扶助	(四〇〇)
試備職工船員扶助規程	(四〇〇)
共濟會規定	(四〇〇)
總則	(四〇〇)

### 日本染料製造株式會社

職別人員及賃金	(四〇九)
職工規程	(四一〇)
總則	(四一〇)
服務及給料	(四一〇)
賞罰及慰勞	(四一一)
入社及退社	(四一一)
職工心得	(四一二)
私傷病職工扶助	(四一五)

### 大日本セルロイド株式會社

關係諸會社	(四一六)
出身校別初任給	(四一六)
昇給・賞與	(四一七)
男女職工別賃金	(四一七)

職工規則

職工規則	(177)
共總會規則	(178)
採用、解雇	(179)
就業及休業	(180)
賞金	(181)
積立金	(182)
賞金	(183)
解雇及退職手當	(184)
扶	(185)
解雇及退職手當	(186)
扶助科支給區分	(187)
賞金	(188)
賞金	(189)
賞金	(190)
賞金	(191)
賞金	(192)
賞金	(193)
賞金	(194)
賞金	(195)
賞金	(196)
賞金	(197)
賞金	(198)
賞金	(199)
賞金	(200)

日本窒素肥料株式會社

大阪市北區宗是町一香地

職工規則

職工規則	(177)
共總會規則	(178)
採用、解雇	(179)
就業及休業	(180)
賞金	(181)
積立金	(182)
賞金	(183)
解雇及退職手當	(184)
扶	(185)
解雇及退職手當	(186)
扶助科支給區分	(187)
賞金	(188)
賞金	(189)
賞金	(190)
賞金	(191)
賞金	(192)
賞金	(193)
賞金	(194)
賞金	(195)
賞金	(196)
賞金	(197)
賞金	(198)
賞金	(199)
賞金	(200)

日本窒素肥料株式會社

大阪市北區宗是町一香地

日本窒素肥料株式會社

大阪市北區宗是町一香地

各出身學校別初任給

帝國大學出身者	初任給	月俸	六〇〇〇
商科大學出身者	同	月俸	六〇〇〇
大學令ニ依ル各私立大學出身者	同	月給	五〇〇〇
專門學校令ニ依ル專門學校出身者	同	月俸	六〇〇〇
甲種商業及中學校出身者	同	月俸	五〇〇〇
高女卒業業者	同	月俸	三〇〇〇

本人ノ勤惰狀態ヲ考査證衡シ一年乃至二年位ニ本俸ノ五分乃至一割ノ昇給スルモノトス

年二回ニ分チテ給與スルモ本人ノ勤務狀態及階級ニ依リテ割出シ最低本俸ノ一ヶ月半ヨリ三ヶ月内外ヲ半期間ニ給與スルヲ例トセリ

日本窒素肥料株式會社

職工賃金表

職別	最高	最低	平均
カーバイト工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
石灰窒素工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
窒素工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
硫酸工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
セメント工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
工作係大工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
工作係小工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
建築工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
配電工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
製材工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
運送工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
穀類工	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
雜役	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

而シテ職工總平均賃金ヲ示セハ左ノ如シ

男工 最高 二〇〇〇 最低 一〇〇〇 平均 一〇〇〇  
 女工 最高 一〇〇〇 最低 五〇〇 平均 八〇〇  
 昇給ハ男女工ヲ通シテ平均半期一回コレヲ行ヒ一回參錢乃至拾錢ノ範圍ニ於テ行フモノトス

賞與 期末賞與 半期毎ニ日給ノ五分乃至十五日分

**手 當**  
 皆勤手當 半年皆勤者ニ五圓  
 三年皆勤者二十五圓  
 五年皆勤者三十四圓  
 五年以上皆勤者ニ對シテハ審議ノ上適宜支給ス

**時間外手當**  
 日給ノ八分ノ一増シ(一時間ニ付)

**夜勤手當**  
 辨當料トシテ十錢ヲ給與ス

**労働時間**  
 八時間三交代制

**休 日**  
 無休(但シ無給休日一日)

**停 年 制**  
 五十歳迄  
 (但會社ノ都合ニヨリ勤續セシムルコトアルヘシ)

**醫 局 病 院**  
 公務ニヨル疾病傷病ニ對シテハ診察投藥治療ヲ無料ニテ爲

**消 費 組 合**  
 公務ニヨラサル疾病傷病ニ對シテハ一日三錢乃至五錢ヲ  
 徴收シ診察投藥治療ス

**白米供給所**  
 職工本人及ヒ妻子父母等扶養ノ義務アルモノニ對シテ一日  
 一人當リ大人六合、十三歳以下ノ小人三合ノ割ニテ販賣ス  
 ルモノトス

**共 濟 組 合**  
 會費毎月三十錢會社ヨリ會費全額ノ同額ヲ支給補助ス

**宿 所**  
 疊一疊ニ對シ八錢乃至十錢ノ割ニテ管理維持費ヲ徴收ス  
 社宅ノ間數ハ大低二間ニシテ六疊二間若クハ八疊、四疊半  
 ニシテ平均社宅費一圓二十錢ナリ

**食 堂**  
 都屋代ヲ徴收セス賄夫ヲ提供シ獨身者ヲ合宿セシム合宿人  
 ハ適宜賄セシメルモノトス  
 別ニ賄費ヲ補助ス

**慰 安 設 備**  
 工場内ニ食堂ヲ設ケ湯茶等ヲ設備ス  
 俱樂部ヲ設ケ基將棋雜誌等ヲ備ヘ附ク

**圖 書 館**  
 書籍雜誌等ヲ備附ケ人格ノ向上品性ノ陶冶ニ資セム  
 附記 同社工場ハ農村ニ所在シ職工ノ過半数ハ土地ノ者多  
 ク從ツテ勤務年數ハ比較的永續シ通勤工大部分ヲ占ム

**備員退職手當規程**

第一條 備員滿三ヶ年以上勤續ノモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該

當スルトキハ退職手當ヲ支給ス

- 一 會社ノ都合ニヨリ退職セシメタルトキ
- 二 在職中死亡シタルトキ
- 三 疾病又ハ負傷其他自己ノ便宜ニ出テサル明瞭ノ事  
 故ニヨリ退職シタルトキ
- 四 年齡滿五十歳ヲ超ヘ又ハ勤續年數滿二十年ヲ超ヘ  
 タルモノニシテ退職シタルトキ

第二條 退職手當ノ支給ハ左ノ計算ニヨル

- 一 退職又ハ死亡當時ノ日給ヲ三十倍シタルモノニ勤  
 續期間ノ總月數ヲ乘シ更ニ勤續年數ニ應ジ左ノ率  
 ヲ乘シタル金額但シ手當ハ加算セス  
 滿二十年以上ハ滿二十年ト同率トス

勤 續 年 數	率	勤 續 年 數	率	勤 續 年 數	率
滿 三 年	100分ノ三	滿 九 年	100分ノ三	滿 十五 年	100分ノ五
同 四 年	100分ノ三	同 十 年	100分ノ六	同 十六 年	100分ノ五
同 五 年	100分ノ三	同 十 一 年	100分ノ六	同 十七 年	100分ノ六
同 六 年	100分ノ六	同 十 二 年	100分ノ七	同 十八 年	100分ノ六
同 七 年	100分ノ七	同 十 三 年	100分ノ七	同 十九 年	100分ノ七
同 八 年	100分ノ七	同 十 四 年	100分ノ七	同 二十 年	100分ノ七

第三條 在職中死亡シタルモノハ在職年數ニ二ヶ年ヲ加ヘ前條  
 ニヨリ手當ヲ遺族ニ支給ス



退職手當一覽表(退職當時ノ日給一圓五十錢トシテノ額)

勤続年數	手當金額	勤続年數	手當金額	勤続年數	手當金額
滿三年	100.00	滿九年	170.00	滿十五年	240.00
同四年	150.00	同十年	220.00	同十六年	290.00
同五年	200.00	同十一年	270.00	同十七年	340.00
同六年	250.00	同十二年	320.00	同十八年	390.00
同七年	300.00	同十三年	370.00	同十九年	440.00
同八年	350.00	同十四年	420.00	同二十年	490.00

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ退職手當ヲ支給セス

一 第一條第四號ニ該當セサルモノニシテ自己ノ便宜

ニヨリ退職シタルモノ

二 勤務中不都合ノ行爲アリト認メ退職セシメタルモノ

第五條 前條ニ依ル退職手當ヲ遺族ニ給與スルトキハ左ノ順位

ニ據ルモノトス  
一 配偶者  
二 直系卑屬 但シ數人アルトキハ民法第九百七十條及第九百七十四條ノ規定ヲ準用ス  
三 直系尊屬 但シ數人アルトキハ實父母實祖父母ヲ

先ニシ以上之ニ準用ス  
四 兄弟姉妹但シ數人アルトキハ民法第九百七十條ノ規定ヲ準用ス  
五 戸主

職工扶助規定

第一章 總則

第六條 前條ノ遺族ト稱スルハ配偶者、直系尊屬、直系卑屬、兄弟姉妹及戸主ニシテ同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ  
第七條 退職手當ハ前條ニ記載スル遺族ナキ時ハ之ヲ支給セス  
第八條 退職又ハ死亡シタルモノニシテ在職中會社ノ爲メ功勞アリタルトキハ定額ノ外特ニ相當ノ金額ヲ加給スルコトアルヘシ

第一條 自己ノ重大ナル過失ニ依ルニ非スシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル時ハ本規定ニヨリ本人又ハ遺族ノ扶助ヲナスモノトス

第二條 扶助ヲ受ケタルモノノ民法ニヨリ同一ノ原因ニツキ損害賠償ヲ受ケタルトキハ其金額ヲ扶助金額ヨリ控除スルモノトス

第三條 就業中又ハ工場構内ニ於テ負傷シ若クハ疾病ニ罹リタルモノハ其旨直チニ自己所屬ノ係長又ハ代務者迄申告スヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ本則ノ適用ヲナサズ  
一 解雇後一年ヲ經過シテ扶助ノ請求アリタルトキ  
二 扶助ヲ受ケテ治療シタル負傷又ハ疾病解雇後再發シタルトキ

第五條 前條第一號ニ該當スルモノト雖モ左ノ場合ニ於テハ本則ニ基キ其扶助ヲナスモノトス  
一 既ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求アリタルトキ

第六條 負傷又ハ疾病者ヲ左ノ六等級ニ別ツ

第二章 扶助

第六條 負傷又ハ疾病者ヲ左ノ六等級ニ別ツ

日本窒素肥料株式会社

第七條 (一)療養費(診察料、治療費、藥價) (二)障害扶助料 (三)遺族扶助料 (四)葬祭料ハ勤続年數及負傷並ニ疾病當時ノ狀況其他ヲ斟酌シ別表ノ範圍内ニ於テ支給ス

扶助料	療養費	障害扶助料	遺族扶助料	葬祭料
死亡	實費	日給五四〇	日給一七〇	三十圓以上
一等症	同	日給三四〇	日給一四〇	五十圓以下
二等症	同	日給一八〇	日給一〇〇	
三等症	同	日給一〇〇	日給四〇	
四等症	同	日給四〇	分給以上	
五等症	同	分給以上		

第八條

入院（特別ノ事情ナキ限り會社指定病院ニ入院スルモノトス）又ハ轉地療養（療養地ハ會社ノ認諾ヲ要スル）

里ノ自宅療養モ轉地療養ト看做ス）チ有シタル場合ハ夫ニ要スル旅費實費ヲ支給ス且手當（食費其他ノ費用ニ充ツ）トシテ日額金二十五錢以下ヲ支給ス但入院料中ニ食費ヲ含ムトキハ手當ヲ支給セス病症ノ如何ニヨリ滋養物攝取等ノ必要上前項ノ手當ニ不足チ生スルトキハ主治醫ノ證明ニ依リ適宜増額スルコトアルヘシ療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハサルニヨリ賃金ヲ受ケサルトキハ前條規定ノ外義務扶助料トシテ最初一ヶ月間ハ全額ヲ支給シ一ヶ月以後ハ二分ノ一、三ヶ月以後ハ三分ノ一ヲ支給ス但シ事情ノ如何チ斟酌シ一ヶ月以後ト雖モ全額迄ヲ支給スルコトアルヘシ

第九條

前條ノ規定ニヨリ扶助料ヲ受ケルモノニシテ療養開始後三年ヲ経過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルトキハ日給五百四十日分以上ノ打切り扶助料ヲ支給以後本則ニヨル扶助料ヲ廢スルコトアルヘシ

第十條

療養中ノモノ若クハ第六條規定ノ一等症二等症ニ該當スモノ解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合及第十條ニヨリ扶助料ヲ廢セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ハ就任地ヨリ本人ノ郷里ニ至ル迄ノ旅費實費ヲ支給ス若シ本人カ單獨歸郷チ爲シ能ハスト認ムルトキハ附添人ヲ附シ若クハ其實費ヲ支給ス

第十一條 療養中ノモノ若クハ第六條規定ノ一等症二等症ニ該當スモノ解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合及第十條ニヨリ扶助料ヲ廢セラレタル者廢止ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ハ就任地ヨリ本人ノ郷里ニ至ル迄ノ旅費實費ヲ支給ス若シ本人カ單獨歸郷チ爲シ能ハスト認ムルトキハ附添人ヲ附シ若クハ其實費ヲ支給ス

第三章 扶助料ノ支拂

第十二條

第七條ノ療養費（診察料治療費、藥價）附添人料看護料第八條規定ノ手當（旅費トモ）及第九條ノ規定ノ義務扶助料ハ一ヶ月分宛毎月末ニ支給ス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ隨時之カ支給チナスコトアルヘシ

第十三條

前條第一項ノ支拂ヲ受ケントスル者ハ毎月二十日迄ニ醫師ノ診斷書其ノ他證據書類ヲ添へ請求書ヲ差出スヘシ

第十四條

第十一條規定ノ歸郷旅費ヲ請求セントスルモノハ左ノ各號ノ事項ヲ明記シ出發前十日迄ニ保證人連署ノ上請求書ヲ差出スヘシ

一、本人ノ姓名 二、掛名及職名 三、負傷疾病ノ種類 四、到着地 五、到着地ニ於テ滞在療養スヘキ家族ノ戸主氏名、職業及本人トノ續柄 六、旅行ノ方法 七、旅費ノ豫定額 八、出發ノ日時

第十五條

第七條規定ノ遺族扶助料ハ本人ノ配偶者ニ支給ス配偶者ナキ場合ハ職工死亡當時之ト同一ノ家（戶籍内ニ）ニ在リタル本人ノ直系卑屬（子、孫、曾孫）又ハ直系尊屬（父母、祖父母、曾父母）トシ其順位ハ親等ノ近キモノヲ先ニシ卑屬、尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十六條

前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニアリテハ其順位ハ左ノ規定ニ依ル

一、本人ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニ

第十七條

第十五條ノ規定ニ該當スルモノナキ場合ニ於テハ左ニ掲ケル者ノ中一人ニ支給ス

第十八條

第十五條乃至第十七條中ノ遺族扶助料請求人ハ事故發生三十日以内ニ死體檢案書及權利ヲ有スル其遺族タルコトヲ證スルニ足ル書類ヲ添へ請求スヘシ

第十九條

第七條規定ノ非禁料ハ非禁料ヲ行フ遺族ニ之ヲ支給ス

第二十條

前條ノ請求人ハ事故發生後三十日以内ニ其權利ヲ有スル遺族タルコトヲ證スルニ足ル書類及葬儀ヲ行ヒタル者ナルコトヲ證スル書類ヲ添へ請求スヘシ

第二十一條

第十四條第十八條及第二十條ノ請求アリタルトキ

第二十二條

第十三條第十四條第十八條第二十條規定ノ請求書ハ本人及死亡當時ノ所屬課長經由事務課庶務係宛ニ請求スルモノトス

試傭職工人夫並社有船乘組員ニ對スル扶助料規定

一、試傭職工ニ對スル扶助料ハ職工規則第七條ニ規定セラル最低率ヲ以テ最高率トシテ支給ス  
一、公症其他ニ關スル規定ハ總テ傭員ニ對スル規定ヲ準用ス  
一、人夫ニ對スル扶助料ハ職工扶助規則第七條ニ規定セル最低日數ヲ初日給ニ乘シタルモノノ二分ノ一ヲ以テ最高率トシテ支給ス  
一、公症其他ニ關スル規定ハ總テ傭員ニ對スル規定ヲ準用ス  
一、但シ茲ニ謂フ人夫トハ會社カ直接監督セル常傭又ハ日傭人夫ニシテ請負者ノ人夫ノ謂ヒニ非ス請負者ノ人夫等カ負傷セシ場合ハ會社ニテ應急ノ手當ヲ施スコトアルヘシ  
一、社有船乘組員ニ對スル扶助料並ニ公症ニ關スル規定ハ總テ傭員ニ對スル規定ヲ適用ス

共濟會規定

第一章 總則

第一條 本會ヲ日本窒素肥料株式会社共済會ト稱ス  
 第二條 本會ハ會社ト相協力シテ事業ノ發達ニ貢獻シ會員相互ノ親睦ヲ計ルハ勿論會員及其遺族ノ不幸困厄ヲ救済スルヲ目的トス  
 第三條 本會ハ本部ヲ工場製品部内ニ同支部ヲ各工場ニ置ク  
 第四條 本會ハ會社ノ保護監督ノ下ニ製品部在勤ノ社員准社員會員ノ全部ニヨリ組織ス  
 第十八條 會員タルノ資格ノ得喪ハ製品部ニ於ケル採用解雇ノ日附ニ依ル

第二章 役員

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
 本部 會長 一名  
 支部長 一名  
 幹事 一名  
 委員 若干名  
 第六條 會長ハ製品部長ヲ推薦スルモノトス  
 第七條 顧問ハ製品部長ノ課長ニ囑託シ重要事項ニ關シ會長ノ諮問ニ應スルモノトス  
 第八條 支部長ハ各工場在勤ノ主任ヨリ互選スルモノトス  
 第九條 理事ハ各工場ニ於テ支部長以外ノ主任ニ囑託シ支部長ノ諮問ニ應スルモノトス  
 第十條 幹事ハ各工場ノ庶務係長ノ職ニ在ル者ニ之ヲ囑託ス幹

第十一條 委員ヲ會員中ヨリ各課ニ於テ會員二百名ニ對シ社員又ハ准社員一名准社員一名ノ制ニテ二名宛チ選出シ二百名未滿ハ切捨ツルモノトス、但シ二百名ニ滿タサル際又獨立ノ保ニアリテハ特ニ一名ヲ選出スルコトヲ得  
 第十二條 委員ノ任期ハ總テ一ケ年トス但シ重任ヲ妨ケス  
 第十三條 委員タル委員カ他課ニ轉シタル場合社員及准社員ニ昇格シタル場合ハ其資格ヲ失フ  
 第十四條 委員ニシテ前條ノ場合及事故ノ爲辭任シ又ハ會員タル資格ヲ喪失シタル場合其補缺ハ之ヲ爲サス  
 第十五條 會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ委員會ヲ召集スルモノトス前項ノ外委員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的タル事項ヲ明示シ臨時委員會ノ召集ヲ會長ニ請求スルコトヲ得但委員會ハ會長ノ諮問機關トシテ諮問事項ヲ調査議決スルモノトス  
 第十六條 委員會ノ議事ハ委員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス  
 第十七條 委員ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時

ハ會長ノ決スル處ニ依ル  
 第十八條 顧問支部長及理事ハ委員會ニ列席シ意見ヲ陳述スルト共ニ議事ニ關シ議決權ヲ有ス  
 第十九條 役員ハ無報酬トス但シ幹事ニ對シテハ慰勞金ヲ給與スルコトアルヘシ

第三章 資 金

第二十條 本會資金ハ會員ノ贈金、會社ノ補助金及有志ノ寄附金其他ノ雜收入金ヲ以テス  
 第二十一條 會員ハ毎月一回給料受領ノ際金三十錢ヲ資金トシテ本會ニ贈出スヘシ 前項ノ贈金ハ缺勤ノ爲メ實際ノ所得額減少スルモ減額スルコトナシ  
 第二十二條 會社ヨリ會員贈金ト同額ヲ毎月補助金トシテ支出ヲ請フモノトス  
 第二十三條 有志ノ寄附金ヲ受領シタルトキハ其金額氏名ヲ適宜ノ方法ニ依リ會員ニ報告スヘシ  
 第二十四條 資金ハ會員ノ吉凶禍福ノ場合ニ際シ祝儀救済金及會務諸費ノ支辨ニ充ツ  
 第二十五條 本會資金ハ總テ會長ニ其保管ヲ委託シ置キ必要ノ都度支出スルモノトス

第四章 祝儀及救済

第二十六條 本會ハ左ノ通り祝儀救済金ヲ贈與ス  
 但シ會費未納ノ場合ハ贈與ヲ停止ス  
 一 結婚 祝儀

- 二 出産 祝儀
- 三 會員死亡弔禮金
- 四 家族死亡弔禮金
- 五 病氣見舞金
- 六 慶賀見舞金
- 七 退職見舞金
- 八 入替見舞金
- 九 勤務演習見舞金
- 十 災害見舞金

(一) 結婚 祝儀

結婚シ法律上ノ手續ヲ終了シタル時ハ祝儀金五圓ヲ贈ル但シ夫婦共會員ナル時ハ各別ニ金五圓ヲ贈ル再婚ハ前配偶者ノ死亡若クハ裁判上離婚セラレタル場合ニ限り之ヲ贈ル

(二) 出産 祝儀

- 一 會員カ出産シタル時 1000
- 一 會員ノ妻(會員ニアラサル時)出産シタル時 1000
- 一 (但前二項共長男長女ノ場合ニ限ル) 1000
- 一 會員又ハ會員ノ妻出産シタル時ハ何レモ 1000

(但次男二女以下ノ場合)  
 正式ノ結婚ニ依ラサル場合ニハ贈與セス但シ出産後三ヶ月以内ニ正式結婚ノ手續ヲ爲シタル時ハ之ヲ贈與ス

ルモノトス

會員ノ死産又ハ流産ノ場合ニテモ出産祝儀ノ見舞金ヲ贈ル但シ妊娠三ヶ月以内ノ流産ニハ之ヲ贈與セス會員産前産後ハ病氣見舞金ヲ贈與セス但シ他ノ病氣ヲ併發シタル場合ハ之ヲ贈ル

(三) 會員死亡弔慰金  
會員死亡シタルトキハ左ノ弔慰金ヲ贈ル  
會員タル事滿三年未滿ノモノ 3000  
同三年以上四年未滿ノモノ 2000  
以上之ニ準シ一年ヲ増ス毎ニ金五圓ヲ加フ弔慰金ハ遺族ニ贈ル其順位ハ扶助規定ノ定ムル所ニ依ル但シ特殊ノ事情アルモノハ委員協議ノ上之ヲ定ム

(四) 家族死亡弔慰金  
家族死亡シタルトキハ左ノ弔慰金ヲ贈ル  
一親等(父母子) 滿六才以上 1000  
配偶者(夫妻) 滿六才未滿 1000  
二親等(兄弟姉妹) 滿六才以上 1000  
(祖父母孫) 滿六才未滿 500  
一親等又ハ配偶者死亡ノ場合ニハ同居セサルモ弔慰金ヲ贈ル但シ二親等死亡ノ場合ニハ會員扶養義務ヲ有シ同居シタル場合ニ限り之ヲ贈ル

(五) 病氣見舞金  
傷病ノ爲メ缺勤シタルトキハ左ノ通り見舞金ヲ贈ル但シ特別ノ事情アルモノハ支部長理事協議ノ上相當ノ一時金ヲ贈與スルコトアルヘシ

(イ) 私傷病及傳染病流行ニ際シ會員交通遮斷ヲ受ケ又ハ會社ヨリ出勤ヲ差止メタル爲メ二週間以上缺勤シタル場合ハ十五日ヨリ一日ニ付五拾錢ヲ九十日ヲ限度トシテ贈ル入會後六ヶ月以内ニ於テ前項ノ病氣見舞金ヲ受ケヘキ事故發生セルモノト認ムルトキハ之ヲ贈與セス

月俸ヲ受クル會員ニ對シテハ全月俸ヲ受クル能ハサルニ至リシ場合ニ於テ本條ヲ適用ス

(ロ) 公傷病ノ爲メ一ヶ月以上缺勤シ扶助料減額セララル場合ハ減額スル月ヨリ一日ニ付金五十錢ヲ贈ル但シ治療スル迄會社ヨリ全扶助料ヲ受クル場合ハ一回ニ限り左ノ見舞金ヲ贈ル  
一金 三圓也

前二項ノ場合(イ)ハ見舞金(ロ)ハ見舞金ト扶助料トノ合計(一日分)給料額ヲ超過スルトキハ給料額ニ止ム

(六) 廢疾見舞金  
疾病ノ爲メ廢疾トナリタルモノニハ左ノ見舞金ヲ贈ル  
一等級 終身自用ヲ辨セサルモノ 第三見舞金同額  
二等級 終身勞務ニ服スルコト能ハサル者 第三見舞金ノ三分ノ二  
三等級 (イ)從來ノ勞務ニ服スル事能ハサルモノ 第三見舞金ノ二分ノ一  
(ロ)健康書ニ復スルコト能ハサルモノ 第三見舞金ノ二分ノ一

(ハ)女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

第三見舞金ノ二分ノ一

(七) 退職見舞金  
(イ) 疾病負傷老衰年齢滿限又ハ會社ノ都合ニ依リ解雇セララル時退職見舞金ヲ贈ル  
會員タル事一ヶ年以上四ヶ年以上未滿 1000  
同 四年以上五年未滿 2000  
以上之ニ準シ一ヶ年毎ニ金二圓五十錢ヲ累加ス

(ロ) 自己ノ都合ニ依リ解雇セララル時ハ左ノ通り退職見舞金ヲ贈ル  
會員タル事三ヶ年以上十ヶ年未滿 (イ)ノ退職見舞金ノ三分ノ一  
同 十ヶ年以上 (イ)ノ退職見舞金ノ二分ノ一

(ハ) 入替者見舞金  
入會後一ヶ年以上ヲ經過シタル會員カ現役兵トシテ入替スル場合ハ見舞金五圓ヲ贈ル

(九) 勤務演習見舞金  
下士卒タル在郷軍人カ勤務演習ニ召集セララル事二週同以上ノ場合ハ十五日ヨリ一日ニ付金三十錢ヲ贈ル但シ月俸ヲ受クル會員ニハ之ヲ適用セス

(十) 災害見舞金  
風、水、火災、地震等不時ノ災害ニ罹リタルトキハ左ノ見舞金ヲ贈ル  
自家全潰ノトキ 1000

自家全潰ノトキ 1500  
他家全潰ノトキ 1000  
他家半潰ノトキ 1000  
其他事情ニヨリテハ支部長理事協議ノ上會長ノ承認ヲ受ケテ相當ノ見舞金ヲ送ル

第二十七條 會員タルノ年數ハ總テ本會入會ノ時ヨリ起算スヘシ

第二十八條 犯罪懲罰處分ニ依リ解雇セララル者又ハ之ニ準スヘキモノ並ニ自己ノ不行狀ニヨリ死亡シ負傷シ疾病ニ罹リタル者ニ對シテハ本章救済金ヲ給與セス但シ死亡ノ場合ハ情狀ニヨリ支部長理事協議ノ上會員死亡弔慰金ノ半額以内ヲ支給スルコトアルヘシ

第二十九條 救済金ヲ受取ル可キ理由ノ生シタル後六ヶ月以内ニ正規ノ手續ニヨリ之ヲ請求セサル者ハ之ヲ受クル權利ヲ放棄シタルモノト見做ス

第三十條 本章ノ疾病負傷老衰等ハ會社附屬病院ノ醫師診斷書ニ依ルモノトス  
但シ特別ノ事情アルモノハ理事協議ノ上支部長ノ承認ヲ經テ他ノ診斷書ヲ認ムルコトアルヘシ

第五章 雜 則

第三十一條 本規則ニ於ケル期間ハ曆ニヨリ起算シ端數ハ切捨ツ救済金額ノ算定ニ關スル年月ハ一ヶ月ヲ三十日一ヶ年ヲ十二ヶ月トシ救済金額ハ十錢以下ハ四捨五入シテ計上ス

第三十二條 支部長ハ毎年二月五月十一月ニ收支計算報告及ヒ會務報告ヲ作り會員ニ報告スヘシ

第三十三條 委員ハ何時ニテモ支部長立會ノ上共済資金ニ關スル證書帳簿類ヲ閱覽スルコトヲ得

第三十四條 會社在職者ニアラサルモ製品部關係業務ノ履修者ハ委員會ノ詮衡ヲ經テ會長ノ許可ニヨリ會員タルコトヲ得但シ役員ノ被選舉權ヲ有セス

第六章 附 則

第三十五條 本會規約ノ條項ヲ改廢セムトスルトキハ委員會ノ議決ヲ經テ會長ノ承認ヲ受クヘシ

但會長ヨリ命令ニ依リ改廢スル場合ハ此限りニ非ス

第三十六條 省略

第三十七條 本會ハ會社ノ存続スル限り存立スルモ會長ノ命令又ハ會員半数以上ノ贊成アル時ハ之ヲ解散スルモノトス

第三十八條 本會々員ニシテ月俸百圓以上ノ支給ヲ受ケル社員ハ第二十一條規定ノ資金ヲ騰出シ第十六條規定ノ設備救済金ノ贈與ヲ受クサルモノトス

日本染料製造株式會社

大阪市此花區春日町

職別人員及賃金表

職工總數

職名	員數	最高給	最低給	平均給
染料製造工	三六六	三〇〇	一〇〇	一〇〇
助劑工	八八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
電機工	八八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
火夫	二八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
機械工	二八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
鍛冶工	二八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
木工	二八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
土工	二八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
土力工	二八	二〇〇	一〇〇	一〇〇
小使	八八	一〇〇	八〇	一〇〇
給仕	八八	一〇〇	八〇	一〇〇
守衛	二八	一〇〇	八〇	一〇〇

最高一人一日 三〇〇  
最低一人一日 一〇〇  
平均一人一日 一〇〇

染料工場ハ二組長ヲ置キ、二作場ニ二組長ヲ置キ平職工ヲ取締ルモノトス

食堂ノ設備

構内ニ専用食堂ヲ設置シ朝、晝、夕ノ三回隨意喫食セシム會社ハ使用人ノ薪炭、水道、電燈等ヲ負擔シ職工ニ對シテハ只食事材料品ノミ實費ヲ徴收ス

寄宿舎ノ設備

市内此花區四貫島正岡町ニ寄宿舎ヲ設ク主トシテ獨身職工ヲ收容ス

食費ハ其材料ノミ一食金十五錢ヲ徴收シ他ハ一切會社ノ負擔トス食費ハ切符制度トシ止宿者ト雖モ食セサル者ハ徴收セス

醫局ノ設備

醫局ノ設ケアリテ專任醫學士一名助手一名ヲ置キ晝夜職工全般(其家族モ含ム)ノ公私病傷者ニ對シ隨時診斷投藥ヲナシ入院ノ必要ヲ認ムル公傷者ニハ赤十字若クハ大學病院へ入院治療セシム私病者ニ對シテハ藥價料トシテ一劑五錢ヲ徴收ス

職工規定

第一章 總 則

第一條 職工ハ本則其他ノ諸規定ニ據リ賃金其他ノ給與ヲ受ケルモノトス

第二條 職工ハ作業時間區別ニ依リ八時間半勤務者ト十時間勤務者トシテ其資格ヲ左ノ如ク分ツ

一 本層職工

二 臨時雇職工

第三條 本層職工ニシテ成績優秀ナル者ニハ組長、伍長又ハ同心得ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 職工ハ總テ現場係各主任ノ隷屬ノ係員ノ指揮ヲ受ケ一般ノ勞役ニ從事スルモノトス

第五條 會社ノ規則命令ハ工場内一定ノ揭示場ニ之ヲ揭示ス

第二章 服務及給料

第六條 會社職工ノ作業時間ヲ左ノ通り定ム

八時間半 晝(始業午前七時)就業時間八時間  
勤務者 終業午後三時半(半内休憩三十分) 自正午三〇分

十時間 晝(始業午前七時)就業時間十時間  
勤務者 終業午後五時(内休憩一時間) 自午前九時  
夜(始業午後七時)就業時間同上  
勤務者 終業午前五時(同上) 自午後三時 一五〇分

休憩時間 自午後九時 一五〇分  
自午前零時 一五〇分  
自午前三時 一五〇分

但毎年十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ始業及終業時刻ヲ三十分宛繰下クルモノトス又晝夜交代其他作業ノ都合ニ依リ時間ヲ變更スルコトアルヘシ

食事ハ休憩時間中ニ之ヲ爲スヘシ

第七條 晝夜勤ノ交代ハ一週間毎之ヲ行フ  
但作業ノ都合ニ依リ交代日ヲ變更スルコトアルヘシ

第八條 當會社左場ノ休業日ヲ左ノ通り定ム  
一 年始(自一月一日至三日)  
二 紀元節、天長節、天神祭日(七月二十五日)  
三 年末(十二月三十一日)  
四 毎月日曜日二回

但作業ノ都合ニヨリ休業日ニ特ニ出勤ヲ命シ又ハ一般  
休業日ヲ變更スルコトアルヘシ

第九條 職工ハ始業時刻十分前迄ニ入門シ、就業ノ準備ヲ整フ  
ヘシ遅刻二十分後ノ者ハ當日就業ヲ爲スコトヲ得ス  
但本人ヨリ特ニ就業ヲ願出ツル時ト作業ノ都合ニヨリ  
所定ノ時間給ヲ以テ就業ヲ許可スル事アルヘシ

第十條 病氣又ハ事故ノ爲メ出勤スル者ハ其旨所屬課工場  
主任ヲ經テ工場課ニ届出スヘシ若其暇ナキトキハ翌日  
届書ヲ差出スヘシ、缺勤七日以上ニ亘ル者ハ其由ヲ證  
明スル書面ヲ提出スヘシ、無届缺勤引續五日以上ノ者  
及一ヶ月五回以上ニ亘ル者ハ解雇ス

第十一條 八時間半時間勤務者職工ノ日給ハ會社所定ノ全就  
業時間ノ勤務ニ對シ全額ヲ支給スルモノトス  
但十時間勤務者ハ夜勤ノ部ニ對シ日給額ノ十分ノ三ヲ  
増給ス

第十二條 職工ニハ日給ノ外左ノ區別ニ從ヒ手當金ヲ支給  
ス  
但遅刻早退缺勤(公傷病ニ依ルモノハ除ク)休暇及休業

日ハ之ヲ給セズ

一 八時間半勤務者 一日ニ付 金三十錢  
一 十時間勤務者 同 金三十五錢

第十一條ノ三 職工ニハ左ノ區別ニ從ヒ職ヲ願出テタル者ニ限  
リ休暇ヲ與フ、但日給ヲ支給セズ  
一 尊屬親(祖父母父母兄弟)及配偶者死亡ノ場合  
二 週間以内  
二 卑屬親(子孫弟妹)死亡ノ場合 一 週間以内  
三 一家ヲ構ヘ又ハ世帯ヲ有スル者カ其所轄官署ノ命  
ニ依リ衛生掃除施行ノ場合

第十一條ノ四 職工兵役ニ召集セラレタル時ハ三週間迄ハ其ノ  
日給額ノ三分ノ一ヲ支給ス、第四師團管内ニテ簡閱點  
呼ヲ受クル者ハ其當日ニ限り日給ヲ支給ス  
前各項ニハ手當金ヲ支給セズ

第十二條 休業日ハ臨時勤務ヲ命セラレタル者ヲ除ク外總テ日  
給ヲ支給セサルモノトス、但會社ノ都合ニ依リ豫告セ  
スシテ臨時休業ヲ爲シタルトキハ其日ノ例刻迄ニ出勤  
シタルモノニ限り各自相當ノ手當金ヲ支給ス

第十三條 早出居残又ハ休業日臨時出勤ヲ命シタル時ハ左ノ割  
合ヲ以テ賃金ヲ支給ス  
一 早出 始業時ヨリ一時間以上ハ一時間ニ付日給額  
ノ十分ノ一  
二 居残 八時半勤務者  
終業時ヨリ一時間以上一時間ニ付

第十四條 賃金及手當金ハ一ヶ年内ニ請求セサルトキハ其權利  
ヲ喪失ス

第十五條 就業中自己ノ疾病ニ依リ許可ヲ得テ退場シタル者ニ  
ハ勤務時間ニ應ジ時間給ヲ支給ス

第三章 扶助

第十九條 扶助ニ關スル事項ハ扶助規則ニ依ル

第四章 賞罰及慰勞

第二十條 左ノ一ニ該當スル者ハ臨時昇給シ又褒賞金ヲ給スル  
コトアルヘシ  
一 品行方正業務ニ勤勉シテ他人ノ模範トナルヘキ者  
二 非常ノ際功勞拔擢ノ者  
三 作業上特ニ有益ナル發明ヲナシ又ハ改善ノ實ヲ舉  
ゲタルモノ  
四 其他會社ニ對シ格別ノ功勞アルモノ

第二十一條 職工退職ノ際ノ手當金支給ハ左ノ區別ニ依ル  
一 滿六ヶ月以上勤続職工ニハ自己ノ都合ニ依リ退職  
スル場合左ノ解雇手當金ヲ給與ス  
滿六ヶ月以上勤続者 日給 三日分  
滿一ヶ年以上同 同 五日分  
滿二ヶ年以上同 同 七日分  
滿三ヶ年以上同 同 九日分  
滿四ヶ年以上同 同 十三日分  
滿五ヶ年以上同 同 十五日分

第十五條 賃金ハ前月二十六日ヨリ十日迄ノ分ヲ十五日二十一  
日ヨリ二十五日迄ノ分ヲ月末ニ支給スルモノトス  
但支拂日ニシテ休業日ニ當ルトキハ之ヲ繰上ク

第十六條 時間及日ノ賃金計算上生スル厘位及毎勘定日ノ支拂  
金額ノ厘位ハ之ヲ切捨ツルモノトス

満七ヶ年以上同 二十日分  
 満十ヶ年以上同 三十日分  
 二 職工ニシテ會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合左ノ解雇手當ヲ支給ス  
 但會社ニ對シ不都合ノ行爲アリタル時ハ此限リニアラス

満六ヶ月未満勤続者 日給 十日分  
 満六ヶ月以上同 十五日分  
 満一ヶ年以上同 二十日分  
 満二ヶ年以上同 二十五日分  
 満三ヶ年以上同 三十日分  
 満五ヶ年以上同 四十日分  
 満七ヶ年以上同 五十五日分  
 満十ヶ年以上同 七十五日分

歸國者ニハ乗車乗船券ヲ交付ス

第二十二條 満五ヶ年以上引續キ精勵シタル者ニ對シテハ其功勞ヲ斟酌シ相當ノ慰勞金ヲ給與スル事アルヘシ

第二十三條 職工ニ毎月左ノ區別ニ依リ皆勤賞ヲ給ス  
 但其間遅刻早退ヲ合シ四回以上又ハ規則命令ニ違反シタル行爲アリタル時及第十一條ノ四第一項ノ日數一週同ヲ超エタルトキハ之ヲ給セス  
 一 八時間半勤務者 最初一ヶ月 日給額ノ一日分  
 二ヶ月目 同 二日分  
 三ヶ月目 同 三日分

爾後引續四ヶ月以上連續皆勤者ハ日給額三百分

二十時間勤務者 最初一ヶ月 日給額ノ二日分  
 二ヶ月目 同 三日分  
 三ヶ月目 同 四日分  
 爾後引續四ヶ月以上連續皆勤者ハ日給額四日分ヲ給與ス

前各號勤続皆勤者ニシテ中途其資格ヲ失ヒタル者ハ更ニ改メテ最初一ヶ月ヨリ初ム

第二十四條 一ヶ年以上勤続シタルモノニハ毎年六月末及十二月末ニ賞與スルコトアルヘシ

第二十五條 本規則ニ規定スル職工ノ義務ニ違反シタル者及其他當工場ニ於テ不都合ト認メタル者及職工ノ不注意怠慢等ニ依リ直接又ハ間接ニ會社ニ損害ヲ加ヘタル場合ハ其事情ニ據リ審議ノ上左ノ各項ノ一又ハ數項ヲ適用シテ處分ス  
 (1) 誹 責 (2) 受賞資格喪失  
 (3) 過料徴收 (4) 減 給  
 (5) 賞費停償 (6) 就業停止  
 (7) 解 雇 (8) 處刑申告

第二十六條 前條ノ處分ニ對シテハ職工ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ス

第五章 入社及退社

第二十七條 職工ハ男女共滿十五才以上品行方正身體検査ニ合格シタル者ニシテ業務ニ精勵ナル者ニ限リ之ヲ採用ス

第二十八條 職工志願者ハ戸籍簿本、身元證明書及履歷書ニ志願書ヲ添ヘ申込ムヘシ

第二十九條 職工志願者ニ對シ會社ハ必要ニ應ジ體格検査ヲ行フモノトス  
 合格者ニハ日給ヲ定メ先ツ臨時職工トシテ採用シ其性行技能佳良ナルモノハ本職職工ニ採用スルコトヲ得

第三十條 前條ニ依リ職工ニ採用決定ノ者ハ申渡ノ日ヨリ五日以内ニ會社ノ承認ヲ經タル保證人ヲ立テ所定ノ誓約書ヲ差出スヘシ  
 第三十一條 職工ハ各自戸籍上ノ異動並ニ轉居等ノアル時ハ其都度直ニ届出ツヘシ保證人ノ異動ニ就テモ亦同シ

第三十二條 履歷中都合ニ依リ退社セントスル者ハ一週間以前ニ其事由ヲ詳細セル退社願書ヲ所屬課工場主任ヲ經テ工場課ニ差出シ會社ノ許可ヲ受クヘシ  
 第三十三條 履歷中正當ノ事由ナク退社ヲ求メ又ハ第二十五條ニ該當シ解雇シタル者ニハ慰勞金其他ノ給與金ヲ給與セス

第三十四條 左ノ一ニ該當スル者ハ雇入ヲ爲サス若雇入後發見シタル時ハ即時解雇ス  
 一 前科アル者  
 二 住所氏名ヲ詐稱シタルモノ  
 三 履歷ヲ詐稱シタルモノ

第三十五條 履歷後ト雖モ會社ノ都合ニ依リ又ハ技術不熟達性

行不良ナル者ハ解雇スルコトアルヘシ

第三十六條 不都合ノ行爲アリテ解雇セラレタル者ハ再ヒ採用セス

第六章 附 則

第三十七條 當工場ニ於テ一定ノ揭示場ニ時々揭示スル事項ハ本規則ト同様ノ効力ヲ有スルモノトス

第三十八條 本則ハ會社ニ於テ之ヲ改廢變更スルコトヲ得此場合ハ新規則ハ揭示ヲ以テ直チニ効力ヲ生スルモノトス

第三十九條 會社ニ屬セサル職工ニシテ當工場ニ於テ勞役ニ從フ場合ハ本則中取締ニ關スル規定ヲ準用ス

職 工 心 得

職工ハ左ノ各號ヲ嚴守スヘシ

- (一) 忠實勤勉ヲ旨トシ規律ヲ重シ總テ工場ノ規則ヲ遵守シ保員ノ指揮命令ニ服從スルコト
- (二) 作業中ハ會社ノ是認スル服裝ヲ爲スヘキコト
- (三) 始業時間ニ所定ノ作業ニ就キ終業者ハ終業後諸品ヲ整理シ退出スルコト
- (四) 入退ハ必ズ指定通用門ニ據ルコト
- (五) 入門ノ際ハ通用門内設置ノ札場ニ於テ各自ノ職札ヲ受取り之ヲ各所屬工場内札掛所ニ掲ケ及勤怠表ヲ工場課ニ差出シ退出ノ際ハ各自ノ職札ヲ受取り通用門札場ニ掲ケ及工場課ニ就キ勤怠表ヲ受取ルコト
- (六) 入退場ノ際他人ヲシテ自己ノ職札又ハ勤怠表ヲ受取リ

- (七) 若クハ差出サシメ又ハ他人ノ職札又ハ勸怠表ヲ受取リ若クハ差出ス可カラス
- (八) 各自職札及勸怠表ヲ紛失サセル様注意スルコト
- (九) 入門時刻ニ遅レタル者ハ守衛ヨリ遅刻入門證ヲ受取リテ之ヲ所屬現場係ニ差出シ其許可ヲ受クルコト
- (一〇) 入門時刻ヲ過クルコト二十分後ハ入門スルコトヲ得ス
- (一一) 私用ノ爲工場内ニ入ルヘカラス
- (一二) 晝夜交代作業ニ從事スルモノハ退出時刻ニ至リ交代者入場セサルトキハ之ヲ係員ニ申出テ其ノ指揮ヲ受クヘク扱リニ退場スヘカラサルコト
- (一三) 疾病其他止ムヲ得サル事情ノ爲中途退場セントスル者ハ其事由ヲ申出テ所屬現場係主任ノ許可證ト職札トヲ得テ守衛ニ差出シ退場スルコト
- (一四) 場外勤務ヲ命セラレタル時ハ現場係主任ヨリ門鑑ヲ受取リ指定ノ場所ヨリ出入シ其都度之ヲ守衛ニ示スコト
- (一五) 職工工場ノ許可ヲ得シテ獲リニ結社集會ヲナス可カラス
- (一六) 工場内ニ於テ喧嘩口論其他粗暴ノ所爲ヲナス可カラス
- (一七) 工場内ニ酒類ヲ携ヘ又ハ酒氣ヲ席ヒテ入場ス可カラス
- (一八) 就業中睡眠喫煙又ハ飲食ヲナス可カラス
- (一九) 就業中ハ獲リニ他人ト談話ヲナス可カラス
- (二〇) 就業中係員ノ許可ナクシテ獲リニ受持場所ヲ離ル可カラス
- (二一) 入門後ハ獲リニ來訪者ト面會ヲ許サス若シ不得止事故アリテ面會ヲ要スル時ハ現場係ノ許可ヲ受ク可シ

私傷病職工扶助

- (一) 工場備付ノ諸機械及諸物品ヲ滅失毀損ス可カラス又粗暴ノ取扱ヲナス可カラサルコト
  - (二) 作業ニ關シテハ各自最善ノ注意ヲ拂ヒ決シテ粗暴ノ取扱ヲナス可カラサルコト
  - (三) 各工場ニ於テ日常使用スル諸道具類ハ勿論其他何品モ問ハス私用ニ供ス可カラサルハ勿論許可ヲ得スシテ獲リニ場外ニ持出ス可カラサルコト
  - (四) 許可ヲ得スシテ減リニ物品ヲ製作又ハ修理ス可カラサルコト
  - (五) 工場内ニ於テハ許可ヲ得スシテ焚火其ノ他火氣ヲ使用ス可カラサルコト
  - (六) 職工傳染病ノ虞アル症狀ヲ來シタルトキハ直チニ係員ニ届出テ適宜ノ措置ヲ受ク可キコト
  - (七) 辭職申出者ハ當工場ノ許可ヲ得ル迄又ハ履修關係終了ノ時迄ハ誠實ニ勤務ス可キコト
- 職工私傷病ニテ三週間以上引籠リ療養ノ者ニ對シテハ醫師ノ診斷ト情狀ニ依リ金五圓以上二十圓迄ノ見舞金ヲ給與ス
- 職工私傷病ニテ死去ノ際ハ部長、組長、伍長心得、本工、試験工等ノ等級ニ依リ勤続年數勤務素行ヲ詮議シ左ノ弔慰金ヲ給與ス
- (一) 弔身者 金二十五圓以内
  - (二) 帶帶者 金三十五圓以内

大日本セルロイド株式會社

株式會社

堺市七道西町三十番地

關係會社

- 三國セルロイド株式會社
  - ローヤルセルロイド株式會社
  - 東京セルロイド株式會社
  - 日本セルロイド株式會社
  - 大阪セルロイド株式會社
  - 東洋乾板株式會社
  - 南海晒粉株式會社
  - 日本擬革株式會社
- 右諸會社ノ待遇ニ關スル諸規則ハ細微ニ於テハ多少ノ差異アルモ大体ニ於テ大日本セルロイド會社ノ待遇法ヲ基準トナシ居レハ此處ニ併記ス

各出身學校別初任給

事務員  
帝國大學出身者 初給 月俸 自 七〇〇〇 至 七〇〇〇

大日本セルロイド株式會社

技術部

商科大學出身者	初給	月俸	自 七〇〇〇 至 七〇〇〇
神戸商大出身者	初給	月俸	自 六〇〇〇 至 六〇〇〇
私立大學出身者	初給	月俸	自 六〇〇〇 至 六〇〇〇
大阪商大出身者	初給	月俸	自 六〇〇〇 至 六〇〇〇
帝國大學工科出	初給	月俸	自 八五〇〇 至 八五〇〇
早稻田理工科出	初給	月俸	自 六六〇〇 至 六六〇〇
高等工業出身者	初給	月俸	自 七〇〇〇 至 七〇〇〇
甲種工業出身者	初給	日給	自 一〇〇〇 至 一〇〇〇
甲種商業出身者	初給	日給	自 一〇〇〇 至 一〇〇〇
マイヒスト	初給	日給	自 一〇〇〇 至 一〇〇〇
電話交換手	初給	日給	自 一〇〇〇 至 一〇〇〇
給仕	初給	日給	自 一〇〇〇 至 一〇〇〇
男女			



一昇給

月俸五十圓未満ノ社員ニアリテハ一ケ年以上ノモノヨリ昇給シ月俸五十圓以上ノ社員ニアリテハ一年半乃至二ケ年ヲ経過シタルモノヨリ昇給ス  
但シ昇給額ハ平均一回二圓以上十圓以内ノ範圍ニ於テ之レヲ行フモノトス

一賞與

職員ハ半年間ニ普通日給ノ四十五日分乃至七十日分ヲ給與サル  
職員ノ内給仕、小使、交換手ニ對シテハ月額勘定ニテ毎月日給ノ五分乃至七分ヲ先拂ス  
社員ハ毎期月俸ノ二ヶ月分乃至五ヶ月分ヲ給與サルモノトス

男女別職工賃金表

男工最高賃金	日給 三三三	女工最高賃金	日給 一〇〇
男工最低賃金	日給 一〇〇	女工最低賃金	日給 六〇
男工平均賃金	日給 二〇七	女工平均賃金	日給 一五五

職工規則

第一章 總則

第一條 本會社ノ職工ハ本會社ト雇傭契約ヲ爲シ本會社ノ業務ニ従事スルモノトス

第二條 本會社ノ職工ヲ分チテ普通職工、人夫、雜役及臨時工トス  
新ニ採用シタル職工ハ一ケ月間ヲ見習期間トス  
但シ特ニ技能アルモノハ直ニ普通職工ニ採用スルコトアルヘシ

第三條 職工ハ雇入ト同時ニ職工名簿ニ登録ス

第四條 職工ハ本會社ノ規則命令及告示ニ服従スルコトヲ要ス  
第五條 職長及組長ハ職工中品行方正ニシテ技能優秀職務勉勵ノモノヨリ之ヲ選任ス

第六條 職長ハ係員ノ指揮ヲ受ケ職工ト共ニ自ラ分擔ノ業務ニ従事シ所屬職工ヲ指揮督勵シ其技術ヲ習修セシメ且當ニ所屬機械器具ヲ點檢シ之カ保存ニ注意スヘシ

第七條 組長ハ職長ヲ輔佐シ自ラ職工ト共ニ業務ニ従事シ職長不在ノ時ハ其代理ヲ爲スモノトス

第八條 職工ハ上級者ノ指揮ヲ受ケ各受持ノ業務ニ従事スルモノトス

第九條 本會社ニ於テ必要アルトキハ職工ノ受持業務ヲ變更スルコトアルヘシ

第十條 職工ニシテ長期間品行方正誠實ニ勤務シ業務ニ熟達シタルモノハ監衛ノ上社員ニ登用スルコトアルヘシ

第二章 採用、解雇、退職

第十一條 職工志願ノ者ハ豫メ本職工規則ヲ熟讀ノ上本會社所

定ノ志願書ニ履歷書及戸籍謄本又ハ抄本若クハ身元證明書ヲ添ヘ保證人連署ヲ以テ職工係ニ申込ムヘシ  
但シ事情ニ依リ戸籍謄本抄本又ハ身元證明書ヲ徵セサルコトアルヘシ

第十二條 職工ニ採用セラレタル者ハ直チニ本會社所定ノ誓約書ヲ提出スヘシ  
職工及保證人ハ其氏名、住所、身分等ニ異動ヲ生シタルトキハ直チニ届出ツヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ採用セズ其既ニ採用シタル者ト雖モ之ヲ解雇ス

- 一 前科者
- 二 賭博常習者
- 三 素行不良者
- 四 不都合ノ所爲ニ依リ本會社ニ於テ嘗テ解雇シタル者
- 五 氏名ヲ詐稱シ又ハ履歷ヲ偽リタル者

第十四條 職工ニシテ未成年者ハ誓約書ニ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第十五條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ解雇スルコトアルヘシ

- 一 工場法施行規則第八條ニ掲ケル疾病ニ罹リタルトキ
- 二 業務上ニ基因スル負傷又ハ疾病者ニシテ療養三ケ年以上ニ渉ルモ治癒セサルトキ

第三章 就業及休業

第十七條 職工ノ就業時間ハ之ヲ晝夜二組ニ分ツ但保護職工ニハ夜業ヲ課セサルモノトス  
前項ノ始終時刻及休憩時刻ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條 工場ハ作業上ノ都合ニ依リ臨時早出又ハ居残ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十九條 查勤者ト夜勤者トノ交代ハ一週間毎ニ之ヲ行フ但シ作業ノ都合ニ依リ交代日ヲ變更スルコトアルヘシ此場合ト雖其期間ハ十日ヲ越ユルコトナシ

第二十條 作業時間中ハ來訪者ノ面會ヲ許サス但係員ニ於テ緊急已ムヲ得スト認ムル場合ハ許可スルコトアルヘシ

第二十一條 疾病又ハ已ムコトヲ得サル事故ノ爲メ缺勤、遅刻又ハ早退ヲ爲サントスルモノハ其事由ヲ具シ主任又ハ係員ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條 本會社ノ休業日ヲ左ノ通り定ム但工場ノ都合ニ依リ日曜日以外ニ於テ休業日ヲ定ムルコトアルヘシ

年末及年始 自十二月三十一日至一月三日  
紀元節 二月十一日

天長節 四月二十九日  
明治節 十一月三日  
日曜日

第二十三條 本會社ハ作業ノ都合ニ依リ臨時休業ヲ命シ又ハ休業日ト雖モ就業ヲ命スルコトアルヘシ

第二十四條 職工出勤ノ際ハ各自其勤怠簿ヲ受取リ之ヲ職長ニ提示シ其出勤ヲ表示シ又退出ノ際ハ所屬職長ヨリ勤怠簿ヲ受取リ門衛ニ提出シ其退出ヲ表スヘシ

第二十五條 職工出勤中外出セントスルトキハ係員ヨリ外出證ヲ受ケ門衛ニ提示スヘシ

第二十六條 職工出勤定期ニ遅ルルトキハ入場ヲ許サス但係員ノ許可アリタルトキハ此限ニアラス

第二十七條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ入場ヲ許サス  
一 本人又ハ同居人ニシテ傳染性疾患ニ罹リタルトキ  
二 酒氣ヲ帯ヒタルトキ  
三 不穩ノ舉動アリト認ムルトキ  
四 出産後五週間以内ノモノ但出産後三週間ヲ經過シ醫師ニ於テ支障ナシト認メタルモノハ此限ニアラス

第二十八條 工場法施行規則第八條ニ該當スルトキ  
五 係員又ハ守衛ニ於テ必要アリト認メタルトキハ隨時身體及所持品ヲ検査スヘシ

第四章 賃 金

第二十九條 賃金ハ日給トス、拂渡方法ハ毎月二十三日締切リ

第三十條 規定時間外ノ勤務ニ従事シタル者ニ對シテハ一時間ニ付日給ノ十分ノ一ノ賃金ヲ支給シ夜業ニ従事シタル者ニ對シテハ一時間ニ付日給ノ百分ノ一ヲ増給ス

第三十一條 休業日ニハ賃金ヲ支給セズ

第三十二條 職工ニシテ演習召集、簡閱點呼又ハ徵兵検査(豫備検査ヲ含ム)ノ爲メ召集ヲ受ケタルトキハ其期間左ニ掲クル區別ニ依リ賃金ヲ支給ス  
一 本人ノ賃金ニ依リ生計ヲ維持スル家族ヲ有スルトキ 日給ノ十分ノ五  
二 本人ノ賃金ニ依リ生計ヲ維持スヘキ家族ヲ有セザルトキ 日給ノ十分ノ二  
簡閱點呼又ハ徵兵検査ノ爲メ召集ヲ受ケ缺勤スルトキハ之ヲ缺勤ト看做サス  
本條ノ規定ハ法律上ノ手續未済ノ父母及妻子ニ對スル

從業日數ニ應シ毎月末之ヲ支拂フモノトス但事情ニ依リ締切リチ月二回トシ十四日及二十九日ニ支拂フコトアルヘシ

第三十條 規定時間外ノ勤務ニ従事シタル者ニ對シテハ一時間ニ付日給ノ十分ノ一ノ賃金ヲ支給シ夜業ニ従事シタル者ニ對シテハ一時間ニ付日給ノ百分ノ一ヲ増給ス

第三十一條 休業日ニハ賃金ヲ支給セズ

第三十二條 職工ニシテ演習召集、簡閱點呼又ハ徵兵検査(豫備検査ヲ含ム)ノ爲メ召集ヲ受ケタルトキハ其期間左ニ掲クル區別ニ依リ賃金ヲ支給ス  
一 本人ノ賃金ニ依リ生計ヲ維持スル家族ヲ有スルトキ 日給ノ十分ノ五  
二 本人ノ賃金ニ依リ生計ヲ維持スヘキ家族ヲ有セザルトキ 日給ノ十分ノ二  
簡閱點呼又ハ徵兵検査ノ爲メ召集ヲ受ケ缺勤スルトキハ之ヲ缺勤ト看做サス  
本條ノ規定ハ法律上ノ手續未済ノ父母及妻子ニ對スル

第三十三條 職工ニシテ品行方正勤勉ノ者ニハ賞與金ヲ給與ス但シ職工見習中及ヒ臨時工並ニ請負作業ニ依ルモノハ此ノ限ニアラス

第三十四條 賞與金ハ普通賞、精勤賞、勤績賞ノ四種トス

第三十五條 普通賞ハ平素ノ素行、技能、勤勉ノ程度等ヲ考査シ毎期給與スルモノトス

第三十六條 精勤賞 半期間完全ニ皆勤セル者ニ對シ日給五分ヲ給與ス一ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シテハ日給四分ヲ給與ス但月二回ノ賃金支拂ヲ爲ス工場ニ在リテハ本項ノ代リニ支拂日ヨリ支拂日ニ至ル半ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シ毎回二分ノ皆勤賞ヲ支給スルコトヲ得

第三十七條 勤績賞 職工ニシテ品行方正勤勉ノ者ニハ賞與金ヲ給與ス但シ職工見習中及ヒ臨時工並ニ請負作業ニ依ルモノハ此ノ限ニアラス

第三十八條 賞與金ハ普通賞、精勤賞、勤績賞ノ四種トス

第三十九條 普通賞ハ平素ノ素行、技能、勤勉ノ程度等ヲ考査シ毎期給與スルモノトス

第四十條 精勤賞 半期間完全ニ皆勤セル者ニ對シ日給五分ヲ給與ス一ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シテハ日給四分ヲ給與ス但月二回ノ賃金支拂ヲ爲ス工場ニ在リテハ本項ノ代リニ支拂日ヨリ支拂日ニ至ル半ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シ毎回二分ノ皆勤賞ヲ支給スルコトヲ得

第四十一條 勤績賞 職工ニシテ品行方正勤勉ノ者ニハ賞與金ヲ給與ス但シ職工見習中及ヒ臨時工並ニ請負作業ニ依ルモノハ此ノ限ニアラス

第四十二條 賞與金ハ普通賞、精勤賞、勤績賞ノ四種トス

第四十三條 普通賞ハ平素ノ素行、技能、勤勉ノ程度等ヲ考査シ毎期給與スルモノトス

第四十四條 精勤賞 半期間完全ニ皆勤セル者ニ對シ日給五分ヲ給與ス一ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シテハ日給四分ヲ給與ス但月二回ノ賃金支拂ヲ爲ス工場ニ在リテハ本項ノ代リニ支拂日ヨリ支拂日ニ至ル半ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シ毎回二分ノ皆勤賞ヲ支給スルコトヲ得

第四十五條 勤績賞 職工ニシテ品行方正勤勉ノ者ニハ賞與金ヲ給與ス但シ職工見習中及ヒ臨時工並ニ請負作業ニ依ルモノハ此ノ限ニアラス

第四十六條 賞與金ハ普通賞、精勤賞、勤績賞ノ四種トス

第四十七條 普通賞ハ平素ノ素行、技能、勤勉ノ程度等ヲ考査シ毎期給與スルモノトス

第四十八條 精勤賞 半期間完全ニ皆勤セル者ニ對シ日給五分ヲ給與ス一ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シテハ日給四分ヲ給與ス但月二回ノ賃金支拂ヲ爲ス工場ニ在リテハ本項ノ代リニ支拂日ヨリ支拂日ニ至ル半ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シ毎回二分ノ皆勤賞ヲ支給スルコトヲ得

第四十九條 勤績賞 職工ニシテ品行方正勤勉ノ者ニハ賞與金ヲ給與ス但シ職工見習中及ヒ臨時工並ニ請負作業ニ依ルモノハ此ノ限ニアラス

第五十條 賞與金ハ普通賞、精勤賞、勤績賞ノ四種トス

第五十一條 普通賞ハ平素ノ素行、技能、勤勉ノ程度等ヲ考査シ毎期給與スルモノトス

第五十二條 精勤賞 半期間完全ニ皆勤セル者ニ對シ日給五分ヲ給與ス一ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シテハ日給四分ヲ給與ス但月二回ノ賃金支拂ヲ爲ス工場ニ在リテハ本項ノ代リニ支拂日ヨリ支拂日ニ至ル半ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シ毎回二分ノ皆勤賞ヲ支給スルコトヲ得

第五十三條 勤績賞 職工ニシテ品行方正勤勉ノ者ニハ賞與金ヲ給與ス但シ職工見習中及ヒ臨時工並ニ請負作業ニ依ルモノハ此ノ限ニアラス

第五十四條 賞與金ハ普通賞、精勤賞、勤績賞ノ四種トス

第五十五條 普通賞ハ平素ノ素行、技能、勤勉ノ程度等ヲ考査シ毎期給與スルモノトス

第五十六條 精勤賞 半期間完全ニ皆勤セル者ニ對シ日給五分ヲ給與ス一ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シテハ日給四分ヲ給與ス但月二回ノ賃金支拂ヲ爲ス工場ニ在リテハ本項ノ代リニ支拂日ヨリ支拂日ニ至ル半ヶ月完全ニ皆勤セル者ニ對シ毎回二分ノ皆勤賞ヲ支給スルコトヲ得

第五十七條 勤績賞 職工ニシテ品行方正勤勉ノ者ニハ賞與金ヲ給與ス但シ職工見習中及ヒ臨時工並ニ請負作業ニ依ルモノハ此ノ限ニアラス

第五十八條 賞與金ハ普通賞、精勤賞、勤績賞ノ四種トス

第五十九條 普通賞ハ平素ノ素行、技能、勤勉ノ程度等ヲ考査シ毎期給與スルモノトス

場合ニ準用ス

第三十三條 在職一ケ年以上ノ女工ニシテ夫又ハ同居セル内縁ノ夫ヲ有スル者出産ノタメ許可ヲ得テ缺勤シタルトキハ其出産前後ノ二十一日間ニ限り日給ノ十分ノ五以内ヲ支給スルコトアルヘシ

第三十四條 職工ニシテ傳染病ノ爲メ交通遮断ヲ受ケ出勤シ能ハサルモノハ其期間ニ限り日給ノ十分ノ五以内ヲ支給スルコトアルヘシ

第三十五條 作業上ノ都合ニ依リ日給ニ依ラズ作業高ニ應シテ賃金ヲ支拂フコトアルヘシ

第三十六條 請負作業ニ依ル賃金拂渡方法ニ關シテハ第二十九條ノ規定ヲ適用ス

第五章 積立 金

第三十七條 職工ハ貯蓄ノ爲メ積立金ヲ爲スヲ要ス但職工見習中及臨時工並ニ請負作業ニ依ル者ハ此限ニアラス

第三十八條 積立金ハ毎月各自日給一分ヲ積立ツルモノトス

第三十九條 積立金ハ本會社ニ於テ毎月末賃金支拂ノ際控除シ各自積立金ニ組入ルモノトス

第四十條 積立金ハ本會社之ヲ管理シ日歩ヲ附シ毎年五月、十一月ノ兩度ニ元金ニ組入ルモノトス

第四十一條 積立金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ其全部又ハ一部ヲ拂戻スモノトス  
一 解雇又ハ退職シタルトキ

半期間缺勤、遅刻、早退、一回以内ノモノニ對シ日給二分ヲ給與ス

但當月ノ皆勤賞ヲ受クヘキモノニハ之ヲ給與セズ

第四十八條 勤続賞ハ勤続三年、五年、七年、十年、十五年ニ及フ者ニ對シ期末ニ於テ相當ノ金品ヲ給與ス

第四十九條 第四十五條乃至第四十七條ノ規定ニ依リ賞與金ノ給與ニ付テハ父母妻子ノ死亡ニ因ル引三日間ハ之ヲ缺勤ト看做サス

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其功績ニヨリ特別賞若クハ褒狀ヲ授與シ又ハ進級増給ヲ爲ス

一 平常謹直誠實ニシテ特ニ業務ニ勉勵シ他ノ模範トナル者

二 技術上有益ノ事項ヲ發明シ若クハ發明ヲ補助シタル者

三 製造原料又ハ燃料其他經費節約ノ事實ヲ舉ケシ者

四 非常變災ノ際援救ノ功勞アリタル者

五 前各號ノ外本會社ニ對シ功勞アリタル者

第五十一條 職工扶助ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第五十二條 本會社ノ都合ニヨリ解雇シタル場合ハ別ニ定ムル所ニ依リ解雇手當金ヲ支給ス但第五十四條ニ依リ解雇セラレタル者ニハ支給セズ第十三條又ハ第五十五條ニ依リ解雇セラレタル者ニハ之ヲ減額シ又ハ支給セズ

第五十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ即時解雇ス

一 同盟罷業ヲ爲シ又ハ怠業ノ狀態ニ在リト認メタルモノ

二 同輩ヲ煽動シ團體的不穩ノ行動ヲ爲シ又ハ其豫備行為アリト認メタル者

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其輕重ニ依リ譴責減給、賞與停償、就業停止又ハ解雇ノ中一若クハ二以上ノ罰科ニ處ス

一 食堂以外ノ場所ニ於テ喫煙シ又ハ煙草燻寸其他ノ發火性物品ヲ所持シタル者

二 職員、守衛、職長、組長ニ對シ暴行又ハ侮辱ヲ加ヘタル者

三 一週間以上無届缺勤又ハ三ヶ月以上缺勤シタル者

四 本會社ノ機密ヲ漏洩シタル者

五 第二十七條ニ違背シタル者

六 喧嘩、口論其他暴行ヲ爲シタル者

七 工場内ニ於テ飲酒シタル者

八 許可ナクシテ受持外ノ場所ヘ立入り又ハ妄ニ受持場所ヲ離レ若クハ睡眠シタル者

九 許可ナクシテ食堂以外ノ場所ニ於テ食事ヲ爲シタル者

十 許可ナクシテ工場内ニ於テ書類、印刷物等ノ配布ヲ爲シタル者

十一 許可ナクシテ工場内ニ於テ演述ヲ爲シタル者

十二 工場内ニ於テ張紙其他樂書ヲ爲シタル者

十三 賭博ヲ爲シタル者

十四 法律命令ニ違背シ其他公ノ秩序ヲ害スルノ行為アリト認メタル者

十五 善良ノ風俗ニ反スル行為アリタル者

十六 第四條ニ違反シタル者

### 職工扶助、解雇及退職手當金規程

#### 第一章 扶 助

第一條 職工ニシテ自己ノ重大ナル過失ニ因ラサル業務上ノ負傷、疾病ニ罹リ又ハ之ニ原因シ死亡シタルトキハ(以下之ヲ公症ト稱ス)本人ノ職務、勤続年限、勤怠、賃金、負傷程度及其原因ヲ考査シ本則ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ遺族ヲ扶助ス

第二條 扶助金ヲ分チテ左ノ五種トス

- 一 療 治 料
- 二 扶 助 料
- 三 障害扶助料
- 四 遺族扶助料
- 五 葬 祭 料

第三條 職工公症ニ罹リタルトキハ本人又ハ之ヲ發見シタル者ヨリ速ニ工場係員ニ報告スルコトヲ要ス

第四條 職工公症ニ罹リタルトキハ工場係員ハ時機ヲ失セズ治療ノ處置ヲ爲スヘシ

第五條 工場長ハ職工療養中ノ處置即チ應急手當、治療、手術看護等一切ノ事ニ關シテ常ニ遺漏ナキヲ期スヘシ

第六條 職工ノ負傷疾病又ハ死亡ニシテ業務上ニ起因スルモノナルヤ否ヤハ工場長及社醫又ハ本會社ノ指定セル囑託醫ヲシテ之ヲ決定セシム

第七條 療治料 職工公症ニ罹リタルトキハ無料ニテ本會社醫ニ就キ療養ヲ受ケシム但本會社ニ於テ指定セル醫師ノ診療ヲ受ケシムルトキハ療治料ヲ支給ス

第八條 扶助料 職工公症ニ罹リ療養ノ爲メ休業ヲ承認セラレ賃金ヲ得サルトキハ其休業中左ノ扶助料ヲ支給ス但支給引續キ三ヶ月以上ニ渉ルトキハ其後ノ支給額ヲ賃金ノ三分ノ一迄ニ減スルコトアルヘシ

第九條 一 入院中ノモノ 賃金二分ノ一以上 二 入院セサルモノ 賃金四分ノ三以上

第十條 本會社ノ承認ヲ受ケ社醫以外ノ醫師ノ診療ヲ受ケル場合ハ療養事實ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ提出スヘシ若シ醫師ノ意見ニ依リ療養ノ爲メ歸郷セシムル場合ハ所屬工場地ヨリ本人ノ郷里ニ至ル迄車馬賃、辨當料、宿泊料及其他之ニ必要ト認ムル旅費ヲ支給ス

療養開始後三年ヲ經過スルモ尙ホ治癒セサルトキハ賃金五百四十日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後扶助ヲ廢止スルコトアルヘシ此場合ニ於テ廢止ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スルトキハ本人ノ旅費實費ヲ支給ス

第十一條 障害扶助料 (左記日数ハ別表ニ依ル)  
 負傷又ハ疾病治療シタルモ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ扶助料ヲ支給ス  
 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ  
 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ  
 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ  
 四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖左續キ從來ノ勞務ニ服スルコト得ルモノ  
 第十二條 葬祭料及遺族扶助料  
 職工公症ニ因リ死亡シタルトキハ遺族扶助料ヲ支給ス  
 前項ノ外葬祭ヲ行フ遺族ニ葬祭料ヲ支給ス  
 本條ノ支給ヲ受ケルモノノ順位ハ工場法施行令ノ規定ニ依ル  
 第十三條 前各條ノ扶助金額ハ別表ノ定ムル所ニ依リ之ヲ支給ス  
 第十四條 扶助料ハ毎月末之ヲ支拂フ但本人ノ希望ニヨリ適當ト認ムルトキハ療治料及扶助料ハ數回ニ分チ其他ニ關シテハ臨時ニ之ヲ支給スルコト得  
 第十五條 扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ工場法施行令第十條及第十七條ニ基キ算出シタル金額ヲ謂フ賃金未確定ノモノニ對スル標準賃金ハ同種ノ業務ニ従事スル職工賃金ノ平均、同種ノ業務ニ従事スルモノノナキトキハ所屬工場ノ賃金ノ平均額トス

第二章 解雇及退職手當金  
 第十六條 職工規則第五十二條ニ依リ支給スヘキ解雇手當金ハ左ノ如シ  
 勤続一年未満 日給廿五百分  
 勤続一年以上 一ヶ月ニ付 日給二百分  
 同 二年以上 同 日給三百分  
 同 三年以上 同 日給三百分  
 同 五年以上 同 日給四百分  
 同 七年以上 同 日給四百分  
 同 十年以上 同 日給五百分  
 同 十五年以上一年ヲ増ス毎ニ 日給八十分ヲ増給  
 第十七條 職工規則第五十三條ニ依リ支給スヘキ退職手當金ハ勤続六ヶ月以上ノ者ニ對シ之ヲ支給ス  
 前項ノ金額ハ勤続年數ニ相當スル解雇手當金ノ五割トス但勤続年數、職務、勤怠及退職事由等ヲ考査シ増給スルコトアルヘシ  
 第十八條 退職手當金ハ左ノ場合ハ減額シ又ハ支給セス  
 一 同盟又ハ不穩ノ舉動ニ出テ辭職シタルトキ  
 二 本會社ノ意思ニ反シ辭職シタルトキ  
 第十九條 第十六條第十七條ノ解雇手當金及退職手當金ニ對スル期間ノ計算ニ付テハ職工見習中ノ日數ハ之ヲ算入セス  
 第二十條 職工見習中及臨時工並ニ請負作業ニ依ル者ニハ解雇手當金及退職手當金ヲ支給セス

扶助料支給額區分表

葬祭料	遺族扶助料	療治料	障害扶助料		支給額
			終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ	終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ	
葬祭料	遺族扶助料	療治料	終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ	終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ	日給 五〇日分以上
			從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコト得ルモノ	日給 一〇日分以上
			公症ニ因リ死亡シタルトキ	公症ニ因ラス死亡シタルトキ	日給 三〇日分以上
			父母妻子死亡シタルトキ		日給 一〇〇

# 第十七款 窯

## 業

- 浅野セメント株式会社……………(一四三二)
- 大阪窯業株式会社……………(一四四五)
- 大阪窯業セメント株式会社……………(一四四五)
- 高山耕山化学陶器株式会社……………(一四五五)
- 株式会社島田硝子製造所……………(一四六八)
- 徳永ガラス製造所……………(一四六四)
- 三好ガラス製造所……………(一四六六)
- 山銀株式会社……………(一四七二)

種別	名称	所在地	設立年月	資本金	役員
窯業	浅野セメント株式会社	大阪府	1907	10,000,000	浅野 正三
窯業	大阪窯業株式会社	大阪府	1907	10,000,000	大塚 隆
窯業	大阪窯業セメント株式会社	大阪府	1907	10,000,000	大塚 隆
窯業	高山耕山化学陶器株式会社	大阪府	1907	10,000,000	高山 耕山
窯業	株式会社島田硝子製造所	大阪府	1907	10,000,000	島田 硝子
窯業	徳永ガラス製造所	大阪府	1907	10,000,000	徳永 硝子
窯業	三好ガラス製造所	大阪府	1907	10,000,000	三好 硝子
窯業	山銀株式会社	大阪府	1907	10,000,000	山 銀

対此種支給簿冊を以て

山 堀 料 友 會 抽 ..... (一四三)

三 我 々 々 々 獎 賞 抽 ..... (一四三)

樹 木 々 々 々 獎 賞 抽 ..... (一四三)

料 友 會 抽 島 田 硝 子 製 造 所 ..... (一四六)

高 山 耕 山 化 學 陶 器 株 式 會 社 ..... (一四六)

大 阪 窯 業 株 式 會 社 ..... (一四六)

大 阪 窯 業 株 式 會 社 ..... (一四六)

大 阪 窯 業 株 式 會 社 ..... (一四六)

大 阪 窯 業 株 式 會 社 ..... (一四六)

第十卷 窯

業

目次

淺野セメント株式会社

職分制 ..... (一四三)

掌務 ..... (一四三)

職務時間 ..... (一四三)

執務時間 ..... (一四三)

休暇、休日 ..... (一四三)

俸給 ..... (一四三)

休職 ..... (一四三)

旅費 ..... (一四三)

大阪窯業株式会社

諸給與 ..... (一四三)

職員準職員給料 ..... (一四三)

賞與 ..... (一四三)

夜勤手当 ..... (一四三)

當宿直手当 ..... (一四三)

高山耕山化學陶器株式会社

共益會規約 ..... (一四六)

島田硝子製造所

就業規則 ..... (一四七)

職工及見習工 ..... (一四七)

就業時間及休日 ..... (一四七)

賞金 ..... (一四六)

規程 ..... (一四九)

積立金 ..... (一四九)

衛生及災害豫防	(一四〇)
賞	(一四一)
懲戒	(一四二)
解雇	(一四三)
退職手当	(一四四)
解雇手当	(一四五)
扶助規定	(一四六)

### 徳永ガラス製造所

賃金不降公約	(一四七)
出身校別初任給	(一四八)
特殊待遇法	(一四九)
職工賃金表	(一五〇)
昇給賞與歩増	(一五一)
慶弔金其他	(一五二)
退職手当	(一五三)

### 三好ガラス製造所

出身校別初任給	(一五四)
職工制度	(一五五)

男女職工別賃金	(一五六)
職工就業規則	(一五七)
總則	(一五八)
就業休離	(一五九)
賞金	(一六〇)
褒賞懲戒	(一六一)
解雇手當規程	(一六二)

### 山銀株式會社

職工職制及賃金	(一六三)
職員給料	(一六四)
山銀職員會々則	(一六五)
職工就業規則	(一六六)

## 淺野セメント株式會社

本店 東京市麹町區丸之内海上ビル内

### 職制

- 第一條 當會社社員ノ資格左ノ如シ
- 一 理事
  - 二 參事
  - 三 主事 技師
  - 四 書記 技手
  - 五 雇員
  - 六 備員
- 主事及技師ハ一級二級三級ノ三級トス  
必要ニ應シ前記ノ外顧問囑託若クハ臨時雇ヲ置クコトアルヘシ
- 第二條 當會社社員ノ職名左ノ如シ
- 一 部長
  - 二 本店課長 支店長 工場長
  - 三 課長
  - 四 出張所長 係長
  - 五 係員
- 備員ノ職員ハ別ニ之ヲ定ム

- 第三條 部長ハ社長及常任重役ノ命ヲ承ケ主管事務ヲ總理ス
- 第四條 本店課長支店長及工場長ハ社長及常任重役ノ命ヲ承ケ

淺野セメント株式會社

### 分掌

第一條 當會社ニ本店及左ノ支店並ニ工場ヲ置ク

- 本店
- 東京支店
  - 門司支店
  - 北海道支店
  - 臺灣支店
  - 大阪支店
- 工場
- 東京工場
  - 門司工場
  - 北海道工場

川崎工場  
臺灣工場  
大阪工場  
西多摩工場

第二條 本店ニ左ノ部課ヲ置キ會社全般ニ關スル事務ヲ處理ス

- 秘書課——(重役ニ直屬ス)
- 庶務部——庶務課、株式課、勞務課
- 經理部——會計課、購買課
- 營業部——販賣課、輸出課、調査課
- 技術部——研究課、作業課、監査課、機械課
- 建設部——建築課、土木課
- 調査部——原料課、燃料課、動力課、能率課

第三條 本店ニスレート部及カリーツト部ヲ置ク兩部ノ職制及分掌ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 支店ニ左ノ課ヲ置キ營業並ニ之カ附帶事務及工場ノ主要會計事務並ニ購買事務ヲ分掌ス

第五條 必要ノ地ニ出張所ヲ置キ支店之ヲ統轄ス

工場ニ左ノ課及係ヲ置キ製造業務並ニ之カ附帶事務ヲ分掌ス

庶務課	會計課	倉庫課	製造課	工務課
庶務係	會計係	物品係	製造係	電機係
庶務係	庶務係	器具係	探査係	機械係
庶務係	庶務係	倉庫係	探査係	探査係
庶務係	庶務係	倉庫係	探査係	探査係
庶務係	庶務係	倉庫係	探査係	探査係
庶務係	庶務係	倉庫係	探査係	探査係
庶務係	庶務係	倉庫係	探査係	探査係
庶務係	庶務係	倉庫係	探査係	探査係
庶務係	庶務係	倉庫係	探査係	探査係

第六條 本店、支店及工場ノ組織並ニ主管事務ヲ定ムルコト別表ノ如シ (別表省略)

第五章 服務

第一條 備員以上ノ社員ヲ新ニ雇入ルル場合ニハ總テ雇員若クハ書記、技手トシテ之ヲ任用ス但シ從來其ノ職務ニ經驗アル者又ハ特殊ノ學識技能アル者ハ此ノ限りニアラス

第二條 新規社員採用ノ場合ニハ決定ニ先チ會社指定醫師ノ健康診斷ヲ受ケシムルモノトシ一般社員ニ對シテハ毎年定時若クハ隨時ニ健康診斷ヲ行フモノトス

第三條 社員入社ノ際ハ辭令交付ノ日ヨリ十日以内ニ會社所定ノ誓約書ヲ差出スヘシ

誓約書ニハ會社カ相當ト認メタル二名以上ノ身元引受人ヲ要ス但シ會社ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時身元引受人ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 社員本籍住所氏名ヲ變更シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

第五條 社員缺勤セントスルトキハ豫メ事情ヲ具シテ届出ツヘシ病氣缺勤一週間以上ニ及フ者ハ缺勤届ニ必ス診斷書ヲ添付スヘシ

第六條 身元引受人ノ身上ニ重大ナル變化アリタルトキハ之ニ代ルヘキモノヲ立テ直ニ届出ツヘシ

第七條 執務時間及休憩時間ハ左ノ通りトス但シ業務上必要アル場合ニハ之ヲ伸縮變更スルコトアルヘシ

執務時間

庶務社員 自四月 一日 自午前八時三十分 至九月三十日 至午後四時三十分

自十月 一日 自午前九時 至三月三十一日 至午後五時

晝夜交勤社員 自午前六時至午後六時 自午後六時至午前六時

八時間三交替勤務社員 第一組 自午前七時至午後三時 第二組

自午後三時至午後十一時

自午後十一時至午前七時

午前十一時四十五分ヨリ一時間

午後六時三十分ヨリ三十分間

午前二時三十分ヨリ三十分間

左ニ掲クル日ヲ以テ公休日トス但シ業務ノ都合ニヨリ出勤ヲ命スルコトアルヘシ

一日 曜日

一 歲始三日間

一 紀元節

一 創立記念日 (三月十日)

一 春季皇靈祭

一 神武天皇祭

一 天長節

一 秋季皇靈祭

一 神嘗祭

一 明治節

一 新嘗祭

一 大正天皇祭

前項但書ノ出勤者ハ當日ヨリ一ヶ月以内ニ業務ノ都合ヲ見計ヒ豫メ届出ノ上適宜休業ヲナスコトヲ得 業務ノ繁閑ヲ見計ヒ上下兩期ヲ通シテ左ノ通請假ヲナスコトヲ得



- 一 前年間皆勤者 十日以内
  - 一 同一日缺勤者 七日以内
  - 一 同二日缺勤者 五日以内
  - 一 同三日缺勤者 三日以内
- 請假ヲサントスル場合ニハ其ノ三日前迄ニ必ス請假願ニ左記事項ヲ記載シ之ヲ部長、支店長、工場長若クハ之ニ準スル者ニ提出シ其ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
- 一 請假期間
  - 一 請假中ノ居所 (通信先)
- 忌引ハ次ノ日數ニ依ル但シ業務ノ都合ニヨリ忌引期間中ト雖出勤ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 實、養父母、配偶者、子女 七日以内
  - 二 兄弟姉妹、實、養祖父母三歳未満ノ子女 五日以内
  - 三 配偶者ノ實養父母、孫 三日以内
- 第十一條 前條第一號ハ計番ニ接シタル日ヨリ其ノ他ハ死亡ノ日ヨリ起算スルモノトシ此ノ場合ニ於テ旅行ヲ必要トスルトキハ其ノ往復日數ハ服、日數ノ外ニ之ヲ與フルモノトス
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル期間ハ之ヲ賜暇ト認ム
- 一 徵兵検査當日一日及之ニ要スル往復日數
  - 二 右往復日數ハ遠近ニ拘ラス其ノ交通機關ヲ參照シ實際ニ要スル日數トス
  - 三 簡閱點呼當日一日
  - 三 法令ニ依ル選舉權ノ行使ニ要スル時間

第六章 俸給

- 第一條 俸給ハ月給ト日給トノ二種トシ毎月二十五日ニ支給ス但シ當日休日ニ當ルトキハ之ヲ前日ニ繰上ク
- 第二條 日給ハ總テ出勤日數ニ應ジ之ヲ支給ス但シ公賜休日ハ當時出勤セサルモ之ヲ支給ス
- 第三條 新任者ノ俸給ハ入社當日ヨリ、増俸、減俸、休職給ハ辭令ノ當日ヨリ日割ヲ以テ支給シ退職又ハ死亡ノトキハ當月分全額ヲ支給ス
- 但シ不都合ノ行爲アリト認メ退引セシメタル場合ハ辭令ノ當日迄日割ヲ以テ支給ス
- 第四條 休職者又ハ退職者事務引繼ノ爲メ殘務ニ從事スル間ハ前資格ニ依リ日割ヲ以テ俸給ヲ支給ス
- 第五條 月給社員ニシテ病氣ニ依リ缺勤スルトキハ滿二ヶ月迄ハ俸給全額ヲ支給シ滿二ヶ月以後ハ俸給半額ヲ日割ヲ以テ支給ス
- 但シ滿五ヶ月ヲ超ユルトキハ之ヲ支給セス
- 第六條 月給社員ニシテ順濟休職ニ依リ缺勤スルトキハ滿一ヶ月迄ハ俸給全額ヲ支給シ滿一ヶ月以後ハ俸給半額ヲ日割ヲ以テ支給ス
- 但シ滿二ヶ月ヲ超ユルトキハ之ヲ支給セス
- 第七條 前二條ノ規定ハ職務ノ爲メ傷疾ヲ被リタル場合ニハ之ヲ適用セス
- 第八條 雇員以上ノ社員ニシテ豫備召集、後備召集其ノ他ノ召

- 集ニ應スルトキハ滿二ヶ月迄ハ俸給全額ヲ支給シ爾後引續キ在營スル者ニ對シテハ第五條ノ規程ヲ準用ス
- 戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタル者ノ待遇ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 第九條 北海道、臺灣、朝鮮及ヒ大連ニ在勤スル雇員以上ノ在員ニ左ノ割合ヲ以テ在勤加俸ヲ支給ス
- 北海道 一 在勤中、給料月額一割
  - 臺灣 一 在勤一年未満 給料月額 三割
  - 一 同 二年未満 同 四割
  - 一 同 二年以上 同 五割
  - 朝鮮及大連 一 在勤二年未満 給料月額 三割
  - 一 同 四年未満 同 四割
  - 一 同 滿四年以上 同 五割

- 本條ニ依ル在勤加俸ハ日給社員缺勤ノ場合ト雖モ之ヲ支給ス
- 缺勤ノ場合ニ於ケル在勤加俸ノ支給ニ關シテハ第五條若クハ第六條ノ規程ヲ準用ス
- 第十條 在勤加俸ハ任地到着ノ日ヨリ之ヲ支給シ轉勤ヲ命セラレタル場合ニ於テハ任地出發ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ支給セス、但シ休職、退職又ハ死亡ノトキハ當月分全額ヲ支給ス

- 第十一條 臺灣在勤者ニハ社宅若クハ給料月額三割ノ社宅料ヲ支給ス

第七章 賞罰省略

第八章 休職

- 第十二條 出張所長若クハ其ノ代務者及ヒ課長以上ノ役付社員ニハ其ノ資格ニ應ジ職務手當ヲ支給スルコトアルヘシ
- 第十三條 前條ノ手當ハ役名任命ノ月ヨリ之ヲ支給シ役名解任ノ月ヨリ當然之ヲ廢止ス
- 第十四條 社員ニ對シ其ノ擔當事務ノ性質上必要ト認メタルキハ特別手當ヲ支給スルコトアルヘシ
- 第十五條 晝夜交勤社員ニ對シテハ早出手當若クハ夜勤手當ヲ支給ス
- 第十六條 出勤社員ニ對シ業務ノ都合ニ依リ午前七時迄ニ出勤ヲ命シタルトキハ早出手當ヲ支給ス
- 第十七條 定時間外ニ殘業ヲ命シ左記時間ニ亘リタルトキハ辨當又ハ辨當料ヲ支給ス
- 午前七時 正 午
  - 午後七時 午前零時
- 第十八條 前三條ノ手當金額ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十九條 本規程ニ依リ日割計算ヲ爲スヘキ場合ハ三十日ヲ以テ一ヶ月ト看做ス

二 第六章第五條ノ缺勤ニシテ滿三ヶ月以上ニ亘リタルトキ

三 第六章第六條ノ缺勤ニシテ滿二ヶ月以上ニ亘リタルトキ

第二條 雇員以上ノ社員現役軍務ニ服スルトキハ其ノ服務期間中願ニ依リ之ヲ休職トス

第三條 休職期間ハ勤滿六ヶ月以上一ヶ年迄ノ者ヲ三ヶ月トシ爾後一ヶ年ヲ増ス毎ニ一ヶ月ヲ加ヘタル期間トス

第四條 休職期間滿了ニ至ルモ復職ヲ命セザルトキハ當然退職シタルモノトス但シ第二條ノ場合ハ此ノ限リニアラス

第五條 休職期間中ハ現給ノ半額ヲ支給ス但シ第二條ニ依リ休職者ニ對シテハ本人ノ收入ニヨリ生計ヲ維持スル家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)アル場合ニ限ル

第六條 休職期間中直接間接ヲ問ハス當會社營業ノ目的タル事業ニ關與シ若クハ他ニ勤務シタル者ニハ休職給ヲ支給セザルコトアルヘシ

第七條 本規程ニ於ケル勤續年數ハ特別ノ規定ナキ限リ社員トシテ入社ノ當日ヨリ休職發令ノ前日迄ヲ通算ス但シ兵役休職期間ハ之ヲ控除ス

淺野工場及淺野セメント會安會社ニ於ケル勤續年數ハ之ヲ當會社ノ勤續年數ニ算入ス

第九章 削 除

第十章 旅 費

第一條 社用ニ依リ本邦内地、又ハ樺太、朝鮮、關東州、臺灣ヲ旅行スルトキハ以下各條ノ規定ニヨリ旅費ヲ支給ス

第二條 旅費ハ左表ニ依リ之ヲ支給ス

等級	身分	汽車賃	汽船賃	一日ニ付
一等	重役	一等額	一等額	二十一圓
二等	部長	一等額	一等額	十八圓
三等	本店課長 支店課長 工場長 參事、一級主事 一級技師	二等額	一等額	十五圓
四等	課長 二級主事 二級技師	二等額	一等額	十二圓
五等	出張所長 係主事 三級技師	二等額	一等額	十圓
六等	書記、技手	二等額	二等額	七圓
七等	雇員	三等額	三等額	五圓
八等	備員	三等額	三等額	四圓

資格相當級船車ノ全ク運轉無キ區間ニ對シテハ實費ヲ支給ス

車馬賃其ノ他ノ運賃ハ實費ヲ支給ス

第三條 資格ト職名トニヨリ前條等級ニツアル場合ニハ上級ノ旅費ヲ支給ス

第四條 汽船、汽車ニ乘用シテ要シタル急行料金、寢臺使用料金ハ其ノ實費ヲ支給ス

第五條 日當ハ宿泊料及ヒ其他ノ雜費ニ充ツルモノニシテ旅行日數ニ應ジ支給ス但シ出發當日ハ時間ノ如何ニ不拘一日分トシテ計算ス

第六條 汽船旅行ニシテ汽船賃ニ食費ヲ含ム場合ニハ乘船中ノ日當ハ其ノ日數ニ應ジ所定ノ半額ヲ支給ス

朝鮮、關東州、臺灣ハ所定日當ノ二割増トス

前項割増金ハ内地ヨリ出發ノ場合ハ内地最後ノ港灣出發ノ日ヨリ之ヲ支給シ内地へ到着スル場合ハ内地最初ノ港灣到着ノ日ヨリ之ヲ支給セス

第七條 當日往復旅行ノ場合及ヒ普通旅行ヨリ歸着ノ日ニ對シテハ所定ノ日當ハ之ヲ支給セス左ノ割合ニ依リ辨當料ヲ支給ス

辨當料 一食ニ付

一等 六圓

二等 五圓

三等 四圓

四等 三圓

五等 二圓五十錢

第八條 旅費ハ任地ヲ以テ計算ノ起點若クハ終點トス但シ社用又ハ許可ヲ得テ私用ノ爲任地以外ニ滞在中他へ出張又ハ轉任ヲ命セラレタル場合ニ於テハ其ノ居所ヲ以テ起點トス

第九條 旅行中一ヶ所滞十日以上ニ及フトキハ日當ハ十一日ヨリ定額ノ一割減、二十一日ヨリ二割減、三十一日ヨリ三割減、六十一日ヨリ五割減トス、但シ一定地ニ滞在中其ノ附近へ旅行シ再ヒ原地へ歸還スルトキハ旅行前ノ滞日數ニ引續キ原地滞在下看做シ本條ニ從フ

第十條 前項滞日數ハ到着當日ヨリ起算ス

當社ニ於テ所有又ハ借入レタル船車ニテ旅行スルトキハ第二條ノ船車賃ヲ支給セス會社カ附與シタル無賃乘車船券ヲ使用シタル場合亦同シ

第十一條 社用ニ關スル携帶品ニシテ別段ノ運送費ヲ要スルモノハ其ノ實費ヲ支給ス

第十二條 旅行先ニ於テ通信費及ヒ交際費ヲ要シタルトキハ必ス其ノ受取書ヲ添ヘ受取書ヲ得難キトキハ其ノ費途ヲ明記シ支拂ヲ請求スヘシ

第十三條 査定ノ上社用ニ必要ナリト認ムルトキハ之ヲ支給ス

上級員ニ隨行スルトキ若クハ用務ノ都合ニ依リ定額ノ旅費ヲ以テ支拂シ難キ場合ニハ實費又ハ定額以上ヲ

支給スルコトアルヘシ

第十四條 轉任ノ場合ニ於テ轉任地若クハ其ノ近接地ニ住居ヲ  
移轉シタルトキハ第二條定額旅費ノ外左ノ通り轉任手  
當金ヲ支給ス但シ轉任地ノ距離百哩未滿ノ場合ニハ其  
ノ半額ニ止ム

轉任手當金  
一 内地 間 俸給 一ヶ月半  
二 臺灣、朝鮮、廣東州間 俸給 二ヶ月半  
以上各地内地間 俸給 二ヶ月半

第十五條 轉地ニ際シ家族ヲ帶同スル場合ニハ家族各員ニ對シ  
本人次等ノ旅費ヲ支給ス但シ十二歳未滿ノ者ニハ半額  
ヲ支給シ四歳未滿ノ者ニハ之ヲ支給セス

第十六條 第十四條ノ場合ニ於テ轉任地迄ノ旅費ノ外左ノ日當  
ヲ支給ス  
一 轉任地ニ社宅ナキ場合ニハ到着ノ翌日ヨリ十日間  
ヲ限リ日當ヲ支給シ社宅アル場合ニハ其ノ半額ヲ  
支給ス

一 本人家族ヲ帶同スル場合ニ於テ社宅ナキトキハ家  
族ニ對シ到着ノ翌日ヨリ十日間本人次等ノ日當ヲ  
支給シ社宅アルトキハ其ノ半額ヲ支給ス

三 社宅ノ有無ニ拘ラス轉任後家族ヲ引繼メントスル  
トキハ第二號ノ日當ハ五日間ニ止ム

四 轉任地ノ距離百哩未滿ナルトキハ第一號及ヒ第二  
號ノ日當ハ五日間ニ止ム

轉任地ノ距離百哩未滿ナルトキハ第一號及ヒ第二  
號ノ日當ハ五日間ニ止ム

社宅ナキ場合ニハ五日間、社宅アル場合ニハ二  
日半、第三號ノ場合ニハ二日半ヲ支給ス  
五 第二號乃至第四號ノ場合ニ於テ十二歳未滿ノ者ニ  
ハ各號所定ノ日當ヲ半減シ四歳未滿ノ者ニハ支給  
セス

第十七條 新任招致者ニシテ任地へ赴任ノ際ハ現住所ヨリ任地  
迄資格相當ノ旅費ヲ支給シ尙家族ヲ帶同スルトキハ第  
十五條ノ規定ヲ準用ス

第十八條 第十五條及ヒ第十七條家族帶同ノ場合ニ於ケル汽車  
旅行ハ一日三百哩ノ割合ヲ以テ算出シタル日數ヲ超過  
スルコトヲ得ス一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日ニ繰上ク

第十九條 解職、退職ノ際事務引繼、殘務取調其ノ他職務ノ爲  
モ日當ハ實際ニ要シタル日數以上ニハ之ヲ支給セス

第二十條 出張先ニ於テ私用又ハ病氣ニテ缺勤シタル場合ニハ  
日當ヲ支給セス但シ病氣ノ場合ニハ其ノ狀況ニ依リ日  
當ヲ支給スルコトアルヘシ

第二十一條 社用ニヨル旅行中死亡シタル場合ニ於テハ死亡地  
ヨリ葬儀執行地迄ノ送還費ヲ其ノ遺族ニ支給スル外  
尙喪中ノ手當ヲ特ニ補給スルコトアルヘシ

第二十二條 臺灣、朝鮮、關東州各地在勤中會社ノ都合ニ依リ  
解職若クハ休職ヲ命セラレタル者任地ヲ引拂ヒ他へ移

### 職工就業規則 (昭和十年六月改正)

#### 第一章 總則

第一條 職工トハ會社カ別ニ定ムル雇傭契約書ニヨリテ雇入  
レタル滿十六才以上ノ勞務者ニシテ職工名簿ニ登錄セ  
ラレタルモノヲ謂フ

第二條 職工ヲ分チテ左ノ三種トス  
甲 種 雇入後三ヶ年以上勤務シタルモノニシテ他ノ  
模範トナルヘキモノノ中ヨリ選抜ス但シ三ヶ  
年未滿ノモノト雖モ拔擢スル事アルヘシ

乙 種 一ヶ月以上勤務シタルモノノ中ヨリ選抜ス  
丙 種 右ニ該當セザルモノ

第三條 甲種職工中ヨリ職長ヲ選任シ他ノ職工ノ指揮監督ニ  
當ラシメ兼テ作業ニ從事セシム  
職長ノ任期ハ二ヶ年トシ重任ヲ命スル事ヲ得

第四條 職工ハ上司ノ命ニ從ヒ誠實勤勉克ク職務ニ從事シ協  
力一致シテ會社繁榮ノ爲メニ盡ス事ヲ本分トスヘシ  
第五條 職工ハ滿五十五才ヲ以テ停年トス

#### 第二章 雇傭、解雇及休職

第六條 職工ニシテ志願スルモノハ滿十六才以上四十五才未  
滿ノ者ニシテ履歷書ニ戸籍謄本及身元證明書ヲ添ヘ正  
規ノ願書ヲ提出シ試傭手續ヒ出ツヘシ

試傭期間ハ三日以上一ヶ月以内トシ該期間中ハ何時ニ  
テモ會社ノ都合ニヨリ解除スルコトアルヘシ  
前項ノ場合試傭期間十四日以内ナル時ハ試傭解除手當  
ヲ支給セス

第七條 前項試傭ニヨリ相當ト認メタルモノ正規ノ契約書ヲ  
提出セル時ハ其ノ日ヨリ丙種職工ニ採用ス但シ職工カ  
有夫ノ婦又ハ未成年者ナル時ハ其ノ夫又ハ法定代理人  
ノ連署ヲ要ス

第八條 雇傭契約期間ハ滿五ヶ年トス但シ第五條停年到来ノ  
場合ハ其ノ時ヲ以テ滿期ト看做ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ雇傭期間中ト雖モ解  
雇スル事アルヘシ  
一、社醫ノ診断ニヨリ傷病又ハ疾病ノ爲將來職工タル  
ニ適セスト認メタルモノ

二、社醫ノ診断ニヨリ不健康ニシテ公衆衛生ニ害アリ  
ト認メタルモノ  
三、會社ノ都合ニヨリ職員ヲ必要トスルニ該當スルモ  
ノ

第十條 前條第一乃至第五號ノ原因ニ依リ解雇セントスルト  
キハ二週間前ニ警告スヘシ豫告ナクシテ解雇スルトキ  
ハ二週間分ノ賃金ニ相當スル金額ヲ手當トシテ支給ス

但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能トナリタルトキハ此ノ限リニ在ラス

第十一條 職工雇傭期間中ニ退職セントスルトキハ事由ヲ具シ願出ツヘシ

第十二條 軍事或ハ會社業務ノ關係上休職ヲ命スル事アルヘシ復職後勤続年齢ノ算定ハ休職前ノ勤続年數ヲ算入スルモノトス

第十三條 休職期間ハ六十日以内トシ期滿ツルモ復職ヲ命セザルトキハ自然解雇トス但シ第四十八條又ハ第四十九條ニ據ル休職ノ場合ハ此限リニアラス

### 第三章 服 務

第十四條 就業時間ハ一日十時間ヲ原則トシ晝夜三交替作業ニ從事スル者ハ八時間トス但シ保護職工以外ノ職工ニ對シテハ作業ノ都合ニヨリ勤務時間ノ延長ヲ命スルコトアルヘシ

就業時間ハ左ノ通り定ム

晝 勤 者 自午前七時至午後五時

夜 勤 者 自午後七時至今前五時

晝夜三交替者 (但シ保護職工ヲ含マズ)

第一番組 自午前七時至午後三時

第二番組 自午後三時至午後十一時

第三番組 自午後十一時至午前七時

晝夜三交替ノ轉替期間ヲ十日ト定ム

第十五條 休職時間ハ一日ニ付一時間トシ就業時間中ニ之ヲ含ミ食事ハ休職時間中ニ於テナスモノトス

但シ三交替作業ヲナスモノニ對シテハ休職時間ヲ置カス

休職時間ハ左ノ通り定ム

晝 勤 者 午前九時ヨリ十五分間

正 午 ヨリ三十分間

夜 勤 者 午後三時ヨリ十五分間

午後九時ヨリ十五分間

午前零時ヨリ三十分間

午前三時ヨリ十五分間

第十六條 公休日ヲ左ノ如ク定ム

但シ保護職工以外ノ職工ニ對シテハ作業ノ都合ニヨリ公休日ニ出勤ヲ命スルコトアルヘシ

一、毎月第一及ヒ第三日曜日

(但シ作業ノ都合ニヨリ他ノ日ニ變更スルコトヲ得)

一、一月一日 二日 三日

一、紀 元 節

一、天 長 節

一、明 治 節

一、十二月三十一日

一、工場ノ定ムル日(但シ年二日ヲ越エス)

第十七條 出勤退場ノ際ニハ所屬工場ノ指示ニ從ヒ其ノ勤務シタルコトヲ證スル正規ノ手續ヲ履行スヘシ

第十八條 缺勤セントスルトキハ豫メ届出ツヘク病氣缺勤一週間以上ニ亘ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ提出スヘシ

第十九條 就業中ハ外出及面會ヲ禁ス但シ已ムヲ得サル場合ニハ係員ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 機械器具其ノ他用品ハ叮嚀ニ取扱フヘク若シ破損紛失シタル場合ハ勿論其ノ他使用上ノ支障アルトキハ直チニ係員ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ

第二十一條 現住所及ヒ同居家族並ニ職工ノ收入ニヨリ生計ヲ維持スル者ニ變更アリタル場合ハ直チニ之ヲ届出ツヘシ

第二十二條 職工ハ左ノ各號ヲ嚴守スヘシ

一、就業中ハ放歌、高聲ヲ發シ又ハ他人ト雜談スヘカラス

二、喧嘩、口論等ヲ慎ミ粗暴ノ行爲ヲナスヘカラス

三、許可ナクシテ濫リニ其ノ所屬場所ヲ離ルヘカラス

四、就業中許可ナクシテ喫煙、飲食、焚火等ヲナシ其ノ他工場ノ統制ヲ破リ、風紀ヲ紊シ又ハ作業ニ支障アル行爲ヲナスヘカラス

五、業務ノ難易ヲ論シ又ハ業務ノ撰り好ミ等決シテ爲スヘカラス

六、工場ノ模様、製造ノ方法其ノ他會社ノ秘事ハ一切他ニ漏洩スヘカラス

七、雇傭期間中會社ノ承諾ナクシテ會社以外ノ事業ニ

### 第四章 給 與

從事スヘカラス

八、業務ニ關シ漲リニ他ヨリ利益ヲ受クヘカラス

第二十三條 賃金ハ之ヲ日給制、請負給制ノ二種トス

第二十四條 日給ハ出勤シテ命令セラレタル職務ニ從事シタル日ニ對シ之ヲ支給ス

但シ就業時間十時間ヲ以テ一日分トシ晝夜三交替ノ場合ニハ八時間ヲ以テ一日分トス

請負給ハ命セラレタル仕事ノ出來高ニ對シ之ヲ支拂フモノトス

第二十四條ノ二 會社業務ノ都合ニヨリ豫告ノ上臨時休業若クハ工場ノ一部休業シタルトキハ日給ノ六割ニ相當スル手當ヲ支給ス

但シ天災事變罷業怠業其ノ他會社ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ依リ休業シタル場合ハ此限リニアラス

第二十五條 賃金ハ前月二十六日ヨリ其月二十五日迄ヲ一ヶ月トシ二十八日以後月末迄ニ一回通貨ヲ以テ支拂フ

但シ左ノ場合ニ於テ權利者ノ請求アリタルトキハ右時期以外ニ於テモ賃金ヲ支拂フ

一、職工死亡シタルトキ

二、職工退職シタルトキ

三、職工解雇セラレタルトキ

四、職工カ一ヶ月以上ニ涉リ歸郷スルトキ

五、職工カ婚嫁又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

六、其他地方長官ノ命令ヲ以テ定メラレタル場合  
第二十六條 賞金ノ受取人ハ本人タルヘテ規定ノ用紙ニ捺テ届  
出テタル印章ヲ捺印シタルモノヲ以テ受取電トス  
但シ本人カ出頭不能ナル時ハ本人ノ委任ヲ受ケタルモ  
ノヲ以テ受取人トス

第二十七條 夜勤或ハ定時間外作業ニ従事シタル場合ハ別ニ定  
ムルトコロニヨリ手當ヲ支給ス  
但シ代休ヲナスコトヲ得ス

第二十八條 第一及第三日曜日以外ノ公休日ニ出勤ヲ命セラレ  
作業ニ従事シタルモノニハ別ニ定ムルトコロニヨリ手  
當ヲ支給ス

第二十九條 遅刻早退或ハ外出ヲナシタルモノハ當日分ノ賃金  
ヨリ別ニ定ムルトコロニ依リ歩引ヲナス

第三十條 會社業務上ノ關係ニヨリ休職ヲ命シタル者ニハ休  
職期間中日給ノ半額ニ相當スル手當金ヲ毎月一回支給  
ス

第五章 恩給金

第三十一條 恩給金ハ契約満期積立金勤積立金及勤積慰勞金  
ノ三種トシ積立金ハ職工賃金ノ外ニ會社之ヲ積立テ次  
條以下ノ規定ニ依リ職工給與ノ基金トス

第三十二條 契約満期積立金ハ左ノ各號ニ準據シ會社之ヲ積立  
テ契約満期ノ時ヲ以テ給與スルモノトス  
一、本條積立金額ハ毎月各職工 對シ其ノ日給ノ一日  
分トス但シ一ヶ月ノ内十五日以上缺勤セルモノニ

ハ其ノ月ニ限り積立ヲナササルモノトス  
二、前條ノ積立金ニ就テハ每期(自十二月至翌年五月  
自六月至十一月)末ニ於テ一期毎ニ年百分ノ七ノ  
割合ニ相當スル金額ヲ基金ニ組入レ計算スルモノ  
トス

三、本條積立金ハ契約期間中ト雖モ左ノ場合ニ之ヲ給  
與ス  
(イ) 在職中死亡シタルトキ  
(ロ) 老衰疾病又ハ不具癱疾ニ因リ業務ニ堪ヘサル  
爲メ退職スルトキ  
(ハ) 第九條第一號乃至第四號ノ一ニヨリ解雇スル  
トキ

(ニ) 退職満期ニヨリ解雇スルトキ  
(ホ) 勤積滿十五年後退職スルトキ  
但シ第四十四條又ハ第四十五條ニヨリ解雇シタル  
トキハ之ヲ給與セス

第三十三條 勤積積立金ハ契約満期積立金ノ外ニ會社之ヲ積立  
テ解雇退職又ハ死亡ノ時給與スルモノトス  
但シ第四十四條又ハ第四十五條ニヨリ解雇シタルトキ  
ハ如何ナル事情アルモ一切之ヲ給與セス

本條積立金ハ毎期末ニ於テ各職工ニ對シ其ノ契約満期  
積立金ト同金額ヲ積立テ一期毎ニ百分ノ七ノ割合ニ相  
當スル金額ヲ基金ニ組入レ計算スルモノトス

第三十四條 勤積慰勞金ハ滿六ヶ年以上勤積シタルモノニ左ノ  
各號ニ準據シ給與スルモノトス

一、慰勞金ハ左ノ場合ニ之ヲ給與ス

但シ第四十四條又ハ第四十五條ニヨリ解雇シタル  
トキハ如何ナル事情アルモ一切之ヲ給與セハ

(イ) 在職中死亡シタルトキ

(ロ) 第五條ニヨリ退職シタルトキ

(ハ) 老衰疾病又ハ不具癱疾ニヨリ業務ニ堪ヘサル  
爲メ退職スルトキ

(ニ) 自己ノ都合ニヨリ退職スルトキ

(ホ) 退職満期ニヨリ退職スルトキ

(ハ) 第九條第一號乃至第四號ノ一ニヨリ解雇スル  
トキ

二、慰勞金ハ最終ノ日給ニ三百六十五ヲ乘シ之ニ就業  
滿五ヶ年後ノ年數(例ヘハ滿六ヶ年ナラハ一、滿  
八ヶ年ナラハ三ノ如シ)端月ハ六ヶ月未滿ハ之ヲ切  
捨テ其以上ハ一ヶ年トシテ算入ス)及ヒ第三號ノ  
率ヲ乘シテ算出シタル金額トス

三、前號ニヨリ乘スヘキ率ハ滿六ヶ年勤積者ハ千分ノ  
五トシ以後一ヶ年ヲ増ス毎ニ千分ノ五ヲ増加ス  
但シ最高千分ノ五十ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十五條 職長又ハ職長タリシ者ニ給與スル勤積慰勞金ハ特  
ニ左ノ額ヲ増加ス

最終ノ日給三十日分  
但シ職長タリシコト通算シテ滿六ヶ年以上ニ及ヒタ  
ル場合ハ六十日分トス

第三十六條 職工ニシテ社員ニ昇進スル場合ニハ本章ニヨル契

淺野セメント株式会社

淺野セメント株式会社

ハ其ノ月ニ限り積立ヲナササルモノトス  
二、前條ノ積立金ニ就テハ每期(自十二月至翌年五月  
自六月至十一月)末ニ於テ一期毎ニ年百分ノ七ノ  
割合ニ相當スル金額ヲ基金ニ組入レ計算スルモノ  
トス

三、本條積立金ハ契約期間中ト雖モ左ノ場合ニ之ヲ給  
與ス  
(イ) 在職中死亡シタルトキ  
(ロ) 老衰疾病又ハ不具癱疾ニ因リ業務ニ堪ヘサル  
爲メ退職スルトキ  
(ハ) 第九條第一號乃至第四號ノ一ニヨリ解雇スル  
トキ

(ニ) 退職満期ニヨリ解雇スルトキ  
(ホ) 勤積滿十五年後退職スルトキ  
但シ第四十四條又ハ第四十五條ニヨリ解雇シタル  
トキハ之ヲ給與セス

第三十三條 勤積積立金ハ契約満期積立金ノ外ニ會社之ヲ積立  
テ解雇退職又ハ死亡ノ時給與スルモノトス  
但シ第四十四條又ハ第四十五條ニヨリ解雇シタルトキ  
ハ如何ナル事情アルモ一切之ヲ給與セス

本條積立金ハ毎期末ニ於テ各職工ニ對シ其ノ契約満期  
積立金ト同金額ヲ積立テ一期毎ニ百分ノ七ノ割合ニ相  
當スル金額ヲ基金ニ組入レ計算スルモノトス

第三十四條 勤積慰勞金ハ滿六ヶ年以上勤積シタルモノニ左ノ  
各號ニ準據シ給與スルモノトス

約滿期積立金、勤積積立金及勤積慰勞金ハ其ノ際之ヲ  
給與ス

第三十七條 職工死亡シタルトキハ恩給金ハ遺族扶助料ヲ受ク  
ヘキモノニ給與ス

第三十八條 職工別ニ定ムル扶助規則ニ依リ扶助ヲ受ケタルト  
キ其ノ扶助ノ原因タル事由カ自己ノ重大ナル過失ニ基  
因シタル場合ニハ本年ノ恩給金支給ノ際相當ノ減額ヲ  
爲スコトアルヘシ

第六章 賞 罰

第三十九條 職工ノ勤勉技能ニ應ジ賞與金ヲ支給ス

第四十條 一ヶ月ヲ通算シテ缺勤ナキモノハ皆勤賞ヲ給シ一  
期間(自十二月至翌年五月及自六月至十一月)ヲ通シ  
テ缺勤五日間以内ノ者ニ對シテハ缺勤日數ヲ調査シ期  
末ニ於テ精勤賞ヲ支給ス但シ遅刻早退或ハ外出ノ度數  
一回ヲ以テ一日ノ缺勤ト看做ス

一期間皆勤者ニ對シテハ精勤賞ノ外次期ニ於テ一日ノ  
賜暇ヲ給ス

第四十一條 賞ノ種類ハ左ノ三種トス  
(イ) 特別賞 (五十圓以上ノ金品)  
(ロ) 普通賞 (一圓以上五十圓未満ノ金品)  
(ハ) 精勤賞

第四十二條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ係員ノ申告ニ基キ  
調査ノ上前條ノ區分ニ從ヒ賞ヲ行フ

一、品行方正ニシテ業務ニ精勤シ衆ノ模範トナルヘキ

- 二、非常ノ際特ニ盡力シタルモノ又ハ重大ナル事故ヲ未然ニ防キタルモノ
- 三、滿十五年、滿二十年、滿二十五年、滿三十年、滿三十五年勤績シタルモノ
- 四、業務上有益ナル發明又ハ考案ヲナシタルモノ
- 五、四期間ヲ通シテ無缺勤獎勵シタルモノ
- 六、其ノ他會社ニ對シテ格別ノ功勞アルモノ

- (ハ) 正當ノ事由ナクシテ一ヶ月ノ内五日間以上缺勤スルコト引續キ三ヶ月ニ及ビタルモノ
- (ニ) 職工ノ本分ニ悖リ又ハ職工トシテ當然ナスヘキコトヲ行ハサルモノ
- (ホ) 會社ノ規則ヲ守ラス上司ノ命ニ背キタルモノ
- (ヘ) 風紀秩序ヲ紊ルノ言動アリタルモノ
- (ト) 過失怠惰ニヨリ物品ヲ毀損シ亡失シ又ハ製作作業ヲ誤リタルモノ

第四十三條 別ノ種類ハ左ノ五種トス

(イ) 誣告

(ロ) 減給 (但シ一回ニ對シ一日ニ付賃金ノ半額總額ニ於テ三日分以内)

(ハ) 出勤停止 (但シ最長七日間)

(ニ) 降格

(ホ) 解雇

第四十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ事ノ輕重、事情ノ如何ヲ斟酌シ前條ノ區分ニ從ヒ處分ヲ爲スコトアルヘシ但シ本條ニ依リ解雇スル場合ハ第十條ノ規定ヲ適用ス

- (イ) 正當ノ事由ナクシテ引續キ出業セサルコト三十日ヲ超エタルモノ
- (ロ) 正當ノ事由ナクシテ無届ケニテ缺勤スルコト三十日ヲ超エタルモノ

- (三) 營業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ曝露シタルトキ
- (四) 暴行ヲ致シ又ハ不法ニ強迫ヲ爲シタルトキ
- (五) 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シ工場ニ損害ヲ加ヘタルトキ
- (六) 故意ニ工場ノ秩序ヲ亂シ又ハ工場主ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキ
- (七) 故意ニ危害豫防ニ關スル規則又ハ指揮命令ニ違反シタルトキ
- (八) 數回罰裁ヲ加フルモ尙改悛ノ見込ナキトキ
- (九) 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤十四日以上ニ及ビタルトキ

- タルトキ
  - (十) 其他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ已メテ得サルトキ
  - (十一) 法律上ノ罪ヲ犯シタルトキ
- 第四十六條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依リ會社ニ損害ヲ與ヘタル時ハ損害賠償ヲナスヘシ若シ本人ソノ能力ナキトキハ保證人之ヲ賠償スルモノトス

### 第七章 軍 事

第四十七條 簡閱點呼及徵兵検査ニ應スルモノニハ當日ハ日給金額ヲ支拂ヒ當日及右往復期間ハ賞與ノ算定ニ付缺勤トシテ取扱ハス

第四十八條 平時ニ於ケル軍事召集ニ應スルトキハ召集期間最長二十一日間ヲ限リ手當トシテ日給ノ二分ノ一ヲ支給シ之ニ要スル往復日數ハ手當ヲ支給セサルモ賞與ノ算定ニ付キ缺勤トシテ取扱ハス

召集期間二十二日以上ニ亘ルトキハ手當ノ支給ヲ中止スルモ休職トシテ取扱フ

第四十九條 現役ニヨリ在營スルモノハ休職トシテ取扱フ

### 第八章 事故公休

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ賞與ノ算定ニ付缺勤トシテ取扱ハス

- 一、父母、配偶者、子女患引 七日間以内
- 二、兄弟姉妹、祖父母、配偶者ノ父母患引三日間以内
- 三、公務ニヨル缺勤當日

## 大阪窯業セメント株式會社

大阪市北區堂島濱通二丁目  
前記兩者ハ姉妹會社ニシテ待遇方法並諸規則ニ於テ何等差異ナキ爲メ併記ス

### 諸 給 與

出身學校別	初任給	昇 給 率
中 學 校	四〇〇〇	一年一回 參圓乃至五圓
甲種工業學校	四〇〇〇	同
甲種商業學校	四〇〇〇	同
高等工業學校	六〇〇〇	二年ニ一回程度
高等商業學校	六〇〇〇	右同シ 十五圓内外
最近時中等學校出以上ヲ採用スルコト殆トナシ		
守 衛	初任給	月俸 四〇〇〇
小 使	同	日給 一、五〇
輪 仕	同	同 〇、六〇

期 末 賞 與  
年二回期末賞與ヲ支給ス賞與ハ業務成績等ニヨリ多少ノ差

異アルモ大体ハ下級社員ハ月俸ノ三ヶ月分上級社員ハ月俸ノ五ヶ月分程度トス

臨時賞與

發明案出其ノ他特別功績アリタルモノニ對シテ臨時賞與ヲ給與ス、其ノ額ハ不定ナリ

夜勤手当

居残り賄料トシテ一回五拾錢ヲ支給ス

當直及宿直手当

當直者ニハ賄料トシテ一回五拾錢宿直者ニハ一回六十錢ヲ支給ス

住宅手当

社員ニハ左ノ區別ニ依リ住宅手当ヲ支給ス

市内居住者 月 七 四  
工場地居住者 月 五 四

退職手当

三ヶ年以上勤続者ニシテ退職スル場合ハ左ノ退職手当ヲ支給ス  
四級以上ノ職員 勤務滿一ヶ年ニ付月給一ヶ月半以上三ヶ月以内

五級以下ノ職員 勤務滿一ヶ年ニ付月俸一ヶ月以上二ヶ月以内  
但シ勤務一ヶ年ニ滿タサル端數ハ之ヲ切捨テ月俸一ヶ月ニ滿タサルモノハ之ヲ一ヶ月ニ繰上ク  
職員勤務ノ年限及休職中ノ年限ハ之ヲ勤務年數ニ加算セス  
右退職手当規定ニ依リ社長ノ裁斷ヲ加フルモノトス

處務規程

第一章 勤務心得

第一條 職員ノ休日及出退時刻左ノ如シ  
一 休 日  
毎年一月一日ヨリ三日迄十二月三十日、三十一日、紀元節、神武天皇祭、天長節、氏神祭  
但シ氏神祭ノ休日ニハ一ヶ年二日以内トシ豫メ社長ノ承認ヲ受クヘシ

本社及出張所 毎日曜日

工場其他 毎月一日十五日又ハ日曜日ノ内二日

大 一 出勤退出時刻

本社及 自四月一日 午前八時出勤  
至九月三十日 午後五時退出  
出張所 自十月一日 午前八時半出勤  
至三月卅一日 午後五時半退出

工場 自四月一日 午前六時半出勤  
至九月三十日 午後五時半退出  
其他 自十月一日 午前七時出勤  
至三月卅一日 午後五時退出  
但事業ノ繁閑ニヨリ變更ヲ要スル場合ハ一週間以前ニ社長ノ承認ヲ受クヘシ  
職員父母、祖父母、妻子兄弟姉妹ノ喪ニ當ルトキハ七日以内ノ休務ヲ爲サシム  
此場合ハ必ス本社ニ届出ツヘシ  
但事務繁忙ノ場合ハ期間内ト雖モ除服出勤ヲ命スルコトアルヘシ

第三條

轉勤又ハ業務應召ノ場合ハ相當ノ期間休務ヲ與フ

第四條

職員出勤シタルトキハ直ニ出勤簿ニ自ラ捺印スヘシ若シ定期後捺印ナキトキハ遅刻者ト見做シ終日捺印ナキトキハ缺勤者ト見做スヘシ

第五條

病氣ニ因リ出勤シ能ハサルトキハ午前中ニ其旨届出ツヘシ其ノ他ノ場合ニテ出勤シ難キトキハ事由ヲ記シ本社ニアリテハ支配人出張所ニアリテハ出張所長工場ニアリテハ工場長ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス  
定期前ニ退出セントスルトキ亦同シ  
出張所工場ノ主管者ニシテ缺勤セントスル場合ハ其旨本社ニ届出ツヘシ

第六條

出張又ハ缺勤スル場合ニ當リ自己擔任ノ事務ニシテ緊急ヲ要スルモノハ必ス同僚ニ引繼キ事務溢滞ヲ來ササル様注意スヘシ

第七條

病氣ノ爲メ缺勤五日以上ニ亘ルトキハ必ス醫師ノ診斷

第八條

書ヲ添へ本社へ届出ツヘシ  
社用ノ爲メ出張ヲ要スルトキハ本社ニアリテハ支配人又ハ課長出張所ニアリテハ出張所長工場ニアリテハ工場長ノ指揮ヲ受クヘシ  
出張二日以上ニ亘ルトキハ取締役又ハ支配人ニ報告スルコトヲ要ス

第九條

支配人課長出張所長工場長ノ出張二日以上ニ亘ルトキハ取締役又ハ支配人ノ承認ヲ受クヘシ  
但緊急用件ノ爲メ直ニ出張ヲ爲ス場合ハ事後必ス承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十條

出張用務ヲ處辨シ歸社シタルトキハ直ニ口頭又ハ書面ヲ以テ復命スヘシ  
出張中病氣其他ノ事故ニ因リ事務ヲ執リ難キ時ハ直ニ所在地ヨリ届書ヲ發送スヘシ

第十一條

家内ニ傳染病者アリタル時又ハ該患者ニ接シタルトキハ其旨届出テ指揮ヲ受クヘシ

第十二條

新任ノ職員ハ直ニ宿所並ニ印鑑ヲ届出ツヘシ

第十三條

職員ハ退出時刻後ト雖モ上席者ニ於テ未タ執務中ナルトキハ其承認ヲ得ルニアラサレハ猥リニ退出スヘカラス

第十四條

執務上ノ都合ニ依リ居殘勤務ヲ要スルトキハ居殘勤務簿ニ記載シ各主管者ノ認印ヲ受クヘシ

第十五條

轉任又ハ擔任事務變更ノ場合ハ支配人又ハ各主管者ノ指定スルモノニ事務ヲ引繼クヘシ

主管者轉任ノ場合ニ於テハ引繼ヲ終リタルトキ双方連署ヲ以テ其旨支配人ニ届出ツヘシ  
第十六條 第四十八條省略

第二章 非常時心得

第四十九條 本社又ハ出張所、工場ニ失火又ハ近火其他ノ變災アル時ハ災害ノ自己ニ迫ル者ヲ除キ其他ニ在ル職員ハ迅速ニ參集スヘシ  
第五十條 非常ノ時ニ參集シタル職員ハ上席者ノ指揮ニ從ヒ警戒防禦等應急ノ處置ヲナスモノトス

第三章 職員ノ任免賞罰

第五十一條 職員ノ名稱及待遇ハ別ニ之ヲ定ム  
第五十二條 職員ハ年齢滿二十歲以上四十歲未滿ニシテ身體健康職務ニ堪ヘ相當ノ學識又ハ經驗アルモノヨリ採用ス  
特ニ技能ヲ要スル職員又ハ滿三年以上上席員トシテ現ニ勤績スル者ハ本條ノ年齢ニ據ラズ採用スル事アルヘシ  
第五十三條 左ノ各項ニ抵触スルモノハ職員タルコトヲ得ス  
一 身體虛弱ニシテ職務ニ堪ヘスト認メタルモノ又ハ遺傳的傳染病系統アルモノ  
一 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未タ辨償ヲ終ヘサレモノ  
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ執行猶豫ヲ受ケタルモノ  
一 身分不相應ノ負債アルモノ又ハ不品行ノモノ

第五十四條 職員ニ採用シタル後前條ニ抵触スルコトヲ發見スルカ又ハ採用後前條ノ事故ヲ生シタルトキハ當然解職セララルモノトス  
第五十五條 左ノ場合ニハ休職ヲ命シ又ハ解職スヘシ  
一 業務ノ都合ニ因リ剩員ヲ生シタルトキ  
二 疾病又ハ身體精神ノ衰弱ニヨリ勤務ニ堪ヘスト認メタルトキ  
三 他人ニ傳染スヘキ疾病ニ罹リタルトキ  
四 兵役又ハ公務ニヨリ職務ヲ執ルコト能ハサルトキ  
五 會社ノ都合ニ由リ他ノ業務ニ從事セシメタルトキ  
六 刑事被告人トナリ未決拘留又ハ責付保釋中

第五十六條 第五十五條第一乃至第三ニヨリ休職ヲ命セラレタルモノハ休職後滿一ケ年同第四乃至第六ニヨリ休職ヲ命セラレタルモノハ其事故ノ止ミタル時ヨリ六ケ月ヲ過ケルモ復職ノ命ナキトキハ解職サレタルモノトス  
第五十七條 休職職員他ノ業務ニ從事シタルトキハ從業シタル日子以テ解職サレタルモノトス  
第五十八條 職員滿六十年ニ達シタル時ハ解職ス  
第五十九條 職員中特ニ社長ニ於テ必要ノ者ト認メタルトキハ第五十二條第五十八條ヲ適用セサルコトアルヘシ  
第六十條 職員退職セントスルトキハ必ス三十日前ニ事由ヲ記シ其旨申出ツヘシ  
第六十一條 有益ナル器具ノ發明、有利ナル方法ノ案出又ハ特ニ功績アリタル職員ニハ陸軍ノ上賞狀或ハ賞金ヲ附與ス

第六十二條 職員故意専斷又ハ怠慢不注意ノ行爲アリタルトキハ其輕重ニヨリ左ノ處分ヲ爲スヘシ

- 一 誹責
  - 二 罰俸
  - 三 減俸
  - 四 解職
- 但シ罰俸ハ一ケ年以内月俸額百分ノ五乃至二十ヲ科シ減俸ハ將來ニ亘リテ月俸額ノ十分ノ一乃至十分ノ三ヲ減ス

附 則

第六十三條 本規程ハ見習員及備員ニ準用ス

服務規程

第一條 本會社ニ從事スル者ハ誠實勉勵ヲ旨トシ本會社ノ定メタル諸規程ヲ遵守スルコトヲ誓ヒ規定ノ書式ニ據リ二人以上ノ保證人ヲ立テ誓約書ヲ差出シ同時ニ戶籍謄本ヲ添付スルモノトス  
本人退社後ト雖モ滿六ケ月ヲ經過シ會社ニ於テ其必要ヲ認メサルトキニ至ラザレハ誓約書ハ還付セサルモノトス

但保證人ハ會社ニ於テ相當資格アル者ト認メタルモノニ限ル若シ保證人ヲ立ツルコト能ハサル事情アルカ又ハ會社ニ於テ保證人ノ資格ニ就テ相當ト認メサル場合

ハ一定ノ保證金又ハ信用保險ニ加入セシメ之ニ代フルコトアルヘシ保證金及信用保險ノ金額ハ臨時會社ニ於テ之ヲ指定ス保證金ニ對シテハ預金規定第三條ニ準シ第一種預金トシテ利子ヲ附ス  
第二條 職員ハ常ニ品行正シクシ禮儀ヲ重シ内外ノ交際謹愼懇切ヲ旨トスヘシ  
第三條 職員ハ本會社ノ諸規程ヲ遵守シ堅ク本會社ノ機密ヲ守リ社長取締役又ハ支配人ノ許可ナクシテ書類ヲ他人ニ開示スヘカラス  
第四條 職員若シ事務ニ關シ意見アルトキハ口頭又ハ書面ヲ以テ社長取締役支配人又ハ課長出張所長工場長ヘ申出ルコトヲ得ト雖モ其意見ノ行ハレサル爲メ決シテ不服ヲ唱フヘカラス  
第五條 職員ハ互ニ協力親睦シ友誼ヲ厚フスルヲ旨トシ短所アレハ之ヲ忠告補助シ決シテ誹謗スヘカラス若シ事務ニ關シ意見ノ齟齬スル所アレハ社長取締役又ハ支配人ノ決裁指揮ヲ受ケ必ラス喧嘩論議スヘカラス  
第六條 職員ハ執務時間中支配人又ハ課長出張所長工場長ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離ルヘカラス  
第七條 職員ハ定時必ス出社シ出社時間中ハ勤勉業務ニ從事スヘキハ勿論事務繁劇ノ場合ハ假令時間外ト雖モ執務スヘキ義務アルモノトス  
第八條 職員ハ社長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ執務時間外ト雖モ他ノ囑託ニ應ジ其業務ニ從事スルコトヲ得ス  
第九條 職員ハ自分ノ名義ト家族ノ名義タルトキ間ハ總テ本



第十條 本會社ノ關係アル商工業ヲ營ムコトヲ得ス  
 本會社ノ名義又ハ本會社職員ノ資格ヲ以テ日他ノ爲メニ借財ハ勿論證書ノ作成證書ノ裏書又ハ保證人ニ立ツ等凡テ義務者トナルコトヲ得ス

第十一條 本會社ニ對シ物品ノ供給運送其他ノ請負ヲ爲スモノ又ハ製品ノ販賣先ノ從事者家族又ハ受次人其他直接間接ニ關係アルモノトノ間ニ於テ職員自己ノ計算タルト家族ノ計算タルトヲ問ハス金品ノ貸借物品ノ賣買周旋又ハ贈遺受贈受ケ又ハ自他ノ爲メニ私事ヲ依頼スルコトヲ得ス  
 但不得止場合ニ於テ特ニ社長ノ承認ヲ得タル場合ハ此限ニアラス

第十二條 如何ナル事情アルモ本會社ノ金品ヲ他ニ融通又ハ私用スヘカラス

第十三條 職員ノ進退黜陟賞罰ハ凡テ社長ノ職權ニ屬スルヲ以テ職員ハ之レニ對シ毫モ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第十四條 職員故意專斷又ハ怠慢不注意ヨリ本會社ニ損害ヲ生セシメタル時ハ自ら其損害賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス

附 則

諸給與規程

第一條 職員ノ給料ハ就任、退職、異動等總テ日割ヲ以テ計算ス  
 但シ退職ノ場合ハ特ニ其月全額分ヲ支給スルコトアルヘシ

第二條 職員ノ日給ハ勤日數ニ依リ支給ス  
 但休日ハ其前日又ハ翌日出勤シタルトキハ之レヲ勤日數ト看做ス

第三條 職員缺勤ノ場合ニ於ケル給料ハ左ノ區別ニ據リ日割ヲ以テ支給ス  
 一 病氣缺勤六十日迄事故缺勤十日迄給料全額、病氣缺勤六十一日以上百二十日迄、事故缺勤十一日以上三十日迄給料半額  
 二 病氣缺勤百二十日以上、事故缺勤三十一日以上及ヒ無届缺勤者ニハ給料ヲ支給セス  
 三 病氣又ハ事故缺勤中若クハ引續キ缺勤ノ場合ニ於テ生シタル忌引又ハ軍務應召中休暇等ハ其與ヘラレタル日數ノミニ對シ給料全額ヲ支給シ前後ノ缺勤日數ハ之ヲ通算ス

第四條 病氣缺勤後ハ引續キ事故缺勤後引續キ病氣缺勤ヲ爲ス者ニ對シテハ何レモ前後ノ日數ヲ通算ス

第五條 職務ノ爲メ傷疾疾病ニ罹リ缺勤シタルトキハ全治ニ至ルマテ給料全額ヲ支給ス

第六條 病氣又ハ會社ノ都合ニ依リ休職ヲ命セラレタル時ハ相當ノ期間給料ノ三分ノ一以内ヲ支給スルコトアルヘシ

第七條 職員及準職員ノ旅費ハ左表ニ依リ支給ス

職員等級	汽 車	汽 船	急 行 馬 車 券 賃	宿 泊 料	日 當
一級	二 等	上 等	實 賃	七 圓	三 圓
二級	同 等	同 等	同 等	六 圓	二 圓 五 十 錢
三級	同 等	同 等	同 等	五 圓	二 圓
四級	同 等	同 等	同 等	四 圓 五 十 錢	一 圓 五 十 錢
五級	同 等	同 等	同 等	四 圓	一 圓
六級	同 等	同 等	同 等	四 圓	一 圓
七級	同 等	同 等	同 等	四 圓	一 圓
七級乃至九級	同 等	同 等	同 等	三 圓 五 十 錢	一 圓 五 十 錢
外 級	同 等	同 等	同 等	三 圓	一 圓

役員又ハ上級者ニ隨行ノ場合ニ於テハ役員又ハ上級者ト同等ノ乗車乗船ヲ爲スコトヲ得

一 宿泊料 宿泊數ニヨリ支給ス  
 但汽船中ノ宿泊ハ宿泊料ヲ支給セス汽車中ノ宿泊ハ宿泊料ヲ半減トス  
 一ヶ所一泊ノ場合ニ限リ宿泊料三割以内ヲ増額支給スルコトアルヘシ

朝鮮臺灣へ出張ノ場合ハ二倍ノ宿泊料ヲ支給シ其他諸外國へ出張ノ場合ハ隨時支給額ヲ定ム

一 日 當 宿泊料ヲ要スル場合ニ限リ發足ノ日ヨリ歸着ノ日マテ之レヲ支給ス  
 但午後ノ發足又ハ午前中ノ歸着ハ日當半額トス

二級以上ノ職員ニシテ必要ノ場合ハ一等車ヲ用フルコトヲ得

四級以上ノ職員ニシテ特ニ寢臺車ヲ使用セントスルトキハ豫メ支配人ノ承認ヲ受クヘシ

第六條 左記出張ハ總テ實費トス  
 但實費請求額ハ旅費定額ヲ超過スルコトヲ得ス

一 原料又ハ製品納入ニ關スル出張其他臨時實費出張ヲ必要ト認メタル場合  
 但遠隔ノ地ニ出張スル場合ニ限リ特ニ定額ヲ支給スルコトアルヘシ

二 本社、堺、堺東、岸和田、貝塚、近江、向日町、セメントノ各工場相互間及滋賀縣大津、京都、奈良、神戸、和歌山、各市附近へノ出張

三 名古屋出張所及平坂工場ヨリ愛知縣内ノ出張

四 東京出張所、東京、八王子ノ各工場相互間及東京八王子、横濱、浦和附近へノ出張

五 セメント原石採掘場愛媛縣及廣島縣内ノ出張

同一地方ニ二週以上駐在ヲ要スル場合ハ往復ノ旅費ハ定額ヲ支給シ滞在中ハ相當實費又ハ別段手當ヲ支給シ其ノ額ハ隨時之ヲ定ム

第八條 職員及準職員轉勤ヲ命セラレタルトキハ別ニ轉勤料ヲ支給シ旅費ハ之ヲ支給セス

轉勤料ノ金額ハ隨時之ヲ定ム  
但實際轉宅ヲ要セサルモノト認ムル場合ハ轉勤料ヲ支給セス

第九條

當直及宿直賄料ハ本社又ハ出張所ニアリテハ壹圓六拾錢各工場ニアリテハ金五拾錢トシ病氣出張等ニアラスシテ交代シタルモノハ本社工場共一回金拾錢トス

第十條

但當直及宿直ノ賄料各一回ニ支給スルモノトス  
社務多忙ノ爲メ特ニ命ヲ受ケテ居残り勤務ヲナス場合退出時刻後三時間ヲ過キタルトキハ居残り賄料トシテ一回金五拾錢公休出勤ヲ命セラレタルモノハ一回金六拾錢ヲ支給ス

第十一條

職員及準職員ノ文具料ハ一ヶ月金五拾錢ヲ支給シ一切現品ハ支給セサルモノトス  
但臨時建築ノ爲メニ任用シタルモノ又ハ特ニ必要ト認マタルモノニ對シテハ現品ヲ支給ス

第十二條

業務ノ爲メ傷病疾病ニ罹リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リ退職セシメタル時ハ扶助料トシテ一時金ヲ給與シ死亡シタル時ハ遺族扶助料及葬祭料ヲ給與ス  
但扶助料ハ月俸三ヶ月以上二十ヶ月以内葬祭料ハ金貳拾圓以上金貳百圓以内ニ於テ事情ヲ審査ノ上決定ス

第十三條

職員三ヶ年以上勤続ノモノニシテ退職シタルモノニ對シテ退職慰勞金ヲ給與ス  
備員勤務ノ年限及休職中ノ年限ハ勤続年數ニ算入セス

第十四條

退職慰勞金ハ左ノ範圍内ニ於テ社長之ヲ決定ス  
四級以上ノ職員 勤続滿一ヶ年ニ付月俸一ヶ月半以上  
三ヶ月以内  
五級以下ノ職員 勤続滿一ヶ年ニ付月俸一ヶ月以上  
二ヶ月以内

第十五條

但勤務一ヶ年ニ滿タサル端數ハ之ヲ切捨テ月俸一ヶ月ニ滿タサルモノハ之ヲ一ヶ月ニ繰上ク

第十六條

退職慰勞金ハ退職最終ノ月俸額ヲ以テ標準トス  
退職慰勞金ハ左ニ掲ケル事項ニ該當スルモノニハ之ヲ給與セス

第十七條

懲戒處分ニヨリ解職シタルモノ  
一 重大ナル過失アリタル爲メ諭旨退職シタルモノ  
二 勤続五年未滿ニシテ自己ノ都合ニ據リ退職シタルモノ  
三 勤続五年以上十年未滿ニシテ自己ノ都合ニ據リ退職シタル場合ハ第十四條ノ給與金額ヨリ三分ノ一以内ヲ減給スルコトアルヘシ

第十八條

職員死亡ノ場合ニ於ケル退職慰勞金及遺族扶助料ハ死者ニヨリ直接生活ヲ營ミタルモノニシテ民法ノ規定ニ據リ遺產相続ノ權利ナキ場合アリタル時ハ事情ヲ審査シ給與金額ノ二分ノ一以内ニ於テ之ヲ分與スルコトアルヘシ

### 預金規程

第一條

本會社ノ職員及準職員ハ本規定ニヨリ積立金ヲナスヘキモノトス

第二條

預金ヲ二種ニ分チ第一種保信預金トシ第二種任意預金トス

第三條

第一種預金ハ在職中各自受領スル給料月額ノ二十分ノ一ヲ毎半期受領スル賞與金ハ(特別ヲ除ク)其額月俸ノ二ヶ月ニ滿タサルトキハ十分ノ一、二ヶ月以上ナルトキハ十分ノ二ヲ毎受領當日必ス會社ニ預入ルヘキモノトシ第二種預金ハ任意ニ預入引出すヲ爲スコトヲ得且ツ金額ヲ制限セサルモノトス  
但シ第二種預金ノ引出度數ハ一ヶ月三回ヲ超過スルヲ得ス

第四條

本會社ハ第一種預金ニ對シ百圓ニ付日歩貳錢貳厘第二種ニ對シ日歩貳錢ノ利子ヲ附シ五月末十一月末ノ兩度ニ精算シテ元金ニ繰込ムヘシ  
但引出當日ニハ利子ヲ附セサルモノトス

第五條

第一種預金ハ各自ノ保信ト非常ノ豫備ニ充ツル爲ナルヲ以テ質入、書入又ハ抵當トナスコトヲ得サルハ勿論左ノ場合ヲ除ク外之ヲ引出ス事ヲ得サルモノトス

- 一 本人死亡シタルトキ
- 一 正當退職シタルトキ

第六條

但場合ニヨリ一ヶ月間保留スルコトアルヘシ  
本人在職中負債ヲ生スルカ若クハ不都合ノ行爲ニ因リ會社ニ損害ヲ及ボス時ハ此預金ヲ以テ辨償セシム

第七條

本人退職以後ノ預金ニ對シテハ一切利子ヲ附セサルモノトス

第九條

第二種預金ハ當社ニ於テ通帳ヲ製シ預入ノ都度金高ヲ記入シ支配人認印ノ上交附スヘシ

第十條

預金拂戻ノ場合ハ通帳ニ必ス本人認印(豫テ提出ノ印鑑ニ符合スルモノ)押捺ヲ要シ委任狀其他ノ方法ニ依リ他人ニ委託スルコトヲ得サルモノトス

第十一條

預金通帳ヲ紛失シタルトキハ速ニ届出ツヘシ此場合ハ會社ハ相當ノ手續ヲナシ元帳ニ據リテ更ニ通帳ヲ製シ交付スヘシ

# 淺野セメント株式会社

本店 東京市麹町區丸之内海上ビル内

## 職制

第一條 當會社員ノ資格左ノ如シ

- 一 理事
  - 二 參事
  - 三 主事 技師
  - 四 書記 技手
  - 五 雇員
  - 六 備員
- 主事及技師ハ一級二級三級ノ三級トス  
必要ニ應シ前記ノ外顧問囑託若クハ臨時雇ヲ置クコトアルヘシ

第二條 當會社員ノ職名左ノ如シ

- 一 部長
  - 二 本店課長 支店長 工場長
  - 三 課長
  - 四 出張所長 係長
  - 五 係員
- 備員ノ職員ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 部長ハ社長及常任重役ノ命ヲ承ケ主管事務ヲ總理ス

第四條 本店課長支店長及工場長ハ社長及常任重役ノ命ヲ承ケ

第五條 所屬部長指揮ノ下ニ主管事務ヲ掌理ス

第六條 支店長ハ、庶務課、會計課、販賣課及購買課ノ事務ヲ掌理ス

第七條 工場長ハ庶務課、倉庫課、製造課及工務課ノ業務ヲ掌理ス

第八條 課長ハ所屬支店長若クハ所屬工場長ノ指揮ヲ承ケ其ノ職務ニ從事ス

第九條 出張所長ハ所屬支店長ノ指揮ヲ承ケ其ノ職務ニ從事ス

## 分掌

第一條 當會社ニ本店及左ノ支店並ニ工場ヲ置ク

- 本店
- 東京支店
- 門司支店
- 北海道支店
- 臺灣支店
- 大阪支店
- 工場
- 東京工場
- 門司工場
- 北海道工場

# 高山耕山化學陶器株式會社

京都市下京區千本通七條上ル

## 從業者共益會規約

第一條 本會ハ大佛、五條、島原ノ三工場ノ職員及職工ヲ以テ組織シ忠實ニ業務ニ從事シ修身齊家ノ途ヲ講シ相互救済ノ實ヲ舉ケ業務上改善進歩ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 會社及三工場ニ就職スル職員及職工ハ本會ニ加入スル義務ヲ有スルモノニシテ就職中ハ如何ナル理由アルモ本會ヲ脱會スルコトヲ得サルモノトス

第三條 本會員ヲ分チテ左ノ三種トス  
一 特別會員 會社本會事業賛成者  
二 通常會員 職員及男女職工  
三 終身會員 滿一ケ年通常會員タリシ者

第四條 本會ハ第一條目的ノタメ左記事項ヲ實行スルモノトス  
一 精神修養ノ爲講話會ヲ開キ且技術ヲ練磨スルコト  
二 貯金ヲ實行スルコト  
三 工場法令ノ普及ヲ圖ルコト  
四 篤行者業務勉勵者技術熱心者等獎勵ノ爲工業會ニ申請スルコト  
五 會員ノ保護救済ヲナスコト

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會長 一名
  - 一 幹事 七名内一名會計各工場二名本社一名
  - 一 評議員 十名各工場三名男六名女三名本社一名
- 會長ハ會務ヲ總理ス  
但會長事故アル時ハ幹事中心ヨリ代理ス

第六條 會長ハ特別會員ニ囑託スルモノトス  
一 會長ハ通常會員ヨリ選舉シ會務ヲ掌ル  
二 評議員ハ通常會員ヨリ選舉シ重要事項ノ協議ニ參與ス

第七條 本會ノ集會ヲ分チ總會、臨時總會、役員會ノ三種トス  
一 總會ハ毎年春季ニ之ヲ開キ會員相互ノ親睦ヲ圖リ且左記事項ヲ行フ  
イ 庶務會計ノ報告  
ロ 規約ニ修正事項アラハ其修正  
ハ 役員ノ改選  
ニ 其他必要事項

第八條 臨時總會ハ會長ノ意見若クハ通常會員三分ノ一以上ノ要求ニ依リ之ヲ開ク  
三 役員會ハ事故發生シ必要ノ際之ヲ開ク

第九條 集會ハ會社之ヲ召集シ日時場所ハ其都度會員ニ通知ス  
會議ハ總テ半数以上ノ出席ヲ要ス  
決議ハ過半数ヲ以テ之ヲ定ム可否同數ナル時ハ會長ノ

決スル處ニ因ル

- 第十條 本會ノ經費ハ通常會員ノ賦出金及特別會員其他ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ其賦出金左記ノ通り定ム但終身會員トナリタルモノハ賦出金ヲ要セス
  - 一 日給者 毎月日給額ノ五分ノ一
  - 二 月給者 毎月日給額ノ五分ノ一
  - 三 特別會員ヨリハ毎月前二項ノ會員賦出金總額ノ三分ノ二ニ相當スル寄附ヲ受ケルモノトス
- 第十一條 前條賦出金ハ便宜上毎月會社ヨリ受ケル給料中ヨリ控除支拂スルモノトス但給料ヲ受ケサル月ハ翌月支拂スルモノトス
- 第十二條 本會收入金ハ郵便局又ハ銀行ニ預入レ會長又ハ會計幹事ニ於テ管理スルモノトス
- 第十三條 本會ニ收入セシ賦出金ハ中途退スルモ返戻セサルモノトス
- 第十四條 貯金ハ別ニ規定ヲ設ケ郵便貯金トス
- 第十五條 會員死亡シタルトキハ左ノ救済金ヲ支出ス
  - 但生前ニ供物ヲ併贈ス
    - 一 勤続六ヶ月未満 給料 十日分
    - 一 同 六ヶ月以上 同 十五日分
    - 一 同 一ヶ年未満 同 十五日分
    - 一 同 一ヶ年以上 同 三十日分
    - 一 同 二ヶ年未満 同 三十日分
    - 一 同 二ヶ年以上 同 三十日分
- 第十六條 會員ノ父母及配偶者ノ死亡ハ前條ノ三分ノ一、子ニ勤続二年以上ハ一年毎ニ五分分ヲ加フ(六ヶ月ハ半額)而シテ六十日分ヲ超ユルコトヲ得ス

第十七條 本會加入後二ヶ年以上ニシテ不治ノ疾病ニ罹リ身體ノ自由ヲ缺キ爲ニ解僱セラレタル時ハ左記ノ救済金ヲ支出ス
 

- 一 勤続二年以上三年以内 給料 三十日分
- 一 勤続三年以上四年以内 給料 三十五日分
- 一 勤続四年以上ハ一年毎ニ五分分ヲ加ヘ九十日分ヲ超エサルコト

- 第十八條 會員加入後工場ノ都合ニヨリ解僱セラレ又ハ滿三年以上ニシテ工場ヲ辭退シタル時若クハ陸海軍ノ充員召集ニ應ジタル時ハ左記ノ救済金ヲ支出ス
  - 一 勤続十年以上十三年以内ニシテ年齡六十歳ニ達シ辭退シタル時ハ左記養老救済金ヲ支出ス
    - 一 勤続十年以上十三年以内ニシテ年齡六十歳ニ達シタルモノ 給料 九十日分
    - 一 同 十三年以上十五年以内ニシテ年齡六十歳ニ達シタルモノ 給料 百二十日分
    - 一 同 十五年以上一年ヲ加フル毎ニ三十日分ヲ加ヘ三百日分ヲ超ヘサルコト
- 第十九條 滿二年以上勤続者ニシテ陸海軍演習召集ニ應ジ入營シタル時ハ其期間中日給額ノ半額ヲ救済ス
- 第二十條 本會加入後十年以上ノ會員年齡六十歳以上ニ達シ辭退シタル時ハ左記養老救済金ヲ支出ス
  - 一 勤続十年以上十三年以内ニシテ年齡六十歳ニ達シタルモノ 給料 九十日分
  - 一 同 十三年以上十五年以内ニシテ年齡六十歳ニ達シタルモノ 給料 百二十日分
  - 一 同 十五年以上一年ヲ加フル毎ニ三十日分ヲ加ヘ三百日分ヲ超ヘサルコト
- 第二十一條 會員自己ノ過失ニ因ルニ非スシテ傷痍疾病ニ罹リ實際就業スル能ハル療養ノ爲引續キ五日以上休養スルコトヲ承認シタル場合ニハ六日ヨリ六ヶ月間ハ左記ノ通り療養救済金ヲ救済金ノ支出ハ主治醫ノ證明ニ依リテハ五分ノ一ノ割ヲ以テ香資ヲ贈與ス

- ヨリ算定スルモノトス
  - 一 初二ヶ月 一日ニ付 日給額ノ半額
  - 一 次 回 同 同 三分ノ一
  - 一 終 回 同 同 四分ノ一
- 第二十二條 前條ノ規定ニ因リ救済金ヲ受ケントスル者ハ事故發生ノ際直ニ工場醫又ハ本會指定醫師ノ診斷ヲ受ケルモノトス
- 第二十三條 會員中慶事ノ際ハ左ノ通り贈與ス
  - 一 婚姻 加入後滿一ヶ年以上ノ會員ニシテ正式ニ婚姻シタル者ニ贈與金額ノ十ヶ月分ニ相當スル贈與ヲナス
  - 二 出生 加入後一年以上ノ會員ニシテ出産アリタル時ハ賦出金額十ヶ月分ニ相當ノ贈與ヲナス出生後七日以内ニ不詳出來タル時ハ本規定ヲ適用セス
  - 三 入營 會員中陸海軍ニ入營スルトキハ左記ノ通り贈與ス
    - 一 勤続六ヶ月未満 賦出金ノ四ヶ月分
    - 一 同 一ヶ年未満 同 十ヶ月分
    - 一 同 二ヶ年未満 同 二十ヶ月分
    - 一 同 二ヶ年以上 同 二十五ヶ月分
- 第二十四條 傳染病發生ノ爲ニ會員外出ヲ禁セラレタル場合ニハ其期間中一日ニ付給與ノ半日分救済ス
- 第二十五條 會員火災ノ爲家財ヲ焼失シタル時ハ罹災ノ程度ニ應ジ日給三十日分以内ノ救済金ヲ支出ス

第二十六條 左記ノ場合ニハ救済ヲナス

- 一 工場醫又ハ本會指定醫師ノ診察ヲ受ケサルモノ
- 二 自己ノ過失ニ因リ傷痍疾病ニ罹リタルモノ
- 三 不正ノ行爲アリ解僱セラレタルモノ
- 四 救済金ヲ得ンカタメ故意ニ事故ヲ發生セシメ又ハ虚偽ノ申立ヲナシタルモノ
- 五 救済金ヲ受ケル事故發生ノ日ヨリ一年以内ニ之カ請求ヲナササルモノ
- 第二十七條 死亡救済金ノ受領者順位ハ工場法扶助規定ノ順位ニ依ルモノトス
- 第二十八條 第二十五條以外ノ救済金又ハ香資及葬祭料ヲ受ケントスルモノハ工場醫又ハ本會指定醫師ノ診斷書ヲ差出スコト但死亡救済金ヲ受ケントスル時ハ戸籍謄本及工場醫又ハ本會指定醫師ノ作成シタル證明書ヲ要ス
- 第二十九條 救済金及贈與金ノ原因併發ノ時ハ各之ヲ支出ス
- 第三十條 會員死亡ノ際救済金ヲ受ケル者ナキ時ハ其葬祭ヲ行フ者ニ金貳拾圓以内ノ葬祭料ヲ支出ス
- 第三十一條 會員脫退シタルトキハ前各條ニ定ムル所ニ依リ救済ヲ受ケルノ外本會ニ對スル何等ノ請求ヲナスコトヲ得サルモノトス
- 第三十二條 第二十五條及第三十條ノ程度ハ役員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第三十三條 本會ハ寄附ヲ受ケルモノトス但用途指定ノ寄附ハ其目的以外ニ支出セス

# 株式 島田硝子製造所

大阪市西淀川區海老江下三ノ四七

## 就業規則

### 第一章 職工及見習工

- 第一條 新ニ雇入ルル職工ハ年齢十四歳ナルカ又ハ義務教育ヲ終了シタル者ニシテ品行方正身體強健勞務ニ適スト認メタルモノニ限ル
- 第二條 職工ノ種類ヲ分ツコト左ノ如シ  
常備職工  
臨時日備職工  
見習工
- 見習工臨時日備職工ニハ第二十八條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條及第十章、第十一章ヲ適用セズ
- 第三條 職工及見習工志願者ハ規定ノ志願書ニ履歷書及戶籍謄本又ハ抄本及身分證明書ヲ添ヘ願出スヘシ
- 第四條 職工ハ先ツ見習工トシテ滿三ヶ月ヲ經タル後本職工タルノ採否ヲ決定スルモノトス  
但シ當所ニ於テ職メ其技能ヲ詳知スル者ハ直ニ職工ニ採用スルコトアルヘシ
- 第五條 職工及見習工ハ遲滞ナク規定ノ誓約書ヲ差出スヘシ

誓約書ニハ保證人トシテ大阪市內居住者ニシテ當所ノ適當ト認メタル者ノ連署ヲ要ス二十歳未滿ノ者ハ親權者又ハ後見人有夫ノ婦ニアリテハ夫ノ同意書ヲ添付スヘシ

第六條 職工ハ履歷書及申込書記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其都度遲滞ナク届出スヘシ

第七條 職工及見習工ハ凡テ職長ニ屬シ上長ノ指揮ヲ受ケ業務ニ従事スルモノトス

### 第二章 就業時間及休日

- 第八條 就業時間ハ毎日午前七時三十分ヨリ午後四時三十分迄トス(兼ニ關スル作業ハ交代制トス)  
但シ仕事ノ都合ニヨリ定時間外早出、残業若クハ呼出シテ命シ休日出勤ヲ命スルコトアルヘシ
- 第九條 職工ハ午前七時十五分迄ニ入門シ入門ノ際ハ守衛ニ通動帳ヲ差出シ各自ノ木札ヲトリテ之ヲ工場内所定ノ場所ニ掛ケ就業ノ準備ヲ整ヘ七時三十分ノ始業合圖ト共ニ就業スヘシ
- 入門限ニ遲刻シタルモノハ入場ヲ許サス  
但シ工場ノ都合ニ依リ就業時間マテ入門ヲ許スコトアルヘシ
- 第十條 病氣其他已ムテ得サル事由ノため早退スルモノハ主任又ハ職長ヨリ出門許可證ヲ受取り職工掛ニ示シ退出スヘシ
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場ヲ許サス

- 一、酒氣ヲ含メル者
- 二、酒類、火器、其他作業ニ不必要ナルモノヲ携帯スル者
- 三、工場法施行規則第八條ニ定ムル病氣ニ罹リタルトキ
- 四、産後六週間ヲ經過セザルモノ  
但シ四週間後轉託社醫ノ作業ニ支障ナキ旨ノ證明アリタルトキハ此ノ限りニアラス
- 五、工場法施行規則第九條

第十二條 職工ノ休憩時間ハ左記ノ通りトス

- 自午前九時四十五分 至午前十時 十五分間
- 自正午十二時 至零時三十分 (寢食) 三十分間
- 自午後二時三十分 至二時四十五分 十五分間
- 但シ不得已場合ハ休憩時間ヲ臨時變更スルコトアルヘシ

第十三條 休日ハ左ノ通りトス

- 年末年始 自十二月三十一日 至一月三日
- 毎年一月第二日曜日ヲ休日トシ夫レヨリ始メテ二週間目ノ日曜ヲ休日トス

第十四條 徴兵検査及點呼ノ場合ハ公休トシ當日一日分ノ日給ヲ支給ス

勤務演習三週間マテハ日給半額ヲ支給ス  
但シ欲動トシテ皆勤賞與ヲ給與セズ

第十五條 左ノ場合ハ休日トシ欲動ト看做サス  
但シ左記一號四號ノ場合ハ戶籍抄本ニノ場合ハ警察ノ

株式會社島田硝子製造所

證明書其他適當ノ方法ニヨリ事故發生事實ヲ証明スヘシ

- 一、父母、配偶者及子ノ喪ニ服スルトキ 二日
- 二、傳染病ノ爲メ交通遮斷セラレタルトキ
- 三、天災地震其他ノ災害ニ罹リタルトキ
- 四、有夫ノ婦出産ノトキ 一日
- 但シ二、三ノ場合ハ適當ニ此ヲ定ム

### 第三章 賃 金

第十六條 職工見習工及臨時日備ノ賃金ハ日給トシ所定ノ就業時間ニ對シ其ノ金額ヲ支給ス  
但シ就業時間ニ比例シテ賃金ヲ増減ス

第十七條 賃金ハ前月二十六日ヨリ其月廿五日マテノ分チ毎月廿九日ニ支拂フ

第十八條 左記ノ場合ニ該當スルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス即時賃金ヲ支拂フ

- 一、職工死亡シタルトキ
- 二、解雇又ハ辭職シタルトキ
- 三、一ヶ月以上ニ涉リ歸郷スルトキ
- 四、結婚若クハ葬儀ノ爲メ出費ヲ要スルトキ
- 五、地方長官ノ命令ヲ以テ定メラレタルトキ

### 第四章 規 律

第十九條 職工ハ就業中ハ作業相當ノ服裝ヲナシ裸體又ハ一切ノ醜キ風體ヲナスヘカラス

第二十條 工場内外ヲ問ハス苟モ工場ノ風紀秩序ヲ紊シ若クハ刑罰ニ觸ルル等ノ行爲アルヘカラス

第二十一條 技術上ノ秘密及業務ノ内容等決シテ他人ニ之ヲ洩スヘカラス

第二十二條 工場内ニ於テ左ノ行爲ヲ許サス

一、就業中ハ妄リニ自己ノ受持場所ヲ離ルルコト

二、業務以外ノ高談放談ヲナスコト

三、就業時間中横臥シ居眠スルコト

四、喧嘩口論其ノ他不穩ノ舉動アルコト

五、許可ヲ得スシテ演説貼紙ヲナシ又ハ印刷物ヲ配布シ撰リニ集會等ヲナスコト

六、物品ノ賣買ヲナスコト

七、撰リニ同僚間ニ金品ノ貸借及授受ヲナスコト

八、休憩時間中所定ノ場所以外ニ於テ喫煙ヲナスコト

九、私物ヲ製作シ又ハ製作セシムル事

十、一般ニ他ノ作業ヲ妨グル如キ所爲アル事

十一、業務以外ノ火氣ヲ用フル事

十二、其他工場内ノ秩序ヲ紊亂スル如キ所爲アル事

第二十三條 飲動セントスルトキハ必ス其ノ前日ニ届出スヘシ萬已ムテ不得場合ハ遅クモ當日就業時間迄ニ書面又ハ口頭ヲ以テ休業豫定日數及其理由ヲ届出ツヘシ

第二十四條 飲動七日以上ニ渉ル者ハ其理由ヲ證明スル書類又ハ醫師ノ診断書ヲ提出スヘシ

第二十五條 職 職セントスルトキハ其ノ理由ヲ詳記セル願書ヲ提出シ許可ヲ受クル迄ハ誠實勤務ニ服ス可キモノ

第二十六條 原料製品ハ勿論工場用器具其他一切ノ物品ハ總テ之レヲ大切ニ取扱ヒ且ツ擅ニ工場外ニ持出シ又ハ之レヲ私シスル等ノ所爲アルヘカラス

第二十七條 所定ノ場所ニ時々揭示スル事項ハ本規則ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

### 第五章 積立金

第二十八條 職工ハ賃金受取ノ際左記ノ割合ヲ以テ積立金ヲナスヘシ

但シ本人ノ希望ニヨリ規定額以上ヲ積立ツル事ヲ得

日給八十錢未満 月額 四十錢

〃一 〃 六十錢

〃一圓二十錢 〃 八十錢

〃一圓五十錢 〃 一圓二十錢

〃二圓 〃 一圓四十錢

〃二圓五十錢 〃 一圓六十錢

〃三圓以上 〃 二圓

第二十九條 積立金ハ年利六分ノ割合ヲ以テ利息ヲ附シ毎年六月及十二月ノ二回之レヲ元金ニ繰入ルルモノトス

第三十條 積立金ハ左ノ場合ヲ除ク外返還セサルモノトス

一、本人病氣休業十五日以上ニ渉リタル場合

二、本人一ヶ月以上ニ渉リテ歸郷スル場合

三、本人婚嫁ノ費用ニ充ツルトキ

四、父母妻子ノ死亡シタル場合

五、本人死亡又ハ解雇ノ場合

六、其他地方長官ノ命令ヲ以テ定メタル場合

第三十一條 積立金返還ハ本人又ハ指定シタル受取人ニ交付スルモノトス若シ本人死亡ノ場合ハ工場法ノ規程ニ從ヒ扶助料ヲ受クヘキ者ニ返還スルモノトス

### 第六章 衛生及災害豫防

第三十二條 職工ニ對シ毎年適當ナル時期ニ於テ健康診断ヲ行フ

第三十三條 工場衛生上又ハ健康上有害ナリト認メラルル者若シクハ工場内ニアリ就業ヲ禁止スヘキ疾病ニ罹リタル者ハ期間ヲ定メ休業ヲ命シ又ハ解雇スルコトアルヘシ

第三十四條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ直ニ事務所ニ申出テ囑託醫師ノ診断治療ヲ受クヘシ

第三十五條 工場内ニ掲ケラレタル災害防止規則安全規則ハ嚴守スヘシ

第三十六條 災害發生ノ危険ヲ覺知シタルトキハ遲滞ナク之ヲ主任其他適當ノ者ニ通知スヘシ

### 第七章 賞 與

第三十七條 賞與ヲ左ノ四種ニ別ツ

一、皆勤賞與

二、年功賞與

三、期末賞與

四、特別賞與

第三十八條 皆勤賞與ハ毎月半月間(前半月ハ自前月二十六日至其月十日)ノ皆勤者ニ對シ日給一日半分ヲ給與ス

一ヶ月ニ達シテ後半月(自十一日至二十五日)分ニ於テ半月分ヲ増給ス

第三十九條 年功賞與ハ滿五ヶ年勤続者ニ對シ左記ノ通り之ヲ給與ス

一、勤続五年以上七年未満 年額 二十圓

二、〃 七年 〃 三十圓

三、〃 十年 〃 四十圓

四、〃 十五年 〃 五十圓

五、〃 二十年以上 〃 六十圓

第四十條 年功賞與ハ毎年六月末十二月末ニ別チ各年額ノ半額宛チ給與ス

第四十一條 年功賞與ハ退職ト同時ニ消滅シ一旦退職シタル者カ再入スルトキハ新入者トシテ之レヲ取扱フモノトス

第四十二條 季末賞與ハ毎決算期ニ於テ營業成績良好ナルトキ本人ノ勤惰狀態ヲ調査シテ之ヲ給與ス

第四十三條 特別賞與ハ左記ノ場合授與スルモノトス

一、作業上有利ナル發明又ハ工夫ヲ爲シ工場ノ利益ヲ増進シタル者

二、障害ヲ未然ニ防キ又ハ災害ヲ速ニ防止シタル者

三、事變ニ際シ人命ヲ救助シ其他拔群ノ勤キヲナシタル者

ル者

四、品行方正技術優秀ニシテ衆ノ模範タル者

### 第八章 懲戒

第四十四條 懲戒ハ之レヲ分チテ左ノ五種トシ懲罰ノ上其ノ一

項若クハ數項ヲ適用シテ處分ス

但シ十六歳未満ノ者ニ對スル懲戒成分ハ原則トシテ訓

戒又ハ罰責ヲ以テシ其行為ニシテ第五十條第六號以下

ニ該當スル場合ニ於テ其情狀最モ重キトキハ解雇スル

コトアルヘシ懲戒ハ事情ニヨリ之ヲ揭示ス

一、誣責

二、辨償

三、減給

四、出勤停止

五、解雇

第四十五條 左ノ場合ハ罰責ニ處ス

本規則ニヨリ職工ノ遵守スヘキ事項ニ違背シタル反則

輕微ナルカ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキ

第四十六條 罰責ハ當該事項及將來ニ付誠告ヲ與ヘ之ヲ責備ニ

記録署名捺印セシム

第四十七條 不注意怠慢等ニヨリ工場ニ對シ損害ヲ加ヘタル場

合ハ事情ヲ調査シ處罰ノ上其ノ損害ヲ辨償セシム

第四十八條 減給ハ其ノ輕重ニヨリ六ヶ月ヲ越ヘサル範圍内ニ

於テ毎月五分以内ヲ減スルコトアルヘシ

第四十九條 出勤停止ハ其輕重ニヨリ十日以内ヲ以テ之レヲ定

第五十條 左ノ各號ニ該當スルモノハ懲戒ノ爲メ減給又ハ出

勤停止ニ處シ又ハ事情ニヨリ即時解雇ス

一、重大ナル過失ニヨリ物品ヲ毀損亡失シ又ハ製作ヲ

誤リタルモノ

二、火氣取扱ヒテ疎漏ニシ又ハ漏リニ所定ノ場所以外

ニ於テ焚火喫煙シタルモノ

三、私品ヲ製作シ又ハ製作セシメタルモノ

四、工場内ニ於テ喧嘩口論ヲナシタルモノ

五、賭博又ハ之ニ類スル行為アリタルトキ

六、男女關係ニツキ風紀ヲ紊スノ行為アリタルトキ

七、雇入ノ際氏名經歷ヲ詐リ其他詐術ヲ用ヒタルモノ

八、工場内ノ秘密ヲ漏洩シタルモノ

九、會社ノ物品ヲ窃カニ持出サントシタルモノ

十、職員上役ニ暴行ヲ敢テシ又ハ不法ヲ加ヘタルモノ

十一、故意ニ工場ノ設備器具ヲ破壊シ其他工場ニ損害ヲ

加ヘタルモノ

十二、無届欲勤引續キ五日以上ニ渉ルトキ又ハ一ヶ月

無届欲勤三回以上ニ及フトキ

十三、其他工場内ノ秩序ヲ著シク紊シタルト認ムルモノ

### 第九章 解雇

第五十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二週間ノ豫告ヲ以

テ解雇シ又ハ二週間ノ給料ヲ支給シ即時解雇ス

一、事業上ノ都合ニヨルトキ

二、身體虛弱ニシテ作業ニ堪ヘスト認メタルトキ

三、技術發達見込ナシト認メタルトキ

### 第十章 退職手當

第五十二條 勤続滿十五年以上ノ者年齢五十歳以上ニ達シ退職

シタルトキハ左記ノ計算方法ニヨリ手當金ヲ給與ス

イ、最初ノ滿一年ニ對シ 日給四十日分

ロ、一年以上十一年未滿 一ヶ月ニ付日給一日半分加

算

ハ、十一年ク 二十一年クク 二日分ク

ニ、廿一年ク 廿六年クク 三日分ク

ホ、廿六年ク 卅一年クク 四日分ク

ヘ、卅一年ク 卅六年クク 五日分ク

ト、卅六年ク 以上ク 六日分ク

第五十三條 勤続一ヶ年以上精勵シタル職工ニシテ當所ノ意ニ

反セス自己ノ都合ニ依リ辭職シタルトキハ左ノ手當金

ヲ給與ス

勤続滿一ヶ年以上五年未滿 前條ノ十分ノ三

ク 五年ク 十年クク 十分ノ四

ク 十年ク 十分ノ五

第五十四條 職工在職中死亡セシトキハ其ノ遺族ニ對シ第三十

二條ノ手當金ヲ給與ス

但シ其遺族ハ工場法規程ノ順位ニヨル

第五十五條 三ヶ月以上自己ノ都合ニヨリ引續キ欲動スルモノ

ハ退職者ト見做シテ取扱フコトアルヘシ

第五十六條 職工六十歳ニ達シタルトキハ退職セシムルコトア

ルヘシ

第五十七條 本人平素ノ勤務狀態ニヨリテハ前條手當金額ノ増

減ヲ爲スコトアルヘシ

第五十八條 女子ニ對シテハ第五十二條規定ノ金額ノ二分ノ一

ヲ給與スルモノトス

### 第十一章 解雇手當

第五十九條 第五十一條ニヨリ職工ヲ解雇スル場合ニハ左記ノ

手當金ヲ給與シ女子ニ對シテハ其ノ二分ノ一トス

但シ豫告手當ヲ包含ス

イ、勤続六ヶ月未滿 日給 二十日分

ロ、全 六ヶ月以上 三十日分

ハ、全 一年ク 四十日分

ニ、全一年以上十一年未滿一ヶ月ニ付日給一日半分加

算

ホ、全十一年ク 廿一年ク 全 二日分ク

ヘ、全廿一年ク 廿六年ク 全 三日分ク

ト、全廿六年ク 卅一年ク 全 四日分ク

チ、全卅一年ク 卅六年ク 全 五日分ク

リ、全三十六年以上 全 六日分ク

第六十條 第五十條ニヨリ解雇セラルル場合及工場ノ規律ヲ

紊シ懲戒成分ヲ受クルモノニハ前條ノ手當ヲ給與セス

第六十一條 職工解雇ニ際シテハ雇傭期間業務種類及賃金ニ付

雇傭證明書ヲ交附ス

# 德永ガラス製造所

大阪市北区與力町二丁目十八番地

創立 明治十三年三月  
従業員總數 四百五拾名  
一年製産高 壹百九十萬圓(昭和五年度)

## 賃金不降公約

従業員ノ待遇ハ昨今ノ不況ニ依リ一般低下ノ傾向アルニ拘ラス獨リ當社ハ増加ノ傾向ニアリ特ニ面白キハ工場主ト従業員ノ間ニ別段ノ製定(内規等)無ク唯今後共絶對ニ工賃ノ値下ケチ行ハサル公約アリ

## 社員出身學校別初任給

高等商業學校出身者	初任給	月俸	六圓
高等工業	同	同	五圓
普通商業	同	同	四圓
普通工業	同	同	四圓
右ノ外妻帯者ニハ左ノ如ク増給サル			
一 就職當時既ニ妻アル者	五圓	十四ノ増給	
一 就職後妻帯セル者	五圓	十四ノ増給	

此ノ場合ハ勤務ノ年限ニ應ジ五十圓以上三百圓内ノ祝儀ヲ贈ル

## 特殊ナル従業員待遇法

(1) 十六才未滿ノ幼年工ヲ絶對ニ使用セス  
(2) 昭和五年八月第二日曜日ヲ起點トシテ左ノ如キ勤務方法ヲ行フ

- 一 一週四十八時間作業 (六日間)
  - 一 俸給五十六時間分 (七日分)
- 即チ六日間働キテ七日分ノ賃金ヲ支拂フ方法ニテ當社ニテハ是ヲ六日分ニ對スル一日分週給手當ト稱ス  
六日間働キテサレ者ニ對シテハ労働日數ニ應ジ定額給付一人トシ一人ノ六分ノ一ヲ支給ス

## 職別賃金(日給定額)

職名	最高日給	最低日給
工場長	四・三〇	一・〇〇
工場主任	三・〇〇	一・〇〇
班長	一・七〇	一・〇〇
工員(機械工、修繕工)	三・九〇	二・三〇
火夫	三・七〇	二・三〇
雑役	一・七〇	一・〇〇

工場主ニ於テ支辨シ本人ヨリ辭退セル場合ハ香料トシテ三十圓乃至五十圓ヲ給スル外本人死亡ノ際ハ凡テ葬祭料ヲ工場主持トシ外ニ弔慰金ヲ支給スレト額不定ナリ

## 病氣缺勤

公務ニ依ル病氣缺勤者ニ對シテハ治療費全部ヲ工場主ニ於テ支辨シ缺勤中ハ日給全額(定休日ヲモ合算ノ上)ヲ支給スル外入院ハ凡テ大阪醫科大學病院ニ等室ニテ本人平素ノ勤務成績ヲ斟酌ノ上三十圓乃至百圓ノ見舞金ヲ給ス  
家庭養育ノ場合ハ十圓乃至三十圓程度トス

## 祝儀

結婚、出産其他ニ對シテハ祝儀支給ノ規定ナシ

## 積立金

任意トス、但シ一ヶ月一人最高十圓、最低五十錢、平均一圓程度ノ積立ヲ行ヒ居レリ

## 保證人

必要ナシ

## 退職手當

規定ナキモ大体左ノ如シ  
部長 級 (二十ヶ年以上) 三千圓程度  
部長 級 (十五ヶ年前後) 壹千圓程度

監督 二・八〇 二・八〇  
製場長 三・七〇 三・七〇  
職長 四・〇〇 四・〇〇  
部長(修理) 三・七〇 三・七〇  
以上ハ定額賃金ニシテ賞收ハ、製場、製場工ニアリテハ各二割増收其ノ他ハ一割八分強ノ増收

昇給  
一ヶ年毎ニ二同程度ノ昇給ヲ行ヒ一回十錢以上三十錢内外ニシテ平均十二三錢位ノ昇給ヲ行フ

## 賞與

六ヶ月皆勤者ニ對シテ 日給 五日分  
一ヶ年皆勤者ニ對シテ 同 十日分

## レコード賞與

一 升場一ヶ月ニ四千本以上一本ニ對シ「レコード」賞トシテ三厘五合場二厘四毛、一合場一厘宛ヲ給シ一ヶ月平均五圓程度ノ「レコード」賞ヲ給シ居レリ  
尙、年始、天神祭ノ際ハ祝儀トシテ一人平均二圓宛ヲ支給ス

## 歩増

八時間労働ニシテ以上一時間ヲ増ス毎ニ一割ノ歩増ヲ給ス

## 弔慰金

父母妻子等死亡ノ際ハ家庭ノ事情ニヨリ勤務年數ニ拘ラス葬祭



三好硝子製造所

職工 (五ヶ年前後) 二百圓程度  
 尙本人ノ勤怠、技量、其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ適宜支給スルモ  
 ノナル故此ノ額ハ確定的ノモノニ非ス

定休日

毎日曜日  
 七月二十五、六日 (氏神祭當日)  
 十二月三十一日ヨリ一月三日迄

三好ガラス製造所

大阪市浪速區西園寺町一〇三〇

各出身學校別初任給

高等工業出身者	初給	月俸	六〇〇程度
高等商業出身者	初給	月俸	五〇〇程度
但シ最近入社ノ必要ヲ認メテ從ツテ近來此ノ例無シ			
尙中等學校卒業程度ノ者ハ採用セスシテ小學校卒業者ヲ養 成シテ是ニ充ツル方針トス			
人員	現在事務並工務ニ九名ノ社員ヲ有ス		
昇給	一定ノ標準ナク業績ニヨリ經營者ノ裁量ニヨ ルモ二年又ハ三年目ニ本俸ノ一割内外トス		
賞與	毎年二回半期毎ニ本俸ノ二三ヶ月分給與サル		

職工制度

從前二十組ノモノヲ現今産業合理化ニヨル自動生産機ノ使用ノ  
 タメ十組ニ減セシモ能率ハ從前ニ劣ラス  
 尙ホ一組ハ切方、切方助手、生地巻、仕上工、口燒各一名宛運  
 搬人二、三名ヲ以テシ、冷入工、冷出工、摺工、切工、火夫、  
 燒付工、製品工、及荷作り工ハ此組ニハ關係無キモノトス

各職別男女工人員及賃金表

職別	人員	最高賃金	最低賃金	平均賃金
切方工	〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇
生地巻	〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
仕上工	〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
切方助手	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
運搬人	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
冷入工	〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
冷出工	〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇
口燒工	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
摺工	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
火夫	〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
燒付工(男)	三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
燒付工(女)	三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
製品工(男)	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
製品工(女)	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇
荷造工(男)	三	二〇〇	一〇〇	一〇〇
荷造工(女)	三	二〇〇	一〇〇	一〇〇

職工就業規則

第一章 總則

第一條 本則ハ當工場職工ノ就業ニ關シ規定スルモノトス

三好硝子製造所

第二條 本則ハ職工雇入ノ際之ヲ交付シ且ツ工場内ニ之レチ揭  
 示ス

第三條 當工場職工ハ本則ヲ承知セサル故チ以テ本則ニ規定ス  
 ル義務ヲ免ルルチ得ス

第四條 職工ノ扶助規則、解雇手當ハ別ニ之チ定ム

第五條 本則ニ於テ職工トハ左ノ者チ云フ  
 一 試僱工  
 二 直接製造ニ從事スルモノ  
 三 荷造工、火夫及雜役

第六條 新ニ雇入ルル職工ハ年齢十四才以上五十才以下ニシテ  
 身體強健、品行方正ナル者ニ限ル

第七條 職工志願者ハ所定ノ志願書ニ履歷書、戶籍謄本(抄本)  
 身元證明書ヲ添ヘ願出ツヘシ

第八條 尙シ十四才以下ノ者ニアリテハ小學校長ノ義務教育終  
 了證明書若クハ卒業證書ヲ添付スルチ要ス

第九條 詮衡上適當ト認メタル者ハ身體検査ヲ行ヒ合格者ニ限  
 リ二週間實地試用ノ上之レチ雇入ル

採用セラレタルモノハ遲滞ナク保證人連署チ以テ別ニ  
 定ムル誓約書ヲ提出スヘシ

一 保證人ハ十年以上ニ達スル大阪市及其ノ附近ノ在  
 住者ニシテ當工場ノ適當ト認ムルモノナルチ要ス

二 尙ホ職工ハ當工場就職中誓約書記載事項中本人若  
 クハ保證人ノ住所氏名等變更チ生シタル時ハ直ニ

届出ツヘシ

第二章 服 務

- 第十條 職工ハ毎朝就業時間迄ニ入門シ出勤表ヲ所定ノ場所ニ置き責任者ノ指揮ヲ受ケ部署ニツクヘシ  
退場ノ際出勤表ノ捺印検査ノ上之レヲ受取ルヘシ  
又事務終了後ハ故ナクシテ工場内ニ残留スルヲ許サス
- 第十一條 病氣其他止ムテ得サル事故ノ爲メ缺勤スルモノハ就業時刻迄ニ書面、口頭又ハ傳言ヲ以テ届ケ出ツヘシ  
引キ續キ七日以上ニ亘リ休業セントスル者又ハ休業シタル者ハ事故ニアリテハ保證人連署ノ上其ノ理由ヲ届出、疾病ニアリテハ醫師ノ診断書ヲ呈示スルヲ要ス  
但シ業務ニヨリ疾病負傷者ヲ除ク
- 第十二條 病氣其他ノ事故ノ爲メ早引スル者ハ職長ノ承認ヲ受ケ係員ニ届出テ出勤表受領ノ上退去スヘシ
- 第十三條 左ノ各項ニ該當スル者ハ入門ヲ許サス
  - 一 酒氣ヲ含メル者
  - 二 就業上不必要ト認ムル者
  - 三 工場法施行規則第八條ニ定ムル疾病ニ罹リタルモノ
  - 四 三十分以上遅刻セルモノ
  - 五 産後六週間ヲ経過セザルモノ（但シ四週間ヲ経過シ醫師ノ支障ナシト認メタルモノハ本人ノ希望ニ依リ勞務ニツカシムルコトアルヘシ）
  - 六 負傷、疾病其他事故ノ爲メ休業又ハ缺勤中ニアルモノ（但シ係員ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此限リニアラス）

モノ（但シ係員ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此限リニアラス）

第十五條 職工ハ規律ヲ守リテ上長ノ命ニ從ヒ誠意ヲ旨トシ業務ニ精勵スヘシ

第十六條 職工ハ常ニ機械器具ヲ鄭重ニ取扱ヒ自己ノ持場ヲ清潔ニナスヘシ

第十七條 工場内ニ於テハ左ノ行爲ヲ許サス

- 一 就業中故ナクシテ自己ノ持場ヲ離レ又ハ他ノ作業ヲ妨害スルカ如ク行爲ヲナスコト
- 二 就業中ハ勿論休憩中ト雖モ他ノ作業場内ニ出入スルコト
- 三 物品ノ賣買ヲ爲スコト
- 四 許可ヲ得シテ演習、張紙ヲナシ或ハ印刷物ヲ配布スルコト
- 五 私品ヲ製作シ又ハ製作セシムルコト
- 六 飲酒ヲナスコト
- 七 其他工場内ノ安寧秩序ヲ紊亂スルカ如キ行爲ヲナスコト

第三章 就業時間、休憩、休日

第十八條 就業時間ハ毎日午前七時ヨリ午後五時迄トス

第十九條 夜業ニ従事スル者ノ晝夜交替ハ七日ヲ以テ一期トス  
但シ作業ノ都合ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第二十條 職工ノ休憩時間ハ毎日午前十一時三十分ヨリ午後零時三十分迄トス  
晝食ハスヘテ此休憩時間ニ於テナスヘシ

第二十一條 就業時間中ハ外来者トノ面會ヲ許サス  
但シ止ムテ得サル事情ニヨリ係員ノ許可セル者ハ此ノ限リニアラス

第二十二條 職工ニハ一ヶ月二回ノ定休ヲ與フ  
但シ一月ハ一日二日三日十六日ノ四日ヲ定休トス

第二十三條 左ノ場合ニハ休日トシ缺勤ト見做サス
 

- 一 父母妻子ノ喪ニ服スルトキ三日間
- 二 徴兵検査及簡閱點呼ノトキ
- 三 傳染病豫防ノタメ交通ヲ遮斷セラレタルトキハ其ノ期間
- 四 天災地變其他災害ニ罹リタルトキハ必要ト認ムル期間
- 五 有夫ノ婦出産ノトキ

第二十四條 職工ニハ連續一ヶ月以上ニ亘リ休暇ヲ許サス  
但シ病氣其他ノ事情ニヨリ係員ニ於テ止ムテ得スト認メタル者ハ此ノ限リニアラス

第四章 賃 金

第二十五條 職工賃ハ總テ日給トシ毎月十五日及月末迄ニ其ノ前日迄ノ分ヲ以テ支給ス  
但シ女工ニハ出來高拂トナスモノアルヘシ  
其支拂方法ハ別ニ之レヲ定ム

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ支拂期間ニ關係ナク臨時賃金ヲ支拂フ

第二十七條 職工ニ對シテハ隨時健康診断ヲ行フ又必要ニ應ジ傳染病豫防注射ヲ實施ス

第二十八條 工場衛生上又ハ本人ノ健康上害アリト認ムル者若クハ工場法ニ依リ就業ヲ禁止スヘキ疾病アル者ニハ期間ヲ定メテ休業ヲ命ジ又ハ退職セシムルコトアルヘシ

第二十九條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルモノハ事務所ニ届出テ囑託醫師ノ診療ヲ受ケヘシ

第三十條 工場内ニ於テハ業務以外ノ火氣ヲ禁ス  
喫煙ハ休憩時間内指定ノ場所ニ於テ之レヲナスヘシ

第三十一條 災害發生ノ危険ヲ覺知シタル時ハ直チニ係員其他適當ノ者ニ報告スヘシ

第六章 褒 賞

第三十二條 職工ニハ毎月末其ノ成績ニヨリ賞與金ヲ附與スルコトアルヘシ

第三十三條 半ヶ月皆勤者ニハ皆勤賞トシテ日給ノ一日分ヲ支

但シ直接製造ニ従事スル者ニ限ル

第三十三條 半ヶ月皆勤者ニハ皆勤賞トシテ日給ノ一日分ヲ支

但シ直接製造ニ従事スル者ニ限ル

第三十三條 半ヶ月皆勤者ニハ皆勤賞トシテ日給ノ一日分ヲ支

給ス

但シ七月八月ノ両月ハ半ケ月ニ日給ニ日分チ支給ス

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ詮斷ノ上之ヲ表彰ス

一 業務上有益ナル發明、改良、工夫、考案チナシタルモノ

二 災害チ未然ニ發見シ又ハ速ニ防止シタルモノ

三 事變ニ際シ人命チ救助シ又ハ援辭ノ働キチナシタルモノ

第七章 懲戒

第三十五條 懲戒チ別チテ誹責、停職及解雇トス

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ誹責又ハ停職ニ處シ仕末書チ提出セシム

一 怠惰ニヨリ物品チ毀損、亡失又ハ製作チ遅リタルモノ

二 缺勤届チ怠ルモノ

三 酒氣チ帯ヒテ入場スルモノ

四 喧嘩口論チナスモノ

五 風紀チ紊スノ行爲アルモノ

六 業務上、上長ノ命チ遵守セサルモノ

七 其ノ他本則ニヨリ職工ノ遵守スヘキ事項ニ違反シタルモノ

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ豫告期間チ設ケスシテ即時解雇ス

一 雇入ノ際氏名經歷チ詐リ其他詐術チ用ヒタルモノ

但シ疾病事項ニヨリ止ムチ得スト認メタルモノハ此限リニアラス

第四十條 職工辭職セントスル時ハ二週間以前ニ事情チ陳ヘ保員ニ届出ツヘシ

第四十一條 本履後職工辭職セントスル時ハ二週間以前ニ事情チ陳ヘ保員ニ届出ツヘシ

但シ第三十七條ノ解雇者ハ之チ除外ス

附則

第四十二條 本規則ハ正規ノ手續チ經テ變更スルコトアルヘシ

第四十三條 保健、衛生、災害防止等ニ關シ隨時揭示スル事項ハ本規則ト同等ノ効力チ有スルモノトス

解雇手當

本履後左ノ期間繼續勤務シタルモノニシテ解雇サレタルモノノニハ左ノ解雇手當チ支給ス

但シ第三十七條ノ解雇者ハ之チ除外ス

(一) 業務上ノ都合及業務縮少ノ爲メ解雇シタル場合

六ヶ月以上一ケ年未満ハ日給十五日分チ支給ス

一ケ年以上三ケ年未満ハ各一年毎二十五日分宛チ加算ス

三ケ年以上五ケ年未満ハ各一年毎二更二十六日分宛チ加算ス

五ケ年以上ハ更ニ各一年毎二十七日分宛チ加算ス

但シ年限加算ノ際一ケ年ニ充タサル時ハ月割ニヨリ之チ

三好硝子製造所

二 工場内ノ物品チ窃ニ持出シ又ハ持出サントシタルモノ

三 他人ニ暴行シ又ハ不法ニ壓迫チ加ヘタルモノ

四 故意ニ工場ノ設備、用具、製品チ破壊シ其他工場ニ損害チ加ヘタルモノ

五 法令ニ觸ルルノ行爲チナシタルモノ

六 在職ノ儘他人ノ勞務ニ服シタルモノ

七 理由ナクシテ缺勤ニ週間以上繼續セルモノ

八 出勤ノ見込ナシト認メタルモノ

九 業務不良ニシテ改善ノ見込ナキモノ

二 工場内ノ秩序チ紊シ又ハ紊亂セントシタルモノ

三 其他禁止ノ事項チ犯シ戒飭チ加ヘルモ之レニ従ハサルモノ

第八章 解雇

第三十八條 當工場ノ事務上止ムチ得サル場合ニハ諒旨解雇スルコトアルヘシ

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二週間以前ニ豫告シ又ハ二週間分ノ賃金チ支給シテ即時解雇ス

一 年齢六十才ニ達スルトキ

但シ當工場ニ於テ尙ホ作業ニ耐ヘ得ルト認メタルトキハ此限リニアラス

二 身體虛弱ニシテ業務ニ堪ヘサルモノ

三 技能發達ノ見込ナキモノ

四 休暇一ヶ月以上ニ亘ルトキ

計算ス

解雇手當支給例

勤務滿一ケ年	十五日分
同 二ケ年	三十日分
同 三ケ年	四十六日分
同 四ケ年	六十二日分
同 五ケ年	七十九日分
同 六ケ年	九十六日分

(二) 本人ノ申出ニヨリ解雇シタル場合

一ケ年未満ノモノニハ之チ支給セス

一ケ年以上三ケ年未満ノモノハ第一項解雇手當支給額ノ半額チ支給ス

三ケ年以上ノモノハ第一項解雇手當支給額ノ七分チ支給ス

勤続年限ノ起算點ハ本履ノ日トシ日給ハ解雇ノ際ノ本給チ以テ、日給ナラサル女工ハ一ケ年支給工賃ノ平均一日ノ給與額チ以テ計算ス

給ス

但シ七月八月ノ両月ハ半ケ月ニ日給ニ日分チ支給ス

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ詮斷ノ上之ヲ表彰ス

一 業務上有益ナル發明、改良、工夫、考案チナシタルモノ

二 災害チ未然ニ發見シ又ハ速ニ防止シタルモノ

三 事變ニ際シ人命チ救助シ又ハ援辭ノ働キチナシタルモノ

第七章 懲戒

第三十五條 懲戒チ別チテ誹責、停職及解雇トス

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ誹責又ハ停職ニ處シ仕末書チ提出セシム

一 怠惰ニヨリ物品チ毀損、亡失又ハ製作チ遅リタルモノ

二 缺勤届チ怠ルモノ

三 酒氣チ帯ヒテ入場スルモノ

四 喧嘩口論チナスモノ

五 風紀チ紊スノ行爲アルモノ

六 業務上、上長ノ命チ遵守セサルモノ

七 其ノ他本則ニヨリ職工ノ遵守スヘキ事項ニ違反シタルモノ

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ豫告期間チ設ケスシテ即時解雇ス

一 雇入ノ際氏名經歷チ詐リ其他詐術チ用ヒタルモノ

但シ疾病事項ニヨリ止ムチ得スト認メタルモノハ此限リニアラス

第四十條 職工辭職セントスル時ハ二週間以前ニ事情チ陳ヘ保員ニ届出ツヘシ

第四十一條 本履後職工辭職セントスル時ハ二週間以前ニ事情チ陳ヘ保員ニ届出ツヘシ

但シ第三十七條ノ解雇者ハ之チ除外ス

附則

第四十二條 本規則ハ正規ノ手續チ經テ變更スルコトアルヘシ

第四十三條 保健、衛生、災害防止等ニ關シ隨時揭示スル事項ハ本規則ト同等ノ効力チ有スルモノトス

解雇手當

本履後左ノ期間繼續勤務シタルモノニシテ解雇サレタルモノノニハ左ノ解雇手當チ支給ス

但シ第三十七條ノ解雇者ハ之チ除外ス

(一) 業務上ノ都合及業務縮少ノ爲メ解雇シタル場合

六ヶ月以上一ケ年未満ハ日給十五日分チ支給ス

一ケ年以上三ケ年未満ハ各一年毎二十五日分宛チ加算ス

三ケ年以上五ケ年未満ハ各一年毎二更二十六日分宛チ加算ス

五ケ年以上ハ更ニ各一年毎二十七日分宛チ加算ス

但シ年限加算ノ際一ケ年ニ充タサル時ハ月割ニヨリ之チ

三好硝子製造所

二 工場内ノ物品チ窃ニ持出シ又ハ持出サントシタルモノ

三 他人ニ暴行シ又ハ不法ニ壓迫チ加ヘタルモノ

四 故意ニ工場ノ設備、用具、製品チ破壊シ其他工場ニ損害チ加ヘタルモノ

五 法令ニ觸ルルノ行爲チナシタルモノ

六 在職ノ儘他人ノ勞務ニ服シタルモノ

七 理由ナクシテ缺勤ニ週間以上繼續セルモノ

八 出勤ノ見込ナシト認メタルモノ

九 業務不良ニシテ改善ノ見込ナキモノ

二 工場内ノ秩序チ紊シ又ハ紊亂セントシタルモノ

三 其他禁止ノ事項チ犯シ戒飭チ加ヘルモ之レニ従ハサルモノ

第八章 解雇

第三十八條 當工場ノ事務上止ムチ得サル場合ニハ諒旨解雇スルコトアルヘシ

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二週間以前ニ豫告シ又ハ二週間分ノ賃金チ支給シテ即時解雇ス

一 年齢六十才ニ達スルトキ

但シ當工場ニ於テ尙ホ作業ニ耐ヘ得ルト認メタルトキハ此限リニアラス

二 身體虛弱ニシテ業務ニ堪ヘサルモノ

三 技能發達ノ見込ナキモノ

四 休暇一ヶ月以上ニ亘ルトキ

計算ス

解雇手當支給例

勤務滿一ケ年	十五日分
同 二ケ年	三十日分
同 三ケ年	四十六日分
同 四ケ年	六十二日分
同 五ケ年	七十九日分
同 六ケ年	九十六日分

(二) 本人ノ申出ニヨリ解雇シタル場合

一ケ年未満ノモノニハ之チ支給セス

一ケ年以上三ケ年未満ノモノハ第一項解雇手當支給額ノ半額チ支給ス

三ケ年以上ノモノハ第一項解雇手當支給額ノ七分チ支給ス

勤続年限ノ起算點ハ本履ノ日トシ日給ハ解雇ノ際ノ本給チ以テ、日給ナラサル女工ハ一ケ年支給工賃ノ平均一日ノ給與額チ以テ計算ス

# 山銀株式會社

大阪市東淀川區長柄西通一ノ四四

職工數 百二十名(内女工五名幼年工十名)

## 職工職制及賃金

職制	最高賃金	最低賃金	平均賃金
硝子製造部	4.50	3.50	4.00
職工長	4.50	3.50	4.00
同副長	3.50	2.50	3.00
製作工	3.50	2.50	3.00
幼年工	3.00	2.00	2.50
職工部長	4.00	3.00	3.50
同副部長	3.00	2.00	2.50
幼年工部長	3.00	2.00	2.50
男工	2.00	1.50	1.75
女工	1.50	1.00	1.25

月俸 自最高百二十圓最低四拾五圓迄

## 職員給料

月俸 自最高百二十圓最低四拾五圓迄

## 山銀職員會々則

- 第一條 本會ハ山銀職員會ト稱シ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ前項ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ
  - イ 本會員ニ出產アリタルトキ及十五日間以上ノ病氣缺勤者ニハ金三圓也ヲ呈ス
  - ロ 本會員ノ父母兄弟子供等死亡ノトキハ金五圓也ヲ呈ス
  - ハ 本會員カ結婚ヲナストキ及本會員死亡ノトキハ金拾五圓也ヲ呈ス
  - ニ 本會員入替ノトキ及本會員ノ妻死亡ノトキハ金拾圓也ヲ呈ス
  - ホ 本會ハ中元及歳末ニ主家(社長山田銀太郎氏)ニ對シ多少ノ贈物ヲナス
  - ヘ 本會關係者ニシテ慶弔アルトキハ相當ノ贈物ヲナス
- 第三條 本會ニ於テ送迎ヲ必要ト認ムル事項アリタルトキハ會館又ハ代表者ヲシテ送迎セシムル事アリ
- 第四條 本會ノ事項ハ幹事會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 本會ニ幹事七名ヲ置キ幹事ノ互選ニ依リ常任幹事一名ヲ置ク
- 第六條 常任幹事ハ本會ノ財産ヲ管理シ幹事會等ヲ開閉スルモノトス

## 職工就業規則

### 第一章 總 則

- 第六條 本會ノ幹事ハ總會ニ於テ會員之ヲ選舉スルモノトシ任期ハ一ケ年トス
  - 第七條 本會ノ總會ハ必要アルトキ之ヲ開ク但シ本會ハ懇親的宴會ハ催サス
  - 第八條 本會ハ山銀株式會社ノ男子就業員ニシテ二十一才以上ノ者ハ入會義務アルモノトス
  - 第九條 本會員ニシテ山銀株式會社ヲ退社シタルトキハ退會者トス
  - 第十條 本會員ハ毎月會費三十錢也ヲ納ムルモノトシ既納會費ハ如何ナル理由アルモ返却セズ
  - 第十一條 本會ノ贈物ニ對スル答禮ハ絕對ニ受ケス
  - 第十二條 本會則ノ改廢ハ總會ニ於テ之ヲナス以上 昭和四年四月十日實施
- 第一條 本則ハ當工場職工ノ就業ニ關シテ規定スルモノトス
  - 第二條 本則ハ職工備入ノ際之ヲ交付シ且ツ工場内ニ揭示ス、職工ハ備入ニ際シ本規則ノ受領書ヲ提出スルヲ要ス
  - 第三條 本規則ヲ改正スルニ際シテハ工場委員會ニ諮リ其決議ニ依リテ之ヲ制定ス
  - 第四條 職工扶助規則、工場委員規程、青年團規則ヲ貯蓄金規則ニ關シテハ別ニ之ヲ定メ公示ス

### 第二章 雇 入

- 第五條 職工ノ種類及所屬ハ左ノ如シ
    - 硝子製造部、製作工、摺部、摺工、雜務部、雜工
  - 第六條 職工ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ
    - 一 各部職工正副長
    - 二 技 工
    - 三 雜 工
  - 第七條 雇入ル職工ハ年齢十四才以上ナルカ又ハ義務教育ヲ修了シタルモノトス
  - 第八條 職工志願者ハ履歷書、戶籍謄本ヲ差出スヘシ
    - 一 必要アルトキハ身元證明書及寫眞ヲ添付セシムルコトアリ
  - 第九條 設備ノ上適當ト認メタルモノハ體格檢査ヲ行ヒ合格者ニ限リ之ヲ採用ス
  - 第十條 採用セラレタル職工ハ遲滞ナク保證人連署ヲ以テ別ニ定ムル誓約書ヲ提出スヘシ保證人ハ丁年以上ノ者ニシテ當工場ニ於テ適當ト認ムルモノニ限ル
  - 第十一條 誓約書記載事項ニ變更ヲ生シタル時ハ遲滞ナク届出ツヘシ
- ### 第三章 服 務
- 第十一條 職工ハ規律ヲ守リ誠實ヲ旨トシ自己ノ業務ニ精勵ス
  - 第十二條 職工ハ上長ノ命ニ服シ同僚相敬愛シテ協調ニ努ムヘシ

第十三條 職工ハ工場内ノ風紀ヲ尊重スヘシ  
第十四條 工場内ニ於テハ左ノ行爲ヲ許サス

- 一 放歌其他喧嘩ノ所爲アルコト
- 二 物品ノ買買ヲナスコト
- 三 猥褻ニ同時間ニ金品ノ貸借及授受ヲ爲スコト
- 四 一般ニ他ノ業務ヲ妨クルカ如キ所爲アルコト
- 五 其他工場内ノ秩序ヲ紊亂スル如キ所爲アルコト

第四章 就業時間、休憩、休日

第十五條 就業時間ハ午前六時三十分ヨリ午後五時三十分迄トス、但シ季節ニヨリ變更スルコトアルヘシ

第十六條 職工ハ始業二十分前ニ通用門ヨリ入門シ食堂ニテ食事ヲ了シ更衣ノ後夫々受持ノ準備ヲナシ始業合圖ト共ニ就業スヘシ

第十七條 左ノ各號ニ該當スルモノハ入場ヲ許サス

- 一 酒氣ヲ含メルモノ又ハ酒類ヲ携帯スル者
- 二 就業上不必要ト認ムル物品其他工場内ニ携帯スヘカラサル物ヲ携帯スル者
- 三 工場法施行規則第八條ニ定ムル疾病ニ罹リタル時
- 四 産後六週間ヲ経過セザル者

第十八條 遅刻ハ出勤ト同時ニ所屬部長ニ其事由ヲ申出ルヘシ其ノ事由詮議ノ上日給差引ヲ免除スルコトアルヘシ

第十九條 病氣其他已ムテ得ザル事由ノ爲メ早退スル者ハ部長ヨリ其許可ヲ受ケ退出スヘシ

第二十條 病氣其他已ムテ得ザル事由ノ爲メ缺勤セントスルモノハ始業時間迄ニ書面ニ依リ休業豫定日數及其事由ヲ係部長ヘ届出ツヘシ

第二十一條 職工ハ工場内ニアリテハ必ス所定ノ作業服ヲ着用スヘシ

- 一 製造部ノ職工ハ長袖ノ紺ナシシャツニ長キズボン及足袋ヲ着用シ板裏草履ヲハク事
- 二 摺部及業務部ノ職工ハ長袖ノ紺付(可成袖口ノ細キモノ)ニ長バツチ又ハズボンヲ着用シ必スゲートルヲ巻クコト

第二十二條 休憩時間ハ左ノ如シ

- 午前九時三十分ヨリ十五分
- 正午ヨリ三十分
- 午後二時三十分ヨリ十五分

第二十三條 食事ハ三十分ノ休憩時間中ニ食堂ニ於テ之ヲ爲スヘシ

外來者トシテ面會ハ休憩時間ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス但シ已ムテ得ザル事情アル場合係員ノ許可ヲ得タル時ハ此限リニアラス

第二十四條 休日ハ左ノ如シ特別ノ事由アル時ハ廢止變更スルコトアルヘシ

- 一 毎月第一日曜日及第三日曜日
- 二 年末年始(日數ハ毎年之ヲ定ム)

第二十五條 工場ノ都合ニヨリ定時間外又ハ休日ニ就業ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ第五章ニ定ムル所ニ從ヒ手當ヲ支給ス

第二十六條 左ノ場合ハ休日トシ勤務成績考査上缺勤ト看做ス

- 一 父母、配偶者及子ノ喪ニ服スル時 二日
- 二 兄弟姉妹ノ喪ニ服スル時 當日
- 三 徴兵検査及簡閱點呼 當日
- 四 青年團員團長ノ命ニ依リ徹夜出勤ノ時 壹日
- 五 兄弟入替ノ場合 當日
- 六 兄弟姉妹ノ結婚式ニ列スル時 當日
- 七 結婚ヲ行フ場合 貳日
- 八 天災地變其他災害ニ罹リタル時必要ト認ムル期間
- 九 傳染病ノ爲メ交通遮斷セラレタルトキ 其期間

第二十七條 第二十四條及第二十六條ノ各號ニ該當スル休日ノ手當ハ日給ノ全額ヲ支給ス

- 一 無届缺勤アルトキハ本條ノ規定ニ不拘其月ノ公休手當ヲ一日減ス
- 二 第十章ニ定ムル仲勤賞與、利益配當賞與ノ等級ヲ定ムル日數計算ノ場合第二十六條ノ休日ハ普通缺勤ト看做シ通算スルモノトス

第五章 賃 金

第二十八條 賃金ハ日給トシ定時間ヲ以テ一日トシ業務ノ種類職工ノ技能ヲ參照シテ之ヲ定ム

第二十九條 早出、残業、時間外呼出等ノ定時間以外ノ就業ニ對シテハ日給ノ二割五分増トシ午後九時ヨリ午前六時ニ亘ル期間ニ當ル時ハ七割増トス

第三十條 特ニ困難ナル業務ニ從事セシナル時ハ割増金ヲ支給スルコトアルヘシ

第三十一條 會社ノ都合ニ依リ臨時休業シタル時ハ賃金ノ一部又ハ全部ヲ支給スルコトアルヘシ

第三十二條 賃金ハ前月二十六日ヨリ二十五日迄ヲ月末ニ通貨ヲ以テ支拂ヒ賃金ノ支拂ハ就業時間内ニ於テス

第三十三條 左ノ場合ニ該當スルトキハ即時賃金ヲ支拂フモノトス

- 一 職工死亡シタルトキ
- 二 解雇又ハ辭職シタルトキ
- 三 一ヶ月以上ニ亘リテ歸郷スルトキ
- 四 結婚葬儀等ノ爲メ出資ヲ要スルトキ
- 五 地方長官ノ命令ヲ以テ定メタルトキ

第六章 職工ノ負擔ニ關スル事項

第三十四條 職工ニテ青年團員ハ休日ニ出勤シ努力奉仕スル事アリ

第三十五條 寄宿者ノ食費ハ一日四十二錢トシ毎月末賃金ヨリ差引スルモノトス

第三十六條 職工ノ使用スル作業服ハ自辨トス

第三十七條 職工ノ支拂フ家賃物品等ノ代金ヨリ之ヲ差引スルコトアリ

第七章 貯蓄金

- 第三十八條 職工ハ貯蓄金ヲ豫メ一定ノ額ヲ定メ賃金ヨリ差引クヘキ事ヲ申出ツヘシ
- 第三十九條 貯金ニ對シテハ年五厘四厘以上ノ利子ヲ附ス
- 第四十條 貯金ヲ引出サントスル者ハ前以テ口頭又ハ書面ニテ其額及事由ヲ申出ツヘシ貯金ノ引出ニ付テハ第三十三條ノ規定ヲ準用ス
- 第四十一條 貯金管理方法ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ別ニ之ヲ定ム

第八章 衛生

- 第四十二條 職工ニ對シテハ必要ニ應ジ健康診斷ヲ行フ
- 第四十三條 工場衛生上又ハ本人ノ健康上害有リト認ムルモノ若クハ工場法ニヨリ就業ヲ禁止スヘキ疾病アル者ニハ期間ヲ定メ休業セシメ又ハ解雇スルコトアルヘシ
- 第四十四條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル時ハ直ニ事務所又ハ部長ニ申出テ醫師ノ診斷治療ヲ受クヘシ

第九章 危害豫防

- 第四十五條 工場内ニ標示セラレタル災害防止規則ハ嚴格ニ之ヲ遵守スヘシ
- 第四十六條 工場内ニ於テハ業務外ニ火氣ヲ嚴禁ス業務ニ屬スルモノト雖其取扱ヲ疎漏ニシ又ハ獲リニ所定ノ場所以外ニ於テ焚火シ若クハ指定以外ノ物ヲ燃焼スヘカラス

喫煙ハ休憩時間中以外ニ之ヲ爲スヘカラス  
 第四十七條 災害發生ノ危険ヲ覺知シタルトキハ遲滞ナク之ヲ部長其他適當ノ者ニ報知スヘシ、又ハ報知機ニテ報知スヘシ

第十章 褒賞

- 第四十八條 賞與ヲ分チテ皆勤賞與、利益配當賞トス
- 第四十九條 一ヶ月皆勤シタル者ハ皆勤賞トシテ賃金ノ五分ヲ給ス
- 利益配當賞與ハ毎年五月十一月ノ兩度ニ會社ノ總決算ヲ爲シ利益金アル時ハ職工利益賞ヲ先決シ左ノ資格ニヨリ配當金ヲ定ム
  - 一 六ヶ月間(但シ會社決算期間)ニ七日以内ノ缺勤者ハ其ノ定ムル額ノ全額
  - 二 同十五日以内ノ者ハ其ノ半額トス
- 但シ遲刻早引ハ時間割ヲ以テ通算シ缺勤トス
- 無届缺勤ハ三倍トシテ計算ス
- 第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ設備ノ上適當ニ之ヲ賞與スルコトアルヘシ
  - 一 作業ニ關スル機械器具ヲ發明改良シ材料若クハ消耗品節約ニ關スル方法ヲ案出シ其他事業上有益ナルコトヲ申出タル者
  - 一 障害ヲ未然ニ防キ又ハ災害ヲ速ニ防止シタルモノ又之ヲ發見シ直ニ通知シタルモノ
  - 一 事變ニ際シ人命ヲ救助シ其他援救ノ働キ爲シタル

第十一章 懲戒

- 一 品行方正技術優秀ニシテ兼ノ模範タルモノ
- 一 品行方正ニシテ三ヶ年以上續勤シタルモノ
- 第五十一條 懲戒ハ調戒、誹責、解雇ノ三種トシ反則者アル時ハ工場委員ノ會議ニヨリ之ヲ決ス
- 第五十二條 懲戒ハ之ヲ併科スルコトナシ懲戒ノ事情ハ場合ニヨリ之ヲ揭示スルコトアルヘシ
- 第五十三條 誹責ハ始末書ヲ徴シ之ヲ行フ
- 第五十四條 懲戒解雇ハ豫告期間ヲ設ケスシテ即時ニ解雇スルモノトス
- 第五十五條 左ノ場合ハ調戒又ハ誹責ニ處ス
  - 一 本規則ニヨリ職工ノ遵守スヘキ事項ニ違反シタルトキ
  - 二 第四十五條乃至第四十七條又ハ第十四條各項ニ該當スルモ反則輕微ナルカ又ハ改悛ノ情顯著ナル時

第五十六條 左ノ各號ニ該當スル者ハ誹責ニ處シ又ハ其ノ情狀重キ者ハ即時解雇ス

- 一 寢室ニ於テ素リニ食事ヲナシタルモノ
- 二 就業時間中ニ横臥シ又ハ睡眠シ著シク懶惰ナル者
- 三 私品ヲ製作シ又ハ製作セシメタルモノ
- 四 工場内外ニ於テ喧嘩口論ヲナシタルトキ
- 五 賭博又ハ之ニ類スル行爲アリタルトキ
- 六 男女關係ニツキ風紀ヲ紊ルノ所爲アリタル時

第五十七條

- 八 工場ノ内外ヲ問ハス會社ノ體面ヲ汚スカ如キ所爲アリタルモノ
- 第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ即時解雇ス
  - 一 雇入ノ際氏名經歷ヲ詐リ其他詐術ヲ用ヒタル者
  - 二 工場内ノ秘密ヲ漏洩シタルモノ
  - 三 會社ノ物品ヲ竊カニ持出シ又ハ持出サントスル者
  - 四 職員上役ノ命令ニ反シ暴行ヲ敢テシ又ハ不法ニ強迫ヲ加ヘタルモノ
  - 五 故意ニ工場ノ設備器具揭示等ヲ破壊シ其他ニ損害ヲ加ヘタルモノ又ハ故意ニ製作ヲ誤リタルモノ
  - 六 無届缺勤十五日以上ニ及ブモノ
  - 七 其他禁止事項ヲ屢々犯シ戒飭ヲ加フルモノニ從ハサルモノ

第十二章 解雇

- 第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ二週間ノ豫告ヲ以テ解雇ス、又ハ二週間分ノ賃金ヲ支拂ヒ即時解雇ス
  - 一 身體虛弱ニシテ作業ニ堪ヘスト認メタル時
  - 二 技能發達ノ見込ナシト認メタル時
  - 三 事務上ノ都合ニ依ルトキ
- 第五十九條 職工辭職セントスル時ハ已ムテ得サル事情アル時ノ外二週間前ニ豫メ辭職ノ事由ヲ係員ニ申出ツヘシ
- 第六十條 職工解雇ニ際シ本人ノ請求アリタル時ハ雇傭期間、業務種類及賃金其他ニツキ證明書ヲ交附ス

### 工場委員規則

- 第一條 本會社ニ工場委員制度ヲ設ケ
- 第二條 委員會ハ本會社ノ工場規則ニ關スル事故アリタル時又ハ會社ノ要求シタル時及職工五名以上ノ要求アリタル時之ヲ開會スルモノトス
- 第三條 工場委員會ハ委員十名、委員長一名トス
- 第四條 委員ハ職工選出ニヨルモノ五名、會社指名ニ依ルモノ五名トス
- 第五條 委員長ハ委員ノ選舉ニ依リ會社重役ノ内ヨリ之ヲ定ム
- 第六條 委員長ハ委員ヲ總括スルモノトス
- 第七條 職工選出委員ハ滿二ヶ年以上勤続シ滿二十歳以上ノ者トス(但シ本會社及青年團又ハ公式ノ表彰ヲ受ケタル者ハ此限リニアラス)
- 第八條 委員ヲ選舉スル職工ハ滿六ヶ月以上勤続シ滿十七才以上ノ者ヲ有權者トシ其ノ投票ノ多數ヲ以テ委員ヲ定ム(但シ委任投票ハ許サス)
- 第九條 委員會ハ委員三分ノ二以上出席ニテ開會スルモノトス
- 第十條 決議事項ハ出席委員ノ過半数ニテ之ヲ決シ可否同數ナル時ニ限リ委員長之ヲ決ス
- 第十一條 委員會決議事項ハ所定ノ揭示所又印刷物ニテ之ヲ公示スルコトアリ

- 第十二條 委員ハ會議ニ當リ最モ公平ヲ旨トシ慎重ニ審議ヲナスヘシ
- 第十三條 委員會ヲ開會スル日時カ作業時間以外ノ場合ハ費用辨償トシテ金壹圓也ヲ出席委員ニ支給ス
- 第十四條 委員ハ已ムヲ得サル事情ノ外缺席ヲナス事ヲ得ス、缺席セントスルトキハ其事情ヲ書面ヲ以テ開會迄ニ届出ツヘシ
- 第十五條 無届缺席二回以上若ハ缺席三回以上ノ時ハ委員會ノ議決ニ依リ委員ノ資格ヲ取消ス事アリ
- 第十六條 委員ノ任期ハ二ヶ年トス
- 第十七條 委員ニシテ就業規則第十一章第五十一條乃至第五十七條ノ誹責又ハ解雇處分ヲ受ケタル者ハ直チニ委員ノ資格ヲ取消ス
- 第十八條 就業員ニシテ誹責處分ヲ受ケタル者ハ選舉權及被選舉權ハ二ヶ年間之ヲ停止ス
- 第十九條 但シ失權中ト雖改後ノ情願著ナルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ復權セシムル事アリ
- 第二十條 補缺選舉ニテ當選セル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ヲ繼承スルモノトス
- 第二十一條 委員ノ缺員ヲ生シタル時ハ二十日以内ニ委員長之カ補缺選舉ヲ行フ

### 職工扶助規則

- 第一條 職工事業上負傷シ疾病ニ罹リ死亡シタルトキハ本規則

- ニ依リ扶助ヲ爲ス但シ扶助ヲ受ケヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其金額ヲ控除ス
- 第二條 職工業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ支給ス
- 第三條 職工業務上ノ負傷又ハ疾病ニ罹リタルトキハ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ其ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給ス但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニヨリ發シタル疾病ニ付其支給百八十日ヲ超エタル時ハ其後ノ支給額ヲ百分ノ四十迄ニ減ス
- 第四條 職工業務上ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スル時ハ左ニ掲クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給ス
  - 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサル者 賃金 五百四十日分以上
  - 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサル者 賃金 三百六十日分以上
  - 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者、健康舊ニ復スル事能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ 賃金 百八十日分以上
  - 四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スル事ヲ得ルモノ 賃金 四十日分以上
- 第五條 職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル場

- 合ニ於テ工業主其ノ事實ニ付大阪府知事ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ハ之ヲ支給セス
- 第六條 第四條ニ依リ身體障害ノ程度ハ主治醫又ハ當工場囑託醫ノ診斷書ニ依リ之ヲ判定ス
- 第七條 職工業務上死亡シタルトキハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス
- 第八條 職工業務上死亡シタルトキハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金二十日分(其ノ金額二十四ニ滿タサル時ハ二十四)以上ノ葬祭料ヲ支給ス
- 第九條 遺族扶助料ヲ受ケヘキ者ノ順位ハ工場法施行令第十五條乃至第十二條ノ定ムル所ニ依ル
- 第十條 但シ各職工ハ遺族扶助料ヲ受ケヘキ者ヲ指定シテ之ヲ工業主ニ報告スルコトヲ得
- 第十一條 第二條及第三條ノ規定ニ依リ療養費及休業扶助料ハ毎月末之ヲ支給ス、障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給ス
- 第十二條 但シ障害扶助料及遺族扶助料ハ大阪府知事ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトアルヘシ
- 第十三條 職工健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受ケヘキ時ハ其期間第二條ニ依リ扶助ヲナサス

健康保險ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受ケヘキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ  
職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依ル埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ヲ支給セス  
健康保險法第六十二條第一項第二項第六十四條又ハ第六十五條二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第二條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ヲ支給セス

第十二條 第二條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受ケル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ賃金五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本規則ニ依ル扶助ヲ爲サス

第十三條 第三條、第四條、第七條、第八條及第十二條ノ規定ニ依ル支給額ハ職工ノ勤続年數平素ノ所狀勤怠及家計ノ狀態等斟酌シ適宜増減スル事アルヘシ  
第十四條 扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 職工健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其者ニ付定メタル標準報酬ノ日額  
二 職工健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニアリテハ診斷ニ依ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニアリテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前ハ賃金締切日アル場合ニ於テハ直前ノ賃金締切日以後

前)三月間(雇入後三ヶ月ニ滿タサル時ハ其期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十以上トス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

(一) 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間  
(二) 産前又ハ産後ノ如キ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間  
(三) 試ノ履修期間  
(四) 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間

第一項第二號ノ賃金總額ニハ内務大臣ノ定ムル左記賞與及手當ハ之ヲ算入セス  
(一) 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與  
(二) 發明善行其他特別ノ所爲ニ對スル賞與又ハ手當

前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ同種ノ勞務ニ關スル者ノ賃金ノ平均額トス  
前四項ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スルコト能ハサルトキハ大阪府知事ノ定ムル所ニ據ル  
第十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スル場合ニ於テ食事其他ノ給與ヲ當時給與スルトキハ其ノ價格

ハ賃金中ニ之ヲ加算ス

但シ休業扶助料ヲ支給スル場合ニ於テ食事其他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價格ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス  
第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本規則ニ依ル扶助ヲ爲サス

一 職工解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ  
二 扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發シタルトキ

### 合宿所規定

第一條 合宿所ニ宿泊スル者ハ本社就業員ニシテ本社ノ許可シタル者ニ限ル  
第二條 本社ノ許可シタル宿泊者ハ宿泊料ヲ要セス  
第三條 本社ノ指定シタル室ヲ勝手ニ變更シ又ハ指定外ノ室ニテ寢起キヲ許サス  
第四條 指定ヲ受ケタル室ト雖本社ノ許可ナクシテ他人ヲ宿泊セシムルコトヲ許サス

第五條 合宿所内外ヲ問ハス私書、印刷物、寫眞、畫等ヲ掲貼スルコトヲ得ス

第六條 但シ本社ノ許可ヲ受ケタルモノハ此限りニアラス  
合宿所ノ指定ヲ受ケタルトキハ自分ノ所持品ヲ豫メ事務所迄届出テ置クヘシ(例、柳行李何箇靴何箇等)又新ニ買入レタルトキ亦同シ

第七條 室内備品ヲ破壞セシメタル者ハ其費用ヲ辨償スヘシ  
第八條 合宿者ニシテ本社ノ解雇ヲ受ケタル者ハ同時ニ室ノ明渡シヲ爲スヘシ

第九條 貸與シタル夜具ハ相手方ト交代ニ毎朝叮嚀ニ所定ノ場所ニ始末スヘシ(夜具ハ就寢ノ數分前ニ數クヘシ)  
第十條 合宿所内ニ於テ放歌又ハ音曲ヲ許サス  
但音曲ハ本社ノ許可ヲ得タルモノハ此限ニアラス  
第十一條 合宿所内ニ於テ左ノ所爲ヲ許サス

- 一 喧嘩口論
  - 一 食器及容器ヲ要スル食事
  - 一 不衛生ノ所爲
  - 一 風紀ヲ紊ス言辭並ニ行爲
  - 一 火氣又ハ其他工場内ノ物品ヲ持込ムコト
  - 一 安眠妨害ノ所爲
  - 一 其他法律ノ禁止事項ヲ犯ス所爲
- 第十二條 就業時間中ハ合宿所内ニ立入ルコトヲ得ス  
第十三條 合宿所ノ各班長ハ工場委員會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム  
第十四條 合宿所規定ニ違反シタル者ハ就業規則第十一條乃至第五十七條ニ基キ工場委員會ノ決議ニ依リ之ヲ罰ス



### 工場研究會々則

- 一 就業員ノ善行表彰ニ關スル研究
  - 一 作事上並ニ製作品ノ改良ニ關スル研究
  - 一 衛生及保健ニ關スル研究
  - 一 就業員ノ操行及思想ニ關スル研究
  - 一 本會ニ委員十名ヲ置ク
  - 一 委員ハ會社ヨリ指名囑託スルモノトス
  - 一 毎月一回會議ヲ開クモノトス
  - 一 當番幹事二名ヲ設ケ毎月交代トス
  - 一 會議ノ議長ハ幹事長ニテ互選スルモノトス
  - 一 善行表彰ノ賞品ハ一件一圓以上貳拾圓ヲ原則トス
  - 一 善行表彰氏名ヲ決議シタルトキハ之ヲ揭示ス
  - 一 前項ノ揭示期間ハ次ノ會議迄トス
  - 一 會議事項ハ幹事之ヲ記載スルモノトス
- 右昭和三年六月二十九日

### 山銀青年團團則

本會ハ大正六年設立ノ山銀徒弟會ナルモノヲ大正十一年三月間總會ノ決議ヲ經テ名稱及規則ノ一部ヲ變更セシモノナリ

#### 團則

- 第一條 本團ハ大阪山銀青年團ト稱シ事務所ヲ大阪市東淀川區長柄西通一丁目四四番地ニ置ク
- 第二條 本團ノ目的ハ善良ナル青年ヲ養成シ以テ社會ニ奉仕ス
- 第三條 本團ハ山銀株式會社ノ業務ニ三ヶ月以上従事スル滿十二才ヨリ三十五才迄ノ男子ヲ以テ組織シ入團者ニハ團員ノ章ヲ交附ス
- 第四條 本團ハ左記ノ事項ヲ行フ
  - 一 修養會ノ講演會
  - 一 見學ノ宣傳
  - 一 名所古跡ノ探勝ノ運動會
  - 一 優良團員ノ表彰
  - 一 本團ノ團員ニシテ婚嫁又ハ死去其他天災事故アリタル時ハ相當ノ金員ヲ贈呈ス
  - 一 本團員及本團關係者ニシテ入退團又ハ死去等アルトキハ團旗、代表者又ハ會員之ヲ送迎スル事アリ
  - 一 本團員及本團關係者ニシテ火災等ノ急變事故發生ノ場合ハ十七才以上ノ團員ヲ召集シ其レニ活動セシムルコトアリ
  - 一 其他適當ト認メタル事業一切
- 第五條 本團員ハ左ノ各項ヲ心得嚴守スルコト
  - 一 如何ナル場合ニテモ暴行ヲ以テ喧嘩セサルコト
  - 二 長ヲ敬シ幼ヲ愛スルコト
  - 三 勤勉諸事儉約ヲ守ルコト
  - 四 禮儀ヲ絕對怠ラサルコト
  - 五 萬事自分ノコトハ自分テスルコト

#### 第六條

本團ニ左ノ役員ヲ置キ任期ハ二年トシ再選ヲ妨ケス但シ缺員ヲ生ジタルトキハ一ヶ月以内ニ補缺選舉ヲ行フコト

- 一 團長 一名
- 一 副團長 一名
- 一 會計係 一名
- 一 主事 一名
- 一 評議員 十一名
- 一 顧問 若干名

#### 第七條

役員ハ正團員之ヲ選舉スルモノトス但シ團長、副團長、會計、主事ハ評議員ノ互選ニ依ルモノトシ團長、主事ハ團員外ノ者ヲモ推薦スルコトヲ得顧問ハ評議員ノ推薦スル者トス

#### 第八條

團長ハ本團ヲ代表シ團務ヲ總括ス副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アル時ハ之ヲ代理ス主事ハ團務ヲ掌理シ其執行ニ任ス

#### 第九條

評議員ハ團長ノ召集ニ應ジ團則ノ改廢提出議案及施設方針等ヲ協議シ處決ス

#### 第十條

第四條ノ事項ヲ行フニ必要ナル幹事ハ其度毎ニ評議員ノ推薦ヲ得テ團長之ヲ囑託ス

#### 第十一條

本團役員ハ名譽職ナルカ故無償ニシテ當選ノ上ハ相當理由ナクシテ退職ヲナスヲ得ス

#### 第十二條

本團ニ重大事故生ジタルトキハ團長ハ評議員ノ決議ヲ得テ顧問會ヲ召集スルコトヲ得

總會ハ每年春秋二回之ヲ開キ其他團員三分ノ一以上

山銀株式會社

#### 第十三條

ノ請求アリタルトキ又ハ評議員會ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ開ク評議員會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク會議事項ハ出席役員ノ半数以上ニテ之ヲ決シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス、議長ハ團長ヲ以テ之ニ充ツ

#### 第十四條

會議ノ時出席者半数ニ滿タサルトキハ再召集ヲナシ尙半数ニ滿タサルトキハ議長之ヲ決ス

#### 第十五條

本團員ニハ團費ヲ一切徵收セス

#### 第十六條

本團ハ團費ヲ得ルタメ會社ノ公休日又ハ終業後相當ナル方法ニ依リ事業ヲ行フ事アリ

#### 第十七條

本團ノ金銭ハ豊崎信用組合ニ預ケ通帳ハ會計係之ヲ保管スルモノトス

#### 第十八條

本團ノ備品ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタルトキハ場合ニヨリテ之ヲ辨償サスコトアリ

#### 第十九條

本團員ニシテ本團ノ体面ヲ汚スカ如キ不正行爲アリタルトキハ評議員會ノ決議ヲ得テ之ヲ除名シ場合ニヨリテハ會社ニ對シ其理由ヲ報告シ解雇方ヲ申請スルコトアリ

#### 第二十條

本團員ニシテ山銀株式會社ヲ退職シタル時ハ退團者ト認ム

#### 第二十一條

本條退團者ニシテ本團ノ功勞者又ハ表彰サレタルモノアル時ハ評議員會ノ決議ヲ得テ永久名譽團員トシテ之ヲ登錄ス

#### 第二十二條

前條登錄者ニシテ不品行アリタル時ハ評議員會ノ決議ヲ得テ之ヲ取消スコトアリ

以上

第一章 總則	第一條 本公司之名稱	第二條 本公司之住所	第三條 本公司之目的事業	第四條 本公司之資本	第五條 本公司之股份	第六條 本公司之會計年度	第七條 本公司之盈餘分配	第八條 本公司之解散	第九條 本公司之清算
第二章 株式	第十條 株式之種類	第十一條 株式之發行	第十二條 株式之轉讓	第十三條 株式之質押	第十四條 株式之消滅	第十五條 株式之其他事項	第十六條 株式之其他事項	第十七條 株式之其他事項	第十八條 株式之其他事項
第三章 役員	第十九條 董事	第二十條 監事	第二十一條 執行役員	第二十二條 取締役	第二十三條 監査役	第二十四條 役員之任期	第二十五條 役員之解任	第二十六條 役員之報酬	第二十七條 役員之其他事項
第四章 債權	第二十八條 債權之種類	第二十九條 債權之發行	第三十條 債權之轉讓	第三十一條 債權之質押	第三十二條 債權之消滅	第三十三條 債權之其他事項	第三十四條 債權之其他事項	第三十五條 債權之其他事項	第三十六條 債權之其他事項
第五章 附則	第三十七條 附則	第三十八條 附則	第三十九條 附則	第四十條 附則	第四十一條 附則	第四十二條 附則	第四十三條 附則	第四十四條 附則	第四十五條 附則

# 第十八款 製 紙

- 三菱製紙株式會社……………(一四九)
- 日本紙業株式會社……………(一四九)
- 王子製紙株式會社……………(一五二)

第十八卷 要 錄

王子製紙株式會社 ..... (一五二)

日本紙業株式會社 ..... (一五三)

三菱製紙株式會社 ..... (一五四)

目次

三菱製紙株式會社

出身校別初任給 ..... (一四八九)

職工扶助規則 ..... (一四八九)

職工救護規則 ..... (一四九一)

退職手当規則 ..... (一四九三)

退職手当額表 ..... (一四九三)

勤儉預金規則 ..... (一四九三)

日本紙業株式會社

社員採用方法 ..... (一四九四)

則 ..... (一四九四)

制 ..... (一四九四)

掌 ..... (一四九五)

務 ..... (一四九七)

免 ..... (一四九八)

罰 ..... (一四九九)

與 ..... (一四九九)

給 ..... (一五〇〇)

王子製紙株式會社

恩給及退職 ..... (一五〇一)

俸給及旅費 ..... (一五〇一)

積立金 ..... (一五〇三)

職工規則 ..... (一五〇三)

履傭及退職 ..... (一五〇四)

勤務時間及休日 ..... (一五〇四)

勤務心得 ..... (一五〇五)

業制 ..... (一五〇六)

進級、賞與 ..... (一五〇九)

給料 ..... (一五〇七)

旅費 ..... (一五〇七)

解雇手当 ..... (一五〇八)

職工積立金規程 ..... (一五〇九)

職工規則 ..... (一五一一)

總則 ..... (一五一一)

雇傭 ..... (一五一一)

就業時間及服務 ..... (一五一一)

休日及休憩時間 ..... (一五一一)

賃金及手当 ..... (一五一一)

賞與 ..... (一五一一)

雜則 ..... (一五一一)

身元保證金規則 ..... (一五一一)

役員	...
監事	...
庶務	...
出納	...
...	...

日本海業株式会社

役員	...
監事	...
庶務	...
出納	...
...	...

日 大

役員	...
監事	...
庶務	...
出納	...
...	...

王子製紙株式会社

役員	...
監事	...
庶務	...
出納	...
...	...

三菱製紙株式会社

本社 東京市麹町町丸ノ内三丁目  
工場 兵庫縣加古郡高砂町

各出身學校別初任給

帝大法科出身者	初給	月給	自 6000 至 7000
帝大工科出身者	同	同	自 5000 至 6000
商科大學出身者	同	同	自 4000 至 5000
社員待遇諸規則ハ三菱合資會社ノ諸規則ヲ適用ス			

職工扶助規則

第一條 職工扶助ニ關シテハ本規則ニ依リ本規則ニ別段ノ定メナキ時ハ工場法施行令及同施行規則ニ依ル  
 第二條 職工ハ會社所定ノ手續ヲ履行シ誓約ノ上會社ノ勞務ニ服スルモノヲ謂ヒ試役者トハ未タ所定ノ誓約ヲナサズト雖モ職工ト同一ノ勞務ニ服スルモノヲ謂ヒ請負工トハ稼高ニ依リ賃金ヲ支給セラレ襟褻又ハ紙屑ノ選別ニ従事スルモノヲ謂フ  
 第三條 職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾

三菱製紙株式会社

病ニ罹リ又ハ死亡シタル時ハ會社ハ其程度ニ應ジ左ノ扶助ヲナス

- 一 療養料
  - 二 扶助料
  - 三 障害扶助料
  - 四 遺族扶助料
  - 五 葬祭料
- 第四條 會社ハ業務上ノ傷病者ヲシテ會社醫局又ハ他ノ醫師ノ診療ヲ受ケシメ其療養看護ニ必要ナル一切ノ實費ヲ負擔ス
- 第五條 社醫又ハ他ノ醫師ノ證明ニヨリ勞務ニ服スルコト能ハサル業務上ノ傷病者ニ對シテハ左ノ扶助料ヲ支給ス
- 一 勞務ニ服スルコト能ハサル期間三ヶ月未満ノ者 一日ニ付 賃金 二分ノ一以上
  - 一 勞務ニ服スルコト能ハサル期間三ヶ月以上ノ者 一日ニ付 賃金 三分ノ一
- 第六條 前條ニヨリ扶助料ハ毎月二十六日之ヲ支給ス若シ當日會社ノ休日ニ相當スル時ハ前日トス
- 第七條 療養料ハ本人ニ支給スル場合又同シ
- 第八條 業務上ノ傷病者ニシテ療養開始後三ヶ年ヲ經過スルモ其傷病治癒セサル時ハ賃金百七十日分以上二百日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後一切ノ扶助ヲナサズ
- 業務上ノ傷病治癒シタルモ身體障害ヲ受ケシ者ニハ左ニ掲クル區分ニ從ヒ障害扶助料ヲ支給ス
- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ

- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサル者 賃金 五百四十日分以上
  - 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサル者 賃金 三百六十日分以上
  - 四 健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ 賃金 百八十日分以上
  - 五 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者 賃金 百八十日分以上
  - 六 身體ヲ障害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 賃金 四十日分以上
- 第九條 業務上ノ傷病ニ基キ死亡シタル者ノ遺族ニハ左ノ扶助ヲナス
- 一 遺族扶助料 本人賃金ノ三百六十日分以上
  - 二 葬祭料 三十圓以上
- 但葬祭ヲ行フ遺族ナキトキハ會社之ヲ行フ
- 第十條 會社ヨリ遺族扶助料ヲ支給スヘキ者ハ職工ノ配偶者ト配偶者無キ場合ニ於ケル遺族扶助料ノ支給ハ職工死亡當時之レト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキ時ハ卑屬ヲ先ニス
- 第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位ノ間ニ在リテハ其順位ハ左ノ規定ニ依ルモノトス
- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニ

- 二 男ハ女ヨリ先ニス
  - 三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニアリテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子庶子及私生子ノ間ニアリテハ嫡出子庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
  - 四 前二號ニ掲ケル事項ニ付相同シキ者ノ間ニアリテハ年長者ヲ先ニス
- 第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ時ハ左ニ掲ケル中ノ一人ニ遺族扶助料ヲ支給ス、但シ職工ノナシタル遺言又ハ會社ニ對シテナシタル豫告ニ依リ左ニ掲ケル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタル時ハ之ニ從フモノトス
- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主
  - 二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
  - 三 職工ノ親族又ハ職工ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ職工死亡當時其收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者
- 第十三條 本規則ノ遺族又ハ法律ノ定ムル處ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ者ナキ場合ハ其扶助ノ一部又ハ全部ヲ慈善事業ニ寄附スルコトアルヘシ
- 第十四條 扶助料及遺族扶助料ヲ算出スヘキ賃金ノ標準ハ左ノ各號ノ金額トス
- 一 定額ニヨリ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額
  - 二 稼高又ハ就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病

- 一 就ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求アリタル時
  - 二 解雇前又ハ解雇後一年內ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求アリタル時
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當シ解雇ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スルモノニ對シテハ本人ニ必要ナル旅費ノ實費ヲ支給ス
- 一 會社ノ都合ヲ以テ未成年者若クハ女子ヲ解雇シタル場合、但會社ニ對シテ惡意ヲ有シタル者又ハ法
- 第十五條 療養料扶助料及障害扶助料ヲ受ケントスル者ハ社醫又ハ他ノ醫師ノ證明書及證明書類ヲ差出シ遺族扶助料及葬祭料ヲ受ケントスルモノハ社醫又ハ他ノ醫師ノ死亡檢案書及戶籍謄本又ハ抄本ヲ添ヘタル請求書ヲ差出スヘシ、遺族ニアラサル者葬祭ヲ行ヒタル時ハ其ノ證明書類ヲ添ヘタル請求書ヲ差出スヘシ
- 第十六條 會社ハ左ノ場合ニ於テハ本規則ノ扶助ヲナサス
- 一 職工解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求シタルトキ
  - 二 扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ傷病カ解雇後ニ於テ再發シタルトキ
- 第十七條 前條第一號ニ該當スル者ト雖モ左ノ場合ニハ之ヲ適用セズ
- 一 就ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求アリタル時
  - 二 解雇前又ハ解雇後一年內ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求アリタル時

- 令違反者ヲ解雇シタル場合ヲ除ク
- 二 業務上ノ傷病者ヲ解雇シタル場合
  - 三 傷病治癒シタルモ終身自用ヲ辨シ又ハ業務ニ服スルコト能ハサル者ヲ解雇シタル場合
  - 四 第七條ノ規定ニヨリ扶助ヲ廢セラレタル場合
- 第十九條 前條ニヨリ歸郷旅費ノ支給ヲ受ケントスル者ハ到着地、到着地ニ於テ滞在スヘキ者ノ氏名職業積柄旅行ノ方法旅費豫定額出發ノ日時ヲ明記シ保證人連署ノ請求書ヲ差出スヘシ、前項ノ保證人ハ會社所在地ニ於テ一戸ヲ構フル成年男子タルヲ要ス
- 第二十條 成年職工ニ對シテハ其本籍地ヲ未成年職工ニ對シテハ父母又ハ之ニ代ルヘキ者ノ所在地ヲ郷里ト推定ス
- 附 則
- 第一條 傳染病豫防ノ爲就業ヲ差止メタル者ニ對シテハ其期間ノ定額賃金全額ヲ支給スルコトヲ得
  - 第二條 出産ノタメ缺勤シタル女工ニ對シテハ五週間ヲ超エサル期間ノ定額賃金全額ヲ支給スルコトヲ得
- 職工救護規則
- 第一條 三菱製紙株式會社ハ職工慰安救護ノ目的ヲ以テ職工救護基金ヲ設ク
  - 第二條 三菱製紙株式會社ハ職工救護基金ヨリ生スル利子ヲ以テ職工ノ慰安救護ヲ計リ剩餘アル場合ハ之ヲ基金ニ編

第三條 入シ不足アル場合ハ基金ノ一部ヲ使用スルコトヲ得  
三菱製紙株式會社ハ其ノ職工平素ノ勤怠功勞及傷病ノ  
状態ヲ審査シ職工扶助規則中ノ扶助料、損害扶助料及  
遺族扶助料ヲ左ノ程度迄増額シテ支給スルコトヲ得  
一 業務上ノ傷病者ニシテ勞務ニ服スルコト能ハサル  
者ニ對シ三ヶ年間ハ賃金ノ全額迄  
二 三菱製紙株式會社職工扶助規則第七條及第八條ニ  
該當スル者ニ對シテハ賃金三百六十五日分迄  
三 三菱製紙株式會社職工扶助規則第九條ニヨル遺族  
扶助料ハ賃金六百日分迄

第四條 職工及其家族ハ三菱製紙株式會社醫局所定ノ藥料又ハ  
手術料ヲ支拂ヒ診療ヲ受ケルコトヲ得  
第五條 一年以上勤續ノ職工業務上ニ基カサルモ傷病ニヨリ七  
日以上引續キ缺勤ヲ要スル場合ハ醫師ノ診斷書ニヨリ  
第八日ヨリ休養中一日付賃金三分ノ二ニ相當スル療養  
手當ヲ支給ス  
但傷病ノ原因本人ノ故意又ハ重大ナル過失若クハ不品  
行ニ基クコト明ナル時ハ此限ニアラス本條ノ救護ハ一  
年ヲ通シ九十日、二年ニ涉リ連續九十日迄ヲ限度トス  
第六條 職工退職手當ハ別ニ定ムル所ニヨリ救護基金ヨリ之ヲ  
支給ス

第七條 業務上ノ傷病ニヨラサルモ在職中ノ職工死亡シタル時  
ハ扶助規則第九條ニ準シ葬料ヲ支給スルコトヲ得  
第八條 職工同一ノ勞務ニ服スル使役者及權接又ハ紙屑ノ選別  
ニ從事スル請負工ニ對シテハ本規定ヲ準用スル事ヲ得

第九條 人夫供給者ヨリ履ヒ入ルル臨時人夫カ業務ノ爲メ死亡  
シタルトキハ金貳百圓ヲ限度トシテ之ヲ救護スルコト  
ヲ得  
第十條 本規則ニ於テ賃金ト稱スルハ左ノ各號ノ金額トス  
一 日給職工ニアリテハ日給定額  
二 月給職工ニアリテハ月給額ヲ三十分シテ得タル金  
額  
三 請負工ノ稼高ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ職  
工扶助規則第十四條第二號ヲ準用ス

### 職工退職手當規則

第一條 當會社ノ職工ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ別  
表所定ノ退職手當ヲ支給ス  
一 一年以上勤續ノ職工社醫又ハ囑託醫ノ證明ニヨリ  
負傷又ハ疾病ニ基キ勞務ニ堪ヘサルモノトシテ退  
職ヲ許サレタルトキ  
二 五十歳以上ノ男工又ハ四十歳以上ノ女工就レモ勤  
續五年以上ニ達シ退職ノトキ  
三 勤續二十五年以上ノ男工又ハ勤續廿年以上ノ女工  
退職ノトキ  
四 一年以上勤續ノ職工職員ニ登用セラレタルトキ  
五 職工年寄役ニ選任セラレタルトキ  
第二條 一年以上勤續ノ職工死亡シタルトキハ別表所定ノ退職  
手當ヲ其ノ遺族ニ支給ス

第三條 第一條第二條第三條ニ該當セザル職工自己ノ都合ニヨ  
リ退職シタル場合ニハ勤續三年以上ノ者ニ限リ其事情  
ニ應ジ別表所定額ノ五分ノ四以上ノ退職手當ヲ支給ス  
特別ノ事情アルモノニ對シテハ該表ヲ以テ前項規定ノ  
給與ヲ増額スルコトアルヘシ  
第四條 當會社ノ都合ニヨリ職工ヲ解雇シタルトキハ事情ヲ詮  
衡シ別表所定ノ手當ヲ増額スルコトアルヘシ  
第五條 業務ニ忠實ナラス又ハ不正行爲アリタルトキハ解雇シタ  
ルトキハ退職手當ヲ支給セズ  
第六條 勤續手當ノ起算點ハ當會社ノ定雇職工ニ採用ノ日トス  
勤續年數計算上六ヶ月以上ノ端數ハ之ヲ一年ニ加フ  
但勤續一年未滿ノ場合ハ此ノ限ニ非ス  
第七條 休職期間ハ勤續年數ニ算入セズ  
遺族ニ對シ退職手當支給ノ場合其ノ順位ニ關シテハ職  
工扶助規則第十條乃至第十三條ヲ準用シ退職手當ヲ算  
入セズ  
賃金ノ標準ニ關シテハ職工救護規則第十條ヲ準用ス

第一條 當會社ノ職工ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ別  
表所定ノ退職手當ヲ支給ス  
一 一年以上勤續ノ職工社醫又ハ囑託醫ノ證明ニヨリ  
負傷又ハ疾病ニ基キ勞務ニ堪ヘサルモノトシテ退  
職ヲ許サレタルトキ  
二 五十歳以上ノ男工又ハ四十歳以上ノ女工就レモ勤  
續五年以上ニ達シ退職ノトキ  
三 勤續二十五年以上ノ男工又ハ勤續廿年以上ノ女工  
退職ノトキ  
四 一年以上勤續ノ職工職員ニ登用セラレタルトキ  
五 職工年寄役ニ選任セラレタルトキ  
第二條 一年以上勤續ノ職工死亡シタルトキハ別表所定ノ退職  
手當ヲ其ノ遺族ニ支給ス

一年	一五五五分	二年	四〇〇日分
二年	一七五五分	三年	四三〇日分
三年	一九五五分	四年	四六〇日分
四年	二一五五分	五年	四九〇日分
五年	二四〇日分	六年	五三〇日分
六年	二六五五分	七年	五七〇日分
七年	二九〇日分	八年	六一〇日分
八年	三一五五分	九年	六五〇日分
九年	三四〇日分	十年	六九〇日分
十年	三七〇日分	十一年	七四〇日分
十一年	三九〇日分	十二年	七九〇日分
十二年	四一五五分	十三年	八四〇日分
十三年	四四〇日分	十四年	八九〇日分
十四年	四六五五分	十五年	九四〇日分
十五年	四九〇日分	十六年	九九〇日分
十六年	五一五五分	十七年	一〇四〇日分
十七年	五四〇日分	十八年	一〇九〇日分
十八年	五六五五分	十九年	一一四〇日分
十九年	五九〇日分	二十年	一二〇〇日分
二十年	六一五五分	二十一年	一二六〇日分
二十一年	六四〇日分	二十二年	一三二〇日分
二十二年	六六五五分	二十三年	一三八〇日分
二十三年	六九〇日分	二十四年	一四四〇日分
二十四年	七一五五分	二十五年	一五〇〇日分
二十五年	七四〇日分	二十六年	一五六〇日分
二十六年	七六五五分	二十七年	一六二〇日分
二十七年	七九〇日分	二十八年	一六八〇日分
二十八年	八一五五分	二十九年	一七四〇日分
二十九年	八四〇日分	三十年	一八〇〇日分

### 職工勤儉貯金規則

第一條 三菱製紙株式會社ニ於テ職工ノタメ取扱フ預金ハ之ヲ  
三菱製紙株式會社職工勤儉預金ト稱シ會社ニ於テ保管  
シ預金者ノ希望ニ因リ臨時預入及拂戻ヲナスモノトス  
第二條 預金ニ對シテハ元金百圓ニ付日歩一錢八厘ノ割合ヲ以  
テ利息ヲ附ス  
第三條 但元金中一圓ニ滿タサル端數ニハ利息ヲ附セズ  
第四條 預入金及引出金ハ一回五拾錢以上トス但會社ニテ必要  
ト認メタル時ハ預金最高殘高ヲ制限スルコトアルヘシ  
第五條 毎月一定ノ預金ヲサントスルモノハ其旨豫メ會社庶  
務係マテ申出テ毎月賃金支給日ニ其額ノ差引ヲ受ケ其  
ノ他ノ場合ハ隨時會社計算係ニ申出ツヘシ

### 退職手當支給額表

勤續年數	退職當時賃金	勤續年數	退職當時賃金
一年	一〇日分	六年	七〇日分
二年	二〇日分	七年	八五日分
三年	三〇日分	八年	一〇〇日分
四年	四〇日分	九年	一一五五分
五年	五〇日分	一〇年	一三五五分

第五條 預金者會社ヲ退職シ又ハ解雇セラレタルトキハ還滯ナク預金ノ引出シヲナスヘシ

第六條 會社ハ預金者ニ對シ預入及引出ヲ證明スルタメ通帳ヲ交付ス、預金者通帳ヲ紛失シタルトキハ保證人連署シ手数料金二十錢ヲ添ヘ會社計算係ヘ交付申出ツヘシ

第七條 預金者ハ豫メ自己ノ預金ノ引出ニ使用スル印鑑ヲ會社計算係ヘ届出ツヘキモノトス

第八條 預金者カ自己ノ氏名ヲ改稱シ又ハ印形ヲ紛失シ若クハ改印シタル場合ハ還滯ナク其旨會社ニ届出ヲナスヘシ

第九條 預金者カ預入ヲナシ又引出ヲサントスル時ハ會社ニ通帳ヲ提出シ所要ノ記入ヲ請フヘシ、其預入ヲナシタル時ハ會社計算係ニ於テ通帳預入金欄内ニ金額ノ記入ヲナシ證明ス、其引出ヲナシタルトキハ會社計算係ニ於テ通帳拂戻金欄内ニ金額ノ記入ヲナシ預金者ノ證明ヲナサシムルモノトス預入引出ニ對シテハ其都度通帳面ニ預金ノ殘高ヲ示シ計算係主任者カ證明ヲナス

第十條 預金利息ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ決算ナシ元金ニ組入ルルモノトス

一 五月三十一日迄ノ利息ヲ六月十五日ニ記入シ記載ス

一 十一月十日迄ノ利息ヲ十二月十五日組入レ記載ス

第十一條 預金通帳ハ買賣貸借渡等ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第十二條 預金通帳ハ會社ノミニ通用スルモノトス

### 日本紙業株式會社

東京市四谷區元町五九番地

### 社員採用方法

同社ハ安田直系ニシテ社員ノ採用ニ就テハ必要ニ應ジ安田保善社ニ於テ設備採用ノ上適宜任命サルモノナリ但シ下給雇及現業員タル職工ニ對シテハ此ノ限りニアラス(安田保善社參照)

### 社 則

#### 第一章 總 則

第一條 當會社ニ從業スルモノハ總テ本社則ヲ遵守スヘシ  
本社則ノ外隨時文書又ハ口頭ヲ以テ示達シタル事項ニ付テモ亦同シ

第二條 本店各課及支店、出張所ノ執務細則並ニ工場ニ關スル諸規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 本社則ノ變更ハ重役會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

#### 第二章 職 制

第四條 當會社ニ左ノ役員ヲ置キ重役ト稱ス  
社長、副社長、常務取締役、取締役、常任監査役、監

#### 查 役

第五條 當會社ニ左ノ職員ヲ置ク  
主 事—主事補—書記—書記補

技師長—技 師—技師補—技 手—技手補  
外ニ雇工手ヲ置キ其取扱ハ職員ニ準ス

第六條 前條ノ外ニ見習生ヲ置キ業務熟練ノ上職員ニ登用スルモノトス

第七條 職員ハ所屬上長ノ命ヲ受ケ分掌規程ニ依リ各擔當ノ事務ヲ處理ス

#### 總 務 部

- 庶務課
- 會計課
- 調查課
- 購買課

#### 營 業 部

- 販賣課
- 輸出課
- 大阪支店
- 京城支店
- 高知支店
- 伊野支店
- 伊豫出張所、釜山出張所、佐川出張所

#### 工 務 部

- 工務課
- 事務課
- 作業課
- 機械課
- 水力電氣課

第九條 各課並ニ各支店各工場ハ其ノ業務ニ應ジ之ヲ各係ニ分ツコトヲ得

第十條 各部ニ部長ヲ置ク、但シ事務ノ都合ニ依リ次長ヲ置クコトヲ得

第十一條 各課ニ課長工場ニ工場長各支店ニ支店長若ハ支配人ヲ置ク、各工場並ニ支店ハ事務ノ都合ニ依リ次長ヲ置クコトヲ得

第十二條 各係、出張所並ニ分工場ニハ主任、副主任ヲ置クコトヲ得

第十三條 課長、工場長、支店長又ハ主任ニ缺員アルトキハ所屬首席員ニ於テ之カ代理ヲナスモノトス

#### 第三章 重 役

第十四條—第二十條 省略

#### 第四章 分 掌

第二十一條 事務ノ分掌ヲ定ムルコト次ノ如シ

總務部

庶務課

- 一 株式並ニ株主總會ニ關スル事項
- 一 定款諸規則並登記公告ニ關スル事項
- 一 人事ニ關スル事項
- 一 文書ノ發受並ニ主要書類ノ保管
- 一 契約訴訟ニ關スル事項
- 一 社内取締ニ關スル事項
- 一 用度品ノ購買ニ關スル事項
- 一 什器ノ整理保存ニ關スル事項
- 一 所有不動産ノ管理ニ關スル事項
- 一 諸官署ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セサル事項

會計課

- 一 豫算決算ニ關スル事項
- 一 資金ノ運用並ニ金銭手形小切手證券切手印紙ノ出納並ニ保管
- 一 金銭ノ收支ニ係ル諸帳簿諸證券ノ調査整理及保管ニ關スル事項
- 一 従業員ノ積立金及契約保證金ニ關スル事項
- 一 營業並ニ計算ノ監督
- 一 重役ノ命令事項ノ調査

購買課

- 一 内外經濟狀態ニ關スル資料ノ調査
- 一 諸統計ノ調査
- 一 諸原料其他物品ノ購買並ニ供給ニ關スル事項
- 一 購買品ノ出納保管並ニ其輸送ニ關スル事項
- 一 購買品ノ時價調査並ニ購買契約ニ關スル事項
- 一 購買ノ豫算決算ノ調成
- 一 不用品ノ管理並ニ處分ニ關スル事項
- 一 本課ニ關スル諸勘定ノ計算並ニ整理

營業部

販賣課

- 一 製造品ノ指定ニ關スル事項
- 一 本支店並ニ工場ニ於ケル販賣ノ統一聯絡ニ關スル事項
- 一 商標ニ關スル事項
- 一 東京ニ於ケル商品ノ賣買並ニ其ノ計算ニ關スル事項
- 一 各地方ニ於ケル商品ノ賣買並ニ其ノ計算ニ關スル事項

工務部

工務課

- 一 各工場製造豫算ノ調成並ニ實際成績ノ調査

一 技術上ニ關スル立案設計並ニ審査

一 製品原價ノ調査

一 各工場製造聯絡ニ關スル事項

機械課

一 諸機械器具動力ニ關スル事項

水力電氣課

一 水力電氣事業ニ關スル一切ノ事項

一 本課ニ屬スル諸勘定ノ計算並ニ整理

一 職工ニ關スル事項

各工場 省略

第二十二條 各支店工場ニ於ケル機械器具建物其他所屬財産ノ管理ニ關シテハ當該支店長又ハ工場長ニ於テ其ノ責任スヘキモノトス

第五章 處務

第二十三條 當會社ニ到達スル文書ハ總テ開封ノ上文書交付簿ニ受付年月日及番號件名ヲ記載シ且該文書ニ受領年月日及番號ヲ記入シ主管課ニ回附スルモノトス但宛名アルモノハ封ノ儘文書交付簿ニ依リ本人ニ交附スヘシ

第二十四條 執務時間外ニ於テ收受シタル文書ハ當宿直心得ノ規定ニ依リ取扱フヘシ

第二十五條 當會社ヨリ發送スル文書ハ當該係ニ於テ原案ヲ起草シ關係係ニ合議ノ上淨書シ其原案ヲ保存スヘシ

第二十六條 總テ社外ヘ發送スル文書ハ書留又ハ親展等傍記ノ必要アルモノハ之ヲ記入シ文書交付簿ニ登錄シ庶務課

ニ回附スヘシ庶務課ハ發送文書件名簿ニ發送年月日及番號件名等ヲ記入シ發送ノ手續ヲナスヘシ

第二十七條 小切手手形金銀領收證注文書請求書等ニハ取扱者及課長ノ捺印ヲ捺シ重役ノ認印ヲ受ケテ發行スヘシ

第二十八條 機密文書ハ通常ノ手續ニ依ラス臨時重役ノ指揮ヲ受ケ處理スヘシ

第二十九條 總テ社外ヘ往復スル文書ハ必ス控又ハ本書ヲ主管課ニ於テ整理保存スヘシ

第三十條 會社業務ノ處理執行ニ關シテハ總テ書面ニ依リ重役ノ決裁ヲ承ケヘシ

特ニ左ノ事項ハ必ス稟議ヲ經ヘシ

一 資金融通並ニ運用上ノ重要事項

一 工場ニ對スル製造豫定及其變更ニ關スル事項

一 製品原價並ニ振替單價ノ決定ニ關スル事項

一 製品販賣價格ノ豫定又ハ値引割引若ハ特約ニ關スル事項

一 重要ナル賣込先賣込高ノ限度並代金支拂方法ニ關スル事項

一 外部ニ對スル諸契約訴訟等ニ關スル事項

一 工場機械設備並ニ營造物ノ新設改造移轉ニ關スル事項

一 重役會提議事項

一 社員ノ任免調陞及諸給與

一 其他工場支店細則ニ於テ定メラレタル事項又ハ各部ニ於テ必要ト認メタル事項



第三十一條 前條ノ事項中其ノ都度稟請スルニ差支ヘ又ハ不便ナリトスル場合ニハ豫メ其ノ事項ノ取扱方法限度條件等ヲ定メ決裁ヲ承ケ機宜ノ處置ヲナスコトヲ得

第三十二條 稟議ハ總テ所定ノ様式ニヨリ常務重役會ノ合議ヲ經ヘキモノトス

第三十三條 帳簿ノ記入ハ正式傳票ニ依ルニアラサレハ之ヲ爲スヘカラス又傳票ハ傳票取扱者之ヲ作り各關係者ノ檢印ヲ經テ重役ノ認印ヲ承クヘシ

第三十四條 購買品ノ受入ヲナス場合ニハ必ス立會者ヲ要シ其ノ品質數量寸法等ヲ精査シテ檢收シ檢收者記名捺印スヘシ

第三十五條 總テ物品ノ授受ハ一定ノ請求書傳票帳簿等ニ依リ双方トモ誤謬ナキ様嚴重ニ之ヲナスヘシ

第三十六條 文書傳票帳簿類ハ其ノ主管部課ニ於テ半年若ハ一年毎ニ分類編纂シ目錄ヲ作り整頓保管スヘシ

第三十七條 重要ナル文書及帳簿類ハ鎖鑰ヲ儲ヘタル書類箱ニ藏ムヘシ

第三十八條 工場ノ縦覽ハ重役又ハ工場長ニ於テ差支ヘナシト認ムル外一切之ヲ謝絶スヘシ

第三十九條 職員任用ノ際ハ豫メ本人ノ性質技術身元品行等ヲ精査シ履歴書ヲ差出サシムルモノトス

第四十條 職員ニ對シ任命ノ辭令ヲ交附シタルトキハ戶籍謄本及別ニ定ムル書式ニ依リ誓約書並ニ身元引受證ヲ差出サシムルモノトス

身元引受人ハ重役ニ於テ相當ト認ムル者二名以上トス但身元保證金ヲ提供スルトキハ身元引受人ヲ立ツルコトヲ免除スルコトアルヘシ身元保證金ハ二千圓以上ノ現金若ハ確實ナル有價證券ヲ以テシ重役ニ於テ其額ヲ定ム

身元引受證身元保證金ハ退職後一箇年以内之ヲ留置スルコトアルヘシ保證金還附ニ關シテハ第六六條ノ規定ヲ準用ス

第四十一條 職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命シ事故止ミタルトキハ復職ヲ命スルコトアルヘシ

一 本人ノ健康狀態ニ依リ執務ニ堪ヘ難シト認メタルトキ

一 兵役其他特別ノ事情アルトキ

一 當會社ノ都合ニ依ルトキ

休職中ハ兵役ノ場合ヲ除キ現俸給ノ三分ノ一ヲ支給ス但休職期間ハ勤績年數ニ加算セズ

第四十二條 兵役ノ場合ヲ除キ休職期間ハ十ヶ月以内トシ期間内ニ復職ヲ命セラレサルトキハ退職トス

第四十三條 職役ニ從事スルモノハ辭令ヲ用ヒス當然休職者トス其期間ハ職役勤務終リタル後三十日迄トス

第四十四條 休職者ハ常務ニ服セスト雖在者ニ準シ本社則其他内規ヲ遵守スヘキモノトス

第四十九條 期末賞與、特別賞與、特別賞與ハ每期決算終了前ニ退社シタルモノ及入社後三ヶ月ニ滿タサル者ニハ之ヲ給與セズ

第五十條 處罰例ヲ定ムルコト次ノ如シ

- 一 戒告
- 一 罰金
- 一 減俸
- 一 解職

第五十一條 前條ノ懲戒處分ハ書面ヲ以テ申渡スモノトス

第五十二條 會社ニ與ヘタル損害ニ對シテハ懲戒處分ヲ受ケタルコトニ依リテ賠償ノ責ヲ免カレサルモノトス

第八章 勤務

第五十三條 職員ノ休日及執務時間ヲ定ムルコト左ノ如シ但支店員及工場ニ付テハ別ニ定ムル處ニ依ル

- 一 休日
- 一 年始三日間 日曜 祝祭日
- 一 執務時間
- 一 八時間

出勤退出ノ時刻ハ季節ニ應ジ之ヲ定ム

第五十四條 職員ノ忌引日數ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 賞養父母 七日間
- 一 家ニ在ル祖父母、配偶者、子 五日間
- 一 伯叔父母、兄弟姊妹 三日間

第四十五條 休職者ハ許可ナクシテ事務所又ハ工場内ニ立入ルヘカラス

第四十六條 職員ハ年滿五十五歳ヲ以テ退職年限トス但特ニ在職ヲ命スルコトアルヘシ

第七章 賞罰

第四十七條 賞與例ヲ定ムルコト次ノ如シ

- 一 期末賞與
- 一 毎期營業利益ノ多少ニ應ジテ職員一般ニ給與スルモノ
- 一 皆勤賞與
- 一 一期間缺勤ナキ職員ニ給與スルモノ
- 一 特別賞與

勤務上特別ノ功勞アリ又ハ成績ノ著シク優越セルモノ及重要ナル職責ニ在ル職員ニ給與スルモノ

一 有功賞與

一 作業上ノ能率増進生産費ノ節約又ハ製作品ノ發明意匠ノ案出等ニ依リ會社ノ利益トナルヘキ特殊ノ事績ヲ現ハシタル場合ニ臨時給與スルモノナリ

一 模範トナルヘキ善良ノ行爲アリ又ハ重大ナル事故ヲ防止或ハ輕減シ若ハ非常事變ニ際シテ特別ノ功勞アル場合ニ臨時給與スルモノ

第四十八條 賞與ハ金錢物品又ハ賞狀ヲ以テス其ノ程度及率ハ其都度決定ス

第三十一條 前條ノ事項中其ノ都度稟請スルニ差支ヘ又ハ不便ナリトスル場合ニハ豫メ其ノ事項ノ取扱方法限度條件等ヲ定メ決裁ヲ承ケ機宜ノ處置ヲナスコトヲ得

第三十二條 稟議ハ總テ所定ノ様式ニヨリ常務重役會ノ合議ヲ經ヘキモノトス

第三十三條 帳簿ノ記入ハ正式傳票ニ依ルニアラサレハ之ヲ爲スヘカラス又傳票ハ傳票取扱者之ヲ作り各關係者ノ檢印ヲ經テ重役ノ認印ヲ承クヘシ

第三十四條 購買品ノ受入ヲナス場合ニハ必ス立會者ヲ要シ其ノ品質數量寸法等ヲ精査シテ檢收シ檢收者記名捺印スヘシ

第三十五條 總テ物品ノ授受ハ一定ノ請求書傳票帳簿等ニ依リ双方トモ誤謬ナキ様嚴重ニ之ヲナスヘシ

第三十六條 文書傳票帳簿類ハ其ノ主管部課ニ於テ半年若ハ一年毎ニ分類編纂シ目錄ヲ作り整頓保管スヘシ

第三十七條 重要ナル文書及帳簿類ハ鎖鑰ヲ儲ヘタル書類箱ニ藏ムヘシ

第三十八條 工場ノ縦覽ハ重役又ハ工場長ニ於テ差支ヘナシト認ムル外一切之ヲ謝絶スヘシ

第三十九條 職員任用ノ際ハ豫メ本人ノ性質技術身元品行等ヲ精査シ履歴書ヲ差出サシムルモノトス

第四十條 職員ニ對シ任命ノ辭令ヲ交附シタルトキハ戶籍謄本及別ニ定ムル書式ニ依リ誓約書並ニ身元引受證ヲ差出サシムルモノトス

身元引受人ハ重役ニ於テ相當ト認ムル者二名以上トス但身元保證金ヲ提供スルトキハ身元引受人ヲ立ツルコトヲ免除スルコトアルヘシ身元保證金ハ二千圓以上ノ現金若ハ確實ナル有價證券ヲ以テシ重役ニ於テ其額ヲ定ム

身元引受證身元保證金ハ退職後一箇年以内之ヲ留置スルコトアルヘシ保證金還附ニ關シテハ第六六條ノ規定ヲ準用ス

第四十一條 職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命シ事故止ミタルトキハ復職ヲ命スルコトアルヘシ

一 本人ノ健康狀態ニ依リ執務ニ堪ヘ難シト認メタルトキ

一 兵役其他特別ノ事情アルトキ

一 當會社ノ都合ニ依ルトキ

休職中ハ兵役ノ場合ヲ除キ現俸給ノ三分ノ一ヲ支給ス但休職期間ハ勤績年數ニ加算セズ

第四十二條 兵役ノ場合ヲ除キ休職期間ハ十ヶ月以内トシ期間内ニ復職ヲ命セラレサルトキハ退職トス

第四十三條 職役ニ從事スルモノハ辭令ヲ用ヒス當然休職者トス其期間ハ職役勤務終リタル後三十日迄トス

第四十四條 休職者ハ常務ニ服セスト雖在者ニ準シ本社則其他内規ヲ遵守スヘキモノトス

第四十九條 期末賞與、特別賞與、特別賞與ハ每期決算終了前ニ退社シタルモノ及入社後三ヶ月ニ滿タサル者ニハ之ヲ給與セズ

第五十條 處罰例ヲ定ムルコト次ノ如シ

- 一 戒告
- 一 罰金
- 一 減俸
- 一 解職

第五十一條 前條ノ懲戒處分ハ書面ヲ以テ申渡スモノトス

第五十二條 會社ニ與ヘタル損害ニ對シテハ懲戒處分ヲ受ケタルコトニ依リテ賠償ノ責ヲ免カレサルモノトス

第八章 勤務

第五十三條 職員ノ休日及執務時間ヲ定ムルコト左ノ如シ但支店員及工場ニ付テハ別ニ定ムル處ニ依ル

- 一 休日
- 一 年始三日間 日曜 祝祭日
- 一 執務時間
- 一 八時間

出勤退出ノ時刻ハ季節ニ應ジ之ヲ定ム

第五十四條 職員ノ忌引日數ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 賞養父母 七日間
- 一 家ニ在ル祖父母、配偶者、子 五日間
- 一 伯叔父母、兄弟姊妹 三日間

但忌引期間ト雖會社ノ都合ニ依リ除服出勤ヲ命スルコトアルヘシ

第五十五條 職員ハ事務ノ都合ニ依リ上下兩半期ヲ通シ七日ヲ限リ一回又ハ數回ニ休暇ヲ乞フコトヲ得

任期ノ中途ニ於テ採用セラレタル者ニ對シテハ適當ノ日數ヲ定ムルモノトス

第五十六條 職員出勤シタルトキハ直ニ親ク出勤簿ニ捺印スヘシ

疾病、事故ニ依リ缺勤スルトキハ出勤時限後一時以内ニ届出ツヘシ

病氣ニテ缺勤五日以上ニ至レハ必ス醫師ノ診断書ヲ添ヘ更ニ届出テ尙缺勤繼續スルトキハ十日毎ニ主治醫師ノ診断書ヲ添ヘ届出ツヘシ

遅刻早退外出居殘若クハ徹夜勤務ヲナストキハ必ス備付ノ帳簿ニ記入捺印スヘシ

第五十七條 早退又ハ外出セントスル場合ニ當リ自己擔任事務ニシテ其日處理スヘキモノアルトキハ必ス同僚ニ申繼キ事務遲滞ヲ來ササル様注意スヘシ

第五十八條 擔任事務變換又ハ職務罷免ノ際ハ發令ノ日ヨリ五日以内ニ事務ノ引繼ヲ了シ双方連署シテ其ノ旨届出ツヘシ、但シ特別ノ事情アルトキハ本條ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第五十九條 家内ニ傳染病者アルトキ若クハ傳染病者ニ接シタル時ハ其旨届出テ指揮ヲ待ツヘシ

第六十條 歸省墓參轉地療養又ハ點呼召集其他ノ事故ニ依リ職

務地ヲ離ルトキハ行先地ヲ明記シ日數ヲ豫定シテ許可ヲ承クヘシ

第六十一條 參退時刻ニ定限アリト雖モ繁務ノ場合ニ於テハ其ノ時限ニ拘ラス執務シ或ハ休日ト雖モ出勤スヘシ

第六十二條 職員ハ族籍住所ニ異動ヲ生シタルトキ及氏名ヲ改メタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第六十三條 第五十三條第五十四條及第五十五條ニ依リ休暇及徵兵検査並ニ點呼ノ當日ハ缺勤日數ニ算入セス

第九章 出張

第六十四條 職員社用ニ依リ出張ヲ命セラレタルトキハ出發前出張月日出張先及出張豫定日數ヲ出張簿ニ登錄スヘシ

第六十五條 前條出張ニ付旅費ノ前渡シヲ受クル場合ニハ主管課部長ノ承認ヲ經テ請求シ會計課ヨリ受領スヘシ

第六十六條 出張先發着及用務ノ經過ハ夫々主管課長ハ報告スヘシ又歸着ノ時ハ用務ノ詳細ヲ書面ニ認メ或ハ輕易ナルモノハ口答ヲ以テ遲滞ナク復命スヘシ

第十章 給與

第六十七條 職員ニ支給スル俸給ハ月俸、日給ノ二種トス但別ニ月手當ヲ支給スルコトアルヘシ

第六十八條 月俸ハ其ノ月分ニ對シ支給ス任免休職復職増減俸ノ場合ニハ其當月分ハ日割ヲ以テ計算シ支給スルモノトス但解職ノ場合ハ既ニ支拂ヒ

第六十九條 日給ハ勤務ノ日數ニ對シテ支給ス但會社ノ休日ハ勤務日數ニ算入スルモノトス

第七十條 免、任、休職、復職、増俸、減俸共辭令交付ノ當日ヲ以テ起算ス

第七十一條 俸給及月手當ノ支拂ハ毎月二十五日トス當日休日ニ當ルトキハ前日ニ繰上ケルモノトス但死亡又ハ解職ノ場合ハ定日ニ拘ラス支拂ヒテナスモノトス

第七十二條 月俸職員病氣ノ爲メ出勤セサル日數六十日間(休暇日ヲ併ス以下同シ)ハ月俸ノ金額ヲ六十一日以後ハ其ノ半額ヲ九十一日以後百二十日迄ハ其ノ三分ノ一ヲ各日割計算ヲ以テ支給シ其後ハ一切支給セサルモノトス但十日以内ノ出勤ハ其日數ヲ中斷セサルモノトス

第七十三條 月俸職員病氣以外ノ事故ノ爲メニ出勤セサル日數三十日間ハ月俸ノ全額ヲ三十一日以後六十日迄ハ其ノ半額ヲ各日割計算ヲ以テ支給シ其後ハ一切支給セサルモノトス

但五日以内ノ出勤ハ其日數ヲ中斷セサルモノトス

第七十四條 月俸職員職役若クハ現役ニ服スル爲メ出勤セサル日數百五十日間ハ月俸ノ半額ヲ支給シ其以後ハ一切支給セサルモノトス

第七十五條 職務上ヨリ生シタル負傷又ハ疾病ノ爲メ出勤セサル者ニハ俸給ノ金額ヲ支給ス

第七十六條 病氣又ハ事故ノ爲メ缺勤シタル場合ニ於テ俸給月手當ノ給與ヲ受クル者健康保險法ニ依リ被保險者ナルト

第七十七條 月俸日割計算ニ於テ其一日分ト稱スルモノハ當月ノ日數ヲ以テ月俸額ヲ除シタル數ヲ云フ但端數厘位以下ナルトキハ錢位ニ止ム

第七十八條 月手當ヲ支給スル場合ニハ日割ヲ以テ計算セス月ノ十五日ヲ以テ區分シ其前後ニ依リ半額又ハ全額ヲ支給スルモノトス

第七十九條 罰俸ハ其ノ月ノ俸給ヨリ引去リ納附セシムルモノトス

但俸給支給後ニ係ルモノハ其翌月徴收スルモノトス

第八十條 解職者ニ事務引繼ノ爲メ出勤ヲ命シタルトキハ日割ヲ以テ原俸給ヲ支給ス

第十一章 恩給及退職

第八十一條 職員ニシテ滿三年以上勤務シ退職シタル者ニハ別ニ定ムル退職手當規程ニ依リ退職手當金ヲ給與ス

第十二章 雜給

第八十二條 職員當宿直、休日出勤又ハ早出、居殘ヲナストキハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ辨當料ヲ支給ス

第八十三條 辨當料ハ其當月分ヲ取纏メ翌月一日(休日ニ當ル

トキハ順次繰下)之ヲ支給ス  
第八十四條 職員休日出勤又ハ早出居残ヲサントスルトキハ備付ノ帳簿ニ記入捺印シ豫メ重役ノ承認ヲ受クヘシ

第十三章 旅 費

第八十五條 重役以下社用ヲ帶ヒ内地ヲ旅行スルトキハ左ノ區分ニ依リ旅費ヲ支給ス  
但シ特別ノ事情アルトキハ相當ノ補給ヲナスコトアルヘシ

等 級	汽 車 賃	汽 船 賃	車 馬 賃	日 當	宿 泊 料
重	一	一	一	六〇〇	一〇〇〇
二	二	二	二	四〇〇	八〇〇
三	三	三	三	三〇〇	七〇〇
准	三	三	三	二〇〇	三〇〇
社 員	三	三	三	一〇〇	一〇〇

第八十六條 車馬賃ハ里數日當ハ日當宿泊料ハ夜數ニ應ジ之ヲ支給ス但出張先市内ノ車馬賃ハ特ニ承認ヲ得タル場合ニアラサレハ之ヲ支給セス  
第八十七條 支那滿洲西比利亞ノ旅行ニハ本土ヲ發シタル日ヨリ本土ニ着シタル日迄前條車馬賃日當宿泊料ノ三割五分ヲ増スモノトス

第八十八條 一個所ノ滞在十五日以上ニ亙ルトキハ其ノ翌日ヨリ日當宿泊料ノ二割ヲ減シ

第八十九條 出張用務ノ都合ニ依リテハ日當宿泊料ニ代ヘ兼定ノ滞在手當ヲ支給スルコトアルヘシ

第九十條 旅行中病氣其他ノ事故ニ因リ已ムコトヲ得スシテ滞留スル時ハ醫師ノ診断書又ハ事實ノ證明アルモノニ依リ其ノ狀況ヲ調査シタル後日當宿泊料ノ範圍内ニ於テ一定ノ金額ヲ支給スルコトアルヘシ

第九十一條 旅行中死亡又ハ會社ノ都合ニヨリ解職セラレタルモノニハ前任地迄前身分相當ノ旅費ヲ支給ス

第九十二條 新ニ採用スル僱メ特ニ召狀ヲ發シタル者ニハ本人所在地ヨリ勤務地ニ至ル新任身分相當ノ旅費ヲ支給ス

第九十三條 轉勤ヲ命セラレタル者ニハ本人ニ限リ旅費ノ倍額ヲ支給ス前條第二項第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ適用ス

第九十四條 赴任ノ際直チニ家族ヲ同伴シ難キ事情アリテ許可ヲ受クルトキハ着任後五十日以内ニ到着スル家族ニ限リ前二條ノ旅費ヲ支給ス

第九十五條 特ニ召狀ヲ發シテ採用スル者並ニ轉勤者ニハ荷物託送荷物運搬ニ要セシ賃費ヲ斟酌シテ相當引越料ヲ支給ス但支拂ニ對スル正當領收證書クハ支拂證明書ノ提示ヲ要ス

第九十六條 十里未滿ノ地ニ轉勤スル者ニハ別ニ旅費定額ノ外相當ト認ムル支度料ヲ支給スルコトアルヘシ

第九十七條 支那滿洲西比利亞ノ旅行ニハ旅費定額ノ外相當ト認ムル支度料ヲ支給スルコトアルヘシ

第九十八條 旅費ハ概算額ノ前渡ヲ受クルコトヲ得

第九十九條 旅行中自己ノ便宜上許可ヲ得テ迂路ヲ經過スルニハ總テ普通ノ順路ノ旅程ニ依リ支給ス

第十四章 積 立 金

第一百條 會社ノ職員ハ毎月受領スル俸給ノ内左ノ割合ヲ以テ積立金ヲナスヘキモノトス但俸給額ニ異動アルトキハ支給當日ノ額ニ依ル

十一月ノ末日ニ之ヲ計算シ元金ニ組入ルモノトス  
但利子割合ハ増減スルコトアルヘク之カ計算ハ積數ノ

第一百二條 積立金受入ニ對シテハ別ニ領收證書ヲ發行セス會社ノ帳簿ニ記入シテ之ヲ證シ該帳簿ハ執務時間中本人ニ限リ閲覧セシム

第一百三條 積立金ハ退職又ハ死亡ノ場合ニ限リ滿一ヶ月以内ニ於テ元利ヲ拂戻スモノトス

第一百四條 職員ヨリ賠償セシムヘキ金額アルトキハ先ツ其積立金ヨリ之ヲ引去リ、若シ不足スルトキハ追徴スルモノトス

職 工 規 則

第一章 總 則

第一條 當會社ニ使用スル職工名稱左ノ如シ

第二條 職工等級ヲ定ムルコト左ノ如シ

一等 職 工	日 給	二〇〇以上
二等 職 工	同	一〇〇未滿
三等 職 工	同	二〇〇同
四等 職 工	同	一〇〇同

五等 職工 同 100同  
 見習職工ニハ等級ヲ附セス  
 第三條 職工ニハ職工長、工夫ニハ工夫頭ヲ置ク  
 第四條 職工長及工夫頭ハ上長ノ指揮監督ヲ受ケ自ら作業勞務ニ服シ所屬職工ヲ指揮監督スヘシ  
 第五條 省 略

第二章 雇傭及退職

第六條 職工志願者ハ相當ノ紹介人ヲ經テ申込テ爲シ書式第二號ノ志願書、履歷書及戶籍謄本ヲ差出スヘシ  
 第七條 會社志願者ノ體格品性技能其他ヲ審査シ採否ヲ決定ス但シ左ニ掲ケルモノハ雇入チナササルモノトス  
 一 十二歳未満  
 一 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童  
 一 身體機能ノ健全ナラサルモノ及産後五週日ヲ經過セサルモノ  
 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノ  
 第八條 職工ニ採用セラレタルトキハ保證人ヲ定メ五日以内ニ書式第一號ノ誓約書第二號ノ身元引受書ヲ差出スヘシ保證人ハ成年ニ達シタル戸主ニシテ會社ニ於テ身元確實ナリト認ムル者ニ限ル、保證人死亡シ又ハ破産若クハ禁治産ノ宣言ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク他ノ保證人ヲ定メ誓約書ヲ書換ヘ差出スヘシ  
 第九條 職工ノ雇傭契約ハ滿三年ヲ以テ一期ト定ム滿期ニ至リ別ニ解雇ノ手續ヲ爲ササルトキハ逐次同一期間ヲ以テ連續雇傭ノ合意アリタルモノト看做ス

第三章 勤務時間及休日

第十條 雇傭期間中ハ自己ノ都合ニ依リ解雇ヲ求ムル事ヲ得ス但疾病其他止ム事得サル事由ニ依リ勤務シ能ハサルトキハ其事由ヲ具シ會社ノ許可ヲ承クヘシ  
 第十一條 解雇後ト雖モ第七條ノ無資格者ナルコト又ハ其他不都合ノ原由發見シタルトキハ直ニ解雇スルモノトス  
 第十二條 無届缺勤十二日以上ニ及フトキ又ハ缺勤遲到早退頻繁ニシテ工場操作ノ手配上障害トナルトキハ何時ニテモ解雇スヘシ  
 第十三條 會社業務ノ都合ニヨリ解雇スルコトアルヘシト雖モ此場合ニハ二週間以前ニ豫告ヲナスモノトス  
 第十四條 職工ハ族籍住所ニ異動チ生スルトキ又ハ氏名ヲ改メタル時ハ直ニ届出ツヘシ  
 第十五條 職工一日ノ就業時間ハ夜勤夜勤各十二時間トス但シ業務ノ都合ニヨリ晝業ノミニ止メ又ハ時間ノ變更ヲナスコトアルヘシ  
 第十六條 職工ノ喫飯及休憩時間ハ前條就業時間中ノ一時間ヲ以テ之ニ充ツルモノトス其時間割ハ工場長ノ定ムル處ニヨル  
 第十七條 十五歳未満ノ者及女子ニハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシメサルモノトス

第四章 勤務心得

但シ職工ヲ必要以上ノ數ヲ交替ニ就業セシムル場合ニハ此限ニアラス  
 第十八條 晝夜交替ハ七日目毎ニ之ヲ行フモノトス  
 第十九條 職工ハ始業時間十分前ニ入場スヘシ若シ遲到十分間以上ナルトキハ入場ヲ拒絶スルコトアルヘシ  
 第二十條 職工ハ終業時間ノ汽笛又ハ振鈴等ノ合圖アル迄決シテ退場ノ用意ヲナスヘカキス  
 第二十一條 工場休日ヲ定ムルコト左ノ如シ  
 一 年始三日間  
 一 毎月第一、第三日曜日  
 一 大祭日  
 第二十二條 業務ノ都合ニ依リ休日ノ變更又ハ臨時休業若クハ工場一部ノ休業ヲ爲スコトアルヘシ  
 第二十三條 業務ノ都合ニヨリ定時間外又ハ休日ト雖モ就業ヲ命スルコトアルヘシ  
 但シ十五歳未満ノ者及女子ニハ十二時間以上ノ就業ヲナサシメス又休日ニ就業セシメントスルトキハ代休日ヲ與フルモノトス  
 第二十四條 左ニ該當スル者ハ就業ヲ禁止ス  
 一 工場法施行規則第八條ニ規定セル疾病ニ罹タタルモノ  
 但シ同條第一項第四號第五號ニ掲ケタル疾病ニ罹レル者ニシテ傳染病豫防ノ處置ヲナシタルトキハ之ヲ解除スルコトアルヘシ

第二十五條 職工ハ専ラ製品ノ改良産額ノ増加ヲ圖リ諸材料ヲ適宜ニ使用シ油類、燃料、動力等ノ浪費ナキ様注意シ紙ノ屑物切屑等ハ入念ニ之ヲ收藏スヘシ  
 第二十六條 職工ハ機械器具ノ保全ニ留意シ不恰當ノ使用ヲナスヘカラス若シ毀損又ハ破損ノ個所ヲ發見シタルトキハ直ニ上長ニ届出ツヘシ  
 第二十七條 作業場ハ常に清潔ヲ旨トシ掃除ヲ怠ラス物品ノ散亂セサル様整理スヘシ  
 第二十八條 就業中ノ動作ヲ便利ナル様相當ノ作業服ヲ着用シ且ツ着帽スヘシ又履物ハ工場指定ノモノヲ用フヘシ  
 第二十九條 就業中ハ社外ニ電話ヲ交換シ又ハ場外ニ出ツルコトヲ得ス發病其他已ム事得サル事故ニヨリ缺勤セントスル時ハ所屬係員ノ許可ヲ受クヘシ  
 第三十條 疾病又ハ已ム事得サル事故ニヨリ缺勤セントスル時ハ始業時間前ニ届出ツヘシ病氣缺勤五日以上ナル時ハ醫師診斷書、事故缺勤三日以上ナルトキハ事由書ヲ添附スヘシ  
 第三十一條 職工交替ノ際ニハ當番中ノ状況ヲ遺漏ナク引繼キ且ツ仕掛物ノ受渡ヲ精確ニナスヘシ  
 第三十二條 家内若クハ近隣ニ傳染病發生シタルトキ又ハ傳染病者ニ接スル時ハ其旨届出テ指揮ヲ待ツヘシ  
 第三十三條 職工辭職ノ届出チナシ又ハ會社ヨリ解雇ノ豫告ヲ受ケタル場合ト雖モ雇傭關係ノ繼續中ハ誠實ニ服務ナ

スヘキモノトス

第五章 業制

- 第三十四條 當會社職工ハ左記ノ業制ヲ守ルヘシ
  - 一 當會社ノ規則令達告示ニ違反シ又ハ保員ノ指揮ニ背キ若クハ抵抗ノ行爲アルコト
  - 二 工場内ノ秩序ヲ紊シ人心ノ安定ヲ妨ケ又ハ風紀ヲ傷ケ他ニ害トナルヘキ行爲アルコト
  - 三 技術上設計上ノ秘密ハ勿論尙モ會社ノ不利トナルヘキコトヲ社外ニ漏洩スルコト
  - 四 諸機械諸物品ヲ毀損紛失シ又ハ保員ノ許可ナクシテ取外シ手入等チナスコト
  - 五 社品ヲ私用ニ供シ又ハ場外ニ持出スコト
  - 六 酒氣ヲ帶ヒ又ハ發火物其他危險物ヲ携ヘ入場スルコト
  - 七 就業中睡眠喫煙又ハ飲食若クハ雜談放歌等チナスコト
  - 八 安リニ會社ノ處置ヲ私庇シ又ハ他人ヲ誘惑煽動シテ不當ノ要求チナシ若クハ不穩ノ行爲チナスコト
  - 九 雇傭期間中私ノ都合ニヨリ他工場等ト傭役ノ約束チナスコト

第六章 進級、賞與

第三十五條 職工作業ニ熟練シ技能進歩シ勤務上ノ成績良好ナル場合ニハ相當時期ニ於テ昇等増給ヲ行フヘシ特ニ優

秀ナルモノハ職員ニ授擢登用ス

- 第三十六條 賞與例ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一 期末賞與 毎期營業利益ノ多少ニ應ジ職工一般ニ給與スルモノ
  - 一 皆勤賞與 休日ヲ除キ一ヶ月間皆勤シ其期間遅刻早退外出等チナサリシモノニ日給一日分ヲ給與スルモノ
  - 一 特別賞與 勤務上特別ノ功勞アリ又ハ成績ノ著シク優越セル者及重要ナル任務ニ在ル職工ニ給與スルモノ
  - 一 有功賞與 作業上ノ能率増進、生産費ノ節減又ハ製作上ノ發明、意匠ノ案出等ニヨリ會社ノ利益トナルヘキ特殊ノ事績ヲ現シタル場合ニ臨時給與スルモノ
  - 一 模範トナルヘキ善良ノ行爲アリ又ハ重大ナル事故ヲ防止或ハ輕減シ若クハ非常事變ニ際シテ特別ノ功勞アル場合ニ臨時給與スルモノ
  - 一 懸案賞與 製品ノ種類品質工程原料期限等ノ懸案ヲ豫定シ之ニ合格シタル場合ニ月末調査ノ上支給スルモノ其方法ハ臨時之ヲ定ム
- 第三十七條 賞與ハ金錢物品又ハ賞狀ヲ以テス其程度及率ハ別ニ内規ヲ設ケテ之ヲ定ムルモノトス
- 第三十八條 期末賞與、皆勤賞與、特別賞與ハ毎期決算終了前ニ選シタルモノノ及入社後三ヶ月ニ滿タサルモノニハ之ヲ給與セス

第三十九條 處罰例ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 戒告
  - 一 一 譴責
  - 一 就業停止
  - 一 一 解雇
- 第四十條 前條ノ懲戒處分ハ所屬係員ヨリ部長ニ申告シ工場長ハ部長ノ意見ヲ審案シテ之ヲ決裁シ書面ヲ以テ申渡スモノトス
- 第四十一條 會社ニ與ヘタル損害ニ對シテハ懲戒處分ヲ受ケタルニ依リテ賠償ノ責ヲ免レサルモノトス

第七章 給料

- 第四十二條 職工ニ支給スル賃金ハ日給トス日給ハ工場指定ノ全就業時間ノ勤務ニ對シ一日分ノ金額ヲ支拂フモノトス
- 第四十三條 給料ハ月末二十六日ヨリ當月二十五日迄ノ分ヲ計算シ毎二十八日支拂チナスモノトス當日休日ニ當ル時ハ翌日支拂フモノトス、死亡解雇其他法規ニヨル請求ノ場合ハ定日ニ拘ラス支拂チナスモノトス
- 第四十四條 給料ハ前貸又ハ内渡チ許ササルモノトス
- 第四十五條 工場ノ休日ハ總テ給料ヲ支給セサルモノトス但シ年始三日間ヲ限リ前日及翌日ニ缺勤セサリシモノニ對シ日給半額ヲ支給ス
- 第四十六條 休日ニ就業チ命シタル時ハ日給ノ三割ヲ加給スルモノトス
- 但シ就業時間一日ニ滿タサル時ハ時間割ヲ以テ決算ス
- 第四十七條 定時間外ニ就業チ命シタルトキハ其時間ニ對シ一

時間毎ニ日給ノ一割ヲ加給スルモノトス

- 但シ六時間以上ノ勤務トナリタル場合ハ其超過時間ニ對シ一時間毎ニ日給ノ一割五分ヲ加給ス
- 第四十八條 就業時間ノ内缺勤スルトキハ一時間毎ニ日給一割ヲ減給スルモノトス
- 第四十九條 總テ給料ノ加減ハ三十分以上ハ一時間ニ三十分未滿ハ加給ノ場合ハ之ヲ切捨テ減給ノ場合ハ三十分ニ計算ス
- 第五十條 臨時休業若クハ工場一部ノ休業ノ爲メ就業セサルコト數日ニ亘ルトキハ休業四日目ヨリ日給額四分ノ一以上ノ手當金ヲ支給スルモノトス
- 第五十一條 豫告ナクシテ休業チナシタルトキハ當日始業時刻前ニ出勤シタルモノニ限り日給ノ半額ヲ支給スルモノトス

但シ天災事變其他不可抗力ニ因ル場合ハ此限ニアラス

- 第五十二條 居殘十二時間ニ達シタル時ハ翌日慰勞休ヲ與フルモノトス慰勞休ハ缺勤ノ數ニ算入セサルモ給料ヲ支給セス
- 第五十三條 工場作業ノ一部ヲ各個又ハ共同ニテ請負ハシメタル時ハ其出來高ニ對スル謂負賃金ヲ指定シ之ヲ支拂フモノトス此場合ニハ給料ヲ支給セス

第八章 旅費

第五十四條 職工社用ヲ帶ヒ旅行スルトキハ左ノ區分ニヨリ旅費ヲ支給ス

等 級 車馬賃 汽車賃 汽船賃 日當 宿泊料  
 一等職工 五〇錢 三等 三等 二〇〇 二〇〇  
 二等職工 四五錢 同 同 一〇〇 二八〇  
 三等職工 四〇錢 同 同 一〇〇 二〇〇  
 四等職工 四〇錢 同 同 一〇〇 二〇〇  
 五等職工 四〇錢 同 同 一〇〇 二〇〇

第五十五條 車馬賃ハ里數日當宿泊料ハ夜數ニ應ジ之ヲ支給ス  
 但シ汽船中ノ宿泊ニ對シテハ宿泊料ヲ支給セス出張先  
 市内ノ車馬賃ハ特ニ承認ヲ得タル場合ヲ除キ亦同シ

第五十六條 出張先ニ於テ宿泊シ得ヘキ社宅アルトキ又ハ一ヶ  
 所ノ滞在十日以上ニ亘ルトキハ其ノ翌日ヨリ日當宿泊  
 料ノ二割ヲ減ス

出張用務ノ都合ニヨリ日當宿泊料ニ代ヘ豫定ノ滞在手  
 當ヲ支給スルコトアルヘシ

第五十七條 總テ日歸旅行ニハ旅費ヲ給セス實費ヲ支拂フモノ  
 トス

第五十八條 旅行中病氣其他ノ事故ニヨリ已ムテ得シテ滞留  
 スル時ハ醫師ノ診斷書又ハ事實ノ證明アルモノニ限り  
 日當宿泊料ノ三分ノ二ヲ支給ス

第五十九條 旅行中死亡シ又ハ會社ノ都合ニヨリ解雇セラレタ  
 ルモノニハ前住地迄前身分相當ノ旅費ヲ支給ス解雇ノ  
 後事務引續又ハ後務整理ノ爲メ旅行ヲ命セラレタルモ  
 ノニハ前身分相當ノ旅費ヲ支給ス

第六十條 新タニ採用スル爲メ特ニ召狀ヲ發シタルモノニハ本人  
 所在地ヨリ勤務先ニ至ル迄新任身分相當ノ旅費ヲ支給

ス着任ノ際目的地ニ自己ノ住宅ヲ有セサルトキ又ハ直  
 ニ當會社ノ社宅ニ居住シタル時ハ任地ニ到着後宿泊料  
 五日分ヲ支給ス家族ヲ有スル時ハ同一戸籍内ニ在ルモ  
 ノ三人迄ヲ限リ本人同等ノ支給ヲナスモトス  
 但シ十二歳未滿ノ者ニハ半額、四歳未滿ノモノニハ支  
 給セス

第六十一條 轉勤ヲ命セラレタルモノニハ本人ニ限り旅費ノ倍  
 額ヲ支給ス前條第二項及第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ  
 適用ス

第六十二條 赴任ノ際直ニ家族ヲ同伴シ難キ事情アリテ許可ヲ  
 受クル時ハ着任後五十日以内ニ到着スル家族ニ限り前  
 二條ノ旅費ヲ支給ス

但シ此場合ニハ着後ノ宿泊料ハ之ヲ支給セス

第六十三條 採用並ニ轉勤ノ場合ニ於テハ荷物託送荷造り運搬  
 ニ要セシ實費ヲ斟酌シ相當引越料ヲ支給ス但シ支拂ニ  
 對スル正常領收證若クハ支拂證明書ヲ要ス

第六十四條 旅費ハ概算額ノ前渡ヲ受クルコトヲ得

第六十五條 旅行中自己ノ便宜上許可ヲ得テ迂路ヲ經由スルモ  
 旅費ハ總テ普通ノ順路ト旅程トニヨリ支給ス

第九章 解雇手當

第六十六條 職工ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ解雇手  
 當金ヲ給與スルモノトス

一 雇傭期間滿了シ解雇スルトキ  
 一 一期間以上勤務シ死亡シタルトキ

### 職工積立金規程

第六十七條 解雇手當ハ本人ノ勤続年數勤務中ノ成績解雇ノ事  
 情其他ヲ考量シ別ニ定ムル内規ニ依リ之ヲ給與スルモ  
 ノトス  
 (各書式略)

第一條 職工ハ雇入ノ翌月ヨリ不時ノ用途ニ充ツル爲毎月受領  
 スル給料ノ内日給一日分ノ引去リテ受ケ積立金ヲナス  
 ヘキモノトス

但シ給料額ニ異動アルトキハ支給當日ノ額ニヨル

第二條 積立金ニハ年八朱ノ割合ヲ以テ利子ヲ附シ毎期決算ノ  
 都度之ヲ計算シ元金ニ租入ルモノトス  
 但シ利子割合ハ増減スルコトアルヘシ  
 又預入及拂戻ノ當月ハ之ヲ附セス  
 但シ之カ計算ハ積數ノ四位ニ止ム

第三條 積立金受入ニ對シテハ別ニ領收證ヲ發行セス會社ノ帳  
 簿ニ記入シテ之ヲ證ス該帳簿ハ執務時間中本人ニ限り  
 閱覽セシムヘシ

第四條 積立金ハ左記一號ニ該當スル場合ノ外拂戻ヲササザル  
 モノトス

一 解雇、又ハ死亡ノトキ  
 一 一ヶ月以上ニ涉リテ歸郷スルトキ  
 一 婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ  
 一 疾病傷疾ニ罹リ一ヶ月以上缺勤スルトキ

一 其他會社ニ於テ已ムテ得サル事情アリト認メタル  
 トキ

第五條 積立金ニ關スル權利ハ讓渡シ若ハ質權ノ目的トナスコ  
 トヲ得サルモノトス

第六條 積立金ノ拂戻ヲ請求スルニハ事由ヲ明記シタル書面ヲ  
 差出スヘシ

# 三菱製紙株式會社

本社 東京市麹町丸ノ内三丁目  
工場 兵庫縣加古郡高砂町

## 各出身學校別初任給

帝大法科出身者	初給	月給	自 6000	至 7000
帝大工科出身者	同	同	自 5000	至 6000
商科大學出身者	同	同	自 4000	至 5000
社員待遇諸規則ハ三菱合資會社ノ諸規則ヲ適用ス				

## 職工扶助規則

第一條 職工扶助ニ關シテハ本規則ニ依リ本規則ニ別段ノ定メナキ時ハ工場法施行令及同施行規則ニ依リ試役者及請負工ニ關シテモ本規則ヲ準用ス

第二條 職工ハ會社所定ノ手續ヲ履行シ誓約ノ上會社ノ勞務ニ服スルモノヲ謂ヒ試役者トハ未タ所定ノ誓約ヲナサズト雖モ職工ト同一ノ勞務ニ服スルモノヲ謂ヒ請負工トハ稼高ニ依リ賃金ヲ支給セラレ襟袂又ハ紙屑ノ選別ニ從事スルモノヲ謂フ

第三條 職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾

病ニ罹リ又ハ死亡シタル時ハ會社ハ其程度ニ應ジ左ノ扶助ヲナス

- 一 療養料
- 二 扶助料
- 三 障害扶助料
- 四 遺族扶助料
- 五 葬祭料

第四條 會社ハ業務上ノ傷病者ヲシテ會社醫局又ハ他ノ醫師ノ診療ヲ受ケシメ其療養看護ニ必要ナル一切ノ實費ヲ負擔ス

第五條 社醫又ハ他ノ醫師ノ證明ニヨリ勞務ニ服スルコト能ハサル業務上ノ傷病者ニ對シテハ左ノ扶助料ヲ支給ス

- 一 勞務ニ服スルコト能ハサル期間三ヶ月未満ノ者 一日ニ付 賃金 二分ノ一以上
- 一 勞務ニ服スルコト能ハサル期間三ヶ月以上ノ者 一日ニ付 賃金 三分ノ一

第六條 前條ニヨリ扶助料ハ毎月二十六日之ヲ支給ス若シ當日會社ノ休日ニ相當スル時ハ前日トス

療養料ハ本人ニ支給スル場合又同シ

第七條 業務上ノ傷病者ニシテ療養開始後三ヶ年ヲ經過スルモ其傷病治癒セサル時ハ賃金百七十日分以上二百日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後一切ノ扶助ヲナサズ

第八條 業務上ノ傷病治癒シタルモ身體障害ヲ受ケシ者ニハ左ニ掲クル區分ニ從ヒ障害扶助料ヲ支給ス

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ

# 王子製紙株式會社

事務所 東京市麹町區有樂町三丁目  
本社 東京市王子區王子町

## 職工規則

### 第一章 總 則

第一條 職工ハ年齢滿十四歲以上ニシテ身體強壯ナル者ニ限ル

第二條 職工ヲ分テ本職工、見習職工及ヒ臨時職工ノ三種トス但シ臨時職工ハ臨時必要ノ場合ニ限り雇入ルルモノニシテ其待遇ハ見習職工ニ準スルモノトス

第三條 本職工ノ中ヨリ技能優秀性善良ナル者ヲ選抜シ工頭ノ職務ヲ擔任セシムルモノトス

工頭ノ等級ヲ分テ一等、二等、三等トシ又其下ニ工頭心得ヲ置クコトヲ得

工頭ハ監督職員ノ指揮ヲ受ケ所屬職工ヲ指揮監督スルモノトス

工頭心得ハ工頭ヲ補佐シ工頭不在ノ場合ニ之ヲ代理スルモノトス

第四條 本職工ノ等級ヲ分テ左ノ四級トス

- 工 頭
- 工頭及ヒ工頭心得
- 一等職工
- 二等職工

(一) 附加月給ノ支給ヲ受クル者

### 第二章 雇 傭

(二) 日給一圓以上ノ者

- 二等職工 日給六十錢以上一圓未満ノ者
- 三等職工 日給六十錢未満ノ者

工場長ハ業務又ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス專務取締役ノ承認ヲ經テ特別ノ等級ヲ定ムルコトヲ得

第五條 職工ハ總テ上長ノ指揮監督ヲ受ケ僱傭トシ誠實勤勉ナルヘシ

職工ハ業務上ノ秘密及工場内ノ事情ヲ他ヘ漏洩スヘカラス

第六條 職工ハ本則ノ外時々ノ諸達及揭示ヲ遵守スヘシ

第七條 職工ヲ志願セントスル者ハ紹介人ヲ得テ申込ヲナシ且ツ様式第一號ノ志願書ニ履歷書、戶籍謄本及醫師ノ體格檢査證ヲ添ヘテ差出スヘシ

第八條 他製紙工場ニ從事シタル者ニシテ當會社職工ヲ志願スル者アルトキハ他製紙工場ノ解雇辭令書ヲ差出サシムルコトアルヘシ

第九條 當會社甲工場ヲ辭シ乙工場ニ採用ヲ願ヒ出ツル者アルトキハ甲工場ニ照會シ其ノ承認ヲ經タル上ニアラサズハ採用セサルモノトス

第十條 職工ノ雇入ハ品性體格及ヒ經歷ヲ調査シタル上其ノ採否ヲ決定スルモノトス

第十一條 職工ヲ採用シタルトキハ相當ノ期間見習職工トシテ

實務ニ從事セシメ其成績良好ナリト認メタルトキハ本職工ニ登用シ不良ナリト認メタルトキハ解雇ス

職工志願者ノ履歷、登録、相當技能アリト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス直チニ本職工トシテ採用スルコトアルヘシ

甲工場ノ職工ニシテ業務上必要ナキトキハ乙工場ニ之ヲ轉勤セシムルコトアルヘシ

第十二條 本職工ノ雇傭契約ハ一期ヲ滿五年トス二期以後亦同

前項ノ期間中ハ自己ノ都合ニ依リ妄ニ解雇ヲ請フ事ヲ許サス但シ病氣其他已ムテ得サル事由ニ因リ勤続シ能ハサルトキハ二週間前ニ事由ヲ具シ監督職員ヲ經テ許可ヲ受クヘシ

前條第三項ノ場合ニ於テ其勤続手數ハ亦後通算スルモノトス

第十三條

本職工ヲ採用セラレタルトキハ紹介人及ヒ保證人ノ連署ヲ以テ遲滞無ク様式第二號ノ誓約書ヲ差出スヘシ若シ之ヲ怠ルトキハ本職工ノ待遇ヲ爲サス

保證人ハ成年以上ノ戶主ニシテ當會社ニ於テ身元確實ナリト認ムル者ニ限ル

第十四條 第十二條第一項ノ規定ニ依リ第一期以後引續キ勤務スル者ハ滿期毎ニ保證人ノ連署ヲ以テ様式第三號ノ勤

續誓約書ヲ差出スヘシ

第十五條 改姓改名轉居其他身分トニ變更ヲ生シタルトキハ監督職員ヲ經テ届出ツヘシ保證人ニ同一事由ヲ生シタルトキ亦同シ

第十六條 職工雇入ノ後ト雖モ氏名年齢籍履歷等ニ付虚偽アリタルコトヲ發見シタルトキハ解雇ス

第三章 就業時間及服務

第十七條 職工ノ勤務ハ晝勤夜勤共各十二時間ヲ以テ一日ノ就業時間トス

但シ業務ノ種類ニ依リテ之ヲ短縮スルコトアルヘシ業務上必要アルトキハ臨機定時間外ノ就業ヲ爲サシムルコトアルヘシ但シ十六歳未満ノ者及ヒ女子ニハ十一時間ヲ超過セシメサルモノトス

第十八條 始業終業ノ時刻ヲ左ノ如ク定ム但シ土地ノ狀況又ハ業務上ノ都合ニ依リ變更スルコトアルヘシ

晝勤者 午前六時ニ始リ午後六時ニ終ル  
夜勤者 午後六時ニ始リ午前六時ニ終ル

第十九條 就業時間ヲ變更シ又ハ定時間外ノ就業ヲ爲サシムル場合ニハ其時間及ヒ業務ノ種類ヲ其前日又ハ終業時間前ニ報知スルモノトス但シ急遽ヲ要スルトキハ當該職工ニ對シ臨時通告スルコトアルヘシ

第二十條 十六歳未満ノ者及ヒ女子ニハ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシメサルモノトス

第二十一條 晝夜連續シテ作業ヲ爲ス場合ニ於テハ職工ヲ二組

以上ニ分テ一週間毎ニ晝勤者夜勤者ヲ交替セシムルモノトス但シ業務ノ都合ニ依リテ日ヲ超エサル期間内ニ於テ交替ノ期間及回数ヲ變更スルコトアルヘシ

晝夜勤交替ノ場合ニ於ケル各組交替ノ方法ハ工場長之ヲ定ム

第二十二條 職工ハ出勤時刻十分前ニ必ス入場スヘシ

第二十三條 始業時間後入場セントスル者ハ監督職員ノ許可ヲ受クヘシ

第二十四條 就業時間中ハ隨意ニ退出ヲ許サス但シ病氣又ハ己ムテ得サル事由ニ因リ監督職員ノ許可ヲ受ケタル者ハ此限リニ在ラス

第二十五條 欲勤セントスルトキハ始業時間三十分前ニ監督職員ヲ經由シ書面ヲ以テ届出ツヘシ

疾病又ハ負傷ニ因リ缺勤三日以上ニ及フ者ハ醫師ノ診断書ヲ添付スヘシ但シ一日ト雖モ必要ト認ムルトキハ診断書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 休日又ハ臨時休日ト雖モ業務ノ都合ニ依リ就業セシムルコトアルヘシ

但シ此ノ場合ニ於テ十六歳未満ノ者及ヒ女子ニ對シテハ之ニ代ルヘキ休日ヲ與フルモノトス

第二十七條 工場ハ退出ノ際業務ノ經過ヲ上長ニ報告シ又晝夜連續作業ノ場合ニ於テハ交替者ニ之ヲ引續クヘシ

第二十八條 職工ハ終業時間ノ汽笛ヲ報スル迄ハ決シテ退出ノ用意ヲナスヘカラス

第二十九條 工場法施行規則第一條ニ規定セル疾病ニ罹リタル

者ハ治療ニ至ル迄就業ヲ禁止ス

但同條第一項第四號第五號ニ掲グル疾病ニ罹レル者ニシテ傳染預防ノ處置ヲ爲シタルトキハ之ヲ解除スルコトアルヘシ

第三十條 産婦ハ産後六週間ハ就業ヲ禁止ス但シ産後四週間ヲ經過シタル者就業セントスルコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ意見ニ依リ支障ナシト認ムル業務ニハ之ヲ解除スルコトアルヘシ

四週間以内ニ出産スルコトアルヘキ者休業セントスルトキハ醫師又ハ産婆(健康保險ノ被保護者ニ在リテハ母子健康保險組合ト契約アル醫師又ハ産婆ノ診断書)ヲ添ヘ遲滞ナク届出ツヘシ

生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺乳スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日ニ二回各三十分以内ニ渡リ生兒ヲ哺乳スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得但豫メ届出ツヘシ

第三十一條 第二十九條ノ規定ニ依リ就業禁止中ノ者死亡シタルトキハ其遺族又ハ保證人ハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第三十二條 家族又ハ同居人中ニ傳染病ニ罹リタル者アルトキハ遲滞ナク其旨ヲ届出テ出勤許可ノ指揮ヲ受クヘシ

第三十三條 工場内ハ常に清潔ヲ旨トシ傳染病等發生ノ虞ナキ様最モ注意シ唾痰ハ必ス設置ノ唾壺内ニ吐出スヘシ

第四節 休日及休憩時間

第三十四條 工場ノ休日ヲ左ノ如ク定ム但業務ノ都合ニ依リ變更スルコトアルヘシ



一月一日

第一及第三日曜日

第三十五條 業務其他ノ都合ニ依リ臨時休業スルコトアルヘシ

但シ此場合ニ於テハ豫メ之ヲ告知スルモノトス

第三十六條 就業中ノ喫飯及ヒ休憩時間ハ一日ヲ通シテ一時間トス

第三十七條 職工ノ父母夫妻死亡シタルトキハ三日間忌引ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニハ監督職員ヲ經由シ書面ヲ以テ届出ツヘシ

忌引日數ハ期末及皆勤賞與金ノ計算ニ關シ出勤日數ニ算入ス

### 第五章 賃金及手當

第三十八條 職工ノ賃金ハ日給トス

日給ハ一日ノ勤務ニ對シ一日分ヲ支給ス

但遅刻早退ノ際ハ其ノ勤務時間數ニ應シ時間割ヲ以テ其ノ賃金ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ勤務時數三十分以上一時間未満ハ三十分トシテ計算シ三十分未満ハ之ヲ切捨ツルモノトス

第三十九條 日給ハ前月二十六日ヨリ其月二十五日迄チ一ヶ月分ト定メ計算スルモノトス但工場長ハ業務又ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ起算日ヲ變更スルコトヲ得

第四十條 休日、臨時休日及ヒ忌引中ハ賃金ヲ支給セス但一月一日ハ特ニ一日分ノ日給ヲ支給ス

第四十一條 業務ノ都合ニ依リ休日又ハ臨時休日ニ出勤ヲ命ジタルトキハ日給ノ外之レニ對スル五割ノ増金ヲ支給ス

但就業時間一日ニ滿タサルトキハ時間割ヲ以テ賃金ヲ計算ス

一月一日ニ出勤ヲ命ジタルトキハ前條但書ノ外之ニ對スル十五割ノ増金ヲ支給ス

但出勤ノ命令ニ應セサルモノニハ前條但書ノ日給ヲ支給セス

第四十二條 居殘ヲ命シタルトキハ其時數ニ應シ日給時間割ノ賃金ニ五割ヲ附加シテ支給ス但晝夜勤交替ノ場合ニ於テ交替ニ至ルマテノ時間ハ之ヲ定時間ト看做ス

早出及ヒ臨時呼出ヲ命シタルトキハ割増金ハ作業ノ性質ニ依リ工場長之ヲ定ム

第四十三條 第四十一條第一項但書及ヒ前條第一項ノ場合ニ於テ勤務時數三十分以上一時間未満ハ之ヲ一時間トシシ計算シ三十分未満ハ之ヲ切捨ツルモノトス

第四十四條 工頭ニハ一ヶ月ニ付左ノ手當金ヲ支給スルモノトス

一等工頭 金二圓

二等工頭 金一圓五十錢

三等工頭 金一圓

工頭心得 金五十錢

第四十五條 滿五年以上誠實ニ勤務シタル本職工ノ中ヨリ技能優等ノ者ヲ選拔シ日給ノ外ニ月給ヲ附加支給スルコト

依リ退社スル場合ハ此限ニ在ラス

二、當會社ノ都合ニ依リ解雇スルニ至リシ者但懲戒處分ニ依リ解雇スル場合ハ此限ニ在ラス

滿年退職手當金ハ職工ノ等級、勤続年數、勤務成績及家族ノ狀態ヲ斟酌シ左ノ各號ニ依リ工場長之ヲ決定スルモノトス

一、三十年以上勤続ノ者 日給三百日分以上六百日分以内

二、二十年以上三十年未滿勤続ノ者 日給二百日分以上五百日分以内

三、十五年以上二十年未滿勤続ノ者 日給百五十日分以上四百日分以内

四、十年以上十五年未滿勤続ノ者 日給百日分以上三百日分以内

五、五年以上十年未滿勤続ノ者 日給三十日分以上二百日分以内

滿年退職手當金ヲ支給シタルトキハ事務取締役ニ之ヲ報告スヘキモノトス

第四十九條 滿五年以上勤務シタル本職工ニシテ職員ニ登用セラレタルトキハ前條ノ規定ニ準シ滿年退職手當金ヲ支給スルモノトス

但シ其ノ半額ハ身元保證金トシテ積立ツヘシ

第五十條 職工ノ出張又ハ轉勤ニ關スル旅費規則ハ別ニ之ヲ定ム

第五十一條 當社ノ都合ニヨリ雇傭契約ヲ解除セントスルトキ

第四十六條 賃金及手當金ハ毎月末日ニ之ヲ支給ス但當日カ休日ニ當ルトキハ其前日ニ支給ス

前項ノ支拂日ハ業務又ハ土地ノ狀況ニ依リ變更スルコトアルヘシ

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ラス其請求アリタルトキ賃金ヲ支給スルモノトス

一、職工死亡又ハ解雇ノトキ

二、工場法施行規則第二十條ニ定メタル事項ニ該當スルトキ

第四十七條 滿五年以上誠實ニ勤務セル本職工ニハ該議ノ上左ノ特典ヲ附與スルコトアルヘシ

一、病氣缺勤十日以上ニ亘ルトキハ疾病ノ種類、輕重家族ノ狀態ヲ斟酌シ十一日ヨリ相當ノ期間内日給ノ三分ノ二以テ給與スルコト但職工扶助規則又ハ健康保險法ニ依リ休業扶助料ヲ受クル場合ハ此限ニアラス

二、病氣其他己ムヲ得サル事由ニ因リ缺勤シタル場合ニ於テ半期間二日ヲ限リ期末及皆勤賞與金ノ計算ニ關シ缺勤日數ニ算入セサルコト

第四十八條 滿五年以上誠實ニ勤務シタル本職工ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ退社スル場合ニハ該議ノ上滿年退職手當金ヲ支給スルモノトス

一、老衰、病傷其他當會社ニ於テ正當ト認ムル事由ニ依リ退社シ又ハ死亡シタル者但單ニ自己ノ便宜ニ

ハ十四日前ニ豫告スルカ又ハ賞金十四日分ノ手當ヲ支給スヘシ但工場法施行令第二十七條ノ二但書ノ規定ニ基キ雇傭契約ヲ解除スル場合及同條第三項ノ場合ハ此限リニ在ラス

前項豫告期間ノ計算ニ付テハ工場法施行令第二十七條ノ二第二項以下ノ規定ニ依ル

第五十二條 未成年者若クハ女子カ當社ノ都合ニ依リ解雇セラレ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スルトキハ旅費ヲ支給ス但旅費ハ實費トス

第六章 賞 罰

第五十三條 左ニ掲クル事項ノ一ニ該當スル者ニハ證據ノ上特ニ相當ノ褒賞金ヲ支給ス

- 一、事業上有益ナル機械器具又ハ作業ノ方法等ヲ發明工大シタル者
- 二、火災其他非常ノ事變ニ際シ披群ノ功アリタル者
- 三、事業上危險ヲ豫防シ又障害トナルヘキ事柄ヲ未發ニ探知報告シタル者

第五十四條 本職工ニハ工場ノ事業成績ニ依リ毎年七月十二月ノ兩度ニ於テ各自ノ勤務日數及成績ヲ斟酌シ期末賞與金ヲ支給スルモノトス

第五十五條 本職工ニシテ皆勤シタル者ニハ皆勤賞與金ヲ支給ス但シ其金額及支給方法ハ業務又ハ土地ノ狀況ニ依リ取務取締役ノ承認ヲ經テ工場長之ヲ定ム

第五十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ譴責ニ處ス

十四、風紀ヲ紊ルノ行爲アリタル者

十五、出勤通票ヲ紛失シタル者

十六、一ヶ月中前條ニ規定シタル事項ノ二以上ニ該當シタル者

第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ解雇ニ處ス

一、上長ノ指揮命令ニ反抗シタル者

二、暴行、強迫其他不穩ノ行動ヲ爲シタル者及ヒ之ヲ教唆シ又ハ其謀議ニ參與シタル者

三、業務上ノ秘密ヲ洩洩シタル者

四、故意ニ機械、器具、製品、原料其他工場用品ヲ毀棄シ又ハ毀棄セントシタル者

五、喫煙又ハ火氣ノ禁止ニ背キタル者

六、他人ノ服務ヲ妨害シタル者

七、窃ニ物品ヲ持出シ又ハ持出サントシタル者及ヒ其他ノ不正行爲アリタル者

八、無届缺勤二週間以上ニ亘リタル者

九、許可ヲ受ケスシテ他ノ業務ニ從事スル者

十、職務ヲ怠リ改悛ノ見込ナキ者

十一、犯則ノ情狀輕キモノト雖モ違背シテ尙改悛セザル者

十二、工場ノ内外ヲ同ハス犯罪行爲アリタル者

第五十九條 第五十七條第五號及ヒ前條第四號第七號ノ場合ニ於テハ其ノ損害ヲ賠償セシムルモノトス

第六十條 前數條ニ定メタル事項ノ外時々發スル規則命令口達ニ違背シタルトキハ其情狀ノ輕重ニ從テ隨時會議ノ

一、第二十五條第一項ノ規定ニ違反シ缺勤ノ届出ヲ怠リタル者

二、遲刻一ヶ月中三回以上ニ及ヒタル者

三、終業時刻前ニ退出ノ用意ヲ爲シタル者

四、酒氣ヲ帯ヒテ入場シタル者

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ情狀ノ輕重ニ從テ罰俸ニ處ス

一、正當ノ事由ナクシテ晝夜動交替ノ日ニ出勤セザル者及ヒ休日又ハ臨時ニ出勤ヲ命セラレテ應セザル者

二、就業時間中無断退出シタル者

三、交替ノ際引續キ粗漏ニ爲シタル者

四、無届缺勤一ヶ月中二回以上ニ及ヒタル者

五、不注意、怠慢ニ因リ機械、器具、製品、原料其他工場用品ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタル者

六、前號ニ掲ケタル物品ノ取扱ヲ粗漏ニシタル者

七、服務中睡眠ヲ爲シタル者

八、服務中妄リニ擔任場所ヲ離レタル者

九、他人ノ服務ニ對シ妨害トナルヘキ惡戯ヲ爲シタル者

十、擔任場所又ハ保管物品ヲ不潔ニシタル者

十一、喧嘩口論ヲ爲シタル者

十二、便所外ニ於テ尿尿ヲ爲シタル者

十三、工場内設置ノ睡床外ニ睡床ヲ略出シタル者

上相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第七章 雜 則

第六十一條 職工ハ別ニ定ムル所ニ從テ身元保證金ヲ差入ルヘキモノトス

第六十二條 職工ハ常務ノ外工場ノ定ムル所ニ從テ火災、水難其他天災事變ノ場合ニ於テ防禦其他臨機ノ任務ニ服スヘキモノトス

第六十三條 職工工場内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工場醫囑託醫又ハ王子健康保險組合ノ契約醫ヲシテ檢診ノ上適當ノ處置ヲ爲サシムルモノトス

第六十四條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ別ニ規定ナル職工扶助規則ニ依リ扶助スルモノトス

第六十五條 工場ノ都合ニ依リ職工ヲ社宅ニ居住セシムルトキハ其工場ニ於テ規定スル社宅規則ヲ適用ス

附 則

第六十六條 本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十七條 本則施行後滿十四歳ノ者ヲ新ニ採用スル場合ニ在リテハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ナルコトヲ要ス

(備考)

職工滿年給與積立金準則及之ニ關聯スル從來ノ諸達ハ大正五年十一月二十二日ヨリ之ヲ廢止ス但シ既ニ積立ヲシタル滿年給與金ハ本則ニ依リ支給スヘキ滿年手當

(様式) 職工志願書、誓約書、勤続誓約書、省略

身元保証金規則

- 第一條 職工ハ雇入後左ノ等級ニ依リ身元保証金ヲ當會社ニ差入ルヘキモノトス
  - 工頭 金三百圓
  - 一等職工 金二百圓
  - 二等職工 金百五十圓
  - 三等職工 金百圓
- 第二條 身元保証金ハ職工雇入ノ翌月ヨリ前條規定ノ金額ニ達スルマテ毎月各自ノ賃金中ヨリ日給額ノ一日分ヲ積立ツルモノトス但本人ノ申出ニヨリ前條ノ規定金額以上ヲ積立テ又ハ毎月日給額一日分以上ノ積立ヲ爲スコトヲ妨ケス
- 第三條 前項ノ積立金ハ賃金支拂ノ際差引クモノトス
- 第四條 當會社ハ賃金支拂ノ際本人ニ交附スル計算票ヲ以テ前條ノ積立金ノ引去リタル事實ヲ明ニスヘシ
- 第五條 當會社ハ身元保証金元帳ヲ設ケ積立金受領ノ都度各自ノ口座ニ之ヲ記入スヘシ
- 第六條 身元保証金元帳ハ所屬工場ニ於テ何時ニテモ本人ヨリ其ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得
- 第七條 當會社ハ身元保証金ニ對シ受領ノ當日ヨリ支拂ノ前日ニ至ルマテ相當ノ利子ヲ付シ毎年四月十月ノ二回之ヲ元金ニ組入ルヘシ但其利率ハ當會社ノ定ムル所ニ依

第七條 身元保証金ハ解雇又ハ死亡ノトキニアラサレハ返還セサルモノトス

- 左ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス請求ニ依リ身元保証金ノ全部又ハ一部ヲ返還スルモノトス
  - 一、職工カ勞務ニ堪ヘサル疾病傷疾ニ罹リ缺勤久シキニ涉リタルトキ
  - 二、職工カ不時ノ變災ニ遭遇シタルトキ
  - 三、工場法施行規則第二十條ニ定メタル事項ニ該當スルトキ
  - 四、其他當會社ニ於テ己ムヲ得サル事情アリト認メタルトキ
- 身元保証金ノ返還ヲ請求スルモノハ解雇ノ場合ヲ除クノ外當會社ノ適當ト認ムル方法ニ依リ返還ヲ受クヘキ事由ヲ證スヘシ
- 第八條 身元保証金ニ關スル權利ハ讓渡又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得サルモノトス

第十九款 染色

株式会社稻畑染工場……………(一五三三)

大阪捺染合資會社……………(一五四四)

目次

株式會社稻畑染工場

出身校別初任給……………(一五三)  
 出身校別資格……………(一五三)  
 職員服務規程……………(一五三)  
 職員階級……………(一五三)  
 執務時間及休日……………(一五三)  
 事務分掌……………(一五三)  
 服務……………(一五三)  
 休暇……………(一五三)  
 賞與……………(一五三)  
 給與規程……………(一五三)  
 職工人員及賃金……………(一五三)  
 諸給與……………(一五三)  
 職工就業規則……………(一五三)  
 總則……………(一五三)  
 服務……………(一五三)  
 入……………(一五三)

大阪捺染合資會社

就業、休職、休日……………(一五三)  
 賃金……………(一五三)  
 職務負擔……………(一五三)  
 褒賞懲戒……………(一五三)  
 解雇……………(一五三)  
 職工扶助規則……………(一五三)  
 勞働保險規定……………(一五三)  
 職工賃金表……………(一五三)  
 工手規定……………(一五三)  
 給與及貯金……………(一五三)  
 職工扶助規則……………(一五三)

第十次 榮

大阪捺染合資會社  
 株式會社稻畑染工場

目次





スル帳簿ノ整理等ニ關スル一切ノ件

四 調査 係

能率研究ニ關スル件、一般商況及製品ノ調査諸計畫

其他勞働問題ニ關スル調査等

第十四條 各部ニ部長一名各科ニ主任一名助手若干名ヲ置キ業務ヲ執掌ス

第十五條 調査又ハ研究ノ事項ニシテ特ニ必要アリト認ムルトキハ重役數名ノ委員ヲ指名シテ委員會ニ囑託スルコトアルヘシ

第十六條 工作部長ハ其部ニ屬スル一切ノ技術又ハ事務ニ關シテハ其實ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第十七條 作業部長ハ製品加工ニ關スル一切ノ技術並ニ事務ニ關シテハ其實ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第十八條 工務部長ハ職工ノ風紀ヲ取締リ主任會議ノ決議ニ依リ職工ノ任免賞罰ヲ行ヒ勤務ニ關シテハ工場ノ内外ヲ問ハス常ニ監視ヲ怠ラス其部ニ屬スル事務ニ關シテハ其實ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第十九條 營業部長ハ其部ニ屬スル一切ノ事務ニ關シテハ其實ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第二十條 總務部長ハ其部ニ屬スル一切ノ事務ニ關シテハ其實ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第二十一條 各科係主任ハ其ノ擔當スル作業若クハ事務ニツキ其責ニ任シ所屬各員(工務ニアリテハ工手職工ヲ含ム)ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

第二十二條 部長ハ處理スヘキ事項重要ナルモノハ口頭若クハ書類ニテ重役ニ報告シ最モ緊要ナルモノハ重役ノ指揮ヲ受ケヘシ主任ニアリテモ同様直接重役ニ報告シ又ハ請命スルコトヲ得

第二十三條 工場ニ於ケル財産又ハ債權債務ノ移動及責任ノ加除ニ關スル命令ハ總務部長又ハ總務部長ノ認印アル傳票ニ依ルニアラサレハ實施又ハ記載スルコトヲ得ス

第二十四條 各科係其他ニ於テ處理シタル書類帳簿等ハ各科其他ニ於テ適宜整理ノ上保存スルノ責任アルモノトス

第二十五條 職員ハ會社ノ諸規則令達並ニ上長ノ指揮命令ヲ遵守シ和衷協同誠實ニソノ職務ニ従事スヘシ

第二十六條 職員ハ入社ノ際會社所定ノ誓約書ヲ提出スヘシ

第二十七條 職員ハ特ニ重役ノ命令アルニアラサレハ他ノ勤務ニ服シ又ハ營業ニ従事スルコトヲ得ス

第二十八條 職員ハ定期ニ出勤シ所定ノ方法ニ依リ其出勤ヲ證明スヘシ病氣其他ノ事故ニヨリ缺勤又ハ早引ヲ爲ス時

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

特ニ工場全般ノ帳簿ノ整理及現在品ト帳簿トノ一致ニツキ監査ノ責ヲ有ス

ニ任シ部内各員ヲ督勵シ其行爲ニツキ責任ヲ免ルコトヲ得ス

給與規程

第一條 當會社職員ノ給料手當其ノ他支給金ハ總ヘテ本規程ニ準據ス

第三十九條 重役ハ必要ト認メタルトキ本規程ヲ改訂シ又ハ臨時各種ノ規程ヲ設クルコトアルヘシ

第三十八條 職員ニシテ職務上ノ義務ニ違背シ又ハ義務ヲ怠リタルトキ或ハソノ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ左ノ範圍内ニ於テ之レヲ處分ス

一 誡 責

二 減 俸 一ヶ月以上十二ヶ月以下

三 降 等 俸給三分ノ一以内

四 解 職

第三十七條 職員中精勵業ニ超ヘ他ノ模範トナルヘキ者又ハ業務上特別ノ功勞アリタルモノハ之レヲ表彰シ又ハ金品ヲ贈與スルコトアルヘシ

第三十六條 職員ハ犯規違命其他業務上重大ナル過失ニ對シテ其責ヲ負ヒ會社ニ對シ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ賠償ノ義務アルモノトス

第三十五條 五日以上ニ渉ル病氣ハ醫師ノ診斷書ヲ要ス

第二十九條 職員ハ業務ノ繁閑ニ依リ殘業夜業ノ際交互當宿ヲナシ業務ニ従事スルノ義務アルモノトス

通常退出後八時三十分ニテ又休日ニハ定刻ヨリ午後四時ニテ一名交互ニ當宿ヲナシ事務ヲ處辨シ臨時緊急ノ事項ニ付テハ重役又ハ當務者ニ報告スヘシ

第三十條 職員ハ會社附近ニ火災其他異變アルトキハ時刻ノ如何ヲ問ハス直チニ出勤シ應急ノ庶務ニ服シ特ニ火災ニ際シテハ防火規程ニ依リ配備ニ就キ防禦ニ従事スヘシ

第三十一條 職員服務中ハ猥リニ所定ノ場所ヲ離ルヘカラス

第三十二條 職員ハ勤務時間中猥リニ外出スルコトヲ得ス若シ外出ノ必要アルトキハ部長ノ承諾ヲ受ケヘシ

第三十三條 職員ニシテ陸海軍ノ普通召集ニ應スル期間ハ公休トシテ取扱フ

但シ久シキニ亙リ軍務ニ服スル場合ハ別ニ定ムルトコロニ依ル

職員結婚ノ際ハ三日間ノ公休ヲ與フ

父母ノ年回忌ニハ一日ノ公休ヲ與フ

第三十四條 職員忌引日數左ノ如シ

一 父母配偶者子ニツキテハ四五日間

二 其他ハ一日間

第三十五條 職員一營業年度ヲ通シテ精勵シタルモノハ業務ニ

ハ其旨届出ツヘシ

五日以上ニ渉ル病氣ハ醫師ノ診斷書ヲ要ス

職員ハ業務ノ繁閑ニ依リ殘業夜業ノ際交互當宿ヲナシ業務ニ従事スルノ義務アルモノトス

通常退出後八時三十分ニテ又休日ニハ定刻ヨリ午後四時ニテ一名交互ニ當宿ヲナシ事務ヲ處辨シ臨時緊急ノ事項ニ付テハ重役又ハ當務者ニ報告スヘシ

職員ハ會社附近ニ火災其他異變アルトキハ時刻ノ如何ヲ問ハス直チニ出勤シ應急ノ庶務ニ服シ特ニ火災ニ際シテハ防火規程ニ依リ配備ニ就キ防禦ニ従事スヘシ

職員服務中ハ猥リニ所定ノ場所ヲ離ルヘカラス

職員ハ勤務時間中猥リニ外出スルコトヲ得ス若シ外出ノ必要アルトキハ部長ノ承諾ヲ受ケヘシ





課別	最高	最低	最高	最低
原工課	男工 三〇七	一〇八	女工 一〇〇	一〇〇
準備課	同 二〇〇	一〇〇	同 一〇〇	一〇〇
綿染課	同 一〇〇	一〇〇	同 一〇〇	一〇〇
整反課	同 一〇〇	一〇〇	同 一〇〇	一〇〇
毛染課	同 一〇〇	一〇〇	同 一〇〇	一〇〇
礦物課	同 一〇〇	一〇〇	同 一〇〇	一〇〇
原料課	同 一〇〇	一〇〇	同 一〇〇	一〇〇
整理課	同 一〇〇	一〇〇	同 一〇〇	一〇〇
雜部	同 一〇七	一〇五	同 一〇〇	一〇〇

昇給

每年十二月一回定期昇給アリ一回最低二錢ヨリ最高十錢程度トス

諸給與

役付手當

係長 一ヶ月 金 四圓  
工長 一ヶ月 金 二圓

但シ一週間以上缺勤シタル場合ハ手當ヲ支給セズ

賞與支給規定

年一回最高十五圓、最低二圓程度ノ賞與ヲ支給ス

勤績賞與支給規定

勤績十ヶ年以上ノモノニ對シテハ金三十圓ノ勤績賞與金ヲ支給ス

福利施設

一 食堂ノ設備アリ(全工員ニ一金賞與)  
其他入浴場等ノ設備アリ

職工就業規則

昭和四年九月改定

第一章 總則

- 第一條 本規則ハ當工場從業員ノ就業ニ關シテ規定スルモノトス
- 第二條 從業員扶助規則ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 從業員ノ任免、處罰、昇格等ハ凡テ課長會議ノ決議ニ依リ人事課長之ヲ行フ
- 第四條 從業員ノ種別左ノ如シ
  - 一 工 手
  - 二 准 工 手
  - 三 臨 時 工
- 第五條 新ニ雇入後試ノ履修期間ヲ過キタル者ヲ准工手トシ、准工手ノ内成績優良ニシテ滿一ヶ年以上勤績セシ者ヲ

工手トナス

第六條 工手中技術熟達シ品行佳良ナル者ヲ援擢シテ係長ニ任命ス

第七條 係長ニ任命セラレタル者ハ當該課長ハ係長ノ命令ヲ受ケ、一部ノ作業ヲ受持チ又ハ他ノ工手以下ノ作業ノ監督ヲナスヘシ

第八條 課内ニ於テ工手中ノ適任者ヲ選ヒ工長ヲ命ス  
工長ハ係長ヲ助ケ工手以下ヲ指導シテ受持作業ニ從事ス

第九條 臨時工ハ試ノ履修期間中ノ者及工場ノ都合ニ依リ期間ヲ定メ備入ルル者ニシテ其待遇ニ付差等アルモノトス  
臨時職工ハ期間ヲ定メ、工場ノ都合ニ依リ之ヲ備入ルルモノニシテ其待遇ニ付差等アルモノトス

第二章 服 務

第十一條 技術員ハ凡テ本規則ニ定ムル規定ヲ嚴守シ誠實ニ自己ノ作業ニ精勵スヘシ職工ニ非スシテ當工場ニ於テ作業ヲナスモノノ規律モ亦本則ヲ準用ス

第十二條 本規則ニ定メサル事項ト雖モ本規則準據スル各般ノ取締其他臨時ニ定ムル規定又ハ命令ニ付テモ技術員ハ之ニ服従スヘキモノトス

第十三條 技術員ハ上長ノ命ヲ遵守シ、同僚敬愛シテ協調ニ努ムヘシ

第十四條 技術員ハ工場内ノ風紀ヲ尊重スヘシ

第十五條 技術員ハ業務上ノ機密ヲ嚴守スヘシ

第十六條 技術員ハ工場ノ諸設備及ヒ用具ニ對シ取扱ヲ注意スヘシ

第十七條 工場内ニ於テ左ノ行爲ヲ許サズ  
一 限りニ他工場ニ立入り又ハ徒ニ自己ノ受持場所ヲ離ルルコト

二 放歌喧嘩ノ所爲アルコト  
三 許可ナクシテ工場内又ハ其附近ニテ説演、貼紙ヲ爲シ又ハ印刷物ヲ配付撒布ヲ爲スコト

四 物品ノ賣買ヲ爲スコト  
五 限りニ同僚間ニ金品ノ貸借及授受ヲ爲スコト

六 所定ノ場所以外ニ於テ喫煙ヲ爲スコト  
七 私物ヲ製作シ又ハ製作セシムルコト

八 他ノ作業ヲ妨クルカ如キ所爲アルコト  
九 勤務中飲食ヲ爲スコト  
但シ許可シタルトキハ此限りニ非ス

第三章 雇 入

第十八條 新ニ雇入ルル技術員ハ年齢滿十六歳以上五十歳以下

ニシテ義務教育終了程度以上ノ教育アルモノニ限ル但シ特別ノ技能アルモノハ此限りニ非ス

第十九條 技術員志願者ハ履歷書及戶籍謄本ヲ人業課ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ身元證明書及  
前職證書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第二十條 設備ノ上適當ト認メタル者ハ體格検査ヲ行ヒ合格者  
ニ限リ通常十四日以内ノ試験ヲ經タル上採否ヲ決定ス

第二十一條 採用セラレタルモノハ様式第一號ニ定ムル契約書  
ヲ運送ナク提出スヘシ此場合保證人タルヘキモノハ工  
場ニ於テ適當ト認メタルモノニ限ル

前項契約書記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ從業員ハ  
速ニ之カ届出ヲ爲スヘシ

第二十二條 臨時工ニ採用セラレタルモノハ様式第二號ニ定ム  
ル臨時雇傭契約書ヲ提出スヘシ

第二十三條 技術員ハ自己ノ戶籍ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ  
之カ届出ヲナスヘシ

第四章 就業時間、休憩、休日

第二十四條 就業時間ハ午前七時ヨリ午後六時迄トス但シ女子  
及十六才未満ノ者ニ限リ午前七時ヨリ午後五時迄トス

技術員ハ遅クとも始業定期合圖ニ入場シ係長ハ又ハ係  
次長ノ指圖ヲ受ケ夫々受持作業ニ従事スヘシ

第二十五條 工場作業ノ都合ニ依リ夜業ヲ命ジ又ハ臨時ニ其勤  
務時間ヲ増スコトアルモ技術員ハ相當ノ事由ナクシテ

之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ女子及十六才未満ノ者ハ此  
限リニアラス前項ノ場合ニ於テハ第五章ノ規定ニ從ヒ

其勤務時間ニ應ジテ相當賃金ノ歩合ヲ増給スヘシ

第二十六條 晝夜作業ヲ爲ス場合ニハ從業員ヲ二組ニ分チ晝ト  
夜トシ

七日以内ノ期間毎ニ晝夜交代セシム

第二十七條 晝夜作業ニ於テ交代セシムヘキ時間左ノ如シ  
一 午前ニ於テハ七時

二 午後ニ於テハ六時

第二十八條 男工ノ休憩時間左ノ如シ  
正午ヨリ三十分間

但シ作業ノ都合ニ依リ一部ノモノニハ午前十一時三十  
分ヨリ三十分間ノ休憩トナスコトアルヘシ

夜間

一 殘業ノトキハ午後六時ヨリ三十分間但シ作業ノ都  
合ニ依リ一部ノモノニハ午後五時三十分ヨリ三十  
分間ノ休憩トナスコトアルヘシ

二 午前零時ヨリ三十分間

但シ作業ノ都合ニ依リ一部ノモノニハ午後十一時  
三十分ヨリ三十分間ノ休憩トナスコトアルヘシ

生後滿一ケ年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ  
午前午後二回ニ互リ各三十分間以内ノ哺育時間ヲ  
與フモノトス

第二十九條 女工及十六才未満ノ者ヨリ午後零時三十分ニ至  
ル半時間一齊ニ休憩ヲナスヘシ

第三十條 食事ハ休憩時間中食堂ニ於テ會社所定ノ賄ニ依リ之  
ヲ爲スヘシ但シ特別ノ事情ニヨリ所定賄以外ノ食事ヲ  
ナサントスル者ハ豫メ其事由ヲ人事課ニ申出ツヘシ

第三十一條 外來者トシテ會社ハ休憩時間以外之ヲ許サス

但シ緊急已ムル得サル場合ニ於テ係長ノ許可ヲ受ケタ  
ルトキハ其許可證ヲ門衛ニ差出シ門衛詰所ニ於テ面會  
スルコトヲ得ルモ十分間以上ニ涉ルコトヲ得ス

第三十二條 當工場ノ定例休日左ノ如シ  
一 歳末、歳始 (十二月三十一日ヨリ  
翌年一月三日マテ)

二 紀元節 天長節 明治節

三 町祭日

四 毎月各日曜日

五 社内稻荷祭

但シ工場ノ都合ニ依リ休日ヲ變更シ又ハ歳末歳始ノ休  
日ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入場ヲ許サス  
一 酒氣ヲ含メル者又ハ酒類ヲ携帯スチモノ

二 就業上不必要ト認ムル物品其他工場内ハ携帯スヘ  
カラサルモノヲ携帯スル者

三 工場法施行規則第八條ニ規定セル疾病ニ罹リタル  
モノ

四 遅刻シタル者

但シ第四號ニ掲グルモノハ其情狀ニ依リ特ニ入場ヲ許  
可スルコトアルヘシ

第三十四條 病氣其他已ムテ得サル事故ノタメ缺勤セントスル  
モノハ始業時刻迄ニ其旨届出ヘシ

第三十五條 就業時間中ハ外出ヲ許サス  
但シ病氣其他已ムテ得サル事由發生ノタメ出門セント

スル者ハ係長又ハ次長ヲ經テ課長ノ許可證ヲ受ケ之ヲ  
門衛ニ差出スヘシ

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ勤務成績考査上缺  
勤ト看做サス定例ノ休日ニ準ジテ取扱フヘシ

一 父母、配偶者及子ノ喪ニツキテハ 三日間

二 軍事上ノ召集ヲ受ケタルトキ 服役中

三 徴兵検査及簡閱點呼 當日

四 第一號ニ掲グル以外ノ喪ニツキテハ 一日間

五 天災事變其他ノ災害ニ罹リタルトキ 當日

六 一戸ヲ構ヘル者清潔法施行ノトキ 當日

七 妻ノ分焼 當日

八 傳染病ノ爲交通遮斷セラレタルトキ 其期間

前項第二號及第三號ニ該當スルモノ遠隔ノ地ナルトキ  
ハ往復ニ要スル日數ヲ加算ス

第三十七條 技術員ハ入場ノ際自己ノ勤工表ヲ門衛ニ差出シ出  
勤印及増歩ヲ受クルトキハ増歩印ノ押捺ヲ受ケ退場ノ  
際之ヲ持歸ルヘシ萬一印鑑ニ相違アルトキハ遅クモ翌  
朝該課長ヲ經テ届出之カ訂正ヲ受クヘシ

第三十八條 從業員ニシテ自己ノ勤工表ヲ紛失シタルトキハ直  
ニ其旨届出テ新ニ之カ交付ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ  
新ニ交付ヲ受クル勤工表ハ職工ノ自辨トス

第五章 賃金

第三十九條 技術員ノ賃金ハ凡テ日給トシ業務ノ種類、技能其  
他ヲ斟酌シテ之ヲ定メ制規ノ勤務時間就業シタルモノ

第四十條 全額ヲ支給スルモノトス  
早出、残業、夜業及徹夜等ノ就業ニ對シテハ左ノ如ク支給ス

一 早出残業一時間ヲ増ス毎ニ

日給額ノ十分ノ一

二 午後六時三十分ヨリ同九時迄ノ残業

同十分ノ三・二

三 午後六時ヨリ翌朝七時迄ノ夜業

同 一人五分

第四十一條 市況ニ依リ技術員ノ一部又ハ全部ノ就業ヲ休止セ

シムルコトアルヘシ此場内右規程内一日ニツキ各自日

給額ノ二分ノ一ヲ支給ス

第四十二條 遅刻又ハ早退ノ場合ニ一時間及一時間未滿等ニ日

給ノ一分ヲ減ス

第四十三條 従業員賃金ハ前月二十六日ヨリ當月二十五日迄ノ

分ヲ計算シテ當月末日ノ前日ニ之ヲ支拂フ

但シ支拂日カ休日ニ相當スルトキハ其前日ニ之ヲ支拂

フ

第四十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ規定アルニ

拘ラス臨時ニ賃金ノ支拂ヲ爲スヘシ

一 職工死亡シタルトキ

二 解雇又ハ辭職シタルトキ

三 一ヶ月以上ニ亘リ歸郷スルトキ

四 結婚若クハ葬儀ノ爲出費ヲ要スルトキ

五 地方長官ノ命令ヲ以テ定メラレタルトキ

六 天災事變ニ因リ其必要ヲ認メタル時

第四十五條 賃金其他技術員ニ拂渡スヘキ金員ハ本人ノ外拂渡

チ爲サス萬一己ムチ得サル事故ニ依リ他人ニ受領セシ

ムル場合ハ委任狀ヲ持參セシムルコトヲ要ス

第四十六條 試用履修期間ノ者就業初日一日ニ充タスシテ退場

ヲ望ムモノニハ賃金ヲ支給セス

第四十七條 同型休業、怠業其他不穩ノ狀況ニアリテ到底作業

ヲ繼續シ得スト認メタルトキハ隨時工場食堂ヲ閉鎖シ

臨時休業ヲ爲スモ此場合ニ於ケル休業中ノ賃金ハ之ヲ

支給セス但シ休業ノ際平常ノ如ク勤務シアリト認メタ

ル者ニ對シテハ此限リニアラス

### 第六章 職工ノ負擔ニ關スル事項

第四十八條 當工場ノ食堂ニ於テ食事ヲ爲スモノノ賄料ハ左ノ

如シ

但シ市場物價ノ高低ニ依リ變更スルコトアルヘシ

男女 共 一日 金三十五錢也

前項ニ定ムル賄料ハ支拂ハルヘキ當月賃金ノ内ヨリ之

ヲ控除スルモノトス

缺勤者ニシテ食堂ニ赴カントスル者ハ人事課ノ許可ヲ

受クヘシ

第四十九條 當工場ニ於テ従業員ニ配給セシモノノ代金ハ凡チ

支拂ハルヘキ當月ノ賃金ノ内ヨリ之ヲ控除ス

### 第七章 衛生及災害防止

第五十條 必要ニ應ジ技術員ノ健康診斷ヲ行フコトアルヘシ

第五十一條 工場衛生又ハ本人ノ健康上有害ナリト認ムルトキ

若クハ工場法施行規則ニ依リ就業ヲ禁止スヘキ疾病ア

ルトキハ期間ヲ定メテ本人ニ休業ヲサシメ若クハ解

雇スルコトアルヘシ

第五十二條 工場内ニ於テ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ直

ニ係員ニ申出ツヘシ

第五十三條 工場内ニ掲ケラレタル災害防止ニ關スル注意事項

並ニ其豫防裝置ニ就テハ嚴格ニ之ヲ遵守スヘシ

第五十四條 工場内ニ於テハ業務以外ノ火氣ヲ禁ス業務ニ屬ス

ルモノト雖其取扱ヲ疎漏ニシ又ハ猥リニ所定以外ノ場

所ニ於テ火氣ヲ用ヒ若クハ指定以外ノモノヲ燃焼スヘ

カラス

第五十五條 災害發生ノ危険ヲ豫知又ハ覺知シタルモノハ遅滯

ナク之ヲ係員其他適當ノモノニ報知スヘシ

### 第八章 褒 賞

第五十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ設備ノ上之ヲ表彰

ス

一 品行優秀ニシテ業ノ模範タルモノ

二 作業上有益ナル發明改良若クハ工夫考案シタルモノ

三 災害ヲ未然ニ防キ又ハ速ニ防止シタルモノ

四 事變ニ際シ人命ヲ救助其他拔群ノ働きナシタルモノ

第五十七條 職務ニ精勵シ一ヶ月間遅刻ナク早退ナク皆勤シタ

ルモノニハ三日間ノ日給ヲ皆勤賞與トシテ給與ス

第五十八條 毎營業年度末ニ於テ工場作業ノ成績ニ依リ従業員

ノ資格、勤続年數及各自ノ作業成績ヲ斟酌シテ賞與金

ヲ給與スルコトアルヘシ

### 第九章 懲 戒

第五十九條 懲戒ハ誹責、出勤停止、諭旨解雇及懲戒解雇ノ四

種トシ本人從來ノ勤惰、技術、素行其他ヲ斟酌シテ之

ヲ行フモノトス又場合ニヨリ機關ヲ設ケテ之ニ諮問ス

ルコトアルヘシ但シ懲戒ハ併科セサルモノトス

第六十條 出勤停止ハ五日間ヲ限度トシ技術員ノ就業ヲ禁止ス

ルモノニシテ出勤停止シタル期間中ハ賃金ヲ支給セ

ス

第六十一條 懲戒解雇ハ豫告期間ヲ設ケスシテ即時解雇スルモ

ノトス此場合技術員ハ當工場ニ對シ何等ノ要求ヲモ爲

スコトヲ得サルモノトス

第六十二條 他ノ技術員ヲ監督シ指導スヘキ係次長又ハ工長カ

職務ヲ怠リ或ハ規則違反ノ行爲アリタルトキハ其輕重

ニ依リ其與ヘラレタル係次長又ハ工長ヲ免セラルルコ

トアルヘシ

第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ誹責ニ處シ其情狀

重キモノハ出勤停止ニ處ス

一 本規則其他技術員ノ遵守スヘキ事項ニ違反シタル

- 二 本規則第十七條第一號、第五號及第九號ニ違犯シタルモノ
- 三 本規則第二十一條第二項ニ依ル規定ノ手續ヲ爲ササルモノ

第六十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ出勤停止ニ處シ其情狀ノ重キモノハ諭旨解雇若クハ懲戒解雇ニ處ス

- 一 本規則第十七條第六號及第五十四條ノ規定ニ違犯シタルモノ
- 二 本規則第十七條第二號第四號及第十號ノ規定ニ違犯シタルモノ
- 三 工場内ニ於テ無斷ニテ會合ヲナシタルモノ
- 四 就業中無斷ニテ外出シタルモノ
- 五 相當ノ理由ナクシテ無届缺勤十四日以上ニ及ヒタルモノ
- 六 職務ニ怠慢ナルモノ
- 七 出勤缺勤常ナラサルモノ
- 八 喧嘩口論ヲナシタルモノ
- 九 勤工表又ハ職札ノ取扱ヲ他人ニ託シ又ハ託サレテ其取扱ヲナシ若クハ偽サントシタルモノ
- 十 所定ノ出入口以外ノ場所ヨリ出入ナシタルモノ
- 十一 第十二條及第二十五條ニ服從セサルモノ

第六十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ即時懲戒解雇ニ處ス

- 一 雇入レノ際氏名又ハ經歷ヲ詐リ其他詐術ヲ用ヒタルモノ

- 二 本規則第十五條ノ規定ニ違背シタルモノ
- 三 工場ノ物品ヲ竊ニ持出シ若クハ持出サントシタルモノ
- 四 作業ニ關シ上長ノ命令ニ服セサルモノ
- 五 工場ノ内外ヲ問ハス他人ニ對シ暴行又ハ侮辱ヲ加ヘ若クハ不法ニ強迫ヲナシタルモノ
- 六 故意若クハ怠慢ニ依リ機械器具ヲ毀損シ其他工場ニ損害ヲ加ヘタルモノ
- 七 罰金刑以上ノ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲナシタル者及爭議或ハ之ニ類スル運動等ニ參加シ拘留檢束處分ヲ受ケタル者
- 八 賭博又ハ之ニ類スル行爲アリタルモノ
- 九 風紀ヲ紊ス行爲アリタルモノ
- 十 在職ノ儘他ノ工場ニ勤務シタルモノ
- 十一 本規則第十七條第七號ノ規定ニ違犯シタルモノ
- 十二 同僚ニ對シ不法ニ辭職ヲ強要シ又ハ本規則第十條第七號ノ規定ニ違犯シタルモノ
- 十三 本規則第十八條第三號ノ規定ニ違犯シタルモノ
- 十四 其他ノ禁止事項ヲ犯シ戒備ヲ加フルモノニ從ハス改役ノ見込ナキモノ
- 十五 工場ノ諸設備又ハ秩序ヲ紊亂シ若クハ紊亂セントシタルモノ

第六十六條 第六十三條、第六十五條及第六十五條ノ規定ニ因リ處罰セラルヘキ犯則者アルトキ其情ヲ知ツテ之ヲ隠蔽シ若クハ隠蔽セントシタルモノ亦各本條ニ依リ處分

第六十七條 技術員ニシテ規則違犯ノ行爲カ工場へ損害ヲ及ボシタルトキハ其損害ノ實額ヲ調査シ其ノ全額若クハ一部ヲ辨償セシムヘシ

前項ニ於ケル損害ノ實額調査ハ當該課内ノ關係係大長又ハ工長ヲ參加セシムヘシ

第十章 解雇

第六十八條 當工場ノ業務ノ都合上已ムヲ得サル場合ハ解雇スルコトアルヘシ

第六十九條 技術員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ解雇スヘシ

- 一 年齢滿五十歳ニ達シタルトキ
- 但シ身體強健ニシテ作業ニ堪ユルモノト認メタルトキ若クハ特殊ノ技能ヲ有スルモノニハ之カ勤績ヲ命スルコトアルヘシ
- 二 身體虛弱ニシテ作業ニ堪ヘサルモノ若クハ堪ユル能力ナキモノト認メタルトキ
- 三 技能發達ノ見込ナキモノト認メタルトキ

第七十條 前二條ニ定ムル解雇ノ場合ニハ二週間以前ニ之カ豫告ヲナスカ又ハ二週間分ノ賃金ヲ支給シテ即時解雇ヲ爲スヘシ

但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能トナリタルニ依リ若クハ技術工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ解雇ヲ爲ス場合ニ於テハ此限リニ非ス

第七十一條 辭職セントスル技術員ハ已ムヲ得サル事由アルノ外二週間以前ニ之ヲ係員ニ豫告スルト共ニ辭職ノ事由ヲ具シテ願出ツヘシ

第七十二條 解雇ニ際シ本人ノ請求アリタルトキハ雇傭期間業務ノ種類及ヒ賃金ニツキ雇傭證明書ヲ交付スヘシ

第七十三條 本章ノ規定ハ臨時工ニツキ之ヲ適用セス

附則

本規則ハ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

本規則ハ職工雇入ノ際之ヲ交付シ受領證ヲ提出セシメ退社ノ際之カ返納ヲナサシム

誓約書

今般貴社ニ御雇入相成候ニ付テハ諸規則調示堅ク遵守シ當ニ當事者ノ命ニ從ヒ誠實業務ニ精勵仕ルヘキハ勿論萬一就業規則ニ背反スル等不都合ノ行爲有之貴社ニ御迷惑相懸ケ候節ハ身元保證人連帶ヲ以テ其實ニ任可申

右誓約候也

昭和 年 月 日

原籍 現住所 本人 原籍

年 月 日生

現住所  
職業  
保證人

年 月 日生

株式會社稻畑染工場御中

「様式第二號」

臨時雇傭契約書

本籍地  
現住所

年 月 日生

右今般貴會社臨時職工トシテ御採用相成候ニ就テハ左記件々承諾ノ上誓約仕候萬一本誓約ニ違背シタルニ因リ契約期間中何時解雇相成候トモ決シテ異議申問敷且ツ本人一身上ニ關シテハ總テ保證人ニ於テ引受ケ聊カモ貴社ハ對シテ御迷惑相掛申問敷候  
依テ後日ノタメ保證人連署ヲ以テ本書差入候也

昭和 年 月 日

本人

住所

保證人

株式會社稻畑染工場御中

左記

一 雇傭期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

二 就業時間 自午前七時 至午後五時三十分  
若シ遅刻シタルトキハ當工場一般職工ノ例ニヨリ歩引チナス

三 休憩時間及休日 當工場一般職工ニ準ス

四 日給額 一日ニ付金 圓 錢トス

五 賄料 一日ニ付金 錢ト定メ賃金中ヨリ控除スルモノトス但シ賄料中止スル場合ニハ必ス賄係ヘ其旨届出ツヘシ届出ナキ時ハ喫食ナシタルモノト見做シテ賄料ヲ徴收ス

六 賃金支拂日 本契約期間満了ノ翌日支拂フモノトス

七 契約解除 當工場ノ御規則及命令ニ違反シタルトキ無届缺勤三日以上ニ及ヒタル時、其他勤務上不適當ト認めタル時ハ雇傭期間中ト雖直チニ本契約ヲ解除ス此場合賃金ノ外ハ一切支給セス

八 契約消滅 本契約書ハ前記第一第七ノ事實アリタルニヨリ其効力ヲ喪フ

### 職工扶助規則

第一條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ死亡シタルトキハ本規則ニ依リ扶助ヲ爲ス  
但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除ス

### 第二條

職工業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ支給ス

### 第三條

職工業務上ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ其ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給ス但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超ヘタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十迄ニ減ス

### 第四條

職工ノ負傷又ハ疾病治療シタルトキニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ左ニ掲ケル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給ス

一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ

賃金 五百四十日分以上

二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ

賃金 三百六十日分以上

三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ、又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

賃金 百八十日分以上

四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來ノ勞務ニ服スルコト得ルモノ

賃金 四十日分以上

### 第五條

職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テ工業主其ノ事實ニ付大阪府知事ノ認定ヲ受ケ

料ノ支給ニ付亦同シ

職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ヲ支給セス  
健康保險法第六十二條第一項第二項第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第二條ノ扶助又ハ休業扶助料若クハ葬祭料ヲ支給セス

第十二條 第二條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若クハ療養費ノ支給ヲ受ケル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ賃金五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本規則ニ依リ扶助ヲ爲サス

第十三條 第三條第四條第七條第八條及第十二條ノ規定ニ依リ支給額ハ職工ノ勤続年數平素ノ行狀勤怠及家計ノ狀態等ヲ斟酌シ適宜増加スルコトアルヘシ

第十四條 扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス  
一 職工健康保險法ニ依リ被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額  
二 職工健康保險法ニ依リ被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前(賃金締切日ナル場合ニ於テハ直前)ノ賃金締切日以前)三月間(雇入三月ニ滿タサルトキハ其ノ期間)

ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十以上トス  
前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス  
一 業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間  
二 産前又ハ産後ノ女子ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ休業シタル期間  
三 試ノ雇傭期間  
四 工業主ノ都合ニ依リ職工臨時ニ休業シタル期間  
第一項第二號ノ賃金總額ニハ内務大臣ノ定ムル左記賃與及手當ハ之ヲ算入セス  
一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與  
二 發明善行其他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當  
前三項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ同種ノ勞務ニ服スル者ノ賃金ノ平均額トス  
前四項ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スルコト能ハサルトキハ大阪府知事之ヲ定ム

第十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算出スル場合ニ於テ食事其ノ他ノ給與ヲ當時支給スルトキハ其ノ價格ハ賃金中ニ之ヲ加算ス但シ休業扶助料ヲ支給スル場

合ニ於テ食事其ノ他ノ給與ヲ引續キ支給スルトキハ其ノ價格ハ休業扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金中ニ之ヲ加算セス  
第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本規則ニ依リ扶助ヲ爲サス  
一 職工解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依リ保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依リ保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ  
二 扶助又ハ健康保險法ニ依リ保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發シタルトキ

### 労働保險規程

第一條 當工場職工ニシテ入社後滿六ヶ月ヲ經過シ資格査定ニ合格セルモノハ本規程ニヨリ労働保險ニ加入セラルヘシ

第二條 毎年一月、五月、及九月ノ三回労働保險加入ニ關スル資格査定ヲ行フ

第三條 資格査定ハ部長、科長及人事主任合議ノ上之レヲ推舉シ重役ノ裁決ヲ受ケルモノトス  
但シ合議ノ際詮議ニ上ルヘキ職工部屬ノ高級職工一名

株式會社 稻畑染工場

チ參加セシメ其意見ヲ陳述セシム  
第四條 資格査定ニ合格セルモノハ其氏名チ工場内ニ揭示ス  
第五條 資格査定ニ合格シタルモノハ其氏名發表後速ニ戸籍簿本同一家族居住者氏名並ニ保險金受領者ヲ選定シ右書類ヲ提出スヘシ

第六條 當工場ハ被保險者ノ諸手續完了チマテ其氏名ヲ被保險者名簿ニ登録ス  
第七條 本保險ハ前條ノ被保險者名簿ニ登録完了ト同時ニ効力ヲ生スルモノトス

第八條 本保險ニハ保險料ヲ要セス  
第九條 保險金額ヲ定ムルコト左ノ如シ  
甲號保險金  
勤続六ヶ月以上一ヶ年未滿 最終日給二十日分  
勤続一ヶ年以上二ヶ年未滿 最終日給四十日分  
以上勤続滿十ヶ年ニ至ル迄一年ヲ増ス毎ニ最終日給二十日分ヲ同滿十ヶ年以上十五ヶ年ニ至ル迄一ヶ年ヲ増ス毎ニ同十日分ヲ増額ス

乙號保險金

乙號保險金ハ各年次トモ甲號保險金額ヨリ五分ノ一ヲ遞減セル金額ヲ保險金トス

第十條 被保險者ハ之レヲ交付スルニ當リ被保險者勤續中ノ成績ヲ第三條資格査定ト同一ノ方法ヲ以テ審査決定シ甲號又ハ乙號ヲ交付ス  
被保險者カ勤續中業務上ニ基因スル死亡災害又ハ私病ニヨリテ死亡シタルトキハ保險金ノ全額ヲ交付ス但シ

健康保險法ニヨリ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其金額ハ勞動保險金中ヨリ之ヲ控除シ殘額ヲ交付ス

第十一條 被保險者カ勤續中業務上又ハ其他ノ災害ニヨリテ身體ヲ傷害シ治癒後終身勞務ニ服スルヲ得サルトキ保金ノ全額ヲ交付ス

第十二條 被保險者カ勤續中老衰又ハ不治ノ疾病ニ犯サレ勞務ニ堪ヘス退職ノ止ムヲ得サルトキ保金ノ全額ヲ交付ス

第十三條 被保險者勤續滿十ヶ年以上ニ及ヒ依願解雇サレタルトキ保金ノ全額ヲ交付ス

但シ左ノ四項ニ該當スルモノト認メタル場合ハ保金ノ一ヶ年以内工場ニ留保シ交付ヲ延期スルカ又ハ交付ヲ拒絕スヘシ

一 保金ヲ收受スルノ目的ヲ以テ解雇ヲ申出タルコト顯著ナリト認メタルトキ

二 他ノ同業者ニ轉僱サル目的ヲ以テ解雇ヲ申出タルトモノ認メタルトキ

三 解雇後當工場ニ對シ不利ヲ來スヘキ行爲ヲナスコト顯著ナリト認メタルトキ

四 當工場ノ瞭解ナクシテ無斷退職シタルトキ

第十四條 被保險者勤續滿十ヶ年未滿ノモノ依願解雇サレタルトキハ被保險者勤務中ノ成績ヲ考査シ左ノ各項ニヨリ保金ヲ交付スルコトアルヘシ

一 勤續滿二ヶ年以上三ヶ年未滿 保金ノ十分ノ三

二 勤續滿三ヶ年以上四ヶ年未滿 保金ノ十分ノ四

三 勤續滿四ヶ年以上六ヶ年未滿 保金ノ十分ノ五

四 勤續滿六ヶ年以上八ヶ年未滿 保金ノ十分ノ六

五 勤續滿八ヶ年以上十ヶ年未滿 保金ノ十分ノ七

第十五條 當工場作業ノ都合ニヨリ被保險者ニシテ解雇サレタル場合保金ノ全額ヲ交付ス

第十六條 左ノ場合ニ於テハ保金ヲ交付セス

一 被保險者カ自殺ニヨリテ死亡シタルトキ

二 懲戒解雇ヲ受ケタルトキ

第十七條 保金ハ本規程第十條乃至第十五條ニ於テ保金ヲ交付スヘキモノト認メラレタル以外ニ於テ一切之レヲ交付セス

第十八條 被保險者又ハ保金受領者ハ如何ナル場合ト雖モ交付ヲ受ケタル保金額ニ對シ何等異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十九條 被保險者ニシテ當工場職工規則第三十三條及第三十四條ニヨリ處罰ヲ受ケタルトキハ保金ヲ停止シ或ハ被保險者名簿ヨリ削除セラルコトアルヘシ

第二十條 被保險者ニシテ保金停止ヲ受ケタルトキハ其期間中ニ於テ如何ナル事故發生スルモ保金ハ一切之レヲ交付セス

第二十一條 本規程第十九條ニヨリ保金停止ヲ受ケタルモノ改役ノ情願著ナリト認メタル場合右停止ヲ解除シ本人ニ通告ス

第二十二條 本規程第十九條ニヨリテ被保險者名簿ヨリ削除サレタルモノ改役ノ情願著ナリト認メタル場合次期ノ資格査定ニ於テ合議ノ上再ヒ本保險ニ加入セシムルコトアルヘシ此場合勤續年數ノ計算ハ處罰ノ輕重、年功又ハ其情狀ヲ考査シ決定ス

第二十三條 本規程第十條ニヨリ保金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ市町村長ニ差出シタル死亡診斷書死體檢案書若シクハ檢死調書ニ記載シタル事項ノ證明書又ハ之レニ代ルヘキ書類及保金受領者タルコトヲ示ス證ルニ足ルヘキ必要ナル書類ヲ提出スヘシ

第二十四條 本規程第十條第十二條ニヨリテ保金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書及其請求ノ事由ヲ證スルニ足ルヘキ必要ナル書類ヲ提出スヘシ

第二十五條 本規程第二十三條及第二十四條ニ於テ規定セル以外ニ於テ必要ト認ムヘキ書類ノ提出ヲ命ジ又ハ工場囑託醫師ニ診斷セシムルコトアルヘシ

第二十六條 本規程第十條ニヨリ保金ヲ受領スヘキモノ兵役ニ服務中又ハ遠隔ノ地ニアル場合ハ其配偶者又ハ工場法施行令第十條乃至第十二條ニ掲ケタル遺族ニ對シノノ定ムルトコロニ從ヒ之レヲ交付スルコトアルヘシ

第二十七條 前項ニヨリ保金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ正當受領者ノ委任狀及ヒ其代理受領スヘキ事由ヲ證スル

第二十八條 必要ナル書類ヲ提出スヘシ

第二十九條 保金ノ請求書類ヲ受理シタルトキハ調査證議ノ上一ヶ月以内ニ通告シ受領書引替ニ通貨又ハ有價證券ヲ以テ保金ヲ交付スヘシ

第三十條 第十條ニヨリ保金受領者カ著シキ品行不良者又ハ刑事被告人タル場合保金ノ交付ヲ拒絕スルカ又ハ工場ニ於テ適當ナル受領者ヲ選定交付ス

第三十一條 第十條ニヨリ保金受領者カ滿十五歳以下ノ幼年ナル場合ハ其親族者又ハ後見人ニ保金ヲ交付スルカ又ハ法律上正規ノ手續ヲ經テ工場ニ保金ヲ保管シ受領者ノ生活救員其他ノ目的ニ支給スルコトアルヘシ

第三十二條 保金受領者ヲ變更セントスルトキハ其事由ヲ届出承認ヲ受ケヘシ

第三十三條 本規程ハ工場法ニヨル扶助金ト何等關係ナシ

又ハ工場ノ都合ニヨリ改廢スルコトアルヘシ





第二十五條 左ノ各項ニ該當スル場合ニハ職工日常ノ成績ニヨ

リ審査ノ上休暇ヲ得ル事ヲ得

一 忌引休暇 一日

一 兵役ニ關シ簡閱點呼ニヨリ召集セラルル場合 一日

一 水災火災其ノ他變災ニ罹リタルトキ 二日以内

一 他人ノ疾病ニ依リ交通ヲ遮斷セラレタルトキ 一日

一 他人ノ疾病ニ依リ交通ヲ遮斷セラレタルトキ 一日

一 他人ノ疾病ニ依リ交通ヲ遮斷セラレタルトキ 一日

一 他人ノ疾病ニ依リ交通ヲ遮斷セラレタルトキ 一日

第二十六條 左ニ掲ケル者ハ出入ヲ許サス

一 酩酊者ト認メタルトキ

一 工場内ノ秩序ヲ紊亂スル虞アルモノ

一 工場出入ノ所定ノ手續ヲ履行セサルモノ

一 工場法規定ノ第八條ニ該當スル疾病ニアルモノ

一 續班八ヶ月以上ノモノ及産後五週間ヲ經サルモノ

但産後三週間ヲ經過シ醫師ニ於テ差支ナシト認メ

タルトキハ此限ニアラス

第二十七條 勤務時間中ハ濫リニ外出又ハ退場スルヲ許サス

但病氣又ハ特別ノ事情アルモノハ特ニ許可スル事アル

ヘシ

第四章 給 與

第二十八條 賃金ハ左ノ通りニ之ヲ定ム

一 定額ニヨリ支給スルモノ一日(十二時間)參拾錢以

上四圓以下

一 稼高ニ依リ支給スルモノハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條 賃金ハ毎月一回以上通貨ヲ以テ之ヲ支拂フモノト

ス

第三十條 賃金ハ休業日ニハ支拂セス

第三十一條 定時間外ノ就業ヲ命ジタルモノハ勞務一時間ニ付

賃金一日ノ十分ノ一ノ割合ヲ以テ支給ス

第三十二條 時間ニ比例シテ賃金ヲ計算スル場合ニハ一時間ニ

滿タサル就業時間ハ之ヲ切り棄ツルモノトス

第五章 貯 金

第三十三條 工手ノ空費ヲ省キ又ハ不時ノ用途ニ備ヘ併セテ利

殖セシメンカ爲メ貯金ヲナサシム

第三十四條 貯金ハ毎月賃金中ヨリ強制シテ會社ニ預ケ入レシ

ムルモノトス

第三十五條 貯金ハ之ヲ郵便貯金トシ通帳ハ會社之ヲ保管ス

第三十六條 貯金ハ左ノ場合ノ外引出ス事ヲ得ス

一 本人死亡又ハ退社スルトキ

二 本人一ヶ月以上ニ亙リ歸國スルトキ

三 本人ノ婚嫁又ハ葬儀ヲ行フ費用ニ充ツルトキ

四 其他地方長官ノ命令ニ依ツテ定メラレタル場合

第六章 賞與及制裁

第三十七條 工手第一期雇傭契約期間滿期トナリタルト

キハ滿期賞與及滿期證狀ヲ支給ス

第三十八條 工手賃ハ左ノ五種ニ分チ定メタル方法ニ依リ金員

又ハ物品ヲ與フ

一 特別賞 作業上其他ニ關シ發明及改良ヲナシタル

モノ

二 優待賞 技術優秀者クハ品行方正勉勵ニ超ヘ他

ノ模範トナルヘキモノ

三 皆勤賞 本賞ハ一ヶ月一日モ缺勤セサルモノ

四 成績賞 本賞ハ年度末又ハ一營業期間中ニ於テ各

自勤務成績ニ準シ支給スルモノトス

五 臨時賞 各前項ノ外臨時ニ賞スヘキモノ

第三十九條 左ニ掲ケルモノハ該當又ハ減給ス

一 過失ニヨリ機械器具又ハ工作物ヲ滅失シ又ハ毀損

シタルモノ

二 上司ノ命ニ背キテ不正又ハ不當ノ作業ヲナシタル

モノ

三 工場内ニ於テ喧嘩口論ヲナシタルモノ

四 工場内ニ於テ新聞雜誌ヲ講讀シタルモノ

五 其他不都合ノ行爲アリタルモノ

第七章 雜 則

第四十條 工手ハ各自戶籍上異動並ニ轉居等ノ事項アリタル時

ハ其都度直ニ人事課ヘ届出ツヘシ

第四十一條 物品ヲ社外ヘ持出サントスルモノハ各部長ノ物品

持出證ヲ得之ヲ守衛ニ提出スヘシ

第四十二條 各種團體又ハ其他ノ組織或ハ集合ノ場合ニ於テハ

豫メ其旨會社ニ届出許可ヲ受クヘシ

大阪操業合資會社

職工扶助規則

第一條 職工業務上負傷疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ當該

職工ノ重大ナル過失ニ因ル事ヲ證明シタル場合ヲ除ク

ノ外本規程ニ依リ扶助料ヲ支給ス

第二條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル時ハ社費ヲ以テ療養ヲ

施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔ス

第三條 職工療養ノタメ勞務ニ服スルコト能ハサルニ依リ賃金

ヲ受ケサルトキ職工療養費一日ニ付キ賃金二分ノ一以

上ヲ支給シ尙其支給力引續キ三ヶ月以上ニ涉リタル時

ハ其支給額ヲ賃金ノ三分ノ一マテ減少ス

第四條 職工負傷シ又ハ疾病治療シタルトキニ於テ左ノ各號ノ

一ニ該當スル程度ノ身体障害ヲ存スルトキハ左ニ掲ケ

ル區別ニ依リ扶助料ヲ支給ス

一 終身自用ヲ辨スル能ハサルモノ

賃 金 五百四十日分以上

二 終身勞務ニ服スル能ハサルモノ

賃 金 三百六十日分以上

三 從來ノ勞務ニ服スル能ハサルモノ

健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ

女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

賃 金 百八十日分以上

四 身体ヲ障害シ舊ニ復スル事能ハスト雖モ引續キ從

來ノ勞務ニ服スル事ヲ得ルモノ

第五條 職工死亡シタル時ハ其遺族ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス

第六條 職工死亡シタル時ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ金三拾圓以上ノ葬祭料ヲ支給ス

第七條 遺族扶助料及葬祭料ヲ受クヘキモノ及其順位ハ工場法施行令第十條乃至第十二條ノ規定ニ依ルモノトス

第八條 第三條ノ規定ニヨル扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給ス第二條ノ規定ニヨル費用ヲ本人ニ支給スル場合亦同シ

第九條 第二條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサル時ハ賃金五百四十日分以上ノ扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニヨル扶助ヲ爲ササルモノトス

第十條 第三條及第五條乃至第九條ノ規定ニ依ル扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 一定額ニヨリ賃金ヲ定ムル場合ニ於テ其賃金ノ額

二 稼高及就業時間ニ依リ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ニアリテハ診断ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサル時ハ診断前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニアリテハ事故發生ノ日ヲ除キ續就業三十日分ノ賃金ノ平均額

三 但就業三十日ニ滿タサル時ハ其賃金ノ平均額トス前二項ノ規定ニヨリテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ同種ノ業務ニ従事スル職工賃金ノ平均額トス

第十一條 前條第一號第二號ノ規定ニ依リ金額ヲ算出スル場合ニ於テ工場主カ食事其他ノ給與ヲ支給スルトキハ其價格ハ之ヲ金額中ニ加算ス

### 第二十款 莫大小及足袋

- 日本足袋株式會社……………(一五五三)
- 福助足袋株式會社……………(一五五七)
- 日の本足袋株式會社……………(一五六四)
- 大阪ゴム底足袋株式會社……………(一五六七)
- 金貨莫大小株式會社……………(一五七〇)
- 株式會社 由良商店……………(一五七三)

第二十章 莫大小以足袋

料大會由身商海……………(一五五三)

金貨莫大小料大會……………(一五五三)

大阪ゴム底足袋料大會……………(一五五三)

日の本足袋料大會……………(一五五三)

關西足袋料大會……………(一五五三)

日本足袋料大會……………(一五五三)

目次

日本足袋株式會社

出身校別初任給……………(一五五三)

昇給賞與……………(一五五三)

諸給與並積立金……………(一五五三)

退職慰勞金規程……………(一五五四)

旅費給與規程……………(一五五四)

公休並勤務時間……………(一五五五)

職工總人員表……………(一五五五)

職工賃金……………(一五五六)

**福助足袋株式會社**

職員服務規程……………(一五五七)

服務心得……………(一五五七)

休日……………(一五五九)

諸給與……………(一五六〇)

懲戒……………(一五六二)

退職手當規程……………(一五六三)

日の本足袋株式會社

出身校別初任給……………(一五六四)

工場勤務員給料……………(一五六四)

諸給與……………(一五六四)

職工賃金率……………(一五六四)

請負賃率……………(一五六五)

**大阪ゴム底足袋株式會社**

職工賃金……………(一五六六)

皆勤賞附與規則……………(一五六六)

職工扶助規則……………(一五六七)

美情會々則……………(一五六七)

**金貨莫大小株式會社**

職別階級……………(一五七〇)

給料……………(一五七〇)

昇給、賞與……………(一五七一)

積立金	(一五〇)
諸給與規程	(一五〇)
慶弔金給與規程	(一五七)
病氣欠勤給與	(一五七)
退職手當規程	(一五七)
旅費規程	(一五七)
住込者物資給與	(一五七)
製品購入特典	(一五七)
株式分割規程	(一五七)

### 株式会社 由良商店

給與規程	(一五七)
賞與規程	(一五七)
従業員規程	(一五七)
恩給金	(一五七)
出張規程	(一五七)

### 日本足袋株式会社

#### 目次

賞與規程	(一五七)
積立金	(一五七)
保人	(一五七)
保費	(一五七)
保費見舞金給與方法	(一五七)
慶弔贈與金給與方法	(一五七)
慶弔贈與金ハ社員及職工ニ左ノ範圍ニテ是チ支給スル者トス	(一五七)

### 日本足袋株式会社

福岡縣久留米市洗町

#### 各出身學校別初任給

專門學校出	〔長崎高商其 他高等工業〕	月俸	六五〇〇
中等學校出	〔甲種商業 中學校〕	月俸	三五〇〇
女學校出	〔履下シテ採用ス〕	日給	七〇
常帝小學校出	〔給仕男、食事付〕	日給	五〇
現在最高及最低給比較	〔但シ外人技師ハ別〕		
社員 最高給	月俸 三〇〇〇	最低給	月俸 六〇〇〇
社員 最高給	月俸 四〇〇〇	最低給	月俸 五〇〇〇

階級 社員—准社員—雇員  
勤務期間五ヶ年—勤務期間二ヶ年

即チ雇員カ准社員ニ昇級スルニハ二ヶ年ヲ要シ准社員ハ五ヶ年  
勤務シテ社員ニ昇級スルモノトス  
尙同社ハ以前手當金ノ制度アリタルモ昭和三年廢止シ本俸ノミ  
トス  
昇給法

日本足袋株式会社

毎年二月及ヒ八月ノ決算期毎ニ左ノ範圍内ニ於テ昇給サル  
モノトス

正社員 一回 三回程度  
准社員 同 二回乃至三回以下  
雇員 同 月給者ハ准社員ニ準スルモノト  
ス日給ノ給仕及交換手等ハ三錢  
乃至五錢トス

#### 賞與

營業成績トモ關係アリ必スシモ毎年一定セル譯ニハアラサレ  
ト最近ノ業績ニ準據シ給與セラルル處ハ左ノ程度ノモノトス  
毎年二回、二月及八月

正社員及准社員 最高俸給ノ五ヶ月分最低本俸ノ二ヶ月  
分程度

平均 率 本俸ノ三ヶ月程度トス  
尤モ准社員ハ正社員ニ比シテ幾分劣ルモノトス

#### 積立金

毎月本俸ノ百分ノ五ヲ以テ強制積立トナシ會社ニ於テ是レチ  
保管ス  
但シ是レハ身元保證ノ意味ヲ含マサルモノトス  
保人  
一戸ヲ擔ヘタル確實ナル者三名ヲ保證人トシテ要ス

慶弔見舞金給與方法  
慶弔贈與金ハ社員及職工ニ左ノ範圍ニテ是チ支給スル者トス





一 自他ノ出費ヲ問ハス又ハ會社ヘ迷惑ヲ及ホスト否  
トニ拘ラス無意義ノ遊又ハ不品行ノ行爲アルヘカ  
ラス

二 會社ノ許諾ヲ得シテ自己ノ營利ヲ目的トセル商  
的行爲其ノ他投機的行爲ヲナス事ヲ得ス

三 會社關係ノ取引先ト個人ノニスル金品ノ貸借或ハ  
受贈又ハ鑿應ヲ受クルコトヲ得ス

四 職員相互ノ金品ノ貸借ハ償ムヘキモノトス

五 會社ノ許諾ヲ得シテ會社ノ内容機密ヲ漏洩スル  
ヲ得ス

六 其他會社及自他ノ道徳上經濟上ニ害ヲ與ヘ又ハ害  
ヲ醸ス原因トナルヘキ行爲アルヘカラス

第四條 職員ハ會社ノ是認スル身元保證人二名ヲ要ス  
若シ保證人ナキトキハ保證金五百圓ヲ會社ニ預入スル  
カ又ハ信用保險ノ契約ヲナスヘシ保險料金ハ各自ノ負  
擔トス

會社ヘ預入レシ保證金ニハ年八厘ノ利子ヲ付ス  
當會社在勤者ヲ保證人ニスルコトヲ得ス  
保證書及保證金ハ退職後一ヶ月ヲ經テ返還ス  
但シ事情ニヨリ即時返還スルコトアルヘシ

第五條 職員ノ身元保證人ニシテ住所又ハ職業ヲ變更シ其他身  
上異動アリタルトキハ五日以内ニ書面又ハ口頭ニテ人  
事係ヘ届出ツルヲ要ス

第六條 執務時間ハ通常左ノ通り定ム  
事務及工務 始業 午前八時 終業 午後五時

現業 始業 午前七時 終業 午後五時  
但シ業務上必要ノ場合ハ伸縮スルコトアルヘシ

第七條 職員ハ出勤及退出時刻ヲ勤怠表又ハカードニ各自記入  
スルモノトス若シ記入ヲ失念シタルトキハ所屬課長又  
ハ支店長通シ人事係ヘ申出ツヘシ終日申出ナキトキハ  
缺勤ト見做ス

第八條 執務時間中社用又ハ私用ニテ外出セムトスルトキハ所  
要ノ事項ヲ外出票ニ記載シ所屬課長又ハ支店長ノ認印  
ヲ受ケ人事係ヘ差出シ歸社ノ上ハ直ニ該票ニ時刻ヲ記  
入シ置クモノトス

社用ニ依リ自宅ヨリ出張又ハ社外勤務ヲ爲ストキハ此  
限リニアラス但シ此場合ニ於テ課長又ハ支店長ヨリ人  
事係ヘ通報スルモノトス

第九條 在職中病氣又ハ其ノ他ノ事情ニ依リ休職ヲ命スルコト  
アルヘシ其ノ期間ハ一ケ年トス  
但シ充員應召中ノ者及主事、社員、准社員現役トシテ  
在職中ハ全期間ヲ通シ休職トス  
前項ノ期間ハ之ヲ勤績年數ニ通算ス  
但シ召集解除又ハ現役除隊時再勤セサルモノハ此限リ  
ニアラス

休職中會社ヨリ出社ノ通達ヲ受ケタルトキハ速ニ出勤  
スヘキ義務アルモノトス  
休職期間ヲ經過スルモ出社ノ命ナキトキハ退社トス  
休職期間中ト雖モ會社ノ都合ニ依リ退職ヲ命スルコト  
アルヘシ

第十條 職員住所ヲ變更シタルトキ其ノ他身分上異動ヲ生シタ  
ル等ノ場合ハ速ニ人事係ヘ届出ツルモノトス

第四章 休日

第十一條 休日ヲ左ノ通り定ム  
三大節  
日曜日  
一月一日ヨリ五日マテ  
所在地ニ於ケル氏神祭禮當日  
其他會社ニ於テ必要ト認メタル日  
但シ事務又ハ作業ノ都合ニ依リ變更又ハ取消スコトアルヘシ

第五章 認休

第十二條 左ノ場合ヲ認休トス  
但假採用中ノ者ヲ除ク

事項	主事	社員	准社員	雇員
一 婚 禮 舉 式	往復日數及五日	同	同	同
二 徵兵検査及簡閱點呼	往復日數及二日	同	同	同
三 同本支店所在地	往復日數、在除日數、及一日	同	同	同
四 勤務演習應召	往復日數、在除日數、及一日	同	同	同
五 轉勤準備ノ爲メ家族持	四日	同	同	同
六 同 單身者	二日	同	同	同
七 同 社務ヲ帶ヒ夜行	一日	同	同	同
七 同 社務ヲ帶ヒ夜行	一日	同	同	同

八 實養父母危篤ノ場合	往復日數及二日	同	同
九 同 死亡ノ場合	往復日數及五日	同	同
十 配偶者死亡ノ場合	右	同	同
十一 祖父母死亡ノ場合	往復日數及四日	同	同
十二 子女死亡ノ場合	往復日數及三日	同	同
十三 兄弟姉妹及義父母死亡ノ場合	往復日數及三日	同	同
十四 其他密接ナル親類死亡ノ場合	往復日數及二日	同	同
十五 祖先、祖父母、父母、子ノ祭祀ヲ營ム場合	往復日數及二日	同	同
十六 前各項ノ外會社ニ於テ必要ト認メタル場合	相當日數	同	同

第十三條 在勤滿一ケ年以上ノモノニ對シテ左記日數ノ休暇ヲ  
附與ス  
但シ三月二十六日ヨリ翌年三月二十五日迄ノ期間ヲ以  
テ當該年度間ノ有効期間トス

主事十日間、社員七日間、准社員五日間、雇員三日間  
請假ハ會社ノ事務ニ支障ヲ來ササルヲ期シ課長又ハ支  
店長ノ許諾ヲ經テ人事係ヘ申出ツヘシ  
前年度ニ於テ十日以上ノ缺勤アル場合ハ其ノ超過缺勤  
日數ヲ左記ノ割合ヲ以テ休暇日數ヨリ控除ス  
主事ハ十日社員ハ七日、准社員ハ五日、雇員ハ三日ヲ  
以テ一日トス  
當年度中ノ缺勤主事ハ十日、社員ハ七日、准社員ハ五  
日、雇員ハ三日迄ヲ休暇ニ振替フルコトヲ得

第六章 諸給與

第十四條 本章ニ於テ定メタル諸給與中給料ヲ除キタル以外ハ

假採用中ノ者ニハ之ヲ適用セサルモノトス

第十五條 給料ヲ月給日給ノ二種ニ分ツ

日給ノ算定ハ出勤現日數ニ據ル

假採用期間中ノ者ハ日給トス

第十六條 病氣ノ爲メ引續キ一ヶ月以上缺勤セシトキハ左記ニ

依リ給料ヲ支給ス

但シ此場合ニ在リテハ醫師ノ證明ヲ要ス

勤続年數	一ヶ月	二ヶ月	三ヶ月	四ヶ月	五ヶ月
一ヶ年未滿	全額	全額	全額	全額	全額
滿一ヶ年以上	全額	全額	半額	半額	半額
滿三ヶ年以上	全額	全額	全額	半額	半額

第十七條 休職中ハ左記ニ依リ給料ヲ支給ス

但シ充員應召中ノ者ニシテ休職トナリタル後一ヶ年ヲ

經過セル場合ハ支給セサルモノトス

勤続年數	支給	給與	高
十年未滿	休職當時ノ月額ノ	三分ノ一	
十年以上	同	二分ノ一	

日給者ハ二十六日分ヲ以テ月額ト定ム

第十八條 第三十一條ニヨリ謹慎中ノ者ハ其ノ期間中給料ノ半

第十九條 出張ノ場合ハ左記ノ旅費及手當ヲ支給ス

資格	汽車	汽船	馬車	泊料	旅宿	手當	旅費	食料	旅行	手當
主事	二等	二等	二等	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
社員	三等	三等	三等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
准社員	三等	三等	三等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
社員	三等	三等	三等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
准社員	三等	三等	三等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
社員	三等	三等	三等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
准社員	三等	三等	三等	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

宿泊料ハ領收證添付ノ上請求スルモノトス

臺灣、朝鮮、滿洲、北海道、樺太、琉球へ出張ノ場合

ハ實費旅費ヲ除キ前記ノ倍額ヲ支給ス

前項以外ノ海外へ出張ノ場合ハ其ノ都度給與額ヲ定ム

即日歸社ノ出張ニハ旅行手當ヲ支給セズ

但シ二人以上團體旅行ノ場合旅宿手當ハ定額内實費支

給トス

第二十條 轉勤ノ場合ハ左記ノ通り轉動手當ヲ支給ス

轉勤地	區分	主事	社員	准社員	社員
各支店 (大阪支店ヲ除ク)	家族持	四〇〇	三〇〇	二五〇	二〇〇
	單身者	二〇〇	一五〇	一三〇	一〇〇

轉勤ニ必要ナル旅費及生活用具ノ荷擔費運搬費ハ實費

ヲ支給ス此場合ニ依リテハ旅費ヲ除クノ外領收證添

付ノ上請求スルモノトス

第二十一條 本社又ハ支店ニ於テ宿直及日直勤務ニ服スルモノ

ニ對シ左記ノ手當ヲ給ス

一日又ハ一夜ニ付手當金五錢辨當料金參拾錢

第二十二條 賞與ヲ普通、特別、精勤、獎勵賞金ノ四種ニ分チ

精勤及獎勵賞金ヲ除キタル外ハ年二回(五月及十一月)

ニ之ヲ給ス

一 普通賞與ハ當該期間ニ於ケル會社ノ事業成績ノ良

否及各自動務成績ノ良否ニ依リ額ヲ定ム

二 特別賞與ハ特別ニ勉勵シ其ノ功勞顯著ナル者ニ給ス

三 精勤賞ハ一ヶ年ヲ通シ缺勤三日以内ノモノニ五月

之レヲ給ス

第二十三條 獎勵賞金ハ秩父宮殿下臺座記念表彰規程ニ據ル

職員傷疾ノ爲メ又ハ會社ノ都合ニ依リ解職ス

ル時ハ所定ノ退職手當ヲ給ス

但シ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキモ亦同シ

左ニ掲ケル場合ハ退職手當ヲ支給セズ

一 懲戒處分ニ依リ解職シタルトキ

二 勤続一年未滿ノ者ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シ

タルトキ、但シ會社ノ都合ニ依リ解職セシムル時

ハ退職手當金ヲ給ス此場合ニ依リテハ勤続滿一ヶ

年ト見做ス

第二十四條 當會社業務ノ都合ヲ顧ミテ強テ退職シタルトキ

勤務中職務ノ爲メ負傷セルトキハ其ノ治療費及全

治迄ノ給料全額ヲ支給シ其ノ他ノ場合ニ於ケル傷疾

病ニシテ指定醫師ノ治療ヲ受ケタルモノハ藥價ノ半額



第二十九條 會社ヨリ受クル俸給及賞與金ヲ左ノ標準ニ依リ會社ヘ積立テ預金スルモノトス

但シ配當金ノ一部若クハ全部ヲ義務預金トスルコトヲ得

一 自己現在ノ月俸ノ主事ハ二十ヶ月分、社員ハ十ヶ月分、准社員ハ五ヶ月分、雇員ハ三ヶ月分ニ相當スル額ニ達スル迄義務積立金トシテ會社ヘ預金スルモノトス

但シ規定金額以上ニ預金スルモ妨ケナシ

二 義務積立預金ニ對シ會社ハ株主配當ト同額ノ利子ヲ付シ其他ノ預金ニ對シテハ年八厘以上ノ利子ヲ付ス

但シ義務積立金ノ利子ハ年八厘ヲ下ルコトナシ

三 義務積立金ハ在職中引出スコトヲ得ス不慮ノ災害ニ罹リタル時又ハ病氣ノ爲メ止ムヲ得スト認メタル時ハ此限リニアラス

四 義務積立金規定金額以外ノ預金ハ何時ニテモ引出スコトヲ得

五 義務積立金規定額ニ達スル迄ハ月給ノ百分ノ三及賞與金ノ十分ノ三以上ヲ預金スルモノトス

第三十條

職員左ノ場合ニ祝金、香華料及慰勞料ヲ贈呈ス

一 結婚シタルトキ

二 死亡又ハ病氣重患ノトキ

三 火災、水災、震災、其ノ他不慮ノ災害ニ罹リタルトキ

四 賞養父母又ハ配偶者死亡シタルトキ

第八章 懲戒

第三十一條 職員ハ國法ヲ犯シ又ハ會社ノ規定若シクハ社命ニ違背シ風紀ヲ紊亂シ或ハ不正行爲ノアリタル場合ハ懲戒委員ニ付ス

懲戒委員ハ重役及主事、社員中ヨリ社長隨時之ヲ任命シ委員長一名委員若干名ヲ以テ組織シ懲戒事項ヲ審議決定ス

懲戒處分ハ訓戒、謹慎、解職ノ三種トス

社員退職手當規程

第一條

正社員以上ノ社員勤続滿三年以上ニシテ退職シタルモノニ對シテハ退職手當トシテ勤続年數ニ左記各號ノ金額ヲ乘シタルモノヲ支給ス

一 勤続滿三年以上五年未滿ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額一ヶ月分

二 同五年以上六年未滿ノモノニハ退職當時ノ俸給月額一ヶ月半

三 同六年以上ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額一ヶ月半分滿五年ヲ經過シタル滿一年毎ニ俸給月額百分ノ二十五トテ合算シタル金額但シ俸給月額五ヶ月分ニ至リテ止ム

第二條

准社員ヨリ正社員以上ニ昇格後滿一年以上ニシテ退職

本條ノ規定ニ依リ死亡手當金ヲ受クルモノハ戶籍謄本其ノ他本會社ニ於テ必要ト認ムル證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

シタルモノニ對シテハ其勤続年數ヲ通算シテ前條ヲ適用スルモノトス  
第三條 准社員ノ勤続滿三年以上ニシテ退職シタルモノニ對シテハ第一條所定金額ノ十分ノ六ヲ支給スルモノトス  
第四條 准社員ヨリ正社員ニ昇格一ヶ年ニ滿タサルモノニハ其勤続年數ヲ通算シテ前條ヲ適用ス  
第五條 准社員(日給者、月給者)ヨリ社員トナリタルモノハ昇格ノ日ヨリ其勤続年數ヲ起算ス  
第六條 用済ニ依リ解職セラレタルモノ又ハ特ニ功勞アリタルモノニハ別ニ慰勞金ヲ給與スルコトアルヘシ  
第七條 法規ニ觸レ又ハ不都合ノ所爲アリテ解職セラレタルモノニハ本規定ヲ適用セス

附則

第八條 在職中死亡シタル社員ニ對シテハ本規定ヲ準用シ退職手當金ニ代ヘ死亡手當金ヲ支給ス

前項ノ死亡手當金ハ左ノ順位ニ依リ死亡ノ當時本人ト同一ノ家ニアル遺族ニ支給ス

但シ第二號ニ該當スル者數人アルトキハ其順位ハ民法第九百七十條ノ規定ヲ準用シ第三號ニ該當スルモノ數人アルトキハ民法第九百七十四條ノ規定ヲ準用ス

一 配偶者

二 直系卑族

三 直系尊族

四 戸主

前條各號ニ該當スルモノナキトキハ死亡手當金ハ之ヲ支給セス

# 日の本足袋株式會社

本社 大阪市東區本町一丁目一番地  
工場 大阪市東區中濱三七六ノ一

## 各出身學校別初任給

高等工業學校出身者	初給	月俸	五五〇〇
高等商業學校出身者	初給	月俸	五〇〇〇
普通工業學校出身者	初給	月俸	四六〇〇
普通商業學校出身者	初給	月俸	四二〇〇
中等學校出身者	初給	月俸	四〇〇〇

## 工場勤務職員給料(昭和五年現在)

工場長	二〇〇〇	受飾部長	七〇〇〇
裁斷部長	六〇〇〇	立甲部長	六五〇〇
仕上部長	六〇〇〇	先付部長	八五〇〇
甲馳付部長	七〇〇〇		

各部長助手ハ金二十五圓ヨリ三十圓ナリ

一年乃至二ケ年一回ニシテ最高五圓、最低二圓内外

## 賞與

年二回、最高八十圓最低十五圓程度トス

## 雜給

旅費支給規定、退職手當、扶助規定等ノ條文ヲ設ケス夫々適宜之レヲ行フ  
尙旅費ハ凡テ實費ヲ支給ス

## 職別賃金率

職別	最低賃金	最高賃金
裁斷工	失子一足一、三厘 金巾一足一、三厘	木綿一足一、〇厘 別珍一足一、五厘
甲馳付工	百足ニ付 四、五〇	百足ニ付 四、〇〇
ウケ飾工	百足ニ付 四、三〇	百足ニ付 四、〇〇
筒縫工	千足ニ付 四、〇〇	千足ニ付 三、〇〇
立甲縫工	千足ニ付 八、五〇	千足ニ付 七、〇〇
立甲返工	千足ニ付 七、五〇	千足ニ付 七、〇〇
丸止工	千足ニ付 四、七〇	千足ニ付 三、〇〇
先付工	百足ニ付 三、六〇	百足ニ付 三、〇〇
廻シ工	千足ニ付 四、八〇	千足ニ付 三、〇〇
アジロ工	百足ニ付 六、三〇	百足ニ付 七、〇〇
仕上工	十足ニ付 三、三〇	十足ニ付 三、〇〇
イソカケ工	百足ニ付 三、三〇	百足ニ付 三、〇〇
生地引工	日給 一、三〇	日給 二、〇〇

## 請負賃率

### 裁斷部

見習工男 自一〇〇 至一〇〇 同 女自一〇〇 至一〇〇  
 シン鍛冶工 月給(一名)七五〇〇 月給(一名)三〇〇〇  
 平均日收(女) 最低 一〇〇 最高 一〇〇  
 平均月收(女) 最低 三〇〇 最高 五〇〇  
 但日給者ハ見習工ノミニシテ期間ハ三ヶ月乃至六ヶ月其間  
 技術ニ熟練セハ一時間ニ付五厘ノ昇給ヲ行フ日給者以外ハ  
 全部請負制度ニシテ左ニ裁斷部標準賃金及一日(労働時間  
 平均十時間)ノ仕上高ヲ示セハ次ノ如シ

朱子一足ニ付	一厘三毛	金巾一足ニ付	一厘三毛
木綿一足ニ付	一厘	別珍一足ニ付	一厘五毛
一足裁子(普通)	千足ニ付		
二足裁子(別珍)	千足ニ付		
三足裁子(普通)	千足ニ付		
一足裁子仕上高	一日平均 四千二百足		
二足裁子仕上高	一日平均 一千八百足		
三足裁子仕上高	一日平均 二千足内外		
四足裁子仕上高	一日平均 三千五百足		

但シ表裁子、裏裁子、底裁子ニ依リ三百足内外ノ差アリ尙ホ  
 規定裁斷率ハ一立方尺ニ付、朱子ハ一厘三毛、金巾ハ一

ハゼ付部	一人一日平均仕上高 一千四百足(百足四錢五厘乃至四錢八厘)
ウケ飾部	一人一日平均仕上高 一千四百五十足(百足四錢三厘乃至四錢八厘)
筒縫部	一人一日平均仕上高 二千七百八十足(千足四十錢乃至五十錢)
立甲縫部	一人一日平均仕上高 一千四百五十足(千足八十五錢乃至九十錢)
立甲返部	一人一日平均仕上高 一千七百八十足(千足七十五錢)
丸止部	

# 日の本足袋株式会社

本社 大阪市東區本町一丁目一番地  
工場 大阪市東區中濱三七六ノ一

## 各出身學校別初任給

高等工業學校出身者	初給	月俸	五五〇〇
高等商業學校出身者	初給	月俸	五〇〇〇
普通工業學校出身者	初給	月俸	四五〇〇
普通商業學校出身者	初給	月俸	四〇〇〇
中等學校出身者	初給	月俸	三〇〇〇

## 工場勤務職員給料(昭和五年現在)

工場長	一〇〇〇〇	受飾部長	七〇〇〇
裁斷部長	六〇〇〇	立甲部長	六五〇〇
仕上部長	六〇〇〇	先付部長	八五〇〇
甲馳付部長	七〇〇〇		

各部長助手ハ金二十五圓ヨリ三十圓ナリ

一年乃至二ヶ年一回ニシテ最高五圓、最低二圓内外

## 賞與

年二回、最高八十圓最低十五圓程度トス

## 雜給

旅費支給規定、退職手當、扶助規定等ノ條文ヲ設ケス夫々適宜之レチ行フ  
尙旅費ハ凡テ實費ヲ支給ス

## 職別賃金率

裁斷工	最低賃金 失子一足一、三厘 金巾一足一、三厘	最高賃金 木綿一足一、〇厘 別珍一足一、五厘
甲馳付工	百足ニ付 四、五〇	百足ニ付 四、八〇
ウケ飾工	百足ニ付 四、三〇	百足ニ付 四、六〇
筒縫工	千足ニ付 四、〇〇	千足ニ付 四、三〇
立甲縫工	千足ニ付 八、五〇	千足ニ付 九、〇〇
立甲返シ工	千足ニ付 七、五〇	千足ニ付 七、五〇
丸止工	千足ニ付 四、七〇	千足ニ付 五、〇〇
先付工	百足ニ付 三、六〇	百足ニ付 三、〇〇
廻シ工	千足ニ付 四、八〇	千足ニ付 五、〇〇
アシロ工	百足ニ付 六、三〇	百足ニ付 七、〇〇
仕上工	十足ニ付 三、五〇	十足ニ付 三、〇〇
イソカケ工	百足ニ付 三、五〇	百足ニ付 三、〇〇
生地引工	日給 一、三〇	日給 二、五〇

## 請負賃率

見習工男 自一〇〇〇 至一〇〇〇 同 女自一〇〇〇 至一〇〇〇

※シン鍛冶工 月給(一名)七五〇〇 月給(一名)二二〇〇

平均日收(女) 最低 一〇〇〇 最高 一〇〇〇

平均月收(女) 最低 五〇〇〇 最高 五〇〇〇

但日給者ハ見習工ノミニシテ期間ハ三ヶ月乃至六ヶ月其間技術ニ熟練セハ一時間ニ付五厘ノ昇給ヲ行フ日給者以外ハ全部請負制度ニシテ左ニ裁斷部標準賃金及一日(労働時間平均十時間)ノ仕上高ヲ示セハ次ノ如シ

## 裁斷部

朱子一足ニ付	一厘三毛	金巾一足ニ付	一厘三毛
木綿一足ニ付	一厘	別珍一足ニ付	一厘五毛
一足裁チ(普通)	千足ニ付		
二足裁チ(別珍)	千足ニ付		
三足裁チ(普通)	千足ニ付		
一足裁チ仕上高	一日平均	四千二百足	
二足裁チ仕上高	一日平均	一千八百足	
三足裁チ仕上高	一日平均	二千足内外	
四足裁チ仕上高	一日平均	三千五百足	

但シ表裁チ、裏裁チ、底裁チニ依リ三百足内外ノ差アリ尙ホ規定裁斷率ハ一立方尺ニ付、朱子ハ一足一厘三毛、金巾ハ一

ハゼ付部 一人一日平均仕上高 一千四百足(百足四錢五厘乃至四錢八厘)

ウケ飾部 一人一日平均仕上高 一千四百足(百足四錢三厘乃至四錢八厘)

筒縫部 一人一日平均仕上高 二千七百足(千足四十錢乃至五十錢)

立甲縫部 一人一日平均仕上高 一千四百足(千足八十五錢乃至九十錢)

立甲返部 一人一日平均仕上高 一千七百足(千足七十五錢)

丸止部 一人一日平均仕上高 一千七百足(千足七十五錢)

一人一日平均仕上高 一千五百足(百足四錢七厘乃至五錢)  
 週 シ 部  
 一人一日平均仕上高 一千七百足(百足四錢八厘乃至五錢)  
 アジロ部  
 一人一日平均仕上高 一千五百足(百足六錢三厘乃至七錢)  
 仕上 部  
 一人一日平均仕上高 四百五十足(十足三錢五厘乃至五錢)  
 昇 給  
 見習工ハ前記ノ如ク昇給ヲ行ヘトモ請負工(一般職工)ニハ之レ  
 ナ行ハス個人ノ生産能力ト熟練ニ俟ツノミナラス反ツテミシ  
 部(一般ニ裁断部ノ外ハ女工ノミニシテ此名ヲ呼フ)女工ニアリ  
 テハ仕上順序ニ依リ標準賃金ニ高低アル故缺員毎ニ昇給ヲ行ヘ  
 トモ其都度新シキ部ニ入りタル三ヶ月間乃至四ヶ月間ハ前職當  
 時ノ平均日收額ヨリ五錢ヲ差引キタル日給者トシ熟練シ難キ者  
 ハ本人ノ希望申出アル迄日給者トス

賞 與  
 裁断部ニアリテハ右ノ如ク文接賞與アリ各部共通ニテ皆勤賞ト  
 シテ三ヶ月皆勤者ニ一圓一ヶ月皆勤者ニ對シテハ十圓ヲ支給シ  
 三ヶ年皆勤者ニハ三十圓ヲ支給ス  
 繼續賞トシテハ三ヶ年以上勤続シタル者ニ皆勤賞ノ外ニ一ヶ年  
 ニ付五圓ヲ増給ス

年末賞ハ一ヶ年ノ純工賃ノ五分ヲ支給ス  
 労働時間  
 一日平均十時間  
 休日  
 一日、十五日、年末年始四日間、大祭日  
 其他金光教ノ大祭日  
 工賃没收  
 月半ニシテ退職シタル男女工ニ對シテハ事情ノ如何チ問ハス當  
 月工賃ハ全部没收トス  
 寄 宿 舍  
 女工ハ殆ント寄宿者ニ收容シ一ヶ月賄料ヲ十四宛徴收シ入浴料  
 ハ一日二錢トス  
 男子賄料ハ月十五圓ナリ  
 但シ相當熟練セサレハ一ヶ月賄料ヲ差引キ月收僅カニ二十四  
 内外ナリ  
 足袋仕上順序  
 1.生地引 2.裁断 3.甲離附 4.ウケ飾 5.筒縫 6.立甲縫  
 7.立甲返 8.丸止 9.マツシ 10.アジロ 11.仕上 12.イソカ  
 ク 3L出荷

### 大阪ゴム底足袋株式会社

大阪市東淀川区南濱町一九二番地

#### 職工賃金表

男工	見習期間	日給	大人	一〇〇
男工	同	同	小人	七〇
女工	見習期間	日給	大人	八〇
女工	同	同	小人	六〇
職工	見習期間ハ三ヶ月間トス	同	同	同
雜役	男工	日給	同	一〇〇
				一〇〇

#### 皆勤賞與附與規則

階級	賞格	給與額
一級者	日給一四五十錢以上ノモノ	金一四五十錢
二級者	同 一 圓以上ノモノ	金一 圓
三級者	同 一 圓以下ノモノ	金九 十
四級者	同 八十五錢以下ノモノ	金八 十
五級者	同 七十 錢迄ノモノ	金七 十
尙連續四回毎	ニ一ヶ月分追賞ス	

大阪ゴム底足袋株式会社

#### 仕上品目別

工賃支給率

表断	一、二	止	一、四
裏断	一、二	ウケ	三、〇
當布断	一、八	先付	二、〇
底断	一、八	廻シ	三、〇
甲ハセ	一、八	四回ゴム	三、〇
ハセ押	二、五	底ゴム	三、〇
筒×イ	二、〇	當布折	二、〇
筒返シ	三、〇	仕立	六、〇
先當付	三、〇	ゴム	一、一
甲返シ	三、〇	二九ゴム	三、五
表断チ	一、二	當布當	一、一
ハギ裏	一、四	底布當	一、〇
甲ハセ	一、八	底布断	一、〇
先當付	三、〇	ハセ押	一、五
テブ付	三、〇	甲押	三、〇
カサリ	三、〇	テフ返	一、〇
ウケ	三、〇	力布止	四、〇
持廻シ	二、五	先付	八、五
ヘリ押	六、〇	ヘリ付	四、〇
仕立	六、〇	底ゴム付キ	四、〇
ゴムキリ	一、一	當折	一、一